

平成 28 年度
教育民生常任委員会 年間白書

平成 29 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 3 2
3. 委員長報告等	P 3 3 ~ P 2 1 0
4. 所管事務調査報告書	P 2 1 1 ~ P 2 5 3
5. 行政視察報告書	P 2 5 4 ~ P 2 9 1
6. 議会報告会の概要	P 2 9 2 ~ P 3 0 9

1. 委員会の構成

委員長 山口 智也

副委員長 三木 隆

委員 土井 数馬

豊田 祥司

豊田 政典

樋口 博己

樋口 龍馬

森 康哲

森川 慎

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

平成 28 年 5 月 17 日 (火)
市議会第 2 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について (案)

・ 6 月 6 日 (月) 午後

4. 行政視察について (案)

① 7 月 25 日 (月) ～ 7 月 27 日 (水)

② 7 月 27 日 (水) ～ 7 月 29 日 (金)

教育民生常任委員会 事項書

平成28年6月6日(月)

第2委員会室 12:30～

(教育民生常任委員会協議会)

1. 障害者医療費助成制度

～精神障害者保健福祉手帳2級所持者(通院分)までの対象者の拡大について～

(教育民生常任委員会)

2. 行政視察の行程について

3. 6月定例会議会議会報告会 シティ・ミーティングのテーマについて

日 時：平成28年7月13日(水)午後6時30分～

会 場：四日市市総合会館7階 第1研修室

教育民生常任委員会事項書

平成28年6月21日（火）

第2委員会室

1. 委員外議員の出席について

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成 28 年 6 月 22 日(水)

第2委員会室

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 議案第 4 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 議案書 P21～

2. 発議第 5 号 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について

(教育民生常任委員会協議会)

3. 公立幼稚園における新保育料の実施時期について

4. 公立幼稚園の適正化計画(素案)について
～各対象園 関係地区への対応状況～

5. 児童発達支援センターあけぼの学園の移転整備について

6. 橋北交流会館 4 階に設置する子育てこどもプラザ(仮称)について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

7. 議員が参画を取りやめた審議会等の報告
・平成 27 年度 第 3 回エスペランス四日市運営協議会

○**健康福祉部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第3号 平成28年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

..... 補正予算書 P21~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

9. 議員が参画を取りやめた審議会等の報告

- ・平成27年度 第8回四日市市民生委員推薦会
- ・平成27年度 第9回四日市市民生委員推薦会
- ・平成28年度 第1回四日市市民生委員推薦会
- ・平成27年度 第4回四日市市社会福祉協議会理事会
- ・平成28年度 第1回四日市市社会福祉協議会理事会
- ・平成28年度 第1回四日市市障害者施策推進協議会

○**教育委員会**

(予算常任委員会教育民生分科会)

10. 平成28年度 教育環境課題解決方策策定事業について

(教育民生常任委員会協議会)

11. 四日市市学力向上アクションプランについて

12. 中央緑地新体育館建設工事の優先交渉権者選定プロポーザルについて

○**そ の 他**

13. 6月定例会議会中の所管事務調査について

14. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成28年7月13日(水)午後6時30分～

会 場：総合会館 7階第1研修室

議 題：高齢者福祉について(シティ・ミーティング)

15. 行政視察について

16. 休会中の所管事務調査について

①日程について

〔第1回〕 1案：平成28年7月19日（火）午後

2案：平成28年7月21日（木）午前

〔第2回〕 1案：平成28年8月1日（月）午後

2案：平成28年8月5日（金）午前

②調査項目について

教育民生常任委員会事項書

平成28年7月19日(火)

第2委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 幼稚園保育料について

(協議会)

2. こども子育て交流プラザ(仮称)の運営について

(その他)

3. 行政視察について(7月25日～7月27日)

4. 次回の委員会について(確認)

①日程 8月5日(金)午前10時

②事項 幼稚園保育料について

教育民生常任委員会事項書

平成28年8月5日(金)
第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 幼稚園保育料について

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

教育民生常任委員会事項書

平成28年9月7日（水）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育
民生分科会／決算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成28年9月9日（金）10:00～

○**教育委員会**

（教育民生常任委員会）

1. 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出について

2. 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

3. 請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

4. 請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

（決算常任委員会教育民生分科会）

5. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

第1項	教育総務費(関係部分)	…決算書P248～、実績報告書P191～
第2項	小学校費	…決算書P252～、実績報告書P198～
第3項	中学校費	…決算書P254～、実績報告書P201～
第4項	幼稚園費(関係部分)	…決算書P256～、実績報告書P204～
第5項	社会教育費(関係部分)	…決算書P258～、実績報告書P205～
第6項	保健体育費	…決算書P262～、実績報告書P213～

(予算常任委員会教育民生分科会)

6. 議案第 17 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 6 項 保健体育費 …補正予算書 P20~
第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P8, 22

(教育民生常任委員会)

7. 議案第 24 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
…議案書 P175~

(教育民生常任委員会協議会)

8. 朝明中学校移転建替基本構想の策定について (中間報告)

9. 第 3 次四日市市スポーツ推進基本計画 (素案) について

○**こども未来部**

(教育民生常任委員会)

10. 発議第 5 号 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について

(決算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第 13 号 平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
○一般会計
歳出第 3 款 民生費
第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書 P184~、実績報告書 P76~
第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書 P188~、実績報告書 P87~
第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書 P196~、実績報告書 P102~
第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書 P248~、実績報告書 P191~
第 4 項 幼稚園費 (関係部分) …決算書 P256~、実績報告書 P204~
第 5 項 社会教育費 (関係部分) …決算書 P258~、実績報告書 P205~

(予算常任委員会教育民生分科会)

12. 議案第 17 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 2 項 児童福祉費 …補正予算書 P20~
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費 …補正予算書 P20~
 - 第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P8, 22

(教育民生常任委員会)

13. 議案第 23 号 四日市市こども子育て交流プラザ条例の制定について …議案書 P171~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

14. 平成 28 年度第 1 回青少年問題協議会報告について

○健康福祉部

(決算常任委員会教育民生分科会)

15. 議案第 13 号 平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書 P184~、実績報告書 P76~
 - 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書 P188~、実績報告書 P87~
 - 第 3 項 生活保護費 …決算書 P194~、実績報告書 P99~
 - 第 4 項 災害救助費 …決算書 P196~、実績報告書 P100
 - 第 5 項 国民健康保険費 …決算書 P196~、実績報告書 P100~
 - 第 6 項 介護保険費 …決算書 P196~、実績報告書 P101
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書 P196~、実績報告書 P102~
 - 第 3 項 保健所費 …決算書 P208~、実績報告書 P122~
 - 第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書 P248~、実績報告書 P191~
 - 国民健康保険特別会計 …決算書 P283~、実績報告書 P227~
 - 介護保険特別会計 …決算書 P375~、実績報告書 P268~
 - 後期高齢者医療特別会計 …決算書 P407~、実績報告書 P282~

※①〔歳出第 3 款民生費、第 10 款教育費、各特別会計〕の説明及び質疑

《理事者入替》

②〔歳出第 4 款衛生費〕の説明及び質疑

①②の順に行った後、議案第 13 号の討論、採決を行います。

(予算常任委員会教育民生分科会)

16. 議案第 17 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 1 項 社会福祉費 …補正予算書 P18~
第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P8, 22

(教育民生常任委員会)

17. 議案第 21 号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について
…議案書 P69~
18. 議案第 22 号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正
について …議案書 P159~
19. 発議第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見
書の提出について

(教育民生常任委員会協議会)

20. 障害者医療費助成制度 ~身体障害者手帳 4 級所持者までの対象者の拡大について~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

21. 平成 28 年度第 2 回四日市市民生委員推薦会報告について
22. 平成 28 年度第 3 回四日市市民生委員推薦会報告について
23. 平成 28 年度第 2 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

24. 平成 28 年度第 2 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○ **そ の 他**

25. 8 月定例会議会での所管事務調査について

26. 11 月定例会議会 議会報告会の日程について

27. 8 月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについて

日時：平成 28 年 10 月 7 日（金）午後 6 時 30 分～

場所：河原田小学校 1 階ランチルーム

テーマ：地域と学校の連携について

（防災対策やコミュニティスクール等の取り組みについて）

28. 休会中の所管事務調査について

- <日程案>
- ・平成 28 年 10 月 17 日（月）午後 1 時 30 分
 - ・平成 28 年 10 月 24 日（月）午後 1 時 30 分
 - ・平成 28 年 10 月 26 日（水）午後 1 時 30 分
 - ・平成 28 年 11 月 4 日（金）午後 1 時 30 分

教育民生常任委員会事項書

平成28年10月24日(月)
第2委員会室 13:30～

1. 報告事項について

教育民生常任委員会事項書

平成28年11月4日(金)
第2委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 学校規模等適正化・教育環境課題について

(協議会)

2. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

3. 在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況について

(その他)

4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

5. 11月定例会議会 議会報告会シティ・ミーティングのテーマについて

日時：平成28年12月24日（土）午前9時45分～

場所：県地区市民センター 2階大会議室

教育民生常任委員会事項書

平成28年12月8日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成 28 年 12 月 12 日(月)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書 P30~
 - 第 6 項 介護保険費 ……補正予算書 P34~
 - 第 2 条 繰越明許費 (関係部分) ……補正予算書 P10~
 - 第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) ……補正予算書 P11, 63

 2. 議案第 39 号 平成 28 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
……補正予算書 P67~

 3. 議案第 41 号 平成 28 年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
……補正予算書 P79~
- (教育民生常任委員会所管事務調査)
4. 第 4 回ないし第 7 回四日市市民生委員推薦会報告について

 5. 第 3 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

 6. 第 3 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○ **こども未来部**

(教育民生常任委員会)

7. 請願第 5 号 ロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの接種費用の公費助成を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費 (関係部分)

…補正予算書 P32~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 63

(教育民生常任委員会)

9. 議案第 51 号 四日市市立こども園条例の一部改正について …議案書 P45~

10. 議案第 54 号 工事請負契約の締結について

—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備造成工事—

…議案書 P55~

(教育民生常任委員会協議会)

11. こども子育て交流プラザ運営業務委託プロポーザル (審査結果) について

12. 橋北交流会館の供用開始等について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

13. 平成 28 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会報告について

○**教育委員会**

(予算常任委員会教育民生分科会)

14. 議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分)

…補正予算書 P52~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 63

(教育民生常任委員会)

15. 議案第 57 号 工事請負契約の締結について

—霞ヶ浦緑地テニス場整備工事 (建築工事) —

…議案書 (12 月 9 日上程分) P1~

16. 議案第 58 号 工事請負契約の締結について

—霞ヶ浦緑地テニス場整備工事 (建築電気設備) —

…議案書 (12 月 9 日上程分) P7~

(予算常任委員会教育民生分科会)

17. 平成 28 年度教育環境課題解決方策策定事業の報告について

(教育民生常任委員会協議会)

18. 小中学校普通教室空調設備整備について (中間報告)

19. 第 3 次四日市市スポーツ推進基本計画 (案) について

20. 四日市市中央緑地新体育館建設工事優先交渉権者の選定及び国体開催競技の追加について

21. 平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果の分析について

○ **そ の 他**

22. 11月定例会議会中の所管事務調査について

23. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成28年12月24日（土）午前9時45分～

会 場：県地区市民センター 2階大会議室

議 題：障害者・障害児施策等について

24. 休会中の所管事務調査について

①日程について

〔第1回〕 1案：平成29年1月11日（水）午前

2案：平成29年1月12日（木）午後

〔第2回〕 1案：平成29年1月31日（火）午後

2案：平成29年2月2日（木）午前 or 午後

②調査項目について

教育民生常任委員会事項書

平成29年1月11日(水)

第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 本市における地域包括ケアシステムの構築・認知症施策について

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成29年2月28日（火）10:00～

○こども未来部

（予算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費（関係部分） ……予算書P118～
 - 第2項 児童福祉費（関係部分） ……予算書P128～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） ……予算書P142～
 - 第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費（関係部分） ……予算書P214～
 - 第4項 幼稚園費（関係部分） ……予算書P228～
 - 第5項 社会教育費（関係部分） ……予算書P230～
 - 第2条 債務負担行為（関係部分） ……予算書P15～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書P36～
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書P36～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） ……補正予算書P38～
 - 第10款 教育費
 - 第4項 幼稚園費 ……補正予算書P48～
 - 第5項 社会教育費（関係部分） ……補正予算書P48～
 - 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） ……補正予算書P11～

（教育民生常任委員会）

3. 議案第79号 四日市市病児保育事業関係手数料条例の制定について ……議案書P65

（教育民生常任委員会協議会）

4. 幼児教育の段階的無償化の推進に伴う幼稚園・保育園等の保護者負担軽減について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

5. 平成 28 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会報告について

6. 平成 28 年度第 2 回四日市市青少年問題協議会報告について

○**教育委員会**

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 10 款 教育費

- 第 1 項 教育総務費(関係部分) ……予算書P214~
- 第 2 項 小学校費 ……予算書P220~
- 第 3 項 中学校費 ……予算書P226~
- 第 4 項 幼稚園費(関係部分) ……予算書P228~
- 第 5 項 社会教育費(関係部分) ……予算書P230~
- 第 6 項 保健体育費 ……予算書P238~

第 2 条 債務負担行為(関係部分) ……予算書P15~

8. 議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算(第 7 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

- 第 1 項 教育総務費(関係部分) ……補正予算書P46~
- 第 2 項 小学校費 ……補正予算書P46~
- 第 3 項 中学校費 ……補正予算書P48~
- 第 5 項 社会教育費(関係部分) ……補正予算書P48~
- 第 6 項 保健体育費 ……補正予算書P50~

第 2 条 繰越明許費の補正 ……補正予算書P11~

(教育民生常任委員会)

9. 議案第 89 号 工事請負契約の締結について —中央緑地サッカー場整備工事—

……議案書P99~

(教育民生常任委員会協議会)

10. 四日市市学校規模等適正化計画 平成 28 年度改訂版について

11. 海蔵小学校改築工事基本設計について

12. 第3次四日市市スポーツ推進基本計画について

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

13. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分) ……予算書P118~

第2項 児童福祉費(関係部分) ……予算書P128~

第3項 生活保護費 ……予算書P138~

第4項 災害救助費 ……予算書P140~

第5項 国民健康保険費 ……予算書P140~

第6項 介護保険費 ……予算書P140~

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費(関係部分) ……予算書P142~

第3項 保健所費 ……予算書P158~

第10款 教育費

第1項 教育総務費(関係部分) ……予算書P214~

第2条 債務負担行為(関係部分) ……予算書P15~

14. 議案第63号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計予算

……予算書(特別会計) P31~

15. 議案第68号 平成29年度四日市市介護保険特別会計予算

……予算書(特別会計) P163~

16. 議案第69号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

……予算書(特別会計) P213~

※①〔議案第61号 歳出第3款民生費・第10款教育費、議案第63、68、69号各特別会計〕

の説明及び質疑

〈理事者入替〉

②〔議案第61号歳出第4款衛生費 第2条債務負担行為〕の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第61、63、68、69号と順に採決を行います。

17. 議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 1 項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書 P36～
第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費（関係部分） …補正予算書 P46～

18. 議案第 96 号 平成 28 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
…補正予算書 P71～

19. 議案第 98 号 平成 28 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書 P115～

（教育民生常任委員会）

20. 議案第 78 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書 P59～

（教育民生常任委員会協議会）

21. 障害者医療費助成制度 ～身体障害者手帳 4 級所持者までの対象者の拡大について～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

22. 平成 28 年度第 8 回ないし第 9 回四日市市民生委員推薦会報告について

23. 平成 28 年度四日市看護医療大学運営協議会報告について

24. 平成 28 年度第 4 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○ **そ の 他**

(教育民生常任委員会所管事務調査)

25. 平成 28 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会
並びに平成 28 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について
26. 2 月定例会月議会での所管事務調査について

(教育民生常任委員会)

27. 2 月定例会月議会議会報告会、シティ・ミーティングについて
日時：平成 29 年 3 月 28 日（火）午後 6 時 30 分～
場所：あさけプラザ 2 階第 4・5 会議室
テーマ：教育行政全般について
28. 休会中の所管事務調査について
＜日程案＞ ・平成 29 年 4 月 10 日（月）午後
・平成 29 年 4 月 14 日（金）午前 or 午後

教育民生常任委員会協議会事項書

平成29年 3月27日(月)
第2委員会室 13:30～

(協議会)

1. 四日市市学校規模等適正化計画 平成28年度改訂版について

2. 海蔵小学校改築工事基本設計について

3. 第3次四日市市スポーツ推進基本計画について

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成29年3月31日（金）

○健康福祉部

（予算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第121号 平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
…補正予算書P21～

2. 議案第122号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出 第3款 民生費
第5項 国民健康保険費
…補正予算書(2)P14～

3. 議案第123号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
…補正予算書(2)P19～

- （教育民生常任委員会）
4. 議案第125号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書P33～

教育民生常任委員会事項書

平成29年4月14日(金)
第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 図書館について

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

3. 4 常任委員会報告会について

※日程 平成29年4月21日(金) 午後1時

4. 平成28年度 教育民生常任委員会年間白書について

3. 委員長報告等

教育民生常任委員会委員長報告（平成28年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、議案第4号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、保育室等が4階以上の階に設けられている場合の避難用施設の基準に関する規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成27年度第8回及び第9回四日市市民生委員推薦会、平成28年度第1回四日市市民生委員推薦会、平成27年度第4回四日市市社会福祉協議会理事会、平成28年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会、平成28年度第1回四日市市障害者施策推進協議会、平成27年度第3回エスペランス四日市運営協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成28年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、発議第5号 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正につきまして、当委員会の審査の経過を、ご報告申し上げます。

本件は、現在「四日市市子ども・子育て支援法施行細則」に規定されている、納入義務者の属する世帯の階層別の幼稚園保育料について条例に規定し、平成30年4月1日より施行しようとするものであります。

委員からは、保護者負担を少しでも軽減し、子育てしやすい環境を作ることが子ども・子育て支援法の趣旨であると考え、幼稚園保育料については議員に対しても多くの意見が寄せられており、議会としてよりよい結論を出す必要があるため、審査期限の延期を提案する。なお、理事者の案では、公立幼稚園の新保育料について、平成29年4月1日入園の児童より適用することとしているが、次年度からの適用では、新旧保育料の児童が同じタイミングで混在することになるといった課題があり、また、審査期限の延期となれば、議論に時間を要することから、当発議案のとおり施行時期を平成30年4月1日とすることに賛成するとの意見がありました。

これを受けて他の委員からは、新保育料の金額及び施行時期についてもさらに議論することができるため、審査期限の延期には賛成するとの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対して、新保育料の内容や適

用時期については議論を継続すべきと考えるが、市民は階層別保育料の条例化を求めているのではなく、これを条例化することにより、他の料金を定める市の条例とのバランスも問題となると考えられることから、条例化には反対の立場である。本件は、幼稚園保育料の改定に当たり、これまで以上に議会の意を汲むべきとの意図から提案されたものと理解するが、これを受け、今後どのような姿勢で臨むのかとの質疑があり、理事者からは、条例化や保育料の内容の是非について、審査期限を延期すべきとの意見が多数となるのであれば、その意思を尊重する。今回の幼稚園保育料の改定に当たっては、少しでも保護者の負担が減るように検討を重ねてきた。議会に対しても数回にわたり説明を行い、ご意見も聴きながら丁寧に進めてきたと考えており、今後もこの姿勢は変わらないとの答弁がありました。

また、委員からは、理事者に対して、階層別保育料を条例に規定することにより、柔軟な運用が困難となることを危惧するが、条例化することによる問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、現在、「四日市市子ども・子育て支援法施行細則」に定める幼稚園保育料は、国の定める基準をもとにして設定している。今後、保育園保育料を含めた総合的な考え方が国より示された場合は、その決定が年度末となる。条例化することにより保育料の決定が遅くなり、利用者に必要な説明を行う時間がなくなることが懸念されるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当発議案に規定される階層別保

育料については、すでに2月定例月議会の際に理事者より示されたものと同様であるが、その妥当性については整理が十分でなく、その施行時期についても、公平性の観点をどのように捉えるかにより、議員間で意見が異なるため、本件について審査期限を延期することに賛成するとの意見がありました。

また、委員からは、保育料については関心の高い事項であり、議案として提案され議論されることが望ましいと考えるため、当議案に賛成の立場として、審査期限の延期についても賛成するとの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対して、審査期限を延期した場合の保護者や予算等への影響を問う質疑があり、理事者からは、平成29年度の幼稚園の入園申し込みは、公立は9月、私立もほぼ同時期に受け付けることとなっているが、その時点で保育料の改定時期等が示されない場合、保護者の公私立の選択に影響するおそれがある。また、保育料が減額となれば、歳入は減るが、今後、平成29年度予算の編成の際に調整していくとの答弁がありました。

また、委員からは、審査期限延期の提案者に対して、本件の審査を延期する場合、いつまでに結論を出すことを考えているのかとの質疑があり、提案者からは、8月定例月議会最終日でよいと考える。9月の入園受付には間に合わないが、保育料を変更する場合でも、現在「四日市子ども・子育て支援法施行細則」に定められている保育料よりも保護者の負担を軽減する方向で検討するのであるから、十分対応できる

と考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、議会の中でも様々な意見のある課題であり、さらに議論を行う必要がある。保護者の負担を軽減する最善の方法を検討することが重要であると考えることから、審査期限を8月定例会議会最終日に延期することに賛成するとの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対して、園児募集の段階で、保護者に改定の可能性があるとの注釈つきで、保育料を示すこともできるのかとの質疑があり、理事者からは、例年、保育料は、入園受付時には未確定の状態であるため、改定を予定しているとの文言で案内を行ってきた。ただし、今回は、改定時期を平成29年4月とするか、同30年4月とするかが保護者の入園選択の要素の一つとなると考え、早期に保護者への周知に努めるべく、今定例会議会において、公立幼稚園における新保育料の実施時期についてご説明するために教育民生常任委員会協議会を設定いただいたとの答弁がありました。

これに対して委員からは、各公立幼稚園において、すでに保育料の改定について説明が行われており、私立幼稚園においては本年4月より新保育料が適用されている状況において、公立幼稚園の新保育料の適用をさらに先延ばしにすることは、かえって保護者の混乱を招くと考えるため、適用時期を平成30年4月からとすることについては反対である。また、これまでは、公立幼稚園について、一律6900円の保育料となっていたところが、私立幼稚園と同水準となるのであれば、

バス送迎等のサービスがある私立幼稚園に園児が集中するのではないかとの質疑があり、理事者からは、私立幼稚園において、バス送迎に関する利用者負担や各園独自のカリキュラムに要する費用等は、別途徴収となっている。また、新制度へ移行していない私立幼稚園に通う保護者については、就園奨励費補助金により国基準の保育料と同水準となるよう負担軽減が図られていることから、新保育料の適用そのものにより、公立幼稚園の園児離れが進むとは考えていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当発議案については反対の立場であるが、本件については、さらに議論を深める必要がある。8月定例会議での議決でも平成29年度からの適用に間に合うということであれば、審査期限の延期については賛成するとの意見がありました。

これらの議論を踏まえ、当委員会として、審査期限を延期した場合の懸念事項について、改めて理事者に確認したところ、理事者からは、公立幼稚園の保育料が応能負担に変わるということまでは保護者に対して説明できるが、金額の内容及び改定時期についての説明には慎重を期する必要がある。案内文を作成するなど、対応を工夫したいとの答弁がありました。

以上の経過により、発議第5号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出ることについて採決を行ったとこ

ろ、全会一致により、審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成28年6月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 平成28年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

【健康福祉部・経過】

国民健康保険一般経費(システム改修経費)

Q. 当予算は、国民健康保険の都道府県広域化に伴い、被保険者情報、医療費情報、所得賦課情報、保険給付費等推計情報、その他の5分野のデータについて、三重県への提供が必要となるため、庁内システムを改修し、当該データを抽出できるようにするものであるとのことであるが、設計はどこに委託するのか。

A. 庁内の住民情報システムについては、IT推進課が運用、開発等を行っており、その委託先である電算会社に対して、当システム改修を委託することを考えている。

Q. システムの保守・運用については別で予算計上をしていると考えるが、データの抽出を行うために改めて200万円近くの改修経費を計上するのは適切なのか。

A. 三重県に提供する5分野の情報の中には、項目が300ほどあり、それらの個々について情報送信の為に開発が必要であるため、新たに200万円近くの予算計上が必要となる。

(意見) 財源が国庫支出金であるとしても、データの抽出について、システムを開発した事業者との随意契約により改修を委託すればよいという姿勢に疑問を感じる。データ抽出は以前よりも簡便にできるようになっていると考えるため、今後、システムの基盤部分の開発に当たっては、開発会社以外でも運用できるような仕様とし、データを柔軟に扱えるようにするなど、時代に合った手法を検討してほしい。

Q. 保険者努力支援制度について、支援の対象となるのは県か、市か。

A. 現行の保険者は市であるため、市の努力を支援する制度となる。具体的には、特定健診をどの程度実施したか、健診以外の受診勧奨についてどのような取り組みを行ったか等の評価項目について、その達成度を評価するものと聞いている。

Q. 当制度が創設される平成29年4月に向けて具体的な取り組みは進めているのか。

A. 制度の詳細は発表されていないが、先日評価項目が公表されたため、その項目に本市が実施しているどの事業が該当するのか検証を行い、評価項目のすべてについて、本市ではすでに事業に取り組んでいることを確認している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第3号 平成28年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成28年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第21号四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正及び議案第22号四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整備しようとするものであり、いずれも別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第23号四日市市こども子育て交流プラザ条例の制定につきましては、旧東橋北小学校跡に整備する複合施設に四日市市こども子育て交流プラザを新設することに伴い、設置及び管理に関する規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第24号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、中央緑地野球場を廃止することに伴い、関係する条例の規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につ

きましては、別段異議なく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 28 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会について、平成 28 年度第 2 回及び第 3 回四日市市民生委員推薦会、平成 28 年度第 2 回四日市市社会福祉協議会理事会、平成 28 年度第 2 回四日市市障害者施策推進協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成28年8月定例月議会）

教育民生常任委員会に付託された関係発議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、発議第5号 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正については、現在「四日市市子ども・子育て支援法施行細則」に規定されている、納入義務者の属する世帯の階層別幼稚園保育料について条例に規定し、平成30年4月1日より施行しようとするものであります。

当発議案については、平成28年6月定例月議会において審査期限の延期が決定されたものであり、当委員会では、休会中、2回にわたり幼稚園保育料について所管事務調査を実施し、その議論を踏まえて審査を行いました。

委員からは、まず、原案別表の改正規定に定める階層別幼稚園保育料について、第6階層及び第7階層に該当する対象者が多いことから、これらの階層をさらに細分化し、階層間の変動をなだらかにする必要がある。については、原案の第6階層及び第7階層を、第6階層、第7階層、第8階層及び第9階層に細分化し、幼稚園保育料をそれぞれ9,900円、11,600円、12,800円及び14,000円とする。それ以外の階層区分及び幼稚園保育料の金額については、新制度に移行している私立幼稚園について、すでに原案の金額が適用されているものであるため、大きく変更することは好ましくないと考え、原案通りとする修正を行いたいとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、第4階層以下については、現行幼稚園保育料よりも安くなることから、これ以上の細分化の必要はない。第5階層以上は、現行よりも負担が増えることになるが、第6階層以降の階層区分を細分化することで金額の変動がよりなだらかとなることから、提案趣旨には賛同するとの意見がありました。

また、他の委員からは、幼稚園保育料の金額については、様々な考え方がある中、原案のベースである「四日市市子ども・子育て支援法施行細則」に定められている階層別幼稚園保育料をなるべく生かし、さらに細かな設定とすることで、全体の30%程度の保護者の負担が、原案よりも減ると考える。議会として、より保護者の負担を軽減するという意思表示をすることにもつながることから、提案趣旨に賛同するとの意見がありました。

次に、新幼稚園保育料の適用時期について、委員から、理事者に対して、現行幼稚園保育料よりも負担が軽くなる世帯もあると考えるが、原案通り、条例の施行時期を平成30年4月1日とすることで、該当者の負担軽減が遅くなるという側面もある。できるだけ早く幼稚園保育料を改定してほしいとの保護者の声はないかとの質疑があり、理事者からは、幼稚園保育料の改定について、各幼稚園において説明を行ったが、新幼稚園保育料への移行により負担軽減につながる方からの意見は特に聞いていないとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、新制度へ移行した私立幼稚園2園については、すでに「四日市市子ども・子育て支援法

施行細則」に定める階層別幼稚園保育料が適用されており、公私の不均衡を早期に是正する必要があることから、平成29年4月1日より新入園児に限り新幼稚園保育料を適用するのが望ましいと考えるが、理事者側ではどのように整理しているかとの質疑があり、理事者からは、新制度に移行した私立幼稚園との不均衡をできるだけ早期に是正する必要があり、平成29年4月1日から新入園児に限って新幼稚園保育料を適用する場合、同一園で料金体系の異なる園児が混在することになるが、平成29年度入園の児童の保護者には、これまでも金額の変更について説明しており、理解の上入園されることを勘案し、平成29年4月1日からの新幼稚園保育料の適用を当初に提案したとの答弁がありました。

これに対して委員からは、これらの状況を勘案し、新幼稚園保育料については、平成29年4月1日からの適用とすべきではないかとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、平成29年4月1日に新幼稚園保育料を適用したとき、対象は新入園児に限るという手法には疑問が残る。以前に幼稚園保育料を改定した際は、全園児一律に改定をしており、これらの状況を鑑みれば、平成30年4月1日からの適用とすることが適当ではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、幼稚園保育料を改定した場合、現行と比べて負担が少なくなる世帯よりも大きくなる世帯の方が圧倒的に多いと考える。また、平成29年4月1日からの適用とし、同一園に保育料の異なる園児が混在することは、

園の運営面や、保護者の意識の面からも適切でない。さらに、これまでよりも負担が増える場合、家庭において、一定の家計上の準備期間が必要であると考え、各家庭への影響の大きな制度変更であるため、時間をかけた周知、説明が必要であることから、平成30年4月1日からの適用とすべきであると考え。また、現段階では平成29年度からの具体的な保育サービスの向上に向けた提案は見られないため、新幼稚園保育料適用までの間に、公立幼稚園や子育ての環境整備など、サービス拡充に向けた議論を行い、方向性を示すための期間が必要ではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、同時期に同一サービスを受けているにもかかわらず、入園年度で負担が異なるということは適当でないため、平成30年4月1日から一律に新幼稚園保育料を適用すべきであるとの意見がありました。

これに関連して他の委員からは、新制度へ移行した私立幼稚園2園については、すでに階層別幼稚園保育料が適用されているため、公私の不均衡は早期に是正すべきであると考え。しかし、大きな制度変更であるため、時間をかけて丁寧な説明に努めるべきとの意見も理解する。平成29年4月1日入園の児童について入園決定がなされるまでの期間が短いこともあり、十分な説明時間を担保するためにも、新幼稚園保育料の適用は、平成30年4月1日からとした方がよいのではないかと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、卒園までの間に幼稚園保育料の体系が変更となることについては、保護者にとっても抵抗があ

るのではないかと考える。新制度へ移行した私立幼稚園との均衡を早期に図る意味からも、適用を平成29年4月1日からとすべきではないかと考えるとの意見がありました。

次に、階層別幼稚園保育料を条例に規定することについて、委員からは、国の制度改正があった際の柔軟な対応が困難となることも懸念されるが、国の制度改正はそれほど頻繁に行われるものではなく、また、制度改正があった場合でも本市議会は通年議会であることから、緊急的な対応は可能であると思われる。また、当発議案の提出により、議員が実際に幼稚園保育料のあり方について議論ができたという成果もあることから、階層別幼稚園保育料を条例に規定することには賛成したいとの意見がありました。

また、他の委員から、理事者に対して、国の制度改正があった場合、議会も含めて対応はどのようになるのかとの質疑があり、理事者からは、幼稚園保育料に係る制度改正については、政省令により行われることになる。それほど頻繁に改正が行われるものではないが、制度改正について閣議決定があった場合、それに合わせて条例改正が必要となるため、理事者としても、早期の情報収集に努めるが、緊急議会での対応をお願いする場合は考えられるとの答弁がありました。

また、委員からは、当発議案の一番の趣旨は、幼稚園保育料につき、議会で丁寧に議論し、それを制度として反映できるようにすることであると理解している。しかし、条例化が決まっていなくても、幼稚園保育料について多くの議論を行い、金額についても一定の合意を得たため、成果は

あったと考える。また、現在、同様に規則に定められている保育所保育料との整合を図る意味からも、現段階で階層別幼稚園保育料を条例に規定する必要はないのではないかとこの意見がありました。

これに対して他の委員からは、現規則において改正がある場合には、議員も意見を述べる機会を担保されているものの、最終判断は行政側に委ねられ、今回のように議論を深めることはできないと考える。条例であれば、議決することにより議会の意思を反映することができるほか、条例とすることにより特段不便が生じるとは考えにくいことから、階層別幼稚園保育料の条例化は必要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、幼稚園保育料について公の場で議論することが市民や保護者の利益になると考えることから、階層別幼稚園保育料の条例化に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、階層別幼稚園保育料について条例化した場合、他の規則に定める料金についても条例化を行い、整合を図る必要があるのではないかとこの議論もあったが、他の料金の規定についてはその都度議論すればよく、本件と他の料金の規定の議論とは切り離して考えるべきであるとの意見がありました。

これらの議論の後、複数の委員から、自らの意見を押し通すというのではなく、委員会全体の合意が図れるのであれば、結論を一本化できることを望むとの意見がありました。

以上のような経過を踏まえ、保護者の属する世帯の階層別

幼稚園保育料については原案のとおり条例に規定すること、新しい階層別幼稚園保育料については、全8階層の区分を全10階層とし、原案の第6階層及び第7階層を第6階層から第9階層に細分化する修正を行うこと、条例の施行期日については、原案通り平成30年4月1日からとすることで合意されたため、正副委員長において、別表の改正規定に定める階層別幼稚園保育料について、全8階層の区分を全10階層とし、原案の第6階層及び第7階層を第6階層（市町村民税所得割課税額77,101円以上110,631円未満の世帯）、第7階層（同110,631円以上144,151円未満の世帯）、第8階層（同144,151円以上177,681円未満の世帯）及び第9階層（同177,681円以上211,201円未満の世帯）に細分化し、金額をそれぞれ9,900円、11,600円、12,800円及び14,000円とする修正案を提示いたしました。

委員からは、幼稚園保育料の改定について、これから入園を希望する児童の保護者にうまく情報が行き届いていないとの声もあるが、今後、どのように対応していくのかとの質疑があり、理事者からは、あそぼう会・あそび会等を活用して未就園児童に対しても継続して啓発していくとともに、今定例月議会で新しい幼稚園保育料についての結論が出た後は、早速ホームページでの広報も開始したいとの答弁がありました。

発議第7号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出については、次期介護

保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいて、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念にそって介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを求める意見書を国の関係機関に対して提出しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議案のうち、発議第5号について、修正案及び修正部分を除く原案について採決を行ったところ、全会一致で可決され、当委員会としては、お手元に配付いたしました修正案のとおり修正すべきと決しました。また、発議第7号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出について、ないし請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出についての4件の請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、同一の請願者からの請願であり、請願者から請願趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、9月7日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償性、教育の機会均等、教育水準の維持向上のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で創設されたものであるが、昭和60年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化が進められ、平成18年には国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられている。

高度情報化社会に対応するため、国においてデジタル教科書の導入が検討されており、本市においても教授用のデジタル教科書を補助教材として学校で使用しているが、国の検討会議においては、児童生徒用のデジタル教科書を無償措置の

対象とすることは直ちには困難であると考えられている。国には、そのときの財政状況により自治体間の教育格差が広がらないよう、最低限の財政保障を行い、教育条件を全国一律にする責務があると考ええる。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、図書標準に見合う蔵書数の整備をしている本市の公立中学校の割合は、全国平均を下回っている状況であるが、どのような仕組みで予算が配分されているのかとの質疑があり、理事者からは、図書標準に見合う蔵書整備ができていない本市の中学校については、そのほとんどがあと少しで標準に達するものである。予算は、各学校の児童生徒数及び図書整備の状況を考慮して配分しており、図書整備率の低いところへ重点的に配分することを心がけているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、義務教育費国庫負担金の一般財源化が進められていることにより、本来図書整備費として配分すべきものが、別の目的に使われているのではないかと質疑があり、理事者からは、従来の義務教育費国庫負担金の対象のうち、一般財源化されていないのは公立小中学校等教職員給与費のみであり、従来どおり教材費等まで対象を拡大してほしいということが請願趣旨であると考ええる。対象の拡大が実現すれば、より充実した図書費が確保できると考えるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、少子化が進む中、その時々々の財政状況に応じて、義務教育費に係る国庫負担の

割合は今後も削減される恐れがある。そのため、地方自治体からも国に対して国庫負担の拡充を求めることに積極的に取り組むべきと考えることから、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う障害のある子供への合理的配慮への対応等、学校に求められる役割は拡大している。一人ひとりの子供を大切にしたい教育を進めるためには、教職員の配置について、その時々々の財政状況に左右される加配定数による対応ではなく、計画的な教職員定数の改善が必要である。本市では、独自に常勤講師を配置し、小学校1年生、中学校1年生における30人以下学級編成を実施しており、保護者にも好評である。現場としても、その後の学習への影響につき効果を実感しているところであるが、本来、これは国全体の施策として、全ての子供に提供されるべきものである。教育現場が複雑化、多様化する中、教職員定数改善計画の策定を求める地方の声を国へ届けたいと考える。

以上の理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、学級内の生徒数と学力との相関性が不明確であるとの意見もあるが、どのように考えているかとの質疑があり、請願者からは、児童生徒を取り巻く状況の複雑化、多様化へのケアという点では、少人数学級は非常に効果がある。学力については、すぐに効果が出るものではなく、因果関係の証明は困難であるが、現場としては学力の向上には少人数学級は必要であると認識をしているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、教職員を増やせば職員室の拡大が必要となるが、計画はあるのかとの質疑があり、理事者からは、教職員の配置の計画を見ながら、職員室の増改築について進めていきたいと考えている。具体的には、羽津中学校について、既設校舎内での職員室の拡張に向けた設計を行っているところであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、生徒の学力向上だけでなく、それを支える教職員の環境づくりも重要であると考え、併せて検討すべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、本請願が採択され、制度が整備された場合、本市ではどの程度の教職員が増員されるのかとの質疑があり、理事者からは、例えば、今年度全ての学年で30人以下学級を整備することとなれば、小学校は約90学級、中学校は35学級ほど増えるため、その分教職員も増員が必要となるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、本市が独自で行っている小学校1年生・中学校1年生における30人以下学級については、学力の向上以外の面でも重要な役割を果たして

いると捉えている。本市だけでなく、全国的な施策として行えるよう国に求めていく必要があると考えるため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

全ての子供たちの学ぶ権利は平等であるべきであるが、生活保護世帯の子供の大学等進学率を見れば、貧困家庭の子供ほど進学ハードルが高くなっている現状がある。教育は、社会全体が助け合い、負担するという考えのもと、全ての学ぶ意欲のある子供たちが、安心して教育を受け、その能力を最大限に伸ばすことができる環境を作ることが重要であり、経済格差が教育格差であってはならないと考える。

教職員は、課題を抱えた一人ひとりの子供たちに向き合い、寄り添うために、「チーム学校」を目指している。一人の子供を多方面から支援するためには、教職員だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの力が必要であり、本市においてもその配置、拡充及び就学・修学支援の充実が必要不可欠である。

以上の理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の充実と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

本件については、請願者及び理事者に対して、別段の質疑

はありませんでした。

次に、討論におきまして、委員からは、家庭の経済状況が子供の学習にまで影響するのは適切な状況ではない。就学援助を受けている生徒の割合の高い学校は、就学援助を受けている生徒の割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られており、国に対して早急に適切な対応を求めていくことが必要であると考えることから、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

南海トラフ巨大地震において、東海地方が大きく被災した場合、三重県内でも非常に多くの人々が避難所生活を余儀なくされることが想定されている。学校施設は、子供たちが集い、楽しく生活を送る場であるという役割のほかに、巨大地震等の非常時には地域住民の避難所としての役割を果たすものである。行政、学校、家庭、地域が連携した、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実が、子供たち、地域住民を守り、安心安全につながると考える。

以上の理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを求める意見書を提出してほしいとのことでした。

本件については、請願者及び理事者に対して、別段の質疑

はありませんでした。

次に、討論におきまして、東日本大震災の教訓からも、学校における防災対策は重要であり、適切な見直しが求められる。特に地震は、昼に発生した場合、学校への影響は非常に大きいため、適切な対応が国や市には求められることから、本請願の採択に賛同するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告(平成28年8月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第13号

平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【こども未来部・経過】

≪ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ≫

母子家庭等自立支援給付金事業について

Q. 当給付金の不用額が1,000万円以上発生しているが、理由は何か。

A. 国の制度改正により、高等職業訓練促進給付金の給付期間が短くなったこと、自立支援教育訓練給付金の額が減額されたこともあり、不用額が発生したと考えている。

Q. 年度途中で制度が変わり、それを予測できなかったということか。

A. 年度途中で制度改正となったわけではない。

Q. 当給付金に係るニーズを把握できていなかったのではないか。

A. 制度改正も一因ではあるが、平成26年度の実績では合計20件ほどの給付があり、平成24年度から若干の減少傾向はあるものの、平成27年度予算編成時は、過去の実績も踏まえて積算を行った。平成27年度は合計11件であったが、突然に給付の必要性が発生することも想定されたため、減額補正を行わなかった結果、決算額と予算現額の間乖離が発生した。

(意見) 制度改正等がある状況においては、予算編成の際にしっかりニーズを把握するとともに、多額の不用額が生じないように、制度の活用に向けた啓発に取り組むようお願いしたい。

子ども医療費助成事業について

Q. 助成金について、後から振り込みを行うのではなく、窓口負担の無料化はできないのか。

A. 三重県全域で窓口負担の無料化を行わなければ、患者にとっても混乱を招くことになる。統一に向けた働きかけを三重県に対して行い、その動向に合わせて窓口負担の無料化を行っていききたい。

Q. 平成26年度より約19,000件、3,740万円の増加となっているが、この内訳を確認したい。

A. 平成27年9月診療分から、中学校終了前までの子供の通院分を助成対象に拡大したため、その分が平成26年度比で増えていることが主である。その他、平成26年度に99件、400万円程度であった中学生の入院分の助成が、158件、600万円以上に増えて

いる。

Q. 決算額については、概ね予想通りであったのか。

A. 不用額が 3300 万円以上となっている。インフルエンザの流行が予想されたため、医療費の増を見込んで平成 28 年 2 月定例月議会において補正予算を要求した。しかし、それほど医療費が伸びなかったということが不用額発生の主な要因である。

Q. 結果として不用額が発生したものの、現状に即した対応を行ったことについては評価したい。平成 28 年度から新年度にかけて、子ども医療費の助成額はどのように推移すると考えているか。

A. 中学校終了前までの通院分まで助成を拡大後、初めて 1 年間の診療ベースで助成を行うことになるため、平成 28 年度から新年度にかけて最大となるのではないかと考える。少子化もあるため、今後は、児童の出生数によって推移するのではないかと考える。また、病気の流行等の状況が医療費増の大きな原因となるため、そのような状況を十分把握しながら予算編成に努めたい。

《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 》

学童保育事業について

Q. 公設民営の定義を確認したい。

A. 公設については、行政が建物を建てることであり、学校の敷地内に事業者が建物を建てる場合は民設となる。本市の学童保育は民設民営であり、空き教室を活用しているものについては、目的外の使用許可を行った上で使用料をもらっている。

Q. 津市では、学童保育は公設民営が多いが、施設はどのようになっているのか。

A. 津市では空き教室を使用している場合が多く、行政が学校の敷地内に施設を建てているケースもあると確認している。

Q. 本市の学童保育は民設民営で行うという方針であるが、利用できる学校の空き教室等がない場合もあると確認している。地域や教育委員会と協議する場を設ける必要があると考えるが、学童保育が充足していない地域の対応をどのように考えているか。

A. 地域から空き教室の使用等の相談を受けた際、これまでは教育委員会との間で担当者レベルの調整を行っていたが、学童保育の需要が増える中、今後は教育委員会とこども未来部が、状況に応じて地域も含め、協議する場が必要であると考えている。

(意見) 地域ごとに協議する場を設定することが必要であると考えているため、こども未来部、教育委員会が連携し、地域と一緒に進んで取り組みを進めてほしい。

Q. 学童保育事業の予算について、1,000 万円以上の不用額が発生している理由は何か。

A. 人数の増加により、施設改修等が必要となる学童が複数あり、その中の 1 カ所については平成 27 年度中に増改築が行われるという見込みで予算を計上していたが、平成 27 年度においては実施されなかったこと、指導員の確保のための補助金を計上していたが、見込み通りに進まなかったことが主な理由である。

Q. 当予算については、5,000 万円以上の増額補正をしているが、不用額が発生したのか。

A. 学童保育所の運営費補助について、当初見込んだ人数分では不足することが判明し

たため、増額補正を行ったものである。増額補正を行った運営費部分の予算については、見込みどおり執行できている。

Q. 平成 27 年度に実施されなかった増改築については、平成 28 年度に実施される見込みか。

A. そのとおりである。

Q. 今後、新たな学童保育の設置や定員増加の見通しはあるのか。

A. 現在、市の方針に基づき、1 小学校区に 1 カ所の学童保育所が設置されており、需要に応じて増改築が行われている。1 クラス 40 人を適正規模としており、その人数を超える部分については、子供たちの居場所の確保に向けて、増築や指導員の確保についても運営委員会と協議を行っている。その中で、学校の空き教室等の使用についても積極的に調整していきたいと考えている。

Q. 指導員の確保や質の向上について、どのように考えているか。

A. 指導員の確保に向けた課題の一つに低賃金がある。市では賃金のベースアップのための補助を行っているが、学童保育所は通常午後からの勤務であり、それだけで生活するのは厳しいという状況がある。学童保育連絡協議会とも協議をしながら指導員確保に向け努力していきたい。

Q. 学童保育所が法人格を取得しようとする場合、どのように支援するのか。

A. 平成 28 年度では、社会保険労務士に運営面のサポートを依頼している。

(意見) 運営委員会については、保護者や地域が中心となって運営しており、経営については不慣れであると考えため、しっかり支援を行ってほしい。また、指導員の低賃金の改善に努めるとともに、指導力向上に向け、各学童保育所への巡回訪問を重視した取り組みをお願いしたい。

児童虐待防止対策事業について

Q. 各警察署単位に構成される少年警察協働員が児童虐待防止に係る関係機関に入っていないが、少年の安全・安心にかかわる活動を行う組織であるため、相互に情報交換を行い、協力を求めていくことが必要ではないか。

A. 今後、検討していきたい。

児童扶養手当について

Q. 平成 27 年 4 月分から平成 28 年 1 月分までの児童扶養手当について、8 名分の未払いが平成 28 年 7 月に発覚し、未払い分の支払いは平成 28 年度の歳出として処理されている。平成 27 年度は事務の誤りにより本来支出すべきものが支出されていないこととなるが、平成 27 年度決算に誤りがあるのではないか。

A. 平成 27 年度に支払うべき部分について、事務処理の誤りにより支払われなかったことは事実であり、市の信用失墜にもつながる行為であるため責任を重く受け止め、再発防止に心がけたい。未払いが発覚したのは平成 28 年 7 月であるが、地方自治法施行令第 143 条によれば、歳出の会計年度は、その支出負担行為をした日の属する年度とすることになっており、さらに同令第 165 条の 8 において、出納閉鎖後の支出は、こ

れを現年度の歳出としなければならないと規定されていることから、これに基づき未払い分の支払いについて平成 28 年度の歳出として処理したものであり、会計処理に誤りはない。

あけぼの学園の各事業について

- Q. 障害児相談支援事業について、勤務時間数及び人件費が平成 26 年度に比べて大きく増えているが、この理由は人員を増やしたことによるものか。
- A. 当事業については、平成 27 年 1 月に事業の指定を受けたものである。平成 26 年度で 71 件ほどであった障害児支援利用計画案の作成が、平成 27 年度では 187 件となり、モニタリングも 451 件実施し、他の業務との兼務であるものの、これにかかわる職員の数を増やしている。
- Q. 当事業に携わる職員の時間外勤務及び人件費に占める時間外勤務手当の割合はどの程度か。
- A. 時間外勤務は合計 344 時間であり、時間外勤務手当については 86 万円程度である。
- Q. 相談支援専門員 8 名のうち、7 名が兼務となっているが、時間外勤務に偏りはないか。また、兼務の職員は、これとは別に他の業務で時間外が発生しているのではないか。
- A. 職員間のバラつきはあるものの、当事業について、現段階で過度の時間外勤務となっているとは考えていない。しかし、兼務の場合は、他の業務でも時間外勤務を行うことにより、結果としてトータルの時間外勤務が多くなることはある。
- Q. 人による業務の偏りを是正していく対策について、考えはあるか。
- A. 基本的には、業務が特定の個人に集中しないように業務配分することが責務であると考えている。個々人が働きやすいよう環境の整備等に配慮し、時間外勤務の削減に努めたい。
- (意見) 管理監督者が個々人の能力に応じたサポート、アドバイス等を心がけ、特定個人への業務の偏りがないようにしてほしい。対策をしても業務量の特定個人への偏りが発生するのであれば、改めて人員配置についても検討を求める。
- Q. 保育所等訪問支援事業について、訪問支援員を 9 名に増員しているものの、なかなかサービスを受けられないとの声も聞いている。現状、訪問支援を受けるのにどれほど待つ必要があるのか。
- A. 当事業については、需要に対応しきれていないのが現状であり、現在、3、4 カ月待ちとなっている。訪問支援員については訓練士兼務であり、予約があれば個別訓練に対応する必要もある中、ある程度当事業に時間を充てている現状はあるものの、当事業の需要が想定よりも大幅に拡大しており、保育所等への派遣が難しくなっている。平成 29 年度においては、個別訓練をさらに縮小し、当事業の需要に対応できるよう取り組んでいきたい。

放課後等デイサービス事業について

- Q. 当事業について、数年で利用者の人数が劇的に増えているが、平成 27 年度の事業所

数 36 カ所で充足しているのか。

- A. 利用者数の増加は過去 2 年に比べれば緩やかになりつつあるものの、事業所数はもう少し必要であると考えている。
- Q. 障害児のニーズに基づく支援など質の向上を図ることが課題に挙げられているが、具体的にどのようなことを考えているか。
- A. 当事業については、新しくできた事業所も多いことから、子供の育ちや過ごし方に関する各家庭での思いに対応するためのノウハウを事業者が取得できるよう取り組んでいきたいと考えている。また、これまで、当事業の支援を受けることにより、学校でのストレスから家でパニックを起こしていた児童が、比較的円滑に家庭生活ができるようになる等、効果は表れており、市としても各事業者が掲げる目標や理念を尊重し、質の向上を図っていきたいと考える。
- Q. 当事業のニーズを利用者数、利用日数のどちらで捉えているか。
- A. 利用者については新規申請も多く、利用日数についても、通い慣れた段階で日数を増やすケースもあるため、双方でニーズを捉えている。
- Q. 事業所の数が増えたため、ニーズが増えているのか。
- A. もともと潜在的なニーズがあり、それに対して事業所数が増えたために合わせて利用者数が増えたと考えている。現在は、利用に際しての待機は確認していないが、家からの距離や利用者からの評判により、特定の事業所に希望が集中する傾向もある。
- Q. 県指定事業所とそれ以外の事業所の差はあるのか。
- A. 放課後等デイサービス事業所は、基本的には県の指定を受けているが、それ以外については、事業初期に、介護事業者が運営する事業所で国の基準を満たすものについて、基準該当放課後等デイサービス事業所として市で認定したものである。
- Q. 基準該当放課後等デイサービス事業所に通う児童が、県指定事業所に移る傾向はあるのか。
- A. 県指定事業所に移る児童は多い。しかし、重度の障害のある児童を預かることのできる事業所は不足傾向にあるため、基準該当放課後等デイサービス事業所を継続する児童もいる。
- Q. 質の向上に向け、事業者にどのような支援を行うのか。
- A. 事業者を対象に、子供の特性をより理解してもらうため、大学教授や医師を招いた研修会を開催している。
- (意見) 事業所の増加により、選択の幅が増え、自ずと事業所の質は向上すると考えるが、市としても一定の質の基準を持ち、事業所訪問により実態を把握し、個々の子供がその特性に応じた施設を利用できるようアドバイスをお願いしたい。
- Q. 当事業について、平成 27 年度に利用者アンケートを実施しているとのことだが、その内容を事業者にフィードバックし、その結果が生かされるよう取り組みを進めているのか。
- A. アンケートの集計結果については、事業所に配付している。また、特定の事業所名が書かれているものについては、直接事業所に持参し、指導しているところである。

特別保育事業について

Q. 平成 27 年度の決算額及び予算現額は、概ね例年通りと考えてよいか。

A. 平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、通常保育の中に新たな区分として保育短時間が設けられ、従前の特別保育事業から特定保育が除外された。また、延長保育の一部についても、通常保育の運営費の中に含まれることとなったため、特別保育事業の決算額が前年度比で半額以下となった。平成 28 年度決算以降は、平成 27 年度と同水準で推移していくのではないかと予想している。

Q. 園の運営側が預かる金額に大きな変動はないと理解してよいか。

A. 従来の特設保育に係る費用が、通常保育の運営費の部分へ移行したものであるため、全体としての金額が大きく変動しているわけではない。

地域型保育事業について

Q. 当事業について、運営基準、設置基準及び保育士の配置基準はどのようになっているか。

A. 市の認可施設になるため、条例で定めた市の基準を満たすものについて認可している。

Q. 安心・安全面について心配がある。定期的に巡回は行っているか。

A. 小規模保育事業については、国基準 B 型では、保育者の 2 分の 1 以上を保育士とすることが求められるが、市の基準では 3 分の 2 以上まで引き上げている。また、保育士の資格を所持していない方についても必ず市の講習を受けることを義務付けている。それぞれの施設の状況については、必要に応じて保育幼稚園課職員が出向いて確認を行っている。

Q. 市の方向性として、今後、当事業を拡充していくのか。それとも、認可保育所を増やしていくのか。

A. まずは認可保育園の定員の確保を第一に考え、それを補完する目的で地域型保育事業に取り組むことを考えている。

Q. 今後、認可保育園の定員が整備された場合、当事業はどうなるのか。

A. 現在の保育ニーズとして、出産後、早期に就業したいという保護者が多い状況であり、当事業については、0 歳児から 2 歳児にかけての保育ニーズをカバーするものとして継続していきたい。

Q. 平成 27 年度に地域型保育事業を利用していた 2 歳児について、平成 28 年度に全員が保育園等に入園することができたのか。

A. 保育園での保育を希望する 2 歳児については、入園選考において優先措置を行っており、平成 28 年度に保育園に入園できなかった事例はない。

保育園保育士について

Q. 保育園保育士のうち、臨時職員については全て保育士資格を持っているのか。

A. 早朝、夕方の時間帯、職員の昼休憩の時間帯で短時間勤務を行っている者の中には、保育士資格を所持していない者もいる。

(意見) 保育の質の向上が求められる中で、短時間勤務であっても、保育士資格所持者の雇用に努めた方がよいと考える。短時間勤務の場合でも、資格を持っている者については給与の加算を設けること等についても検討してほしい。

橋北交流会館整備事業（保育幼稚園課）について

- Q. 橋北こども園の給食調理はどのように行うのか。
- A. 旧東橋北小学校の給食室を活用して給食を提供することになる。
- Q. 橋北中学校とのなかよし給食を実施することは可能なのか。
- A. そこまでの食数については想定していないため、困難であると考え。
- Q. 通常の小学校であれば300名から400名程度の給食調理ができる能力が求められる。中学校給食の食缶給食への移行期において、教育委員会とも連携し、中学校との共同調理を見込んだスペースの確保等を検討すべきではないか。
- A. 認定こども園については、その対象年齢に応じて、離乳食前期・中期・後期、幼児食等成長段階に応じて作るべき料理の種類が非常に多い。大人に近いカロリーが必要な中学校給食を、同様の献立で作ることについて、実際の運用は困難であると考え。
- (意見) 食材や必要カロリー数が異なることは理解しているが、施設が有効活用できるのであれば行うべきであると考え。近い学校と連携し、1品だけでも共同調理するなど、様々な手法の可能性はあると考えるため、検討はしてほしい。

病児保育室管理運営費について

- Q. 四日市市病児保育室は、二宮病院を指定管理者として運営されているが、委託料は、利用者に応じて金額は変わらないのか。
- A. 年間決まった額を支払っている。
- Q. 病児保育室の体制についてはどのようなものか。また、インフルエンザ等の流行期は人数が増えるのか。
- A. 二宮病院の小児科医師が診察に当たっており、常勤の看護師、保育士が配置されている。保育士については、人数に応じて加配を設けており、柔軟に対応してもらっている。
- Q. 年間定額の委託料の支払いでは、利用が増えるほど指定管理者の収支が赤字になると考えるが、実態に沿っていないのではないか。加配があった場合に委託料を加算するような仕組みは作れないのか。
- A. 平成27年度については、若干の黒字となったと確認しているが、これまでは赤字が続いていたという現状がある。委託料の仕組みについては検討する必要があると考える。
- Q. 市内唯一の病児保育室であることにも鑑み、指定管理者の収支が赤字とならないような仕組みを構築すべきと考えるため、ぜひ検討してほしい。
- A. 次期の指定管理の更新時期において、仕組みを再検討したいと考える。

債権管理の適正化について

Q. 保育所負担金の滞納整理推進に係る取り組みについて、不十分と評価されているものが散見され、特定保育負担金、延長保育負担金及び一時保育負担金については、実施されていないものもある。こども未来部の債権管理の取り組みは不十分ではないのか。

A. 四つの負担金のうち、もっとも比重の大きい保育所負担金の債権管理を優先せざるをえないのは否めない状況である。児童手当からの特別徴収等の取り組みを行い、滞納額については減ってきているが、電話催告や園訪問による催告について、債務者と接触できる回数が少なく、改善していかなければならないと感じている。

Q. 新しい手を打たなければならないと考えるが、今後についての考え方はどうか。

A. 特定保育負担金、延長保育負担金及び一時保育負担金については、現年度の滞納が発生しないよう取り組んでおり、概ね徴収できている状況である。しかし、平成24年度以前の滞納について、徴収できていないものが多いため、きめ細かく個人に対して電話催告等で対応していきたい。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

子宮頸がん予防ワクチンについて

Q. 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況について、全国的に副反応が確認されていることから、接種率が落ちている。これに対する補助を続けることは適当なのか。

A. 平成25年6月に国の勧告により積極的勧奨を中止しているが、副反応が多発しているのは日本のみであり、当ワクチンと副反応との因果関係は証明されていない。また、予防接種法に基づく定期接種であり、市で廃止の決定はできないため、現段階では継続することになる。

Q. 副反応に係る訴訟において、被告は国となるのか。また、市内で副反応の発生した事例はあるのか。

A. 任意接種時の副反応については市も責任を負う可能性はあるが、定期接種化以降については国が被告となる。副反応の発生した事例について、重篤なものは2件あり、うち1件は快方に向かっている。1件は任意接種時の健康被害が認められ、医療費の賠償は決定している。ただし、予防接種法に基づく健康被害の救済ではないため、今後は副反応と健康被害との因果関係が認められるかが争点となると考える。

(意見) 市内でも副反応が発生した事例があるから、国の決定を待つだけでなく、予防接種の副反応に係る対応については市でも協議すべきと考える。

Q. 平成27年度においても接種件数が12件ある背景を確認したい。

A. 12名のうち5名は1回目の接種であり、接種前に医師と保護者が話し合い、保護者の同意を得た上での接種となっている。中には外国人も数名いるが、世界的には効果が認められているものであるため、接種は必須と考えている外国人もいると思われる。

Q. 副反応の発生率は、他のワクチンと比較して高いのか。

A. 他のワクチンについても非常に少ない割合で副反応は発生しているが、当ワクチンについては、発生率よりも、通常の生活をしてきた人が急に歩けなくなるといった結果の重篤性から積極的勧奨の中止に至ったものと考えられる。

(意見) 積極的に国に対して情報を求めながら、今後の対応については冷静に判断してほしい。また、市民から問合せがあった場合には、懇切丁寧な説明・啓発を求める。

妊婦一般健康診査について

Q. 当健診について、6回目から14回目までの受診率が低くなっているのはなぜか。

A. 当健診は、妊娠期間中に14回分の受診券を渡しているが、正期産に当たる37週以降40週まで、毎週1回ずつの妊婦健診を受ける想定となっている。しかし、多くが40週になるまでに出産をしているため、後半の受診率が低くなっている。

Q. 14回の健診では足りなくなる場合もあると考えるが、14回を超えた場合の費用について、どのように考えているか。

A. 妊娠期間中に早産傾向等で入院した場合は、保険診療の対象となる場合もある。ほとんどの方が14回を使いきれない状態であるが、それを超えた場合は実費受診いただくよう説明しているのが現状である。

Q. 一部ではあっても、低所得により実費では支払えないということが発生する可能性もあると考えるが、現段階では対応は考えていないのか。

A. 生活保護を受給している方については、家庭児童相談室で実施している助産制度を利用することができる。その他、市への妊娠の届け出以降は、保健師、助産師がフォローに入り、確実に受診ができるよう、生活支援や経済支援も含めて個人的に対応を行っている。

(意見) 受診券について、現在氏名、住所等を全て書かなければならない形式となっているが、住所変更となった場合のみ届け出ることにする等、もう少し簡略化してほしい。

産前・産後サポート事業について

Q. 専任保健師による訪問指導の実績について、妊婦が1件、産婦が36件となっているが、十分需要に答えているのか。

A. これ以外に、養育上支援の必要な子供や、虐待疑いのある子供については、地区担当保健師が早期から関わっており、当事業における訪問については、一般的な育児不安のある方に対するものとなっている。しかし、まだ潜在的なニーズはあると考えるため、さらに訪問指導ができるよう体制を整えていきたい。

Q. こんにちは赤ちゃん訪問については、対象となる方全てを訪問できたのか。

A. 全ての方の状況把握はしているが、本市に住所を置いたまま海外へ長期の里帰りをしている場合や、病気で長期入院中という場合もあり、生後4カ月までの子供全ての顔を見ているわけではない。

Q. 潜在的なニーズを踏まえ、産前・産後の訪問等のサポート体制も含めた総合的な人員配置が必要であるとする。

A. 本市は、保健所設置市の中では、人口当たりの保健師の人数が少ない状況である。受験者も少ないなど確保に苦慮しているが、今後も四日市看護医療大学等に働きかけ

を行いながら確保に努めたい。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

幼稚園施設整備事業について

Q. 空調について、保育園には完備されているものの、幼稚園については職員室のみの配備となっている。幼稚園においても夏休み期間中に自由登園日を設けているが、その際の現場の状況はどのようなものか。

A. 各幼稚園について、自由登園日も含めて夏期の室温の調査を行ったところ、7月上旬がもっとも暑く、30度を超えている状況があった。

Q. 幼稚園児は、極端な暑さや寒さに耐える力も弱いと考えるが、エアコン整備について、平成 27 年度に検討された形跡がなく、保育園に比して、幼稚園へのエアコン整備は決定的に遅れているのではないか。

A. 公立幼稚園の新保育料が適用されることにより、8割ほどの方の保育料が上がることになるため、議会より、保育の質、保育環境の向上に努めるべきであるとの意見を受けたところである。あくまで政策的に決定されたものではないが、こども未来部としては、エアコン整備も含めた施設整備について、具体的な計画化の段階で議会にも報告をしたいと考えている。

《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費・歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

園三師の勤務状況について

Q. 園医、園歯科医、園薬剤師（以下、「園三師」という。）の職務については、学校保健安全法施行規則及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められているとのことだが、規定された項目については、全て行わなければならないのか。

A. そのように理解している。

Q. 幼稚園、保育園において園三師の報酬とは別に健康診断費等が計上されているのか。

A. 幼稚園で、四日市薬剤師会への委託として、尿検査を実施している。また、保育園において、条例に定める報酬とは別に、報償費により新入園児の内科健診、歯科検診を実施している。

Q. 園三師の業務の一つである園保健計画の立案等への関わりについて、平成 27 年度は行われていないところも多い。園三師に対して指導は行っているのか。

A. 平成 27 年度の決算常任委員会での指摘を受け、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対して改めて適切に業務に携わっていただくよう求めた。また、各園長に対し、園だよりにより、園三師からのアドバイスを積極的に掲載するよう指示を行う等の改善に取り組んだが、まだ十分でない状況も見受けられるため、さらに取り組みを進めていきたい。また、園保健計画は年度当初に作成するものであるが、平成 27 年度は、前年度と計画自体を大きく変更するような事例が少なかったことから、園三師の関与も少なかった

と考えている。今後は小さなことでも相談をかけるよう進めていきたい。

幼稚園・保育園の安全管理について

- Q. 不審者対策等、幼稚園・保育園の安全管理についてどのように取り組んでいるか。
- A. 見知らぬ者が園内に入ってくることを防ぐことは、危機管理上、非常に重要であると認識している。具体的には、防犯カメラを各園に少なくとも2カ所ずつ設置しており、出入りの記録をとっている。また、不審者対応訓練の際に、各警察署等と連携し、指導を受けている園もあり、それに合わせて園全体での不審者対応訓練も定例的に行っている。その他、地域とも様々な情報交換ができるような園づくりを進めている。
- Q. 園によっては、出入り口が複数ある場所もあるが、使用していない経路もあると聞いている。そのような経路の封鎖は考えていないのか。
- A. 実際使われていない経路については、門を施錠して対応している。
- Q. 防犯カメラについて、職員室に保育者がいなければ役に立たないこともある。私立園では、園庭や園舎に入った場合にブザーで知らせる仕組みもあるが、現在の安全対策について、今後さらに進めていく考えはあるのか。
- A. 現在の防犯カメラも導入からかなりの年数が経っているため、カメラ自体やデッキの交換が必要となっている。これに加えて、ブザーの設置等、私立園の取り組みも参考としながら、今後の安全管理に努めたい。
- Q. 園舎内で倉庫の裏やフェンスと倉庫の隙間など、目の行き届きにくい部分も見受けるが、この部分の安全対策にはどのように取り組んでいるか。
- A. 幼稚園、保育園において、完全に死角になる部分については、侵入しないよう柵や印を設け、園児と職員とで確認をし合い、なるべく職員の目の届かないところに園児が一人で行かないような対策を行っている。また、目の届く範囲においても、職員が常に気をかけながら、園児が決して一人にならないように心がけている。
- (意見) 侵入禁止としている場所について、園児が入った形跡も見受けられる場合がある。場所を封鎖するだけでなく、毎日数回その場を見回り、点検することが安全管理上必要であると考える。

保育園・幼稚園施設整備事業について

- Q. 幼稚園、保育園のトイレ改修については、どの予算で行っているのか。また、平成27年度の改修実績はあるのか。
- A. アセットマネジメントの中で、計画的に整備を行っている。また、その他施設整備費についても予算計上しており、単発の整備についてはこちらで対応している。平成27年度においては、アセットマネジメントの中で楠北幼稚園、内部幼稚園にてトイレの洋式化を行った。また、今年度にはその他施設整備費の中で、ときわ保育園のトイレの洋式化を行っているが、これは当園が選挙の会場となっていることから進めたものである。
- Q. トイレの洋式化については、特別に進めていく考えはあるのか。
- A. 保育園、幼稚園のトイレについては保護者や地域の方も使用すること、園児も自宅

に和式便器がなく使用法を誤る傾向もあることを踏まえ、新年度予算要求に向け、検討を行っているところである。

Q. 日常的な施設修繕について、各園に配分されている予算額はどの程度か。

A. 保育園においては、毎年1園当たり14万円程度、幼稚園については1園当たり6万円程度の予算を配分している。その他、保育幼稚園課執行分として、保育園について1園当たり45万円程度、幼稚園について1園当たり30万円程度を計上している。ガラスが割れるなど、緊急的な対応が必要なものについては園へ配分する予算で対応しており、1件当たり10万円を超える修繕については、保育幼稚園課執行の予算で対応している。

Q. 日常的な修繕に係る予算が少ないという現場の意見はないか。

A. 保育園の現場では、多様な年齢や発達状況の園児を預かる中で、個々の園児に見合った保育環境の整備を行いたいという思いはあるが、保護者の意見や園児の成長・発達状況を考慮し、保育幼稚園課とも協議の上、優先度をつけながら修繕等の環境整備を行っている。

(意見) 1園当たりの施設整備に係る予算の枠には限りがあるが、日常的な修繕に当たっては、改めてよく現場と協議し、的確な判断の上での予算執行に努めてほしい。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《その他》

「子供」の表記について

Q. 公文書における「子供」の表記について、漢字とすることが国の統一見解であると考えているが、どのように考えているか。

A. 平成25年度に文部科学大臣が、省内の公文書においては漢字表記をするように指示を出したと確認している。しかし、国全体で統一されているわけではなく、「子ども」や「こども」といった表記も見受けられる。「供」には従属した存在とのイメージもある中、子どもの権利条約を批准したことで児童が権利の主体であることを明確にさせたことから「供」を漢字にしないという考えや、これまでの表記も踏まえ漢字表記でかまわないという考えなど、様々な考え方がありと認識している。

【健康福祉部・経過】

《 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 》

障害者移動支援事業について

Q. サービスの利用人数が平成26年度に比べて大きく増えた理由を確認したい。

A. 利用時間帯に応じた早朝、夜間、深夜時間帯における事業者報酬の単価をそれぞれ増額したことで、これまでより事業者が移動支援サービスを提供しやすくなり、利用者が増えたと分析している。事業者と利用者の代表者が参加する四日市障害保健福祉

圏域自立支援協議会の中での意見を参考に実施した。

Q. 今後も当事業によるサービス提供を拡充し、利用者を増やしていく考えであるのか。

A. 会議等で事業者や利用者の意見を聞き、協議しながら進めていきたい。

重度障害者タクシー料金助成事業について

Q. 重度障害者が利用しようと配車を依頼すると、事業者から拒否される事例があると聞くが、そのような事例を確認したことはあるか。

A. 一般タクシーにおいて、郊外地域への配車の手配が事業者の都合で整わず、配車を断られたという市民からの連絡を受けたことがある。また、介護タクシーは台数が少なく、通院する人が多い午前中に依頼が集中することで、予約がとれないケースがあると聞いている。

Q. 郊外地域の比較的短い距離での配車依頼に対し、配車を拒否されるケースが実際に多くあると聞くが、改善に向けてどのような対応が可能か。

A. そのような事例の連絡を受けて、部内でも協議を行っている。事業の実施にあたってはタクシー事業者と協定を結んでおり、市が実施する事業の協力機関としての認識を改めて持ってもらおうよう各事業者にお願いしていきたい。

(意見) 利用率が3割程度という実績から見ても、全市的な課題となっていると考えられるため、タクシー事業者に対して強く改善を求め、利用しやすい事業にしてほしい。

Q. 利用者1人当たりの利用枚数が減少している理由は何か。

A. 配車依頼への対応の課題や、外出支援という目的のもと、1回の乗車で利用券の使用を1枚に限定するなどの理由もあって、1人当たりの利用回数が減っていると考えている。

(意見) 1人当たり年間で72枚の利用券を交付しているにもかかわらず、平均で約24枚しか利用されていない現状について検証し、課題に対する対策を立てて事業を進めてほしい。

Q. 1乗車当たりの利用券の枚数制限を緩和すべきとの意見が以前の一般質問であり、検討するとの答弁が理事者からあったが、現在の検討状況を確認したい。

A. 障害者施策推進協議会の場合や、各障害者団体による会議の中で、障害者医療費助成の対象者拡大の議論とあわせて、市単独予算による既存事業の見直しについても議論しており、各障害者団体の意見を聞きながら今後も協議を進めていく。また、他都市での事業の事例を調査しながら部内での検討も行っている。

(意見) 包括的な議論がなされているものと理解した。利用率が32.6%と低く、事業の大きな目的が重度障害者の生活の利便性を高めることであるという点を考慮して、早急に結論を出して報告を求めたい。

介護施設・障害者施設の安全対策について

Q. 介護施設や障害者施設における避難訓練や不審者等への事前対策の実績と、今後に向けた考え方を確認したい。

A. 海拔の低い土地にある介護施設などは、地域の実情に応じて一番安全な箇所へ避難できるような訓練を施設ごとに行い、地域住民にも参加してもらっている。市の障害者施設では防災訓練等を年1回行っており、例えば西日野町の施設群においては、運営委員会をつくって合同で取り組んでいる。また、今回の相模原市での事件を受けて、夜間の施錠など防犯対策は必要であるものの、なかなか悪意を持つ不審者への対応は難しく、これまでマニュアルや訓練等の実績もないため、各施設でも対応に苦慮しているという意見を聞いている。障害者施設については、現在、市内の全施設に対して対応方法や状況に関する調査を実施しており、併せて四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会では今後の協議事項の一つとして情報を把握し、取り組み事例を広めて情報共有を図るなど研究を行いたい。

Q. 各施設の管理者が施設の入所者の安全を確保するために、防災や避難情報についての知識を習得し、向上させていくための考え方はどうか。

A. 介護施設、障害者施設ともにそれぞれマニュアルを作成しているが、内容の理解が進んでいないことも考えられるため、あらためて周知等に取り組む必要があると考える。海拔の低い施設については、市から直接連絡を取り、職員が待機して各施設の状況把握に努めることとしており、今後も各施設との連携を図りたい。

Q. 危機管理への体制強化が整う中であっても災害での被害が起こってしまうことを鑑みると、事前準備をやり過ぎるということはない。災害時に施設の窓口となる連絡先や行政から明確な指示を出すための連絡先など民間の施設であっても事前に市への提出を求めているのか。

A. 地域密着型介護施設は市に指導・監督権限があるので、実地指導という形で出向き、マニュアルの確認等も行っているが、市内すべての施設から事前に提出してもらっている状況ではない。また、障害者施設は県の指導・監督権限であり、市が事前にそのような提出を求めたことはないため、今後県とも連携を図りたい。

(意見) 各施設を所管する基礎自治体が県か市かを整理するとともに、情報が一斉に流れることで施設側も混乱するため、行政側からはシンプルな情報の伝達網を作ってほしい。

Q. 例えば、老人福祉センターにおいて、来館者に対するセキュリティチェックが厳しいとは言えない状況であると考えているが、防犯への危機管理に関する考え方はどうか。

A. 老人福祉センターでは、来館者への年齢等の確認までは行っておらず、施設内に自由に出入りができる状況となっている。相模原市での事件を受けて、各施設の職員が十分に目配りして注意を払っていくように伝えており、これを重視していきたい。また、障害者施設からの意見を聞く中では、これまで「地域に開かれた」「地域と協働」との位置付けで運営してきた部分との整合性に悩んでいる施設も見受けられた。今後、市も入って、どのようなことができるのか検討していきたい。

(意見) 各施設において侵入者に対して無防備な状況が多くあるが、安全管理体制への新たな基準が求められつつある状況に変わってきている。どのようなセキュリティチェックを行い、防犯上の安全対策を立てるべきかについて、改めて部内で検討し、今後検討結果を報告してほしい。

障害福祉費について

Q. 平成 27 年度の障害者手帳所持者数は、前年度比で微増しているが、実施した施策との相関性はあるのか。

A. 障害福祉に対する経費は、個人給付に関するもので、毎年支出が二、三億円増えているが、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用が増えていることが大きい。サービス等利用計画の作成・運用が平成 26 年度より本格化しており、相談支援の過程においてサービス利用を促していることから、サービスの需要が喚起されているのではないかと。

Q. 制度が浸透することにより、これまでサービスを利用できないという認識のなかった人が、利用できることを知ることで決算額が上がっているのか。

A. 新しいサービスを利用するようになったり、新しい利用者が増えたりしているというところである。

Q. 制度の周知をどのように促進しているのか。

A. 市内に 5 カ所ある一般相談支援事業所や、学校、地域の医療機関からの案内で広まってきていると考えている。

(意見) サービスの内容が、全ての人に周知されるよう今後も努めてほしい。

Q. 障害者手帳所持者で、サービスを受給していない人はどれほどか。

A. 障害の程度が比較的軽く、家族の支援で足りるためにサービスを受給していない方もいるが、数については把握していない。

ふれあいいいききサロン推進事業費について

Q. 当事業の補助金について、サロンの数が多くなっている地区は、補助金の額に上限があるため、後から設置されたサロンの補助金が先行のサロンに比べて少なくなるという課題が、市民からも指摘されている。改善に向けた現在の検討状況はどうか。

A. ふれあいいいききサロンについては、高齢者が気軽に集える場であり、今後の介護予防の観点からも必要であると考えている。介護予防・日常生活支援総合事業が始まる中、一般介護予防事業として引き続き対応したい。補助の枠についても、もう少し拡大することができるため、地区の上限についても再検討し、不公平感のないように取り組みたい。

《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 3 款民生費 第 3 項生活保護費 》

扶助費について

Q. 保護率 12.4%について、近隣市町と比較してどうか。

A. 県内で、15.8%の松阪市に次いで 2 番目に高い保護率である。資産を有しないために生活基盤が弱い人が多く、また、他市町村からの流入が多い都市部においては、保

護率が高い傾向がある。

Q. 年金収入額と生活保護費との比較についての議論をよく聞くが、65歳以上の単身世帯について、老齢基礎年金額より生活保護の生活扶助費が多くなっている現状についてどのように考えているのか、今後の方向性も含めて確認したい。

A. 老齢基礎年金だけで生活することは難しいが、これは、将来に向けた現役時代の貯蓄等があることが前提とされているためであり、ほとんど貯蓄等の資産がない生活保護受給者との大きな違いである。なお、老齢基礎年金のみの収入で貯蓄等の資産がない人が生活保護を申請した場合には、年金額と生活扶助費との差額分の保護費を受給することができる。

(意見) 若い世代が単純な月額での数字を比較すると、年金保険料を払わなくてもいいと誤解するおそれがあるため丁寧な説明をすべきである。

Q. 内縁関係で一緒に暮らしている2人が、たまたま一緒に住んでいるだけであるとの説明をして生活保護費をそれぞれが受給しているという報道を聞くが、それが分かった際の本市の対応はどうか。

A. 偽装離婚の問題は非常に難しく、行政として把握しづらい事例であるが、市民からの通報等があった場合には必ず調査している。

Q. 生活保護受給者が近隣とのトラブルで犯罪を起し、拘留期間中は一旦支給が停止されるものの、釈放後、再び生活保護費を受給できることとなるのは、市民にとって理不尽に感じるが、考え方を確認したい。

A. 生活保護は最後のセーフティネットであり、生活保護法においても貧困になった理由は問わないこととなっている。疑問に感じる市民に対して十分説明するとともに、受給者の生活態度に対する指導も行っており、今後も引き続き取り組んでいきたい。

(意見) 誰が見てもおかしいことは、杓子定規でなく、個別に対応すべきであると考える。理不尽に感じる市民に対しても親身になって相談を受け、丁寧な対応を求めたい。

Q. 資料に記載の保護人員、保護世帯数に外国人は含まれているのか。

A. 含まれている。外国人の生活保護受給者は、平成28年4月1日現在で153世帯あり、人数は全体の6.7%に当たる257人である。

Q. 年間の就労開始97人は、生活保護受給者から脱却したのか。

A. 就労を開始しても、収入が生活保護の基準額に達していない場合は、差額を引き続き受給することとなり、97人のうち約1割程度しか生活保護受給からの脱却には至っていない。

Q. 年間で生活保護受給の開始と廃止した件数を確認したい。

A. 開始が486世帯、廃止が547世帯である。7月1日現在の数字としては平成26年度より増えているものの、平成27年度は6月から労働市場がかなり改善され、年間としては131人の保護人員の減少となった。

被保護者就労支援事業費について

Q. 10歳代、20歳代の就労開始人数が非常に少ないが、支援の具体的な内容について実

態を確認したい。

- A. 特に10歳代については、引きこもり等の原因が考えられる。まず、仕事の希望を聞き、面接における態度や履歴書の書き方等を説明した上でハローワークへ同行して求職活動を行う。その後も引き続き、仕事の紹介やハローワークへ来るように指導等も行う。自己都合により意欲がなく就労しない場合においては、まず、文書等で求職活動を求め、行わない場合は弁明の機会を与える。それでも行わない正当な理由がない場合は、生活保護の支給停止、廃止を行う場合もある。
- Q. 就労支援の対象者が216人とあるが、対象者の意味について確認したい。
- A. 15歳から64歳までの方で、病気や怪我がない、あるいは病気等があっても軽度で就労可能と判断された人を対象者としている。
- Q. 本人の考え方によって市が就労支援をするかどうか分けられているが、自力で就労活動をする人は、どの程度の期間で就労が開始できているのか。
- A. 就労の指導をするかどうか本人に確認し、自力での就労活動を希望する人については、当分の間自力で行ってもらうが、その活動期間が3、4カ月になった場合は、市から就労指導を行うこととしている。
- Q. ケースワーカーや就労支援員が足りず、全ての就労支援が必要な方に手が届いていないという指摘が何年も続いているが、現在、人員は十分配置されているのか。
- A. 現在、就労支援員は2名であり、就労指導を希望するほぼすべての方に支援が行き届いていると考えている。
- Q. 就労していない人も多量中、当初、就労指導を希望しなかった人について、結果として3、4カ月経ってから就労指導を行うというのは、分析が甘いのではないか。
- A. 生活保護を受けている以上、働く義務があるので、今後は、生活保護開始時点から就労指導を開始することも検討していきたい。

《 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 》

《 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 》

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

三師会への補助金・事務委託について

- Q. 四日市医師会、歯科医師会、薬剤師会（以下、「三師会」という。）への事務委託において、依頼事業に係る事務委託とは別に、予防接種、各種検診業務等に係る連絡・調整等の事務業務について委託を行っているが、他に市が実施する委託業務においてこのような例を聞いたことがないため、趣旨を確認したい。
- A. 三師会への委託事業については所管課が複数にまたがるため、医師会から窓口を一本化してほしいとの要請を受けていたこと、その委託料について、各課で積算方法にバラつきが出ないようにする必要があったことから、健康福祉部において依頼事業とは別に執行委任を受けて契約しているものである。

Q. 本件については、業務のあり方について、補助金から委託へと見直しを図った経過がある。それを勘案すると、完了報告書による履行確認に加えて、業務に対する従事時間が実態に即しているか詳細を把握する必要があると考えるがどうか。

A. 各種委員の推薦や学校医の選任について、それらの事務実績が分かる書類を完了報告に添付することとしている。また、委託料の積算段階において三師会を訪問し、事務作業の中身や事務の執行に要する時間を聞き取った上で、精査した予算を見積もるよう努めている。

(意見) 業務に要した時間を実際に計測したわけでもなく、委託料の積算根拠としては甘いと考える。また、委託内容が十分履行されているのかという点、委託事業に係る事務委託を別建てとした点について、なお疑問が拭えない。一度見直しを図ったからといってそれに甘んじることなく、改善すべき点を精査し見直しを行うべきである。

Q. 三師会に委託している診療等業務について、事務従事時間を超えて業務を行っていることはないか。例えば、仕様書に規定した拘束時間を超えて受付業務を行うなどの事案について、実態を確認したことはあるか。

A. 診療等業務の委託については、担当課が直接行っており、仕様書通りに業務が行われているかについても担当課において確認を行っている。しかし、仕様書において、業務実施日については規定しているものの、業務時間の範囲や履行方法までは規定していないことも確認しており、今後は、時間の範囲や時間超過の場合の措置に係る仕様について、もう少し担当課及び三師会とも協議を行いたい。

(意見) 市・医師会・受益者それぞれが良い方向に向かうよう、現場の実態をよく把握し、より良い制度設計を目指して業務内容の見直しを図るべきである。

在宅医療・介護連携のためのICTを活用した情報共有システムについて

Q. ICTを活用した情報共有システム（ID-Link）について、運用開始に向けた準備が平成27年度中に整ったとあるが、同年度末にはどのくらいの数の医療機関、診療所、介護施設がこのシステムに参画しているのか。

A. 地域の医療関係を中心に登録が始まっており、平成28年9月現在の数字では福祉関係施設を除いて計60カ所である。内訳としては診療所が45カ所、歯科6カ所、薬局3カ所、訪問看護ステーション6カ所である。また現在、福祉関係施設については研修を行っているところであり、状況が整い次第、順次登録がなされる予定である。

Q. ネットワークづくりの目標数に対し、どの程度進捗しているか。

A. まずモデルとして1つ立ち上げを行った。今後の明確な数値目標は定めていないが、3つの地域包括エリアごとに1チームずつ構築できるよう取り組みを進めていきたい。

Q. 三重県でも同様の動きがあると聞いているが、県との連携について確認したい。

A. システム構築について、国から医療と介護の連携にICTを活用する方向性が示されている中、三重県においてもID-Linkを使った地域連携を掲げており、今回、県の補助制度を活用してサーバーの配備等、体制構築を行った。

Q. 個人情報保護をしっかりと行いながら、県とも情報共有ができるシステム整備と理解

してよいか。

A. 患者の同意のもと、医療機関や福祉関係機関との間で患者の情報を共有するためのシステムであり、県を含めて第三者の立場から情報共有を認めるものではない。医療情報には入り込まず、地域関係者が関わった情報を共有するシステムの構築を行った。

Q. 大学病院等の医療機関から地域の医療機関へ転院した場合、その患者の情報は共有できるのか。

A. 例えば、三重大学附属病院など県内のサーバー保有病院であれば、患者の同意のもと、地域の医療機関の主治医はその情報を見ることができる。福祉関係者は見ることができないため、必要な情報に限り、主治医がチームのメンバーへ情報提供を行い共有することになる。

Q. ID-Linkとケア会議との連携により、どのような相乗効果が見込まれるか。

A. 月に1度のケア会議で顔を合わせることで人間関係を構築した上で、ID-Linkにより日々の情報交換を行うことが相乗効果を高めるものと考えている。

(意見) 患者がより適切な医療サービスを受けることができるよう、システムの有効活用を図ってほしい。

Q. ID-Linkの制度設計は医師会が主体で行い、市はシステム整備、端末配備に対して関わったと認識しているが、そのような理解でよいか。

A. 市としては体制整備のためのサーバーの設置を行うとともに、関係者間で運用基準を定め、周知に努めてきた。なお、端末の配備、配付に係る補助申請については、市を介さずに医師会から直接県に対してなされている。

Q. 市が関与できることは、サーバーの管理、ID-Linkの周知といった部分に限られるということか。

A. 周知や啓発、運用面での体制整備が主な役割となる。

Q. ID-Link導入の際、相当数の機器が購入され、各機関に配付されているが、専用端末であるため使い勝手が悪いとの声を聞いている。その改善について、市が関与する余地はないと理解してよいか。

A. 端末機器については、各事業所、医師会、県が協議により仕様を定めたものである。

がん検診推進事業について

Q. 子宮頸がんについて、ワクチン接種自体の積極的勧奨は行っていないとのことだが、検診については啓発していかなければならない。平成26年度から平成27年度にかけて検診率が下がった理由を確認したい。

A. 個人通知や広報活動に取り組んだものの数値が下がる結果となった。それを踏まえて平成28年度は40代を中心にした若い世代への広報に力を入れているほか、新たにヒトパピローマウイルス検診を導入した。受診率の向上につながるよう努めていきたい。

Q. 平成28年度の受診率はどれほどを見込んでいるか。

A. 前年度実績を上回るよう目標を掲げている。

Q. 乳がん検診の受診率が下がっている理由を確認したい。

A. 子宮頸がん検診と同様の理由による。これについても 40 代への広報を強化することを考えているほか、厚生労働省も各年齢別に応じたチラシを作成し、啓発を行っている。

(意見) 思いがけずがんが進行することもあるため、検診を受けて定期的に経過観察していくことが重要である。啓発活動の強化に努めてほしい。

インフルエンザ事業費について

Q. 高齢者インフルエンザ予防接種について、65 歳以上の接種率が減少した理由を確認したい。また、対象者はどの範囲か。

A. 暖冬やインフルエンザの流行時期が例年より遅れたことにより、接種率が下がったものと思われる。また、対象者は国が定めるとおり 65 歳以上の市民を対象としており、身体障害者手帳 1 級所持者及びそれに準ずる場合は 60 歳から 64 歳の方も対象となる。

Q. 接種率が下がった理由について、しっかり分析した結果と理解してよいか。

A. 月ごとに接種状況・流行状況を確認しながら分析した結果である。

◀ 歳出第 4 款衛生費 第 3 項保健所費 ▶

こころの健康づくり支援事業費について

Q. 20 歳代の自殺率は他都市に比べ少ないが、反面、60 歳代の自殺率が高い傾向にあるが、その原因や背景を分析する中で、今後、どのような層に力点を置いて相談を強化していくか方向性を確認したい。

A. 高齢者層の自殺率の高さについては統計データが示すとおりであるが、個々についてどのような要因で自殺に至ったのかまでは把握できていない。警察統計等によると、健康問題を苦にして自殺に至ってしまう事例が多く見られるようである。自分ひとりで悩みを抱え込むことのないよう、気軽に相談を持ちかけていただける体制づくりを強化し、また、高齢者にとって親しみのある著名人による講演会を開催するなど取り組みを充実させていきたい。

(意見) 自殺に至った要因を検証することで、自殺予防に効果的な政策判断ができるようになるのではないかと考える。個別調査は難しいかもしれないが、可能な範囲で分析に努めるべきである。

難病対策事業について

Q. ケア会議の開催実績が 12 件とあるが、これは在宅難病ケア会議のことか。

A. そのとおりであり、実績については、月に 1 度、計 12 回、職員が出席したものである。

Q. 会議で協議対象とした患者数を確認したい。

A. 平成 27 年度は、主に ALS (筋委縮性側索硬化症) の患者 1 名への対応を中心に協議を行った。

(意見) ケア会議において ID-Link を活用することで、複数の事案について議題とすることもできると考えるため、よりよい介護・医療連携の実現に向けて、さ

らなる活用促進を検討すべきである。

動物愛護管理費について

Q. 犬と比べて猫の殺処分数が減少していかない状況であるが、課題や今後に向けた取り組みについて考え方を確認したい。

A. 犬については殺処分を減少することができている。猫については、法改正による市民の動物愛護意識の高まりを受けて平成 26 年度に大きく殺処分数が減少したが、平成 27 年度は件数が増加する結果となった。保健所に持ち込まれる猫は、飼い主が分からない猫が多く、幼少で生存率が低く譲渡に向かないものが多いが、ボランティア団体等による協力を得て、徐々に譲渡数を増やしている。今年度より、飼い主のいない猫についても避妊等手術費の補助制度も設けたところであるので、これを活用いただき、住民で見守るようなあり方も必要ではないかと考える。

Q. 市民活動団体からは、殺処分を減らすため、里親が見つかるまでの間、一時的にボランティアが譲渡を受けているのが実態と聞いている。ボランティアの人脈を通じて里親探しに奔走しているが、なかなか見つからないのが現実である。これまで通りの施策では限界があるため、殺処分を減らしたいとの思いを市民と共有して、新たな施策展開を図るべきではないか。

A. 里親譲渡会を含め、ボランティアの活動に頼っているのが実態であり、その活動に対しては保健所としても支援を強化していきたいと考えている。来年、三重県の動物愛護推進センターが開設されるため、どのような連携が可能か検討しながら、よりよい方向となるよう取り組みたい。

(意見) 他市では殺処分減少に向けて、市民有志が分かりやすい冊子を使った啓発活動を行っている例もある。そうした事例を参考に取り組みの強化を図るべきである。

Q. 市民講座「ペットのための災害対策」への参加者数を確認したい。

A. 2 回の開催実績として、計 36 名の受講者数であった。

Q. 講座の開催にあたり、危機管理室との情報共有は適正にできていると理解してよいか。

A. 当講座は出前講座の一環として実施しており、当講座の開催について、庁内でのコンセンサスは得ている。ペットの災害時の避難等の啓発については、危機管理室とも十分調整し、避難所運営の中で充実させていきたいと考える。

(意見) 避難所にはペットが苦手な方がいる一方で、ペットを家族と同様に大切にしている方もいるため、配慮のある取り組みの推進を期待する。

犬猫避妊等手術費補助金について

Q. 補助金の交付実績を確認したい。

A. 平成 27 年度実績として、犬の避妊が 219 頭、去勢 200 頭、猫の避妊が 547 頭、去勢が 404 頭の計 1,370 頭である。

Q. 全ての申請に対し、交付できているか。

A. 実績に基づき全員に対し交付した。

Q. 飼い主のいない猫に対しても平成 28 年度から補助対象としているとのことだが、予算は増やしているのか。

A. 新しい制度の部分については 45 万円の予算計上をしている。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

滞納処分について

Q. 収納率が年々向上していることは大変評価しているが、滞納処分に係る差押件数が平成 23 年度に比べてほぼ倍増している実態について教えてほしい。

A. 以前は財産調査を行えるだけの職員体制ではなかったが、近年、保険料収納室において積極的に個別の財産調査を行うような体制になった。取り組みを進める中で、納付相談での滞納者とのやり取りと財産調査で見えてくる実態とは異なることも多く、財産の状況に応じて差押を行う件数が増えている。

Q. 平成 28 年度の収納率の目標はどの程度か。

A. 現年度分については 91%、過年度分については 24.2% を目標としている。

(意見) 経年的な取り組みによって成果が上がっていると感ずるため、引き続き丁寧な滞納相談を行いつつ、財産の所有状況によっては毅然とした対応を求めたい。

不納欠損処分について

Q. 過去 5 カ年の推移を見ると、国民健康保険料の不納欠損処分の件数が増えているにもかかわらず、金額が減っているが、状況はどうか。

A. 平成 20 年のリーマンショックによる失業等によって国民健康保険への加入者が増えたが、保険料は前年の所得に基づいて算定するため、賦課額が高額の加入者が滞納となり、結果として平成 23、24 年度の不納欠損額が増えた。現在の不納欠損額は一定してきている。

医療費通知事業費について

Q. ジェネリック医薬品の本市での利用率が数量ベースで 66.8% と、全国利用率よりも 10% 以上高いことをどのように分析しているのか。

A. 国からの強い働きかけがあって進める事業であり、国が「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定した中で、保険者としてジェネリック医薬品の利用促進通知を進めてきており、医療機関、薬剤師等の関係機関も含めた取り組みの結果であると考えている。

Q. ジェネリック医薬品について、同じ成分であっても調合の仕方等で効果が違うために患者に勧めない医師もいると聞くが、医師会等からの意見はあるのか。

A. 平成 24 年に国からジェネリック医薬品の疑問に答える Q & A が出されている。ある医師からは、ジェネリック医薬品に切り替えたことで患者から効きが違うと言われた

事例があったと聞いている。

- Q. ジェネリック医薬品に関する市民からの疑問や相談は減ってきて、浸透してきたという認識か。
- A. 平成 28 年度については、かなり浸透していると考えます。
- Q. 当事業の実施による事業の目標をどのあたりに設定し、国民健康保険の財政適正化にどの程度の効果があると考えているのか。
- A. これまでの他市の事例を参考として、差額通知の発送後に 1 割程度がジェネリック医薬品に切り替わると見込み、年間約 2,600 万円の薬剤費が削減されると試算した。
- Q. 単年度での目標値とは別に、ジェネリック医薬品の利用率の目標値を持っているのか。
- A. 現在、平成 29 年度半ばに数量ベースでの利用率を 70%以上とする目標が国から示されており、本市においても、平成 28 年度中、あるいは平成 29 年度中でのその目標の達成を目指して取り組んでいる。

ヘルスアップ事業費

- Q. 重要な事業であり、事業の実施自体は評価するが、事業効果が十分であったかを考える上で、実施した人数が予定人数を大きく下回った理由を確認したい。
- A. 事業での保健指導や訪問指導が必要な対象者の中から、本人の同意を得た患者を対象としているため、当初の予定人数を下回ることとなった。当事業は、平成 27 年度からの新たな事業であり、糖尿病性腎症の患者については、医師会からのさらなる協力を得ていくとともに、重複・頻回受診者訪問指導を受けた患者からはかなり好評を得ていることから、実施人数を増やす取り組みを引き続き進めていきたい。
- Q. 指導対象者として抽出する条件を広げ、対象人数を増やすことはできるのか。
- A. 厚生労働省が助成事業として推進し、各保険者で行っている事業であり、糖尿病性腎症重症化予防については、国民健康保険のレセプトから糖尿病性腎症の患者を抽出して 520 人を指導対象者とし、その中から本人に参加への確認を行った。
- Q. 糖尿病性腎症重症化予防の目標値を病期進行者 0 人としているが、事業の結果はどうであったか。
- A. 平成 27 年度末時点では、病期進行者は 0 人であった。平成 28 年 10 月にはフォローアップ調査を予定しており、病期の進行状況等についての検証を行っていく。
(意見) 糖尿病患者の透析治療については、1 人当たり約 500 万円と多くの医療費がかかり、病期進行を防ぐことでの財政的な効果は大きいので、患者の同意を得られるような取り組みを進めてほしい。
- Q. 同じ医療機関に月 15 日以上受診する患者を頻回受診者と定義していることについて、もう少し日数を少なくしてもいいと考えるが、国の指針等で定めているのか。
- A. 国からの通知で基準が示されており、本市も同様としている。
- Q. 重複・頻回受診者訪問指導による効果として 7 人の患者の重複・頻回受診が改善されているが、医療費の削減額は把握しているのか。
- A. 医療費の総額として削減された額までは把握していない。

Q. 重複・頻回受診の実態について、どのように捉えているのか。

A. 訪問指導を行った 26 人の状況を確認したが、生活習慣病を併発しているケースやリハビリテーションのために重複・頻回受診となっているケースが多い。指導を行う中で、腰痛体操や散歩での筋力強化など自宅でできることを知ってもらい、改善につながっている。

Q. 事業の実施によって実態を把握してきた中で、今後も継続的に事業を行うことで、さらに効果が発揮されるということか。

A. そのように考えている。

《介護保険特別会計》

不納欠損処分について

Q. 介護保険料での不納欠損額の削減に向けて、相談業務以外での対策は何かあるのか。

A. 一定の収入のある滞納者については年金の差押や収納推進課への移管等を進めているが、所得の少ない滞納者も多いため、滞納期間が延びないように分納相談を行うなど、できる限り少しでも納めてもらうような対応を行っているのが現状である。

(意見) 年金収入が年間 18 万円未満で年金からの天引きができない方などは、年金以外の収入があればよいが、少ない収入の中での納付は非常に困難である。未納によって介護サービスが利用できなくなるため、生活保護での対応も含めて部内で連携し、引き続き丁寧な相談業務を行いながら必要な介護サービスが受けられるように進めてほしい。

成年後見制度利用支援事業について

Q. 当事業について、不用額約 300 万円が発生した理由は何か。

A. 当事業のうち、成年後見の市町村長申立てに係る支援について、平成 27 年度は 20 件であり、前年度比で 7 件増加している。しかし、事業予算の多くが、成年後見制度を利用するに当たり、資力がない場合、施設で月 1 万 8 千円、在宅で月 2 万 7 千円を限度に補助を行うものであり、結果として 80 万円程度の利用にとどまったものである。

Q. 介護や医療等さまざまなサービスが求められる中、弁護士等に成年後見を依頼できない場合もあると考えるが、そのような場合の対応はどうか。

A. そのような場合は、四日市市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）において支援を行い対応している。

Q. 市社協において、対応する人員が不足はしていないのか。

A. 市社協の成年後見サポート事業に対しては、平成 27 年度には、市から嘱託職員の専門員 1 名分、臨時職員の支援員 2 名分の約 560 万円及び事務費約 36 万円を補助した。平成 28 年度からは、相談件数の増加に対応するため、成年後見サポートセンターを立ち上げて支援体制を整備し、市からの補助金もほぼ倍増したところである。

Q. センター化し、平成 27 年度の倍の予算となったとのことだが、今年度の人員配置はどうなっているか。

A. 正規職員 1 名の配置を行い、体制整備に努めたところである。

◀ 後期高齢者医療特別会計 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

【教育委員会・経過】

◀ 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 ▶

教育委員会議等について

Q. 教育委員会議等について、形骸化しているのではないかと、議論が低調ではないかといった指摘が以前に議会からもあったが、それを受けて、改善・充実されたのか。

A. 資料を会議の前週に送付し、資料の内容を踏まえた発言をしてもらえようという取り組みを行っている。また、全回を通して、教育委員会議の議論がつながるような構成を心掛けている。教育懇談会においては、県外の施設併用型小中一貫校の視察を行い、視察先の学校長とも懇談するなど、多様なメニューを取り入れるよう工夫している。これらの取り組みにより、会議時間も長くなり、活発な議論が可能となっている。

Q. 教育委員の会議への出席率はどの程度か。

A. 教育委員会議の定例会及び総合教育会議については、全ての委員が出席している。各種研修会においては若干名の欠席がある。

Q. 第 14 回の教育委員会議において、報告事項としてスポーツ施設整備等の進捗について議題とされているが、政策的に整備を進めていくものを教育委員会議の中で議論することに違和感がある。この項目について、特段の意見交換はあったのか。

A. 教育民生常任委員会協議会で報告を行う前に、教育委員の意見を聞く必要があると考え、説明を行った。

Q. 教育委員会の所管の中で、社会教育の占める割合はどれほどあるのか。

A. 地方自治法や地方教育行政法の範囲内で、現在、本市では、スポーツ、文化財について教育委員会の所管としている。スポーツ施設整備は、全市的な施策だが、進捗について教育委員会議において協議した後、議会に報告するというプロセスをとっている。

(意見) 四日市市としてスポーツを考えるに当たり、市長部局に任せる部分、教育委員会が行う部分の棲み分けが重要となると考える。それぞれの所管部分が明確となるよう、検討してほしい。

いじめ・不登校の防止について

Q. 小中不登校連携シートについて、平成 27 年度は 200 人分の作成となっているが、これは、不登校リスク群に該当する児童全てであるのか。

A. 当該シートの作成対象は、小学校 6 年生であり、そのうち、4 年生から 6 年生の間に年間欠席 10 日以上、遅刻早退 30 日以上、別室登校経験有のいずれかの条件に該当している児童について作成している。その結果が平成 27 年度は 200 人であった。

Q. 200 人のうち 8 割以上が中学 1 年生になって通常登校できるようになったとのこと

であるが、本市の不登校児童は激減しているのではないのか。

A. シートを作成した児童 200 名の中で不登校となったのは 25 名であるが、シートの作成対象から外れた児童が中学校 1 年生になって不登校となっている。

Q. 小中不登校連携シートの課題として、生徒指導担当者研修会等で、不登校を減らすための取り組みの浸透が挙げられているが、どういう意味か。

A. 当該シートを使った取り組みの成果があった学校の事例を、他の学校へ紹介してその取り組みの浸透を図りたいという意味である。

Q. 中学 1 年生で不登校生徒を一人も出さなかった学校が報告されているなど、小中不登校連携シートの効果が実証されつつあるが、逆に情報共有や中学校への引継ぎがうまくいかなければ不登校が発生すると考える。学校によって効果に差が出る原因は何か。

A. 成果のあった学校においては、当該シートの対象児童が欠席した場合、すぐに電話や家庭訪問を行うなど、教員と家庭との信頼関係の構築に積極的に取り組んでいる。容易な取り組みではないが、行わなければならないことであるため、事例を紹介して他校にも拡大していきたい。

(意見) 成功事例については特定個人に係るものであり、情報共有に課題はあるが、効果が実証されつつあるため、小中不登校連携シートを積極的に活用してほしい。

Q. 欠席 3 日目シートの課題として、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関等へ接続し、保護者との連携を深めることが挙げられているが、どのような意味か。

A. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門機関等を活用することにつき、保護者の理解を得ることが難しく、そのようなケースが毎年累積していることが課題であると認識している。活用には、本人や保護者の同意が必要であるため、丁寧に粘り強く取り組みたい。

(意見) 専門機関を活用するのか、それとも担任やクラブの顧問等が接するのがよいのか、誰がどのようにアプローチをするのかが、いじめ、不登校問題に関しては重要であるため、きめ細かい取り組みが必要であると考え。教育委員会としては、学校現場に任せるのみでなく、具体的な成功事例を紹介するなど、しっかりした現場のフォローをお願いしたい。

(意見) 小中不登校連携シート及び欠席 3 日目シートの取り組みについて、その有効性が見出されているため、より分析を進め、定着させて活用を図ることで、少しでも不登校生徒の減少につなげてもらいたい。不登校リスク群への対応を早期に行うことは重要であると考え、さらなる取り組みの充実を求める。

Q. 平成 27 年度にスクールソーシャルワーカーを小学校 1 校、中学校 2 校に派遣しているものの、認知度が十分ではないとのことであるが、具体的にはどこに認知されていないのか。

A. 家庭には、スクールソーシャルワーカーの役割や立場が十分認知されておらず、学校が活用することで認知度を高めていきたい。平成 27 年度の活動事例は少ないが、成功事例も紹介し、活用法について協議しながら、現場に活用を勧めていきたいと考え

る。

Q. 不登校の対策について、保護者の協力を求め、家族関係や家庭生活の改善を図るとい
う措置が効果を上げているが、家庭の経済状況など、子供を取り巻く環境は多様化
している。このような状況に、教育委員会だけで対応できるのか。

A. 平成 27 年度より活用を推進しているスクールソーシャルワーカーが、福祉部門との
連携を行っている。心理、福祉の専門性を持つスクールソーシャルワーカーが相談に
乗ることで、児童生徒本人が心を開き、関係機関に繋がったという事例もあるため、
引き続き推進していきたい。また、生徒指導定例会において警察や児童相談所も交え
て会議を行ったり、虐待防止ネットワークにおいて福祉部門と連携会議を行うなど、
虐待や育児放棄に係る家庭支援のあり方についても共通認識を諮る取り組みを進めて
おり、今後もより情報共有に努めていきたい。

(意見) 家庭環境の多様化もあり、教育委員会だけでの対応には限界が来ているのでは
ないか。健康福祉部と連携するなど、不登校への対策については全庁的に効果的
な手法を検討する必要があると考える。

Q. 不登校のきっかけとしては、「家庭の生活環境の急激な変化」がもっとも多いが、詳
細について把握できないのか。

A. 毎月各学校より、児童の問題行動に関する報告が来るため、これと照合すれば一定
の把握をすることはでき、各事象については、必要に応じてスクールカウンセラーや
スクールソーシャルワーカーの派遣、関係機関に繋いでいる。ただし、「家庭の生活環
境の急激な変化」に分類された事象について、全てを把握することは困難である。

Q. 「家庭の生活環境の急激な変化」については、離婚や借金問題等、学校と直接かかわ
らない部分で発生しており対応が困難であるため、不登校の要因の中でもっとも多い
ものとなっているのではないか。

A. そのように理解していただいてよい。調査の結果については、学校側が「家庭の生
活環境の急激な変化」が不登校の要因であると捉えたものを集計しており、教育委員
会としては、関係機関とも情報共有をして取り組んでいきたい。

Q. 適応指導教室について、小学生が対象のわくわく教室、中学生を中心としたふれあ
い教室の他に、新規の教室を設けるとのことだが、対象をどのように考えているか。

A. 小・中学生を対象に、学校復帰への移行段階の児童で不登校となっている児童に対
する適応指導教室を考えている。わくわく教室、ふれあい教室は、個別対応が必要で
ある児童が対象だが、新規の教室では、集団指導の段階にある児童が対象となる。

Q. 設置の時期はどのように考えているか。

A. 設置時期や場所については未定であり、まずはふれあい教室の入る勤労者・市民交
流センターにおいて、受け入れができないか協議を進めているところである。

Q. いじめの認知件数については、本人がいじめであると認識している数を全て上げて
いるのか。

A. 学校側で児童生徒の回答を確認し、苦痛を感じていると判断したものについては全
て上がっていると考ええる。

Q. いじめの定義に鑑みれば、児童等が心身の苦痛を感じていると答えたものはいじめ

に該当するのではないか。学校側が恣意的に数を減らしているのではないか。

A. アンケートにおいていじめを受けていると回答した児童生徒については、全て学校で聞き取りを行っている。しかし、例えば上級生からの指導をいじめと認識しているケースもあるため、いじめと回答した全てを上げているわけではなく、保護者に確認の上、明らかにいじめとは異なるものについては除外しているケースもある。

Q. いじめられた児童生徒の相談の状況について、スクールカウンセラーへの相談割合が少ないが、どのような状況か。

A. いじめは、第一義的に学校が窓口となり、学級担任等が相談を受けた後、心理的にケアが必要な場合にスクールカウンセラーに相談をかけることとなっているため、生徒から直接スクールカウンセラーに相談をするケースはほとんどない。また、スクールカウンセラーは週1回の勤務で、いじめの発生した当日に来校していないケースもあるため、その場合は、臨床心理士であるハートサポーターを派遣し、心理的なケアを行っている。

(意見) いじめに関してスクールカウンセラーが有効であるものの、来校している時間が少ないため相談できる機会が少ないということであれば、勤務時間を増やす必要があると考える。スクールカウンセラーの活用よりも他の方法が有効であれば勤務時間を減らすなど、実態に応じた相談体制とすることが必要である。

Q. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのような専門職の配置状況について確認したい。

A. スクールカウンセラーについては、小学校12校、中学校22校が国、県の費用で、それ以外の小中学校について市費で配置されており、週1回または2週間に1回来校している。また、スクールソーシャルワーカーについては、派遣型となっている。

Q. いずれも常駐ではないので、すぐに相談できない場合もあり、生徒や保護者からはなじみの薄い存在であると考え。このことも相談につながらない要因であると考えが、今後は派遣等ではなく、学校に常駐の教職員という位置付けが必要ではないか。

A. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに不在で緊急的な対応が必要な場合、ハートサポーターの派遣で対応している。できる限り学校所属のスクールカウンセラーを派遣するようにしているが、緊急時は別の人で対応する場合はあるのは事実である。本来は常駐が望ましいと考えるため、国に要望するとともに、相談件数が非常に多く十分でない学校については拡充の努力をしていきたいと考える。

Q. 週当たり複数の学校を担当するようなエリア担当型のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置は可能か。

A. 現段階で、スクールカウンセラーが中学校1校、小学校2校を担当する等、ブロック制で担当しているケースもある。ブロック制の有効性等についても確認、検討するとともに、スクールソーシャルワーカーの関与の手法についても検討し、より良い手法を目指していきたい。

(意見) 「チームとしての学校」の考え方にに基づき、自分の学校の中で相談できる人という意識を生徒や保護者に根付かせることが重要である。また、専門資格所持者が少ないという課題もあるため、議会としても応援していきたい。

みえスタディチェックについて

Q. 全国学力・学習状況調査、みえスタディチェック及び学力到達度検査（CRT）について、新学期の多忙な時期に集中している。特にみえスタディチェックの実施については、非常に時間を取られると聞いているが、実施の必要性はあるのか。

A. みえスタディチェックについては、活用能力を問う全国学力・学習状況調査B問題相当の問題を三重県教育委員会が作成している。全国学力・学習状況調査において、三重県では特にB問題の成績が悪いことから、全県的に実施しているものである。しかし、学級づくりで教員にとって非常に多忙な時期に複雑な採点・分析を行う必要があり、実施時期について三重県教育委員会にも申し入れを行っている。なお、全国学力・学習状況調査は小学校6年生と中学校3年生、みえスタディチェックは小学校4・5年生と中学校1・2年生が対象であり、一つの学年に集中して実施されることはない。

特別支援教育・相談事業について

Q. 特別支援教育指導者養成講座について、全ての学級担任に特別支援教育に係る専門知識を持ってもらうことが望ましいと考えるが、教育委員会として目標はあるのか。

A. 当講座については、平成28年度を区切りとしているが、新年度以降についても当講座に準ずるような講座を開催したいと考えており、可能であれば推進計画にも位置付けたい。また、講座の人数枠についても増やし、各校1名ほどは特別支援教育について専門知識を持つ教員を育成したいと考えている。

Q. 当講座の効果検証を行い、次期の講座について、どのような内容で継続するのか、どのような部分を発展させるのか、開催回数をどのようにするか等を検討する必要があると考える。現段階で効果検証を行っているのか。

A. 平成28年度が終期であるため、効果検証はまだ行っていない。講座終了後、受講者については研修で学んだことを現場でどれほど生かせるのか実地検証を行うことを予定しているため、その中で確認していきたい。

（意見）時間と予算を使って研修を行うということであれば、教員や学校現場もより高い成果を求めると考える。学校現場に頼って検証を行うのではなく、教育委員会で総括的な判断を行い、次に生かしてもらいたい。

教育環境課題調査検討事業費について

Q. 平成26年度の当事業において抽出された検討対象校区のうち、内部東小学校区・内部中学校区、常磐西小学校区、羽津北小学校区・羽津中学校区については、宅地開発等に伴う人口増加による学校施設不足の懸念があるとされている。しかし、平成27年度の調査結果においてもなお普通教室の確保の要否を検討するとされているが、平成28年度もまた同じような検討を行っていくのか。

A. 当該校区については、いずれも宅地開発等に伴う人口増加による学校施設不足の懸念がある。しかし、平成27年度の調査によれば、内部東小学校・内部中学校区、常磐

西小学校区、羽津北小学校・羽津中学校区は、児童生徒数の推計値が平成 26 年度よりも減少しており、学級数の推計が利用可能教室数を上回らない年度も散見されることから、今後の推移を見守っていくこととしている。そのうち、羽津中学校区については、学級数が利用可能教室数を恒常的に上回る可能性が他の校区よりも高いため、現在普通教室等の確保に向けて学校と調整を行っている。毎年度の推計値をもとに、施設不足の懸念がより増したところについて、具体的な検討を行っている。

(意見) 羽津中学校区は、新年度に普通教室数が不足するおそれがあると考えますが、そのような状況であれば、現時点では検討ではなく、具体的な対策を実施すべき時期であると考えます。

Q. 検討対象校区のうち、大矢知興譲小学校区・朝明中学校区については、普通教室は不足していないのか。

A. 不足しているわけではない。

Q. 内部東小学校区・内部中学校区については、平成 27 年度に普通教室の要否をどのように判断したのか。

A. 現時点では、利用可能教室を増やすという結論には至っていない。

Q. 平成 27 年度の推計値から、現時点で利用可能教室を増やさないと判断したのであれば、今後の要否の検討は不要ではないのか。

A. 当面 10 年間の推計値を踏まえれば必要ないと判断に至るが、校区内の約 400 戸の大規模開発が概ね終わり、入居が始まると、児童数についても増える可能性もあるため、注意深く見守りたいと考えている。

Q. 調査の結果、まだ検証が必要であるということであれば、平成 27 年度の調査の意味はあったのか疑問であるが、内部東小学校・内部中学校区や常磐西小学校区の宅地開発は、以前から分かっていたのか。

A. 当該校区については、開発に伴う児童生徒数の増加による学校施設不足の懸念が続いている。常磐西小学校区は、小規模だが現在も田畑の宅地化等が散見されている。

Q. 羽津中学校については、特別教室棟の整備や既存の特別教室等の普通教室への転用は決定されたのか。また、対策にはいつから着手するのか。

A. 平成 27 年度に現在の校舎の中に普通教室を確保し、代わりに特別教室を校舎外に求めるという手法を基本とし、特別教室棟を敷地内のどの場所に増築できるかを検討した。その結果、体育館と普通教室棟の間の渡り廊下の中に接続する形で増設できないかという案に至ったが、将来的な利便性の面で課題がある。現在計画されている職員室の増床の計画も踏まえ、どの特別教室を普通教室に転用するのか、特別教室棟を敷地内のどこに設けるのがよいのか学校側と調整を行っているところである。平成 29 年度の不足については平成 28 年度中に対応する。

Q. 人口増加による学校施設不足が生じるおそれのある 3 校区については、普通教室の確保の要否をさらに検討する、今後の推移を見守るといった部分が多い中で、大矢知興譲小学校区の課題解決に向けた詳細な調査が先行して行われていることに疑問がある。平成 27 年度における当事業の総括について確認したい。

A. 例えば内部東小学校区について、現状、大規模開発等により児童生徒数が増えるこ

とにより普通教室数が不足するという懸念はある。しかし、平成 27 年度調査の推計では、平成 26 年度よりも若干の変動があり、今後 10 年の学級数の推計が、利用可能教室数を上回らない状況であるため、「今後の推移を見守る中で普通教室の確保の要否を判断する」との結果となっている。推計の中で突出した数値が表れた場合は当然具体的な方向性を打ち出す必要があり、現に、羽津中学校区では、普通教室数の不足が続くことから、学校側との調整はあるが、具体的な動きを進めている。学校施設の増築等については、後に児童生徒数が減少したときに不要なものとならないよう慎重に検討する必要はあるが、今後の推移を見守ることとしている内部東小学校・内部中学校区や常磐西小学校区においても、突出した数値が表れる前の段階において、具体的な方向性を検討していきたいと考える。

Q. 当事業については、そもそも全市的に新たな視点で学校施設不足を調査するという名目で行い、その結果として 5 校区が抽出された。大矢知興讓小学校区や笹川東小学校・笹川西小学校区は進んでいるが、他の 3 校区はさらに検証を行っていくということは、後戻りをしている印象を受ける。以前、この 5 校区の課題解決を一度に取り組みには人員が不足するのではないかと指摘した。平成 27 年度の取り組みは不十分であったのではないか。

A. 大矢知興讓小学校区、笹川東小学校・笹川西小学校区については、平成 27 年度の調査結果を受け一定の進捗はあったが、内部東小学校・内部中学校区、常磐西小学校区及び羽津北小学校区については、検討は行ったが、結果として、平成 27 年度の推計をもってただちに各学校施設の改修等、具体的な対応を行うという結論には至らなかった。

(意見) 当事業は、特別に予算を組んで、教育施設、教育環境に課題のある 5 校区を抽出したはずであり、当面、学級数推計が利用可能教室数を上回らないとしても、内部中学校等では、現に少人数授業のための空き教室が不足しているのであるから、教育の公平性の観点からも、5 校区全てにおいて具体的な対応を行うべきであったと考える。

Q. 平成 26 年度に特別に調査費をかけて児童生徒数、学級数の推計をとり、課題校を抽出したにもかかわらず、平成 27 年度も同様の調査を行ったのであれば、何も対応していないことになるのではないか。

A. 大矢知興讓小学校区については、平成 27 年度の調査結果を踏まえ、現在朝明中学校の移転建替のための基本構想の策定に向けて協議を進めている。笹川東・笹川西小学校区は、長く地元と協議を続けてきたが、「笹川地区における新しい学校づくり検討会議」の立ち上げにより、スピード感を持って検討を進めることができている。他方、内部東小学校・内部中学校区、常磐西小学校区、及び羽津北小学校・羽津中学校区においては、宅地開発等に伴う児童生徒数の増加も予想されるため、学校内の施設を整備するだけでよいのかどうか、しっかりした将来予測に基づいて判断する必要がある。平成 26 年度の調査結果のみで判断することは困難であったため、平成 27 年度の推計を確認し、児童生徒数・学級数が前年度の調査に比して下がっている部分が多いことから、今後の推移を見守るとの結果が多くなっている。事業全体としては、一定の成

果を上げていると考える。

少人数学級拡充事業について

- Q. 小・中学校1年生における30人以下学級ができていない学校はどれほどあるのか。
- A. 平成27年度では山手中学校、笹川中学校、内部中学校においてできていない状況があった。平成28年度は、山手中学校1校である。
- Q. 30人以下学級を期待して児童を入学させる保護者もいると考えるが、それができていない学校があることは問題ではないか。
- A. 30人以下学級ができていない学校については、必要教室数に対して利用可能な普通教室数が不足している状況にある。しかし、独自に常勤講師を配置していることから、その活用による少人数授業などの取り組みは行っている。
- (意見) 特別支援学級との交流の際に、クラスの人数が30人を超え、難しい面もあると聞いているので、実態を把握して対応してほしい。

家庭・地域との協働の推進について

- Q. 地域に対して開かれた学校を目指す一方、不審者に対する対策が必要となるが、どのように進めているのか。
- A. 安全教育の中で、防災とともに、不審者の侵入対応訓練等の防犯訓練については、警察と連携して実施している学校もある。このような学校の事例を紹介しながら、防犯対策に取り組んでいきたい。
- (意見) 新しい安全管理の手法を考える時期に来ていると考えるため、より安全・安心な学校教育が進められるようにしてほしい。
- Q. 家庭・地域との協働の推進については、第2次四日市市学校教育ビジョンにおける8つの重点目標の中で、平成27年度の目標値及び実績値が突出して低い数値となっているのはなぜか。
- A. 当項目については、市政アンケートの結果を指標としており、平成24年度実績8.8%から、平成27年度の目標を12%程度とした。平成27年度については、約16%の市民の方が満足していると回答してもらったため、少しずつ広がりが見えていると考えている。
- Q. 市政アンケートの実績値が低いということは、市民は、学校が閉ざされていると感じているという見方もできる。突出した数値の低さを真剣に受け止める必要があると考える。
- A. 第2次学校教育ビジョン策定時の平成21年度については、現状値が8.7%であった。そこから倍に近い数値となっていることは、地域とともにある学校づくりが少しずつ進んでいると考えるが、全60校の開かれた学校の実現を加速度的に進めていきたい。

小学校外国語活動協力校について

- Q. 橋北小学校、富田小学校、中央小学校及び泊山小学校が、小学校外国語活動協力校となっているが、選定された理由は何か。

A. 橋北小学校、中央小学校については、当初学習指導要領によらない英語活動の充実について、市独自でプログラムを作り、実験的に推進してきた。これが一定の成果を得たことから、より規模の大きい学校で実施し、精度を高めるべく富田小学校、泊山小学校も選定されている。

Q. 今後、拡充していく予定はあるのか。

A. 平成 32 年度に小学校の学習指導要領が変更となり、5、6年生の英語教育、3、4年生の外国語活動が必修となるため、それを目指して小学校、中学校ともに英語教科の指導の充実を図っていく必要がある。その中で、外国語活動協力校のあり方についても検討し、英語教育の充実に向けた考え方については当初予算審査の際にお示ししたい。

養護教諭・栄養教諭等の配置について

Q. 本市の小中学校において、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の配置の実態及び今後の方向性について確認したい。

A. 養護教諭について、国の基準に当てはめれば本市の小中学校は全て1名ずつの配置となるが、海蔵小学校、日永小学校、常磐小学校については、生徒数が多く、職務も多様化していることから複数配置をしている。栄養教諭については、国の基準で、校内に調理場があり、単独で給食を実施している児童・生徒数 550 名以上の学校には1名配置されるが、その他については4校に1名となっており、今年度、本市では17名配置している。アレルギー対応等の問題もあるため、養護教諭とともに、配置定数の拡大の要望を国、県に行いたい。また、学校事務職員について、基本は県が配置しているが、大規模校については市費で配置しているケースもある。どのように学校事務の支援を行うかについて今後、現場とも協議して検討したいと考えている。

教職員の勤務時間について

Q. 教職員について、子供と向き合う以外の時間が増えていることが指摘されているが、個々の教職員の総勤務時間は把握しているか。

A. 各学校からは、毎月時間外でどれだけ行ったかの報告をもらっているため、市全体の教職員の時間外労働の平均時間は確認している。平成 27 年度については、例えば小学校について、教頭は月平均 48 時間、教諭は 30.5 時間、中学校について、教頭は 61.3 時間、教諭は 52.2 時間となっている。

Q. 時間外勤務が非常に多いと感じるが、教育委員会としてどのように考えているか。

A. 教職員の勤務については複雑化、多様化しており、教員の専門性のみでは対応が困難なものも出てきている。また、このことにより教職員が本来の授業研究、教材研究に時間が割けないという例もある。これについて、文部科学省も「チームとしての学校」の在り方に係る答申において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門スタッフの配置を提言しており、本市においてもこの取り組みを進めているが、専門的な分野は専門家に任せる方向で教職員の業務の整理を行いたいと考える。その他、教職員の意識改革も必要であり、定時退校の日を設けるなど、教職

員が自らワークライフバランスについて考える機会を作ることを検討している。

Q. 特に中学校については教職員の時間外勤務が多い状態であり、業務量の見直しや教職員の定数等にまで踏み込んで改革する必要があるのではないか。

A. 中学校についてはクラブ活動の指導にかなりの時間を割かれる面もあるため、このあり方も考える必要がある。近く、クラブ活動に関する検討会を開催し、教職員の働き方という側面からも検討していきたい。

Q. クラブ活動の指導に時間を要するため授業の準備ができず、教育の質が低下しているとの声も全国的にはあると考える。教職員の業務について根本的に見直す必要があるのではないか。

A. 日本の教育は、学習指導、生徒指導、クラブ活動の指導の3点で成り立っており、世界的には非常に優れていると考えるが、他方で教職員の負担となっている面は認識している。この解決に向けては、教職員定数の増加、専門スタッフの参画、教職員自身の業務の見直しが重要であり、教育委員会、校長会や教職員組合が同じ場で議論するとともに、保護者や地域の方にも理解を求めていくことが必要であると考えている。

地域による学力向上支援事業・自己実現支援事業について

Q. 経済的にひっ迫している家庭の児童が増えている中で、これらの事業を特定の地区に限定・集中的に行うのではなく、全市的に拡大する必要があるのではないか。

A. 自己実現支援事業、子ども支援ネットワーク及び地域による学力向上支援事業については、いずれも生活背景が厳しく、家庭学習の困難な子供に対して行ってきた事業である。数年前より、人権プラザを中心とした4地域に加え、他の3地域においても、「子ども教室」運営委員会を組織し、地域事情に応じた学習環境の整わない子供たちへの支援を行っている。今後は、国、県が行う子供の貧困対策に係る事業の中で、平成31年度までは事業を継続していきたいと考えているが、同じ目的の事業については整理、統合し、全中学校区において必要に応じて同様の事業を展開していけるよう継続して検討したい。

《 歳出第10款教育費 第3項中学校費 》

中学校給食事業について

Q. 中学校給食の食缶方式への移行までの間に、デリバリー給食による「全員喫食の日」を設けるとのことだが、現在の予定は土曜日となっているのはなぜか。

A. 「全員喫食の日」については、専用の献立としたいと考えているが、年度途中の実施であることから、すでに献立が決まっている等の状況もあったため、土曜授業の際の実施としている。また、橋北中学校については、実施日が未定であるが、土曜日ではなく平日に実施したいと考えている。

Q. 保護者へのアンケートでは、当日注文ができず、1カ月前に給食費を納める必要があるなど、注文の手法に問題があるとの意見があったが、今回の取り組みは、その部分の改善になっていないのではないか。また、特定の日だけ実施するのではなく、ある程度続けて実施することで、保護者の求めるところにより近づくのではないか。

A. 注文方法についての課題は以前から指摘されているところであり、改善を進めていく必要があるが、「全員喫食の日」については、これにより食育や生徒の利用促進を中心に取り組みたい。また、本市では、給食は1週間前に注文する必要があるが、名古屋市では3日前であると確認しているため、現在よりも注文日との間隔が短くなるよう対応したいと考える。

(意見) 新年度予算の編成においては、デリバリー給食の啓発や改善に向けた対策を求めたい。

Q. デリバリー給食について、検食しているのは誰か。

A. デリバリー給食にはメニューが2種類あり、管理職において1種類ずつ検食している。

Q. 現在のデリバリー給食では、中学生は物足りないと感じるのではないか。見た目についても中学生が意欲を持って食事に臨むものとはなっていない。中学生に年齢の近い若い世代の教職員にも継続して検食してもらう必要があるのではないか。

A. 意見を参考に改善に取り組みたい。また、給食を食べている教職員もいるため、そこからも意見をもらうような働きかけも行っていきたい。

(意見) 「全員喫食の日」という表現ではなく、「デリバリー給食の日」等の名称にした方が分かりやすく、喫食の意欲もわくのではないか。

Q. 弁当箱の色合いについても工夫をすれば、生徒の喫食につながるのではないか。また、全員が喫食する場合の料金の支払いはどのようになるのか。

A. 弁当箱の色合いについては、中学校給食検討会でも意見があり、改善をしていきたいと考えている。料金については、食材費300円の保護者負担としている。

Q. 全員喫食に係る負担については、保護者から理解は得ているのか。

A. 保護者に対しては教育委員会から文書を配付し、理解を求めたい。また、四日市市PTA連絡協議会の会議においても趣旨を説明し、理解を得たいと考えている。

(意見) 保護者の負担が発生するため、丁寧な説明を求める。また、今後の中学校給食の改善の方向性についても丁寧に説明してもらいたい。

Q. 「全員喫食の日」について、今後は市内全域で取り組んでいくのか。

A. 先行して実施した学校で出た課題も踏まえて取り組んでいきたい。

Q. 「全員喫食の日」の献立はどのように考えているか。

A. 通常の献立は2種類であるが、当日は1種類を考えている。特にアレルギー対応に配慮し、より多くの生徒に食べてもらえる献立で実施したい。

Q. 中学校給食の献立は、学校教育課の栄養士が考え、発注しているとのことだが、配膳や見た目については事業者要望しているのか。

A. 弁当箱の枠が決まっているため、全てに関われるものではないが、事業者にも要望し、改善をしている状況である。

Q. 育ちざかりの中学生にとっては、現在のデリバリー給食は物足りないと感じているが、エネルギー摂取量は十分であるのか。

A. 特に運動部に所属する生徒については物足りないという意見は以前よりあるため、おかずの量の調整についても、今後検討したい。

(意見) 給食メニューについて、生徒に郷土愛を育む観点から四日市名物の名称をつけるのではなく、実態に即した名称としてほしい。

Q. 食缶給食への移行について、平成 30 年度には開始できるのか。

A. 現在、庁内の検討会で全員喫食の手法を検討しており、新年度には基本構想を策定する。スピード感を持った取り組みを心がけるが、共同調理場を設ける場合、その場所を選定する必要もあることから、平成 30 年度からの実施は困難である。しかし、全校一斉に開始するのか、段階的に開始するののかということも考えられるため、そのような手法についても計画の中でお示ししたい。

通学路交通安全施設整備事業について

Q. 当事業については、学校単位で P T A 等より指摘のあった危険個所につき、その整備のための予算をつけるものと認識しているが、要望に対しての実施率はどれほどか。

A. 平成 26 年度は 98.4%、平成 27 年度は 95.6% となっている。

Q. 1 校に対する配分額は、それほど多くないと考えるが、カーブミラーを 1 カ所設置するだけでも高額な負担となる状況において、それほどニーズを満たしていないのではないか。

A. 通学路については、P T A、学校、地域で点検を行い、必要箇所の要望を上げてもらっており、その要望のあった箇所については、90% 以上の実施率となっている。

Q. 交差点を示すカラー舗装の要望も多いと考えるが、実施されているのは数カ所程度である。実態が把握されていないのではないか。

A. 学校からの要望の中には土木に関するものもあり、路側帯や横断歩道の塗り直しなど、軽微なものについては教育委員会において行っている。交差点のカラー舗装等については都市整備部で対応するなど、棲み分けを行っており、上げられた要望の全てを当事業で対応しているわけではない。教育委員会で対応すべき案件についての実施率が 90% 以上となっているということである。

Q. 各自治会においては、そのような認識はないと考える。信号機の設置や横断歩道の整備、ガードレールの設置等、長年実施できていない案件は把握しているか。

A. 平成 26 年度に四日市市通学路交通安全推進会議を設置し、道路管理者や警察も入って危険箇所の洗い出し、対策を議論しており、信号機の設置や横断歩道の整備の要望もリストアップしているが、長年整備の進まない案件もある。

(意見) 平成 27 年度において、積み残しとなった案件や、課題となった点について、次年度に反映していく必要があるため、議会にも示してほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費・第 3 項中学校費》

学校三師の報酬について

Q. 学校保健安全法施行規則には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師（以下、「学校三師」という。）の職務として、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加することが定められているが、これが達成されていない学校が見受けられることや、学校三師との協定に定められた職務が行われていない実態があるのは問題ではないのか。

- A. 学校三師の執務状況について、学校ごとに差が出てくるのは問題であると考えている。学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与についても、全ての学校において行われるよう、学校三師に対する働きかけを改めて行いたい。
- Q. 学校医の職務のうち、内科健康診断は、市内の小中学校で達成率 100%となっているが、この対価は非常勤職員報酬とは別に支払われているのではないか。
- A. 内科健康診断については、非常勤職員報酬に含まれているが、就学时健康診断については、報酬とは別に生徒一人につき 730 円を支払っている。
- Q. 執務状況を見れば、報酬に見合う業務を行っていない学校三師が多くいる状況である。緊急時の対応や各種保健指導についても、本来学校三師に期待されることであると考えますが、実態はそうになっていない。この原因は何か。
- A. インフルエンザ等、感染症の予防の推進に関しては、多くの学校で学校三師に助言を求めながら行っている。しかし、児童への保健指導については達成している学校が非常に少ないことは問題であると考えており、保健指導の具体的な内容を提示しながら働きかけを行っている。学校側からの学校三師への積極的な働きかけが少なかったということが現在の執務状況の原因の一つであると考えている。
- Q. 協定に項目が明記してあるのであるから、それを行わない学校三師側に原因があるのではないかと考える。少なくとも学校保健安全法施行規則に定められている項目については全ての学校で達成できるよう指導すべきではないか。
- A. 校長会や養護教諭に対して、学校側から学校三師に働きかけるよう複数回にわたり指導を行っている。また、歯科医師会については歯科医師会の研修会に出向いて直接働きかけを行った。医師会等に対しても働きかけを続けたいと考えており、学校保健の充実について、学校格差のないよう取り組んでいきたい。
- Q. 最低限、学校保健安全法施行規則に定められている項目については、全ての学校で達成されなければならないものであるが、担保できるか。
- A. やむを得ない事情により、学校保健委員会への出席ができないといった場合もあると考えるが、そのような事情がない限り、特に保健指導等については、全ての学校で最低でも一、二回は行ってもらわなければならないと考えている。

学校施設環境の整備について

- Q. 肢体不自由児の受け入れに際し、学校側の準備ができていないのではないかと不安の声がある。市内の学校におけるエレベーターの設置状況はどうなっているか。
- A. エレベーターについては、楠小学校、河原田小学校、富田中学校、笹川中学校で設置しており、いずれも改築事業に伴うものである。
- Q. エレベーター未設置の学校に肢体不自由児が入学する場合、どのような対応をとるのか。
- A. 特別支援学級の教室の設置を 1 階としたり、出入りの際のスロープを設置して、生徒の移動に支障のないようにしている。
- Q. 児童が特別支援学級に入らない場合や 2 階以上に上がらなければならない場合は、どのように対応しているのか。また、市内の学校に階段昇降機はどれほど配置されて

いるか。

A. 現在の階段昇降機の利用台数は3台である。市内の学校でその他に20台ほどが備えられており、学校において階段昇降機が新たに必要となった場合は、未使用のものを回して適切に対応したいと考える。

Q. 中央小学校、浜田小学校、中部西小学校及び八郷小学校について、給食用に使用されているリフトを人が乗れるサイズとしているとのことだが、今後の利用についてどのように考えているか。

A. 4校については、エレベーターの設置が可能な形で給食用リフトを設置したものである。これは、将来的にエレベーターを設置する際、改修にかかる費用を抑制するという考え方に基づくものである。

(意見) 4校のうち、八郷小学校は4階建てで、エレベーター設置の優先順位は高いと考える。エレベーター設置について、大規模改修と同時に行うという考えではなく、具体的にどのような場合に必要となるのかを考え、積極的に検討してほしい。

Q. 校内の教職員用の休憩スペースが少なくなっていると聞いているが、どのような状況か。

A. 教職員の休憩スペースの設置については、大規模改修時に、職員室等の管理諸室に手を加える際に相談に応じている。平成27年度においては、塩浜中学校の大規模改修時に、休憩スペースを設置している。その他の学校については、具体的な計画はない。

(意見) 普通教室等のスペースが不足する中で、教職員の休憩スペースは優先的に他の目的に転用されていると考える。この側面からも、教育環境課題への対応の重要性を感じるため、迅速に取り組んでもらいたい。

学校施設の維持管理について

Q. 学校施設の維持管理について、指標を生徒アンケートにおける満足度評価としているが、平成27年度は、ほぼ半数の生徒が学校について不満足となっている。これをどのように分析しているか。

A. 校舎の老朽化が進むにつれて満足度が低くなる一方、大規模改修を行った学校については満足度が高くなっている。昭和40年代に建設された学校の大規模改修を進めることで、目標達成につなげたいと考える。なお、不満足の一歩の要因は、普通教室にエアコンが設置されていないこととなっている。

Q. 生徒の意見を聞きながら満足度を上げるための取り組みを行ったのか。

A. 可能な限り施設補修に取り組むことを心がけており、補修件数435件のうち、82件については緊急的に対応を行った。また、各学校からの要望を確認した上で、大規模改修以外の改修についても対応している。

(意見) 目標値を置いて満足度を上げるのであれば、より具体的な取り組みを行う必要があると考える。環境に不満があれば学習意欲も起こらない。大規模改修の計画を前倒しすることで、学習意欲も起こり、満足度も上がると考える。生徒アンケートにおける満足度評価の分析結果について示すことで、大規模改修の前倒しが有効であることが証明できるのではないか。

Q. 各学校の日常的な維持管理に係る予算枠が少ないとの声も聞いているが、現状を確認したい。

A. 10万円以下の小規模な修繕については学校が対応しているが、それを超えるものについては教育施設課が修繕を行っている。予算額は小学校につき1800万円、中学校につき1050万円であり、これを各学校に配分しているが、修繕の多い学校については、内容を確認の上、予算の追加配分を行っている。

Q. 各学校に配分された予算の範囲内であれば、学校長の権限で執行できるのか。

A. そのとおりである。

トイレ洋式化工事について

Q. その他施設整備費に計上されている各学校のトイレの洋式化工事については、大規模改修とどのようにリンクしているのか。また、工事に係る計画や基準はあるのか。

A. 大規模改修において、トイレの床のドライ化とともに便器の洋式化を図っている学校もあるが、トイレは生徒アンケートにおいて不満度の高い項目であったため、洋式便器の少ない学校から順に予算化し、大規模改修とは別に洋式化工事を進めている。また、体育館のトイレについては、4年かけて洋式化する計画を立てているが、地域への学校開放があるため、まず小学校を2カ年に分けて実施し、その後中学校について実施することとしている。なお、以前の工事の際にすでに男女どちらか一方の洋式化を行った学校もあり、該当校については最終年度の4年目に改修をすることとしている。

Q. 各学校トイレの洋式化を進めることにより、生徒の満足度が上がるのであれば、計画を立てて予算要求をしていくべきではないか。

A. 四日市市PTA連絡協議会からもトイレの洋式化に係る要望が上がっており、平成27年度はトイレの改修に対する予算を確保した。平成28年度は、少しでも進捗させるべく前年度の2倍の予算を確保し取り組んでいる。トイレの改修については大きな校舎課題であると考えており、各学校の状況や、他市における状況及び適切な手法について調査を行い、何年でどの程度の改修を行うのか見定めた上、計画を整備して取り組んでいきたい。

学校管理運営費等の流用について

Q. 学校管理運営費等のPTA費等の流用の抑制について、どのように取り組んでいるか。

A. 平成27年度については、各学校において、紙やボールペン等、学校運営全般にかかわる消耗品について基本物品表を作り、必要数を明示した上で予算要求を行った。また、平成28年度は、教科及びクラブ活動に係る基本物品表の作成にまで範囲を拡大している。これらの取り組みを行った結果、PTA費の流用額が、以前よりやや少なくなっているとの結果が出ている。基本物品表の中身について、何が必要であるのかを随時精査しながら取り組んでいきたい。

(意見) 一定の取り組みが完了した時点で、流用の状況について改めて調査も必要であ

ると考える。取り組みの成果については、議会にも報告してほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

学校における空き教室等の活用について

Q. 現在、本市の学童保育事業は、民設民営となっているが、津市は約 9 割が公設民営となっている。本市では、学校の空き教室等を使用して学童保育を行っているのか。

A. 現在、神前小学校、塩浜小学校、桜小学校、大谷台小学校、富洲原小学校の 5 校については、校舎の一部を使用して学童保育を行っている。また、海蔵小学校、大谷台小学校、桜小学校、三重北小学校、常磐中学校、内部東小学校、塩浜小学校の 7 校については、学童保育のために用地の一部を貸し出している。

Q. 大谷台小学校について、空き教室を貸し出していることに間違いはないか。

A. 1 棟については、土地使用の許可を出しており、他の 1 棟については以前陶芸教室として使用されていた校舎の一部を学童保育のために貸し出している。

Q. 学童保育について、公設民営が望ましいとの指針が出ている中、学校施設に空きが出た場合は、地区内で協議の上、貸出しを進めるという方向でよいか。

A. 学校施設は、市の財産であるとともに、地域の財産である。第一義的には学校教育活動を行っているが、5 年間にわたり使用する見込みのない空き教室がある場合、地域と協議の上、使用してもらおうという考え方に立っている。今後も、学校の状況と地域の要望を勘案の上、方向性を見出していく。なお、本市の学童保育の運営については、こども未来部において議論を行い、民設民営の方針に立っていると認識している。
(意見) 学校の大規模改修に伴い、学童保育等に使用できる学校施設も出てくると考えるため、地域と協議する場も設けてほしい。地域のニーズを的確に捉え、地域コミュニティの構築に資するような対応をお願いしたい。

Q. 学校開放について、現在 21 時までの開放となっており、開放時間延長の要望もあると考えるが、検討した経緯はあるか。

A. 時間延長について、具体的な要望は確認していないが、そのような声があるのであれば検討課題と考える。

Q. 運動施設の開放について、文化部等に使用することにより、本来の目的であるスポーツに使用できないということもある。本市の学校開放については、飽和状態になることが多く、文化部等により見合った屋内の教室等を紹介することはできないか。

A. 可能な限り多くの方に利用してもらおうのが本来であると考え。支障がなければご指摘のような対応も可能ではないかと感じる。

図書館の利用者について

Q. 図書館については、定年退職後の世代や子育て世代の利用が多いと聞いているが、傾向について調査をお願いしたい。また、各利用登録者については、図書返却後、貸

出履歴を消去しているとのことだが、一人当たりの貸出冊数の実態を調査するに当たり、この仕組みを変えることはできるか。

A. 個人の貸出履歴を他人に見られないようにするために、現在、図書の貸出、返却についてはシステムで対応しているが、個人情報保護の観点からシステムについても貸出履歴を消去することとしている。現時点では、このシステムを改修するという判断には至っていない。

Q. 新図書館の検討に当たり、年齢別の貸出傾向等も調査する必要があるのではないか。

A. 現在でも、利用登録者の年齢層は分かる状況である。ここに貸出履歴や貸出回数を保存すれば、年齢別の貸出傾向を調査することはできる。しかし、他の図書館においても同様に貸出履歴を消去しており、本市において貸出履歴を保存する場合、どのように管理していくのが課題となる。現行のシステムは、平成 30 年度にリース期間が終了するため、他都市で貸出履歴や貸出回数を保存している事例があるのかについて調査を行い、どのような対応とするのかシステム更新時期の段階で判断したい。

(意見) 決算の指標の一つである貸出冊数について、現在のデータの中で、より実態に沿った分析ができるような創意工夫をお願いしたい。

Q. 図書館への入館者数のカウントはどのように行っているのか。

A. 正面玄関入口にセンサーが設置してあり、図書館へ入るときと出るときにカウントされるため、総計を 2 で割って入館者数を算出している。入館者数と貸出者数を比較すると、入館者の約 3 分の 2 が貸出者となっており、残りについては閲覧または学習のみの利用であると認識している。

図書資料整備費について

Q. 平成 27 年度の蔵書数 435,890 冊は全て市立図書館の蔵書数であるのか。

A. 市立図書館本館、自動車文庫の蔵書数を合わせた数である。他館の蔵書数は含まれていない。

Q. 図書の貸出、返却について、あさけプラザ図書館や地区市民センターの図書室とはリンクしていないのか。

A. 図書の貸出に当たって、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室及び市立図書館については図書物流を行っており、一体的な運用となっている。地区市民センター図書室は、別個に運用している。

Q. 各館の書庫の状況はどのようなものか。書庫に入りきらなくて購入を控えるということはないのか。

A. 市立図書館では、本館に開架書架、閉架書庫を設けており、図書が古くなれば開架から閉架書庫に移籍となるが、現時点で閉架書庫に図書が入りきらない状態であり、館外の建物に閉架書庫を設けて保管している。また、あさけプラザ図書館についても満杯の状況であると聞いている。図書の廃棄については、毎年、除籍基準に基づき、一定年数を過ぎた図書について再評価して保存すべきもの、廃棄をするものに仕分けを行っている。図書資料整備費については、毎年 3000 万円弱の水準を維持し、予算の範囲内で購入しており、スペースがないために購入を控えるということはない。

Q. 学校図書室とは、図書の貸出しや返却についてリンクは行っているのか。

A. あさけプラザ図書館等のように図書物流は行っていないが、市立図書館の蔵書のうち、児童・生徒向けの「なのはな文庫」について学校へセットで貸出を行っている。また、学校から団体貸出の依頼があれば、それに応じている。

Q. 図書にはICタグがついているのか。ICタグには様々な情報が入っているのか。

A. 市立図書館ではバーコードで管理をしている。ICタグは、基本的には図書館情報システムの中にある様々な情報と突合するものと認識している。

(意見) 今後、新図書館建設に向けての計画が進むと考えられるため、市内の図書がリンクできるようなシステムが構築できれば、より市民ニーズに合った図書購入に繋がると考える。

Q. 市立博物館の1階にも図書があるが、管理は別であるのか。

A. 四日市公害と環境未来館が博物館1階にある環境関係の蔵書を管理している。これについては、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室、市立図書館と同じ図書館情報システムにより管理を行っている。

Q. 市民窓口サービスセンターに図書館の返却ポストがあるが、四日市公害と環境未来館の図書については、そちらに返却できないのか。

A. 四日市公害と環境未来館で貸し出した図書は、直接その窓口での返却となる。あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室については、市立図書館との間で図書物流を行っているため、この2館で借りた図書については近鉄四日市駅高架下の市民窓口サービスセンターの返却ポストへ返すことができる。

博物館費について

Q. 月別では改修工事前の平成25年度と比較してどれほどの入館者数の増加になるのか。

A. 平成25年度の月平均の常設展示の観覧者数については、約2000人ほどであるが、リニューアル後の27年度においては、月平均約6000人弱となっている。

(意見) 博物館自体がリニューアルすることによる増加であるのか、四日市公害と環境未来館ができたことによる増加であるのか、両館で連携し、来館者増の分析をお願いしたい。

Q. 以前、プラネタリウムの観覧料が他に比べて高いのではないかと指摘したが、観覧料について検討は行ったか。

A. 三重県内の他のプラネタリウムと比較すると安くはないが、同様の投映機を導入している他のプラネタリウムは本市よりも観覧料は高くなっており、全国的に見れば本市の観覧料は必ずしも高いわけではない。本市では、プラネタリウムの来館者に応じた生解説を行っているなど、観覧料相当のサービスとなっていると考える。また、来館者にアンケートを行ったところ、約4分の3が、現在の観覧料は適当または安いという回答であった。今後も観覧料に見合ったサービスの提供に努めていきたいと考えている。

Q. 観覧料540円が設定された根拠はあるのか。

A. 開館当初から500円をベースにしており、根拠については分かりかねるが、他館の

観覧料を参考に決めたのではないかと推測する。

Q. 根拠が分からないのであれば、再検討の余地はないのか。

A. 現段階では、現行のとおりとしたいと考えている。

《 歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費 》

中央緑地・霞ヶ浦緑地運動施設整備事業について

Q. 国体開催に向け、中央緑地公園、霞ヶ浦緑地公園の施設整備が行われているが、これらの場所への動線について、児童の安全確保を教育委員会からも呼びかけるべきであるとする。特に霞ヶ浦駅から四日市ドームやテニスコートの整備箇所までの安全対策は必要とするが、どのように考えているか。

A. 霞ヶ浦緑地公園までの動線のうち国道 23 号の横断については、横断歩道、横断歩道橋の二つの課題があると把握している。現在、横断歩道の整備を行うことを確認しており、横断歩道橋についても都市整備部が国等と協議を行っている。都市整備部とも情報共有を行い、教育委員会としても児童の安全確保については努力していきたい。

(意見) 横断歩道については渋滞の原因となり、国道 23 号の左折レーンを縮めることから、地域からの要望がありながら国土交通省からの許可が下りず、難しい案件であることは認識している。よりよい手法となるような判断をお願いしたい。

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業（アセットマネジメント）について

Q. 第 1 野球場メインスタンドの防水対策により、どれほどの長寿命化が図られたのか。

A. メインスタンドの防水を行ったことにより、第 1 野球場全体が何年度まで長寿命化するかは一概には言えないが、屋根部分のコーキングの打ち替えを行うことにより水漏れを防ぐことができるため、一般的にはおおよそ 10 年ほど延命すると考えられる。現段階では 10 年程度経過後、必要があれば再度改修が必要であると考えている。

Q. 第 1 野球場のマウンドについて、選手がけがをしないように整備する必要があると考えるが、基礎部分の土の質が悪くなっていると聞いており、国体の開催に向けて整備する計画はあるか。

A. マウンド付近の土の入れ替えについての計画はない。

Q. 第 1 野球場の長寿命化に係る改修については、これまでどれほど行っているのか。

A. 長寿命化としての改修は、平成 27 年度に行ったもののみである。

(意見) 長寿命化と同時に、プロ野球の 1 軍戦のできる環境づくりに向け、照明の LED 化、仮設によるスタンドの増設などの手法も考えられるため、三重県とも歩調を合わせて検討してほしい。

スポーツ施設の利用料について

Q. 市のスポーツ施設の利用料が高いとの声も聞いているが、特に小中学生について無料化するとの考えはないか。

A. 本市のスポーツ施設の利用料については、他市のスポーツ施設の状況を勘案して設定したのと考えており、開場以来料金を変更していないが、決して高いわけではな

いと考えている。今後、新たなスポーツ施設を開場する場合は、建設費、ランニングコスト等をどのように組み入れながら受益者負担を求めていくのか考えていく必要がある。また、小中学生の利用料の減免措置はないが、児童だけでなく、高齢者や障害者からも負担に感じるとの声を聞いている。まずは新しい施設の利用料をどのように設定するのかを示し、議会の意見も聞きながら、減免等も含めた利用料等の設定について考えていきたい。

(意見) 国体やインターハイにおいて、今の小中学生が選手として関わることも考えられる。新しい施設も含めて、利用料等の考え方を見直してほしい。

スポーツの振興について

Q. トップアスリートを指導者に招いたスポーツイベントは、国体に向けたアスリートの育成を目的としたものか。

A. 当イベントは、有名なアスリートを間近に見てもらうことによって、子供たちのスポーツに対する憧れや意欲を高めることを主目的としているものであり、今後も継続していきたいと考えている。

Q. 当初、トップアスリートや国体で活躍する選手の育成に係る施策として、当イベントが挙げられていたと考えるが、目的が異なるということか。

A. 選手の育成に関して市が直接行う事業としては当イベントが挙げられると考えるが、四日市市体育協会等への補助を行うことについて、今後十分に検討していきたい。

(意見) 選手が日常の練習の中で力を高めるために、なるべく早く指導者の育成にも視点を置く必要があると考える。体育協会等へ委託を行うのであれば、その仕様についても工夫が求められるが、スポーツ指導に携わる方や選手の育成に関して専門的知識を持った方にも協力を求めて検討し、高校総体、国体の開催時には、本市の選手が活躍できるような状況を作してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく認定すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

最後に、議案第 13 号平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についての審査において、決算常任委員会資料の作成に当たっては、個別事業ごとに効果、課題及び今後の方針をまとめるだけでなく、前段の決算における主要事業の概要においても同様に、分野別の効果や課題についての検証を示すべきであるとの意見があったことを申し添えます。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成28年8月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

民間児童養護施設等整備事業費について

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

乳幼児等予防接種事業費について

Q. 今回の補正予算額4740万円は、一般財源で支出するが全額国庫負担という理解でよいか。

A. 国は9割の負担であり、1割は市の負担となる。

第2条 債務負担行為の補正

こども子育て交流プラザ事業費について

Q. 橋北児童館を民間委託することについて、どういう総括をして、どういう結論を出して民間委託とするのか。

A. 橋北児童館は、地域に密着した児童館として十分活動していると考えますが、今回の新しい施設は、全市に向けた新たな機能も付加した施設であり、民間のノウハウやネットワーク力、情報収集能力を活用して事業の展開を図っていきたい。また、8月には運営協力委員会を臨時で開催し、民間に業務委託する方向を説明した。保護者からは、指導者や施設が替わることで、子供の環境が大きく変わることに対する不安の声もあり、その部分をソフト面で少しでも緩和してほしいとの要望もあった。そのため、平成29年4月以降に今の指導員からの引継ぎを行う期間を設けることなどを提案し、ある程度ご理解いただけたと考えている。

Q. 児童館について、民間業務委託でもよいと考えるが、利用状況からすれば廃止という方向性も考えられる。児童館は、今後も増やしていく方向なのか。

A. 学童保育所が全校区で充実してきた中、児童館の方向性について全市的な総括ができていない状況ではない。今回は、児童館の民営化を進めているものではなく、業務の民間委託を行おうとするものであり、まず2年間委託を行った上で良い点、悪い点を検証していくことを考えている。また、雨天の休日に親子で遊べる場所がないとの声

もあることから、単に児童館を移設するだけでなく、児童館に新しい施設機能を付加したいとの思いで民間委託を選択したところである。

(討論) こども子育て交流プラザ事業費(債務負担行為)について、児童館に関わる部分は、児童に対して継続的に支援すべき事業だと考える。今回の業務委託は、いったん2年間で区切りを設けることとなっており、継続的な支援について担保されないのではないかと危惧するため反対する。

(討論) こども子育て交流プラザ事業費(債務負担行為)について、2年間では継続的な支援が見込めないのではないかという危惧については、直営において、市職員が館長となっても人事異動はあるため、おおむね変わらないと考える。むしろ本市が子どもをより健やかに成長させていくための担保として、全市的な施設として、かつ今までの本市だけでは考えられなかった考え方も民間から取り入れて進めていくという新しい扉を開く第一歩だと捉えているため賛成する。

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

介護ロボット等導入支援事業費補助金について

Q. 介護離職ゼロに直結する緊急対策として創設された事業とあるが、介護離職ゼロに直結するのか。

A. 一つには人材不足という問題があり、ロボットを導入することで足りない部分を補ってもらおうということがある。また、介護者は、腰に非常に負担がかかり、それが原因で辞める人も多いため、そのような面でも役立つと考えている。

(意見) 介護ロボットは、今後さらに増えると考えられるため、市としても啓発に努めて欲しい。

Q. 今回の事業の周知は、各事業所にどのように行われたのか。

A. 全ての入所施設、通所施設宛に3月頃に通知を行った。

第2条債務負担行為の補正

集団がん検診等事業業務委託費について

Q. 巡回検診バスについて、乳がん検診の場合でも男性が技師を務めていることがあるため、女性にとっては抵抗があるとの意見も聞いているが、女性への配慮の視点も含めて委託を行うのか。

A. 女性の検診への配慮についての声があることは承知しており、現在も可能な限り女性スタッフに乗車いただくよう、各事業者にも必ずお願いしている。

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正 < 歳出第10款教育費 第6項保健体育費 > 及び 第2条 債務負担行為の補正

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費（国体関係）について

及び中央緑地運動施設整備事業費（国体関係）について

- Q. 中央緑地運動施設及び霞ヶ浦運動施設の駐車場について、大きな大会開催時にはシャトルバス等での対応を考えているとの事だが、両施設とも常時駐車場が溢れている状態である。安全対策を含め、まだまだ課題があると考えますが、駐車場を確保する以外の常時の対策はどのように考えているのか。
- A. 霞ヶ浦運動施設については、けいりん事業課、市街地整備・公園課、スポーツ課の3課で協議し、出来る限り大きな大会が重ならないよう日程を調整したい。常時の対策としては、ハード面ではなくソフト面で対応ができないかと考えている。また、中央緑地運動施設については、公園等の利用状況も見ながら、敷地の中で駐車場として利用できる部分があれば施設が整備されるまでに考えていきたい。
- Q. 中央緑地の場合、新正駅を最大限に活用し、歩行者の安全対策をとらなければならない。また、国道1号の桑名方面への車の渋滞対策が必要である。さらに、四日市あすなろう鉄道の利用について、連携切符や割引切符、記念切符の発行を行う等、車以外での来場を促進する対策を考えるべきである。霞ヶ浦緑地については、JR関西本線は通っているが近くに駅はなく、四日市ドーム前の駅の設置についてJRと協議を行ったことがあるか。
- A. 国体に向けて新駅の設置という検討は行っていない。
(意見) 常設の駅ではなく、仮設の駅なら出来るのではないか。市が所有している土地もあり、非常に良い場所であるため、国体やインターハイの際の臨時駅の設置を検討してほしい。
- Q. シャトルバスを近鉄霞ヶ浦駅から出すのであれば、停留所の整備が必要である。地元からも雨の日の送迎時に停車する場所がないという話もあり、併せて整備を要望すれば効果的であると考えますが、どうか。
- A. 国体に向けて、都市整備部と連携し、可能な部分は整備していきたい。また、運送、輸送の関係については、実行委員会を立ち上げるため、その中でシャトルバスをどこから輸送するのが一番よいのかということを含め、今後検討していきたい。
(意見) 近鉄霞ヶ浦駅のホームは、急行が停まるスペースが十分ある。それを活用する等、できるだけ費用のかからない輸送対策に臨んでほしい。また、国道23号を挟んで反対側については歩道が整備されていないという現状も踏まえ、動線を一本化した安全対策を実施してほしい。
- (意見) 霞ヶ浦運動施設の駐車場について、競輪が重複して開催される場合は大きな問題となるため、丁寧にスケジュールを考えて欲しい。また、車が名古屋方面に出る場所が1カ所しかないため、現状を踏まえて検討して欲しい。
- Q. 当施設整備については、議員説明会での説明どおり国、県からの補助金交付を予定

しているということで良いのか。

A. 予定通り社会資本整備総合交付金を充当することとしており、今回の補正予算についても、該当額を充当している。

Q. 中央緑地運動施設について、シャトルバスはどこから出すことを考えているのか。

A. 現時点では決めていない。今後実行委員会を作ってその中で検討していきたい。

Q. シャトルバスもよいが、あすなろう鉄道の利用促進が大きな命題であるため、日永駅への誘導方法を考えるべきである。大きな大会だからこそ、あすなろう鉄道の利用を原則としての利用促進を前面に出すべきである。

A. 公共交通機関の利用が前提だが、それだけでは溢れることも考えられる。新正駅、日永駅を利用してもらい、帰りに四日市駅周辺に寄ってもらうというのが一番いいのではないかと思っている。

(意見) 電車に乗ってもらうための準備が今から必要である。市の施策自体が、車から公共交通利用へという大きな考えのもとに行っており、国体や大きな大会だけでなく、平日頃から公共交通利用の促進の方向で教育委員会も動いてほしい。

Q. 中央緑地運動施設について、日永駅からの動線整備の計画はあるのか。

A. 旧道との間に少し狭くなっている道路があるが、歩道の整備について担当課が現在取り組んでいると聞いている。

(意見) 駅からの安全対策は、どこからアクセスするについても重要である。そして、安全対策と共に花いっぱい運動と連携してプランターを置いてもらうことや、歩車分離用のポストコーンを設置するということも検討してほしい。

Q. 運賃は、近鉄四日市駅から日永駅が 200 円、近鉄四日市駅から新正駅が 150 円、近鉄名古屋駅から近鉄四日市駅と新正駅までの値段は同じである。このような状況の中、あすなろう鉄道を利用してもらうにはどうすべきか、国体推進の視点からも利用推進を図り、都市整備部やあすなろう鉄道との協議を行っていくことが肝要であると考え

A. 四日市ではどういう公共交通機関が利用できるかということを中心に事前に周知することが大切であり、出来る限り情報発信をしていきたいと思う。

Q. 中央緑地運動施設の「新サッカー場整備工事」、「新サッカー場クラブハウス整備工事」について、発注がどのように分かれるのか教えてほしい。

A. 新サッカー場整備工事は、3面のサッカー場整備で土木的な工事として1本となる。新サッカー場クラブハウス整備工事は、建築、電気、機械、ガスについて各々発注を分ける予定である。体育館は、E C I 方式によるが、新体育館の整備と既存の体育館の解体、駐車場の整備、一部公園の整備を含めて1つの工事として発注する予定である。

Q. 霞ヶ浦運動施設の「新テニス場整備工事」と野球場についてはどうか。

A. テニスコートとクラブハウス、そして付帯の駐車場をまとめ、工事別に発注する。野球場については、どのように発注するかは未定である。

(意見) 屋根が特殊な仕様になっており、多くの事業者が参入できないという声も聞く。

市をあげての事業であるため、多くの事業者が参加でき、それぞれが一番良いパ

パフォーマンスを発揮できるものとなることを望む。

(意見) これだけ大型の公共投資は、今後なかなかないため、多くの人が携われるような入札方法を要望する。E C I方式についても、J Vで入札すると聞いているが、地元事業者が関われるような選定をお願いします。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第5号）のうち、第2条債務負担行為の補正中、こども子育て交流プラザ事業費については、賛成多数により、その他の部分については別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成28年11月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第51号 四日市市立こども園条例の一部改正につきましては、幼保一体化園として運営している「四日市市立塩浜西保育園」と「四日市市立塩浜幼稚園」を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するとともに、園児数の減少により休園となっている「四日市市立納屋幼稚園」について、廃園とするため、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、塩浜西保育園、塩浜幼稚園のそれぞれについて新年度の園児募集を行っているが、両園を統合し、認定こども園とすることについて、保護者には説明を行っているのかとの質疑があり、理事者からは、地域に対しては平成27年度より説明を行っており、平成28年度においては保護者に対しても説明を行っている。新年度の入園募集の開始時点では、まだ幼保一体化園としての運営であるため、塩浜西保育園、塩浜幼稚園それぞれについて募集を行っているものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、地域や保護者に説明を行う中で、反対の意見等はなかったかとの質疑があり、理事者からは、特段の反対意見は聞いていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、6月の教育民生常任委員会協議

会において、すでに両園について平成29年度より認定こども園とする方針が示されていたにもかかわらず、議案の上程が現段階となったのはなぜか。新年度入園の募集を開始する前の8月定例会月議会において上程すべきではなかったのかとの質疑があり、理事者からは、6月には、公立幼稚園適正化計画の素案の中で、両園を認定こども園としていく方針を説明したが、その段階では政策決定まで至っていなかった。また、8月定例会月議会での当議案の上程には時間的余裕がなく、11月定例会月議会での上程となったものである。しかし、新年度入園の募集の際には、入園を希望する児童の保護者に、今後の予定について説明を行っているとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、塩浜西保育園及び塩浜幼稚園については、幼保一体化園として問題なく運営されており、早急に認定こども園とする必要はないとも聞いている。現段階では、認定こども園とすることの効果について十分検証できていないと考えており、また、新年度入園の募集は塩浜西保育園、塩浜幼稚園として行われていることから、認定こども園化は拙速であると考えするため、当議案には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、塩浜西保育園、塩浜幼稚園は所在地が同一であり、それぞれの園の児童が減少しているという現状に鑑みれば、子供たちによりよい育ちを提供し、社会性を構築していく上で、両園を統合し、認定こども園とすることは時代に即していると考えするため賛成するとの意見がありました。

議案第54号 工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備造成工事一は、児童発達支援センターあけぼの学園を市が所有する県地区社会福祉事業用地に移転整備することに伴い、造成工事実施に係る請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、児童発達支援センターの駐車場として約80台分を確保するため、調整池を地下式にして敷地全体の有効利用を図るとのことであるが、どのような試算に基づき80台分としているのかとの質疑があり、理事者からは、週5日のグループで50名、週1日のグループで30名の児童の受け入れを予定しており、そのうち20%が通園バスを利用すると想定すれば、児童の登園に際しての車の利用は、1日最大で64台となる。さらに個別訓練の利用者用に10台分、相談等他の来客用に9台分、公用車2台分の駐車場を確保し、計85台となる設計を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当初の土地利用計画の段階から、駐車場は85台ほどを想定していたのかとの質疑があり、理事者からは、現在のあけぼの学園は駐車場が30台ほどであり、駐車場の利用にあたって不便のないよう、当初より90台程度は確保したいと考えていたとの答弁がありました。

また、委員からは、当初の土地利用計画では園舎の西側1カ所のみであった地下式調整池が2カ所となった経緯を問う質疑があり、理事者からは、園舎建設予定地と病院建設予定地とを合わせて一体的に土地の整備を行うこととしてお

り、当初は園舎建設予定地の西側に地下式調整池を設け、貯まった雨水を隣の北勢きらら学園の調整池に流すことを想定していたが、設計段階において、この1カ所では対応しきれないことが判明したため、園舎建設予定地の南側にも調整池を設けることとしたとの答弁がありました。

これに対して委員からは、調整池について地下式を選択した理由を問う質疑があり、理事者からは、子供たちの安全を最優先に考え、地下式調整池を選択したとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、調整池を地上に設ける場合と比較して、経費は高くないのかとの質疑があり、理事者からは、積算はしていないものの、ふた部分等の経費が余分にかかることとなるとの答弁がありました。

また、委員からは、園庭がもう少し必要ではないかと考えるが、現在と比較して広さはどの程度となるのかとの質疑があり、理事者からは、現在のあけぼの学園の園庭は計620㎡ほどであるが、新しい園舎においては、計1000㎡ほどの確保を予定している。国の基準では、児童発達支援センターに園庭は必要となるが面積基準までは定められていないため、子供の安全性に鑑み、保育士等の目が届く範囲での広さとしている。なお、保育所においての園庭の面積基準は、幼児1人あたり3.3㎡であり、これに来園が想定される児童と保護者の人数をかけると550㎡程度となるが、現在予定している園庭の面積はこの2倍程度となっているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、18歳までの児童が来園することになるなど児童の年齢は幅広いが、この面積で対応できるのかとの質疑があり、理事者からは、児童が成長するにつれ活動範囲は広がるが、小学生から高校生までが対象の放課後等デイサービスについては定員が10名となるため、この広さで十分であると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、園舎については現在設計段階であるとのことだが、より使いやすくなるよう、できる範囲でスペースの確保については考慮してほしいとの意見がありました。

議案第57号 工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地テニスコート整備工事（建築工事）一、及び議案第58号 工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地テニスコート整備工事（建築電気設備）一は、平成30年のインターハイ、平成33年の三重とこわか国体に向け、霞ヶ浦緑地公園にテニスコートの整備を行うため、その建築工事及び建築電気設備に係る工事の請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、テニスコートの照明の配置について、全てのテニスコートで夜間の利用ができるようになってきているのかとの質疑があり、理事者からは、全てのテニスコートにおいて照度500ルクス以上となるよう照明灯を設置する予定である。利用できる時間帯については今後協議していくが、当然夜間の利用ができるように検討していくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、照明の明るさは、大会の開催基準

に合致しているのかとの質疑があり、理事者からは、国体の開催基準では照度500ルクス以上が必要であり、全てのコートで基準を満たしている。また、全て1キロワット相当のLEDを配置する予定であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、テレビ中継や録画等を行う際、1000ルクスは必要ではないかと考えるが、どのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、テレビ中継等についてはメインコートで1000ルクス程度を確保することで対応することができると考えている。屋外テニスコートや屋根付きテニスコートは、観客席も少なく、あくまでプレイが主目的のコートとしての扱いとなるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、建築電気設備の発注について、入札業者7者のうち、6者の入札金額が最低制限価格と同額であるが、この金額は公表されているのかとの質疑があり、理事者からは、予定価格は公表されているが、最低制限価格は公表されていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、以前より、霞ヶ浦緑地公園への動線について、国道23号及びJR関西本線の横断が非常に危険であると指摘しており、地元自治会からも安全対策について要望されている。現在も渋滞により地元の生活道路に車が流入して危険であるとの意見も聞いており、施設を整備することにより利用が増えることを見据えた安全対策についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、当公園について徒歩や自転車による利用が多く、地下を利用して国道23号を横断しているという状況も十分認識しており、本

年5月に地元自治会長28名から歩道橋の設置について要望を受けたところである。しかし、歩道橋の設置については費用面、技術面等に課題があり、現在は、当該箇所への横断歩道の設置について国と協議を進めていると都市整備部に確認している。また、狭く薄暗い地下通路について、照明や塗装の改善を行い、横断歩道と並行して利用してもらいたいとの思いを持っている。これだけではなく、高校総体や国体等のイベントの際には利用者の増加を見据え、現状の公共交通に加えてシャトルバスの運行等により利用者の安全を確保したいと考える。横断歩道が完成してもなお歩行者、自転車の安全確保ができないのであれば、歩道橋も含めた整備を都市整備部に求めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、以前より当該箇所の横断歩道の設置については要望があったが、JR関西本線の踏切が近く、歩行者の通行時に車が曲がれず渋滞を誘発するとして、三重県公安委員会より却下されたことから、今回歩道橋の整備の要望に至ったものである。このような経緯を踏まえ、子供たちの安全を最優先に考え対策を行ってほしいとの意見がありました。

関連して他の委員からは、当公園までの動線について、競輪開催時に四日市競輪場行きのシャトルバスが運行されているが、現在の乗客がそれほど多くないのであれば、これを活用することも方策の一つであると考えているため、運行形態や利用状況等について調査してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、各テニスコートについて、車いすテニス等で利用できるようなバリアフリー仕様となっているのか。また、点字ブロックについては整備しているのかとの質疑があり、理事者からは、メインコートは観客席の設置の関係で低い位置にあるため、固定観客席からスロープを使ってコートへ降りられるようにしているほか、固定観客席に車いす用の席を数席設けている。サブコートも同様に観客席からスロープでコートに入れるようにしており、屋外テニスコート及び屋根付きテニスコートについては、それぞれ通路にスロープを設置し、コートに入れるように設計している。また、点字ブロックについては、現段階で、クラブハウス施設内の案内用に設置する予定であるが、障害の程度によっては点字ブロックがあることによって、^{つまづ} 躓く危険もあるとの意見も聞いているため、様々な意見を聞きながら、設置基準に従い整備を行いたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、車いす用の駐車場がクラブハウスの北側に予定されており、そこから南側にあるクラブハウスの玄関へスロープで誘導するとのことであるが、距離が長すぎるのではないかと。南側に駐車場を設けることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、駐車場からの距離は30メートル程度である。南側にはアプローチ広場を設ける予定であり、大勢の方が集まる場所となるため、ここに車が乗り入れることは好ましくないと考えている。また、四日市ドーム側からのアプローチも考えられるため、現状の位置が適切ではないかとの答弁がありました。

これに対して委員からは、車いす用駐車場の設置について、可能であれば、もう少しアプローチを短距離とできるよう検討してほしい。また、この点については、当施設に限らず他の施設においても配慮してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、メインコートの観客席には貴賓席きひんせきを設けるのかとの質疑があり、理事者からは、クラブハウス2階の会議室を貴賓席として使用する予定である。また、西側の観客席の椅子の一部をぎょうこう行幸等の際に取り外し、ステージを組んで対応するということも想定しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、貴賓が来場した際、一般客とは出入りを区別するのかとの質疑があり、理事者からは、今後協議していく必要があるが、一般客がクラブハウスから観客席へ出入りするのを制限することで対応しようと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当テニス場の雨水排水対策についてはどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、もともと堤防の外にあった土地に立地しているため、調整池を設けるのではなく、海に排水することとなるとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、四日市ドームでは、雨水を貯水槽に貯め、防火水槽に活用しているが、屋根付きテニスコートについては、そのような機能はないのかとの質疑があり、理事者からは、屋根付きテニスコートは実質的には屋内施設ではないため、貯水槽を設けた場合、相当額の費用が発生す

ることから、そのような考え方はない。なお、火災に備え、クラブハウス予定地西側のトリムコース上に現在も2カ所の消火栓を設置しており、施設の完成後も、現状の水量で対応できると消防本部に確認しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案のうち、議案第51号 四日市市立こども園条例の一部改正につきましては、賛成多数により、その他の3議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成28年度第1回エスペランス四日市運営協議会について、平成28年度第4回ないし第7回四日市市民生委員推薦会、平成28年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会、平成28年度第3回四日市市障害者施策推進協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第5号 ロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの接種費用の公費助成を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申出があり、これを受け、当委員会では、12月8日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

審査に当たっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

ロタウイルス胃腸炎は、主に小児の間で冬場に流行し、頻回の嘔吐と下痢を伴う感染症である。強い感染力のため、救急外来も多く、非常に多くの病床数を要することから小児科医にとっては対応に苦慮する病気であった。数年前よりワクチンが使用できるようになり、以前に比べて患者数は減少し、ワクチンの効果は非常に高いという研究結果も出ているが、任意接種であるため、接種率は低い状況である。当ワクチンは原価が高く、値段を聞いて接種をためらう保護者もあり、医師としても心苦しい思いである。本来であれば国による定期接種化が望ましいが、いまだ検討段階であり、一部でも市による助成があればさらに接種率も上がり、疾病の罹患率、重症化率も下がることが期待される。「予防に勝る治療はな

し」が医療の大原則であり、当ワクチン接種を、経済状況にかかわらず受けられるようにすることが望ましい。

以上の理由から、ロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの任意予防接種に関して、その費用を公費助成する制度の創設を求める。また、国に対して「ロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書」を提出してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、当ワクチンの接種に係る費用について、各医院で差があるのかとの質疑があり、請願者からは、2回接種のロタリックスであれば1回1万2000円から1万5000円ほど、3回接種のロタテックであれば1回8000円から1万円ほどの価格である。当ワクチンは外国で製造しており、特許料が高く、原価が非常に高価であるとの説明がありました。

また、委員からは、請願文書には、当ワクチン接種の普及が進んでいる諸外国においては、ワクチン接種時期に該当しない月齢の小児におけるロタウイルス胃腸炎の罹患率や入院についても減少したと記載されているが、請願趣旨としては、どの月齢の児童への接種普及を主眼としているのかとの質疑があり、請願者からは、ロタウイルス胃腸炎については、おおよそ0歳から5歳までの間に発症する病気であり、ピークが1歳から2歳の間となる。5歳以上となればほとんどの児童に免疫ができるため、もっとも予防すべきは乳児であるが、生後24週又は生後32週を過ぎて接種を行った場合、腸重積という副反応の可能性が高くなることから、生後6カ月頃までに接種することが望ましいとの説明がありました。

これに対して委員からは、当ワクチン接種に対する公費助成を設けた場合、おおよそ生後6カ月以内の児童が対象となるため、初年度のみ費用が膨大となることはないと考えてよいかとの質疑があり、請願者からは、児童の出生時期が異なるため、特定時期に出費が偏るのではなく、年間で満遍なく出費が必要となると考えているとの説明がありました。

また、他の委員からは、本市のロタウイルス胃腸炎の患者数は把握しているかとの質疑があり、請願者からは、正確な数値は把握していないが、全国データを本市の人口に当てはめて推計すると、本市では外来受診者数が年間1899人、入院患者数は年間61人から184人となるとの説明がありました。

これを受けて委員からは、補助制度がない中で、本市の当ワクチンの年間接種件数はどの程度か把握しているかとの質疑があり、請願者からは、正確なデータはとっていないが、市内の医院で卸されたワクチンの数から推定すると、5歳未満の児童の約30%程度が接種しているのではないかと考えているとの説明がありました。

また、他の委員からは、当ワクチンについては、二、三回の接種が必要である中、他にも多くの予防接種があり、児童の体調も考慮する必要があると考えるが、やはり生後6カ月までに接種することが望ましいのかとの質疑があり、請願者からは、当ワクチンは生後15週までに1回目を接種しなければならず、その後、生後3カ月、4カ月で、2回目、3回目を接種するのが一般的である。現状は、他のワクチンとの同時接種という形で行われることが多く、この時期は、児童はあまり病気をしないため、体への負担はそれほどかからな

い。また、この点については、4カ月健診の際にチェックすることができるとの説明がありました。

これを受けて委員からは、当ワクチン接種による副反応の事例は報告されているのかとの質疑があり、請願者からは、報告はされているが、ワクチン接種者と非接種者を比較した場合、さほど腸重積の発症率は変わらないとの調査結果が出ている。しかし、初回のワクチン接種後の腸重積の発症率はやや高いとの結果も出ているため、接種前に医師が保護者に対して副反応について説明を行うことが義務づけられているとの説明がありました。

これに対して委員からは、子宮頸がん予防ワクチンのように、副反応が重篤化する危険性はないのかとの質疑があり、請願者からは、腸重積については整復を行うことで快復する。しかし、見逃せば腸管を切除するなどの処置が必要となる場合もあるため、見逃さないよう心がける必要があるとの説明がありました。

また、他の委員からは、他の自治体において、当ワクチン接種の助成を行っている事例を確認したいとの質疑があり、請願者からは、県内では、金額に差はあるものの、名張市、伊賀市、鈴鹿市、亀山市、尾鷲市、熊野市等において助成が行われている。全国的にも数百の自治体が助成を行っているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、市で当ワクチン接種の助成制度を作る場合、どの程度の金額が必要かシミュレーションしているのかとの質疑があり、理事者からは、年間2700人程度の出生で約8割が接種を受けると推定

し、年間被接種者は 2160 人を見込んでいる。鈴鹿市が計 9000 円の助成を行っており、これを参考とすると、1944 万円ほどの経費がかかることとなるとの答弁がありました。

また、委員からは、本市がこれまで当ワクチンの接種助成を行っていない理由を確認する質疑があり、理事者からは、国においておたふくかぜと同様に、ロタウイルスワクチンについても定期接種化に向けた検討が行われている。しかし、接種後の副反応の可能性や、高いワクチン単価と効果の釣り合いといった面で課題があり、定期接種化は早くても数年先になると確認している。国において定期接種化が検討されているものについては、市でも公費助成の検討を行っており、ロタウイルスワクチンについても検討したが、罹患後の後遺症の重篤性や致死率の高さからおたふくかぜ予防接種の費用補助を優先した。次の予防接種の補助対象についても、国において定期接種化が検討されているものが優先されると考えるため、ロタウイルスワクチンについても当然候補となると考えるとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、子育てには、教育や医療等様々な面で費用がかかる。安心して子供を産み育てられる環境づくりの観点からも、当ワクチンの接種に多額の費用がかかるからこそ行政として補助を行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、子育てに関して費用がかかる部分は他にもあり、その支援を考える場合、どの課題を優先すべきかその時々で政策決定する必要がある。要望のあるものをその都度助成を行うことは困難であるが、こども未来部としては、年々子育てに係る予算について充実を図っているためご理解いただきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、限りある予算の中での運用となり、恒久的な補助としていくためには、確たる裏付けをとって進めるべきと考えるが、当請願が採択された場合は、金額等について他の自治体に倣^{なら}うのではなく、本市独自の補助制度が創設できるよう検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市のロタウイルス胃腸炎罹患患者に係る医療費について、どれほど公金で負担されているのかを検証することは可能かとの質疑があり、理事者からは、子ども医療費から調査する手法もあるが、レセプトでの分析は行っていないため、現段階では難しい。保育園、幼稚園の園児のうち、ロタウイルス胃腸炎に罹患した児童が何人いるかについては調査を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、保育園、幼稚園におけるロタウイルス胃腸炎の罹患患者について、私立も含めて把握できるのであれば、一定の費用対効果は検証できると考える。これを予防することにより、重篤化に伴う医療費の拡大を抑制するとの側面もあると考えるため、可能な限り早期に調査し、効果を確認した上で助成額等について検討する必要があると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、当請願においては、ロタウイルス胃腸炎にかかる医療費の部分だけでなく、これに伴う保護者の逸失利益についても示されており、その部分については市で調査するのは困難であるが、可能な限り検討の材料としていきたいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成 28 年 11 月定例月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）について

【健康福祉部・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費（関係部分） ≫

民間社会福祉施設等整備助成事業費について

- Q. 認知症高齢者グループホームについて、未整備となっている地区が 4 地区あるが、第 6 次四日市市介護保険事業計画（以下、「第 6 次計画」という。）の整備計画には入っていないのか。
- A. 第 6 次計画においては 8 カ所の整備を計画しており、当該 4 地区についても整備を計画していたが、達成できていないものである。
- Q. 第 6 次計画の計画年度は平成 29 年度までであるが、来年度末までに 4 カ所の整備を目指すのか。
- A. 平成 29 年度中の整備に向けて今年度公募を行ったが、結果として 4 カ所の整備ができないこととなった。整備できるのは、平成 30 年度以降となる。
- Q. 平成 30 年度に先送りする分については、引き続き公募を行うのか。それとも別の手法で整備を促すのか。
- A. 第 7 次四日市市介護保険事業計画（以下、「第 7 次計画」という。）で整備を行いたいと考えており、積み残しの 4 地区については積極的に整備を働きかけていきたい。また、その他の地区について、高齢者人口の多い箇所もあるため、2 カ所目の整備や定員増についても並行して検討していきたい。
- Q. 認知症高齢者グループホームについて、各地区で 2 カ所以上の整備を行う場合も当事業の助成対象となるのか。また、既存施設で定員増等を行う場合はどうか。
- A. 既存施設が定員増となる場合は助成対象とはならない。ただし、すでに整備がなされている地区であっても、新規に施設整備を行う場合は、当事業の活用は可能である。
- Q. 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護についても、助成対象は 1 地区につき 1 カ所とは限らないのか。
- A. 1 カ所に限るということはない。
- Q. 今回は減額補正であり、ほとんど整備が予定を下回っている状況であるが、応募がない地区については、地域的な課題があるのか。
- A. 塩浜地区や楠地区については、浸水が心配されており、整備面での工夫が必要となることから、事業者がやや消極的になっている面もあると考える。また、整備に係る土地について、適切な場所を適切な時期に取得できていないことも整備が予定通りに

進んでいない要因の一つであると考えている。

(意見) 災害の危険等、地域的な課題を事業者が懸念しているという状況において、事業者が土地を選定しやすいように、その対策に係る費用を別枠で補助するという仕組みも検討すべきであるとする。

Q. 民間社会福祉施設を整備するに当たり、津波等の災害への対応は法的に求められているのか。

A. 法的な縛りはないが、低い土地であれば2階建にする、近くの高い建物へ避難可能な場所とするなど、市としては、土地の選定時に災害時の対応を求めている。津波が危惧される富洲原地区については認知症高齢者グループホームが整備されているが、近くに特別養護老人ホームや避難可能な建物があるため、災害時はそこを活用することとなっている。

Q. 保々地区について、認知症高齢者グループホームが整備できていない理由は何か。

A. 事業者において土地の確保が適切にできなかったものと考えており、今後、整備は進むものと考えている。

Q. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備に当たって、看護師の確保は課題ではないのか。

A. 専属看護師の確保は難しい状況であり、すでに整備されている施設については既存の訪問看護ステーション等と連携してサービスを提供している状況である。本市においては、デイサービス、ショートステイ、訪問介護等がある程度確保されているため、一度に定期巡回・随時対応型訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護に転換することは事業者の意欲の面からも難しいと考える。

Q. 現段階である程度のニーズに対応できているため、急いで整備することに事業者が積極的でないということか。

A. そのような面もあると考えている。

Q. 現状である程度のニーズに対応できているのであれば、第7次計画において計画数を減らすことはないのか。

A. 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、既存のサービスに加え、今後さらに高齢者が増えることを見据え、高齢者が在宅で生活できる環境を整備しようとするものである。第7次計画の策定に当たってはニーズ調査を行った上、何を重点的に整備すべきか検証するが、整備計画数を縮小するものではなく、第6次計画において積み残した部分は整備をしたいと考えている。

◀ 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条債務負担行為の補正（関係部分）

中央老人福祉センター管理運営業務委託費・西老人福祉センター管理運営業務委託費について

- Q. 両老人福祉センターについて、指定管理と直営の経費比較をしてもそれほどの差はないが、経費の面で指定管理にすることによるメリットはあったのか。
- A. 経費のうち、多くの割合を占めるのは人件費であるが、これを切り詰めればサービスの低下を招くことになりかねず、結果としてさほどの経費削減にはつながらなかったものである。
- Q. これまでも議会において、両老人福祉センターのあり方の見直しについての指摘があったが、どれほど検討を行っているのか。
- A. 指定管理となった平成18年度より先を見据えた議論を度々行ってきたが、まとまった見直しの検討はしていない状況である。
- Q. 平成31年度を目途に両老人福祉センターについて、費用対効果を含め総合的に検証することのことだが、この時期には存廃も含めて結論を出すのか。
- A. 老人福祉センターを取り巻く環境は、その開設時から大きな変化があり、近年では、地域包括ケアシステム構築など、在宅での医療・介護を進めるという社会的背景もあることから、その見直しが必要となる。また、指定管理から直営とすることで毎年事業の柔軟な見直しが可能となる。全体としては平成31年度を目途に、当施設について、大きな方向性を出したいと考えている。
- Q. 両老人福祉センターの管理運営業務委託は随意契約となっているが、契約先と随意契約とする理由を確認したい。
- A. 中央老人福祉センターについては、国の要綱で支援を行うこととされている老人クラブ連合会の事務局があることから、現在その業務を担う四日市市社会福祉協議会との随意契約を考えている。西老人福祉センターについては、プロポーザルで事業者を選定した後、随意契約を行いたいと考える。
- Q. 老人福祉センターの今後のあり方の検討に、なぜ3年も時間を要するのか。
- A. 当施設については利用者の減少や固定化もある反面、入浴等についてサービスを提供すべきであるとの意見もある。このように利用について様々な意見があるため、それらの意見を聞いた上で方向性を検討したいと考えているためである。
(意見) 可能な限り速やかに、当施設のあり方について結論を出してほしい。
- Q. 中央老人福祉センターには老人クラブ連合会の事務局があるとのことだが、両老人福祉センターの見直しを行う中で、この点についても何らかの整理を行うのか。
- A. 老人クラブについては、地域包括ケアシステムの中では地域活動を担う元気な老人の集まりであると捉えている。そのため、今後、老人クラブの活動はさらに広がっていくと考えており、その支援は何らかの形で必要であると考えている。
- Q. 老人クラブ連合会の事務局を中央老人福祉センターに置くことに縛られるものではないと考えてよいか。
- A. 実際の老人クラブの活動については、中央老人福祉センターを拠点として行われることが多いため、その点も勘案して検討する必要があると考える。

(意見) 老人クラブの事務局があることにより中央老人福祉センターの位置づけがぶれることのないよう、市としての考えを明確にして、可能な限り早期に老人福祉センターの今後の方向性について全庁的に整理してほしい。

- Q. 市民文化部の所管するあさけプラザにも老人福祉センターと同様に浴室があるが、これについても地域における介護の観点を含め、同時にあり方を検討していくのか。
- A. 市の施策が在宅における医療・介護にシフトする中、2カ所の老人福祉センターについて、どのような役割・使用方法がよいのかを検討していきたいと考えている。また、あさけプラザの浴室については多くの利用があり、結果として老人福祉センター的な役割を果たしている。このような状況については、健康福祉部だけで整理することはできないため、市民文化部とも十分協議して進めていきたい。
- Q. 老人福祉センターの役割を変更するのであれば、条例における位置づけも変更していくのか。
- A. 老人福祉法等も研究の上、役割を変更する場合は、条例における位置づけも何らかの変更を検討する必要があると考えている。
- Q. 老人福祉センターの利用者の身分確認はどのように行っているか。
- A. 帳票に氏名、住所を記載の上、利用することとなっているが、証明書等で本人確認するというところまでは行っていない。
- Q. 提出された利用実績は、利用者アンケート等から調査されたものであり、対象となる人口のうち、どの程度が当施設を利用しており、一人当たりにかかる経費がどの程度であるか、どの年齢層がどのように利用しているのかといった部分は確認できず、このまま老人福祉センターのあり方を検証しても抜本的な見直しにならないのではないかと危惧する。公共サービスとして税投入を行っている以上、利用者の状況について確たる分析をすべきではないか。
- A. 利用者の状況について、詳細に調査をした上、見直しの作業を進めたいと考える。

検診のお知らせ保存版印刷等業務委託費について

- Q. 現在の「検診のお知らせ保存版」にどのような課題があり、変更を行うのか。
- A. 現在の「検診のお知らせ保存版」については、限られたページ数で健診の日程等を掲載する必要があり、文字が多く見づらさがある。検診のお知らせが、より市民に伝わりやすく、市民の関心につながるものとなるようページ数を増やして文字を大きくし、記事の内容を工夫したいと考えている。

生活保護診療報酬明細書内容点検・分析業務委託について

- Q. 診療報酬明細書の分析内容について、後発医薬品に切り替え可能な医薬品処方抽出が挙げられているが、どのような状況か。
- A. 現在、月2700枚のレセプトについて、後発医薬品が使えるのではないかの結果が出ている。そのうち、削減効果が5000円以上見込まれる生活保護受給者を抽出し、後発医薬品を使用するよう指導を行っている。
- (意見) 保護費の中で、医療費の占める割合は大きいと考える。後発医薬品の利用促進

は国の方針でもあるため、本人の同意は必要であるが、積極的に利用促進を行い、効果についても検証してほしい。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費（関係部分） ▶

病児保育室整備事業費について

- Q. 新たな病児保育室について、休日をどのように考えているか。
- A. 四日市市病児保育室「カンガルーム」については月曜日から土曜日までの開所となっているが、土曜日にそれほど利用がない状況であるため、新たな病児保育室については月曜日から金曜日までの開所とすることを考えている。
- Q. 日曜日について、病児保育室は開所しないのか。
- A. 病児保育を利用する場合、事前に医師の診察が必要となるが、日曜日の診察が難しいため、開所はしていない状況である。
- Q. 日曜日の病児保育のニーズ調査は行っているのか。
- A. ニーズ調査は行っていないが、カンガルームの土曜日の利用状況を見ると、日曜日にも両親のどちらかが休日であることが多いと考えている。
- （意見）母子家庭、父子家庭の場合は、日曜日の病児保育が必要となる場合もあると考える。病児保育室が市内2カ所となるのであるから、お互いの機能を補完する観点からも、日曜日の病児保育のニーズ調査を行い、必要であれば対策を講じてほしい。
- Q. 他に病児保育室の設置予定はないのか。
- A. 四日市市子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度までに市内2カ所とすることを目標としており、現段階で3カ所目の整備の計画はないが、2カ所の利用者の推移を見守る中で、ニーズが高くなれば3カ所目の整備も検討する必要があると考える。ただし、医療機関の協力がなければできない事業であるため、必要があれば医師会等にも協力を求めながら検討したい。
- （意見）病児保育のニーズを把握し、3カ所目を検討するに当たっては、東西南北の地域ブロックのバランスも考えてほしい。
- Q. 現状では、病児保育室の配置バランスは悪いのではないか。また、新たに開設予定の病児保育室以外にも、病児保育事業の実施の申し出はあったのか。
- A. 病児保育室の設置に当たっては、市内の配置バランスについても考える必要があり、今後もアンケート調査等を行う中でニーズを把握し、次にどの地域に設置をすればよいのかも検討したい。また、病児保育の実施について、市内で地域型保育所を開設する法人より申し出はあったが、正式なものではない。カンガルームや新たな病児保育室の運営はいずれも小児科医が行っているが、当法人は小児科医ではなく、内科医等まで対象を広げるのであれば、小児科医会とも協議の上、市として政策的な決定が必要である。病児保育室の増設や、事業対象の拡大を行うのであれば、子ども・子育て

支援事業計画に位置付けた上で進めていきたいと考えている。

- Q. カンガルームの収支は、ここ2カ年は黒字であるが、平成25年度までは赤字の状態であり、さらに病児保育室を増設した場合、再び赤字となることも考えられる。赤字になる可能性が高い事業であることが、事業者が病児保育室の設置に二の足を踏む要因とも考えられるが、収支が赤字とならないような対策はないのか。
- A. 全国的に病児保育事業は採算が取れない状況である。定員以上に児童を預かる場合は保育士の加配が必要となり、その人件費の部分が赤字となる大きな要因であると考えている。カンガルームについては、平成26年度より定員を超えて受け入れる部分について、指定管理料を見直したことにより、収支は黒字となっており、今後も、年度ごとに収支が赤字とならないよう検討を行っていききたいと考えている。
- Q. 新たな病児保育室において、必要に応じて保育士を追加配置するとあるが、利用定員3名を超える児童をピーク時に受け入れる際の保育士を確保しておくということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 他市においては病児保育室への送迎サービスを行っている事例もあるが、検討はしているか。
- A. 二宮病院からそのようなサービスが必要ではないかという声も聞いている。現在保育園に通う児童の保護者に対するアンケート調査により、ニーズ把握を行い、必要であれば実施に向けて検討したい。
- Q. 富山市ではタクシーに保育士と看護師が同乗して送迎サービスを行っているが、本市では、どのような形態で行うことになると考えているか。
- A. 検討段階であるが、同様にタクシーを利用する形になるのではないかと考えている。
(意見) 送迎サービスの実施には、保育士や看護師の人材確保が難しいという面もあると考えるが、病児保育の適切な運営に努めるとともに、このようなサービスについても検討してほしい。また、小児科医との連携の課題もあるが、保育園に病児保育室のようなスペースを開設するという考え方も可能であると考えため、こちらも積極的に検討してほしい。
- Q. 病児保育の受け入れ人数はどのように判断しているのか。
- A. 児童の病状によっては、1室で複数を受け入れることができない場合もあるが、保育園等へ行くことはできないものの、病状が回復期にある児童の場合は、医師の判断によりホール等を使用して複数の児童の受け入れを行っている。
- Q. 利用定員6名であるところ、保育士を加配して平成26年度は1日当たり最大13名、平成27年度は12名を受け入れた実績があるが、年間で見ればそれぞれ入室できなかった人数が59名、77名であるなど、需要に応えきれていない部分があるのではないか。
- A. インフルエンザ等の流行性疾患のある時期についてはまとまった需要があるが、対して全く利用のない日もある。その年の病気の流行の状況等に左右される部分はあるものの、入室できなかった児童が複数いるという状況に鑑み、今回2カ所目の病児保育室の整備に至ったところである。
(意見) 月ごとに平準化できない状況もあると考えるため、実態を把握し、今後につな

げてほしい。

Q. 新たな病児保育室について、条例による設置としない理由は何か。

A. カンガルームについては、市で整備を行い、建物を貸し出した上で指定管理による運営を行っている。新たな病児保育室については病院の所有する建物において病児保育事業を委託することとなり、市が設置するものではないことによる。

Q. 現在の四日市市病児保育室設置条例では病児保育室の管理を指定管理者に行わせることができるかとされている。市が新たに病児保育室を設置し、業務委託等の形態で事業を行う場合は、条例の改正を行う必要があるということか。

A. そのとおりである。

地域型保育事業費について

Q. 地域型保育事業について、保育内容や職員の配置等の実態を市はどのように確認しているのか。また、適正に運営されていることを確認した上で、今回の補正予算を計上しているのか。

A. 当事業は、平成 27 年度より市の認可事業として開始されたものであり、認可申請の段階で書類等の確認に加えて現場の確認を行っており、その際求めた改善事項が達成された場合に認可を行っている。また、認可後については、年 1 回、全ての事業所に保育士、保健師等、複数の職種市の職員が出向き、現場の状況確認を行うこととしている。本年も現場に出向き、適正な運営がなされていることを確認したところであり、その上で今回の補正予算を計上している。

業務効率化推進事業費補助金について

Q. 私立保育園において、現状はどのように園児台帳等のデータを管理しているのか。また、当補助金を使って導入する保育業務支援システムは全国一律のものなのか。

A. 各私立保育園によって管理の手法は異なるが、すでに同様のシステムを導入している園もあれば、全く導入を検討していない園もある。システムについては、複数のメーカーが保育業務支援システムを開発しているため、一律のものではなく、各法人で選択することとなる。

Q. すでに先行して同様のシステムを使用している園もあるとのことだが、今回新たに導入する 16 園について、その費用を補助することに不公平であるとの声はないか。

A. 先行してシステムを使用している 2 園については、今年度に導入したものではなく、以前より使用していたものである。当事業を行うにあたっては、私立保育園連盟にも説明を行ったが、すでに導入している園から不公平であるとの声は聞いていない。

Q. すでにシステムを導入している園については、公費の補助はないということか。

A. 当事業については、国の補正予算に基づくものであり、それ以前に導入している園については対象となっていない。

Q. 公立保育園については、全園統一されたシステムで管理されているのか。

A. 公立保育園においては、共有ファイルを用い、支援計画、指導計画等を統一している。その他、園児の登園状況についても統一された様式があるため、改めてシステム

を導入するものではない。

Q. 公立幼稚園及び私立幼稚園については、園児台帳等をどのように管理しているのか。

A. 私立幼稚園については、調査を行っていないので確認できていない。公立幼稚園については、基本的には公立保育園と同様である。

Q. 当事業は国の補正予算に基づくものであり、保育園からは、時間的な制約から活用しにくいという声も聞いているが、どのような状況であるのか。

A. 11月定例会に補正予算を計上するにあたり、前もって調査を行っており、当予算が可決された場合、平成29年3月までの事業となるので、機器の手配やソフトウェアの購入について、遅れず事業を進めていただくよう、園長会を通じてこれまでも説明を行っている。

第3条債務負担行為の補正（関係部分）

子どもと若者の居場所づくり事業業務委託について

Q. 当業務委託について、契約先及び契約方法を確認したい。

A. 当業務委託については、プロポーザルにより選定された事業者と随意契約を行う。

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費（関係部分） ≫

スクールシャトルバス運行事業費について

Q. 塩浜小学校のスクールシャトルバスの廃止に伴い、下校時はどのような対策をとっているのか。

A. 9月前半までは、教職員が低学年に同行していたが、児童生徒の慣れもあり、現在は特に下校時の対策は行っていない。

Q. 各企業等への交通安全指導や、塩浜街道の横断について関係車両に注意喚起を行っているとのことだが、他の地域では登校時の車の逆走や信号無視といった事例を何度も見かけている。現状の対策だけでなく、地域やPTA等と、どのようにすれば子供たちが安全に登下校できるのか議論すべきであると考えている。

A. 子供たちには下校時にできる限り安全な道を通るよう指導すると同時に、塩浜街道の歩道の未整備箇所について、県四日市建設事務所に早期の工事着工を依頼していく。また、下校時の指導についても重要であると考えているため、学校側に依頼するとともに、地域、保護者、教育委員会でどのような子供たちの安全対策がとれるのか、継続的に協議を進めていきたいと考えている。

（意見）子供も地域、企業も最初は不安であるため注意を払うが、慣れたときがもっとも事故が起りやすいと考える。季節によって子供の歩調も変わると考えるため、登下校時の見守りは重要である。9月で下校時の同行をやめたのは拙速であると考えているため、対策について学校側に求めていくべきである。

Q. 通学路の横断歩道のラインが消えかかっているところが多くあり、車からは見えに

くいため、子供たちの安全を確保するために、県への要望も含め、対策をお願いしたい。

- A. 保護者や地域の方と通学路の安全対策について協議する中で、横断歩道のラインの塗り直しについても数カ所行った。しかし、消えかかっている部分も残っており、市で可能な範囲については、地域や担当課とも相談の上対応していきたい。

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

学校図書館業務委託費

Q. 当業務委託について、どのような契約方法となるのか。

- A. プロポーザルで選定した事業者と随意契約を行おうとするものである。

学校給食配送業務委託について

Q. なかよし給食受配校である八郷西小学校及び高花平小学校については、なかよし給食開始時に給食室の改修を行い、現在は給食の受け入れに必要な施設・設備を残しているのみであるが、空いているスペースについては、どのような利用を行っているのか。

- A. 空いたスペースについては、食器の洗浄等に使用しており、全てのスペースを有効に使っているわけではない。

(意見) 中学校給食が今後食缶方式に移行し、給食の利用が増えるという状況において、今空いているスペースを有効活用し、中学校や他の地区の学校とのなかよし給食を実施することも一つの方策であると考え。共同調理場を設けるだけでなく、既存施設の有効活用も視野に、児童生徒にとってもっとも有効な方策を見出してほしい。

Q. なかよし給食開始時において、給食調理の現場を見せることができるため、食育上各校に給食室は必要であるとの意見もあったと記憶している。なかよし給食受配校である高花平小学校については、現在適正状況B判定であり、開始時とは状況が異なっているが、このような状況下、なかよし給食をやめるという考えはないのか。また、逆に児童生徒数が減っている小学校において、新たになかよし給食を実施するという考え方はあるのか。

- A. 学校に給食室があることは、調理の現場を実際に子供たちが見ることにより、仕事に対する関心や感謝の気持ちを育むことができるため、教育上有効であると考え。ただし、現段階で高花平小学校の給食室をもとに戻してほしいという要望は特にない。また、なかよし給食開始時に、給食室内部を床面も含めて改修を行っており、原状回復は困難ではないかと考える。それ以降も給食室からのスロープ設置など、不便なくなかよし給食を継続していくことに努めてきた。さらに、なかよし給食の実施については、近隣に対象校があるか、配送可能な設備が整っているかといったさまざまな条件がある。この拡大について、市として方針があるわけではないが、給食のあり方の一つと考えているため、調理員や施設の状況、委託の状況等を総合的に勘案し、検討していきたい。

(意見) 学校に給食室があることについて、経費の問題を超えて必要性、有効性が認められるのであれば、教育委員会としては、地域からの要望の有無にかかわらず、より良い形にすべきであると考え。中学校給食が食缶給食への移行を目指す時期に、なかよし給食の制度が置き去りにされている印象を受けるため、これも含めて議論を行ってほしい。

(意見) 平成 16 年度当時とは衛生管理の手法である H A C C P (ハサップ) の基準も大きく異なるため、高花平小学校の給食室において、再び通常の給食調理に対応しようとする場合、再改修に当たっては相当の対策が必要である。このような点も踏まえて検証しなければならない。

(意見) 中学校給食の調理方式の検討に当たって、共同調理場方式では、トラブルが発生した際に生徒に給食が提供できなくなってしまうため、共同調理場を設けるのみでなく、非常時にバックアップできるような仕組みを検討してほしい。

移動図書館運転等業務委託について

Q. 当業務委託について、どのような契約方法となるのか。

A. 車両の運行及び管理を、公益社団法人四日市市シルバー人材センターへ随意契約により委託しようとするものである。

小学校英語指導員派遣業務委託について

Q. 当業務委託について、どのような契約方法となるのか。

A. プロポーザルで選定した事業者と随意契約を行おうとするものである。

Q. 小学校 1 年生、2 年生について、英語指導員の派遣は学級で 3 時間程度となっているが、これにより国際感覚を育む効果があるのか。

A. 現行の学習指導要領では、5・6 年生の年間 35 時間のみとなっている。本市では、このほか、3・4 年生で 6 時間程度、1・2 年生は 3 時間程度英語指導員を派遣することで外国語に触れてもらいたいと考えている。ネイティブ・スピーカーに触れる機会は学校においてほとんどないため、学期に 1 度の機会でも児童にとっては刺激となると考える。

議案第 39 号 平成 28 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) について

国民健康保険診療報酬明細書内容点検等業務委託について

Q. 生活保護診療報酬明細書の内容点検についても、同様に業務委託を行っているが、審査・支払機関が異なり別個のシステムを使用していること、専門の点検員が異なること、保護費が国庫補助金対象事業である等の事情から、これをまとめて委託することは困難であるとのことだが、仮に保護費が国庫補助金対象事業でなければ、対応は可能であるのか。

A. 国民健康保険における審査・支払機関である三重県国民健康保険団体連合会、生活保護における審査・支払機関である社会保険診療報酬支払基金は、それぞれ独自に点

検システムを構築している。そのため、おもとのレセプトは同じであるが、作業は全く別個のものとなり、本市の規模で双方の事業を請け負っても、効率化にはつながらないと事業者から聞き取っている。

議案第 41 号 平成 28 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

介護保険料納入通知書等印刷、封入・封緘^{ふうかん}業務委託について

Q. 介護保険料納入通知書の発送はいつ行うのか。

A. まとまったの発送は 6 月となるが、3 月より準備を行う必要があるため、債務負担行為を計上したものである。

Q. 債務負担行為限度額 170 万円は、介護保険料納入通知書分のみか、年末に送付される介護保険料のお知らせ等も含まれるのか。

A. 介護保険料のお知らせ等は庁内で対応できるため、含まれない。介護保険料納入通知書は複雑な仕様となっており、庁内で作成することができないために外部委託を行っている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第78号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る所得割額の算定及び保険料の軽減について、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第79号 四日市市病児保育事業関係手数料条例の制定につきましては、民間病院等が整備し、及び管理する施設で本市が行う病児保育事業において、本市が徴収する手数料に関し必要な事項を定めようとするものであります。

委員からは、既存の病児保育室であるカンガルームについてすでに利用料を徴収しているが、今回手数料条例を改めて整備する意味は何かとの質疑があり、理事者からは、カンガルームは市の施設で病児保育を行っているものであるが、当条例については、民間事業者が整備した施設において、本市が病児保育事業を行う場合に適用されるものであるとの答弁がありました。

議案第89号 工事請負契約の締結について―中央緑地サッカー場整備工事―は、平成30年に開催される全国高等学校

総合体育大会及び平成33年に開催される第76回国民体育大会に向け、中央緑地公園にサッカー場の整備を行うため、工事の請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、入札業者5者ともに入札金額が、低入札価格調査基準価格と合致しているが、どのような理由によるのか。また、選定された事業者が技術評価点において優位であった点を確認したいとの質疑があり、理事者からは、談合の予防を目的として入札に際して予定価格を公表しているが、ここから低入札価格調査基準価格を算出することができるため、各事業者で入札金額が同一となっている。入札金額が同一の場合、総合評価方式では技術評価点の差で事業者が選定されることとなるが、今回選定された事業者については、過去5年間の工事成績、技術者要件、及び施工課題に対する工夫について、他の事業者より優れていたことから選定に至ったものであるとの答弁がありました。

また、他の委員から、落札できなかつた事業者に対して、その理由は説明しているのかとの質疑があり、理事者からは、四日市市総合評価方式試行要綱第10条第3項に基づき、入札参加者から公表された自らの技術評価点等について、書面により疑義の照会があった場合は、回答することとなるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました3議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 28 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会について、平成 28 年度第 2 回四日市市青少年問題協議会について、平成 28 年度第 8 回及び第 9 回四日市市民生委員推薦会について、平成 28 年度四日市看護医療大学運営協議会について、平成 28 年度第 4 回四日市市障害者施策推進協議会について、平成 28 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会について、並びに平成 28 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成29年2月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

子ども医療費助成事業について

Q. 子ども医療費助成について、所得制限を設けていない自治体が多数を占める中、本市が所得制限を設けていることは、市長の掲げる「子育てするなら四日市」という方向性とずれがあるのではないか。

A. 当事業の開始当初は、児童手当に準じて県内の全市で所得制限が設けられていたと記憶しており、現在も2市を除いて所得制限を設けている。これまで所得制限の撤廃よりも、対象を中学校の通院分まで拡充することに力を注いできた経緯によるところであるが、全国的な統一が図られている制度ではなく、各自治体の考え方に左右されるものである。今後は、第二子からの所得制限を撤廃している北九州市など、他市町の状況を研究しながら、方向性を定めたいと考える。

(意見) 一定の所得層以上は恩恵を受けられない現行制度は定住人口の増を目指す本市の方針から逆行しているように感じる。補正も視野に、早急に研究を進めてほしいと考えるが、他市町に追随するのではなく、四日市モデルを作る必要があると考える。

Q. 「子育てするなら四日市」を掲げるのであれば、高所得者から見ても子育てしやすいまちとしていく必要があるのではないか。

A. こども未来部としては、どのような環境に生まれ育っても、子供たちが自らの未来を諦めなくてもよい社会を目指している。これまで定住人口の増という考え方よりも、子供たちの最低限の生活保障という観点を優先してきたと考えるが、インターネットの普及により、各自治体の施策が容易に比較できる時代となっていることから、何を強化すれば子育てしやすいまちと認められるのかを検討したい。

Q. 子供を社会全体で育てていくという観点からは、所得制限は極力なくすべきと考えるが、こども未来部としてはどのように考えるのか。

A. 所得制限はない方がよいが、予算に限りがある中では政策に優先順位を付ける必要がある。将来の世代に持続可能な社会を残すという観点からも、税の使い方については熟慮していかなければならない。

(意見) 子供のために予算を使うことは、投資という側面もあると考えるため、所得制限の撤廃について検討してほしい。

(意見) 所得制限を撤廃した際にどの程度の予算が必要となるのか、試算しておくべきであると考えます。

Q. 福祉施策については所得再配分の性格があるため、総合的に見れば所得制限は必要であると考えている。所得制限を設けることは支出を抑制するという側面もあるが、この分を将来的に他の施策に回すという考えはあるのか。また、現在所得制限を設けている自治体における取り組みも研究すべきと考える。

A. 就学前児童の医療費の窓口無料化を実現した次段階において、他の自治体の事例も参考にしながら効果的な施策について研究したい。

(意見) 子育てに係るニーズについては個々に異なると考える。保護者のニーズを的確に把握した上で、子育てしやすいまちの実現に向けた施策を展開すべきである。

(意見) 公費の投入に当たって所得制限は必要であるが、他方で子育てしやすいまちとしてPRするための戦略的な方針も必要であると考えます。総合的に勘案の上、今後の制度の構築に努めてほしい。

Q. これまで子ども医療費の窓口無料化について、本市は県下一斉に行う必要があるとの立場であったが、どのような理由で無料化に舵を切るのか。

A. 市単独で窓口無料化を行う場合、市内の医療機関でなければ無料化の対象とはならず、また、市内の医療機関に市外の患者が来院することもあることから、医療機関、利用者の双方にとって混乱が生じる可能性があるため、これまで県下一斉での実施に向け三重県に働きかけてきた。しかし、鈴鹿市が平成29年4月からの実施を決定したことをきっかけに、県内各市町においても窓口無料化に向けた検討が開始され、各自治体がそれぞれの判断で実施するという方向に流れが変わっていることから本市においても実施を決定した。利用者、医療機関の混乱を防止するためにも、引き続き三重県に対しては働きかけを行っていききたい。

Q. 窓口負担の無料化に係る課題はどのように解決するのか。

A. 子供の年齢によって窓口負担の有無が異なるため、各医療機関に対して、医師会を通じ、平成30年4月の制度開始までに請求方法等も含めた事務の取扱いについて周知を行い、利用者に対しても丁寧な説明を行うことで混乱の防止に努めたい。なお、医師会については窓口無料化については賛成の意を示しているため、取り組みに当たっては理解を示してもらえるものと考えている。

Q. 窓口無料化の実施に伴い市単独財源の増加が予測されるとのことだが、この内容を確認したい。

A. 平成30年4月診療分から未就学児の窓口無料化を実施した場合、平成27年度比で1.3倍の医療費の増額が想定される。加えて小学生以下の子ども医療費助成には県補助金があるが、窓口無料化により増額する分に対しては減額が予想されることから、この部分についても市費での補てんが必要となる。

Q. 鈴鹿市、伊賀市において窓口無料化の実施が予定されているが、先行実施の自治体が足並みを揃えれば、窓口無料の広域化に向けたアピールになるのではないかと考えるため、先行実施の自治体間で連絡調整を図り県下全域に取り組みを広げてほしい。

A. 県下で一斉に行うことが望ましいと考えるため、鈴鹿市、伊賀市とも情報交換を行

いながら取り組みたい。また、福祉医療に係る会議の場においても、各自治体の足並みが揃うように働きかけながら、より良い制度となるよう努めたい。

Q. 平成 28 年 12 月 22 日付けの厚生労働省からの通知により、未就学児までを対象とする医療費の窓口無料化について、平成 30 年 4 月 1 日から国保の減額を行わないこととなった。12 月 22 日は、市長就任より前であるが、市としては市長の方針にかかわらず窓口無料化を検討していたのか。

A. 窓口無料化については、福祉に係る検討会等で以前から議論を行っており、その中で、施策としての実現の有無にかかわらず、仮に今年度から準備を進めた場合どれほどの時期に開始できるか等、シミュレーションを行っていた。

Q. 窓口無料化により、緊急性のない軽症患者が救急外来等を受診するといったコンビニ受診が増えることが考えられるが、対応策はどのように考えているか。

A. 医療はあくまでも疾病もしくは体調不良で受診するものであり、薬が欲しいだけで受診するものではないという適正な受診の観点について広報等を行い、コンビニ受診が増えないよう努めたい。

(意見) 窓口無料化については積極的に PR を行うとともに、コンビニ受診の抑制に向けた広報も必要である。コンビニ受診により市の財政も困るという観点も含め、丁寧に説明し、広報することが非常に重要である。

Q. 伊賀市は四日市市より後に窓口無料化を表明したが、平成 29 年 10 月からの実施を表明している。本市が実施まで 1 年かかるのはなぜか。

A. なるべく早期に実施したいとの思いもあるが、周知や医療機関への説明、審査支払機関との調整等もあるので、早くても平成 30 年 4 月からの実施になると考えている。

Q. 国保減額のペナルティがなくなることから、今後、他市町でも窓口無料化が進むと考える。以前より医療費の 3 割増が想定されているが、現実的な数字について精査すべきではないか。

A. 3 割増は、従来から福祉医療検討会で議論し、県内各市町の状況を勘案した結果の想定の数値であり、制度開始後の結果は異なることも想定される。地域性もあり、比較指標をどこに求めるか技術的には難しいが、できる限り追跡は行いたいと考える。

Q. 子ども医療費の窓口無料化に当たっては、障害者医療費助成や一人親家庭等医療費助成との調整を図る必要があるとのことだが、この意味を確認したい。

A. 子ども医療費助成の受給資格と障害者医療費助成又は一人親家庭等医療費助成の受給資格とが重複する場合、これまでは適用対象となる年齢幅が広いことから、障害者医療費助成、次に一人親家庭等医療費助成を優先適用していた。しかし、子ども医療費のみ窓口無料化を図ることとなれば、未就学の障害者医療費助成又は一人親家庭等医療費助成の受給者に不利益となることから制度間の調整を行い、いずれの受給者においても窓口無料化を図るということである。

Q. システム改修の実施内容を確認したい。

A. 窓口無料化に伴い、医療費の助成方法が変わる。小学校就学前については市が医療機関へ、小学校就学後についてはこれまでと同様に市が個人へ振込することとなるため、これらに対応できるようシステム改修を行う。また、障害者医療費や一人親家庭

等医療費についても連携できるよう改修していく。

Q. 平成 30 年 4 月の施行時から中学 3 年生までを対象としていくべきと考えるが、今回の窓口負担無料化に伴うシステム改修については小学校就学前までを対象とするための準備であり、今後、中学 3 年生まで拡充するとなれば、新たに追加予算が必要になるのか。

A. 大幅な改修は必要ないが、一定の改修費は必要となる。

Q. 今回のシステム改修は、現行システムの提供業者と随意契約することになるのか。

A. そのような見込みである。

Q. 今後、窓口負担無料化の対象拡充のために追加改修を行う場合も元システムを改修することとなり、今回と同程度の費用が必要になるのではないか。

A. 今回の主な改修内容は、これまでの個人支給から医療機関にまとめて支払する方法に変更するためのデータ変換である。以後、対象年齢を何歳まで抽出するかの条件変更については、大幅な変更作業は生じないと考えている。

(意見) システム改修コストの将来的な見通しを含めた検討を発注段階から行い、当委員会に報告してほしい。

Q. 窓口負担無料化について、平成 30 年 4 月から中学 3 年生まで拡充とした場合、国民健康保険国庫負担金の減額措置により約 1300 万円の追加負担が生じるとの理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 窓口負担の有り無しが混在することになれば、事務に重複が生じてしまい、かえって事務費が増えるのではないか。2 制度を一本化することにより事務費の削減が見込め、例えば国民健康保険国庫負担金の減額措置による約 1300 万円を吸収できる余地があるのではないか。

A. 現段階でそのような試算はしていないが、より経費節減に繋がるよう検討していきたい。

Q. こども未来部の目玉事業にもかかわらず試算や検討が不足していると感じる。平成 30 年以降、年齢対象を拡大していく考えはないのか。

A. 県単位で中学 3 年生まで拡充している例はないが、他都市や同格都市を参考に、医療費の公費負担がどの程度増加するか、コンビニ受診の抑制が機能するか、小児科医の負担増に繋がらないか等、様々な観点から制度の充実について検討していきたい。

(意見) 市長が掲げる「子育てするなら四日市」を実現していくのであれば、他市がどうかではなく、本市がどうしていくべきかを本気で考えるべきである。

Q. 経済的に困窮し医療機関に受診できない市民がいると聞くと、市はどの程度実態を把握しているか。

A. 生活困窮世帯を対象としたアンケート等は実施していないが、家庭児童相談室における相談や学校医から提供された情報からすると、現実には、今日明日の生活費に事欠くため子供を受診させることができない家庭もあると思われる。こうした生活保護の受給対象となる一歩手前の世帯にとっては、医療費が負担になっていると思われる。

(意見) 市民の負担を考え、子供をまち全体で育てていくといった視点で検討を進める

べきである。

Q. ワクチン等の予防接種費用は医療費助成の対象となるのか。

A. 保険診療分が対象となるため、対象とならない。

Q. この時期、毎日のように学級閉鎖が発生しているが、予防医療に重点を置くのか、それとも治療に重点を置くのか、これまで検討したことはあるのか。

A. おたふく風邪については、任意接種であるが、補助対象とした。またロタウィルスについては請願が採択されていることを承知している。国において、罹患した場合の経済損失を試算しているが、実質的にはワクチンを接種することによりどれほどの医療費の抑制につながるのかが補助の実施に係る直接的な判断材料となる。例えば、インフルエンザについては社会的流行を抑えるほどの効果は見られないため、定期予防接種化に至っておらず、補助対象としている自治体も少ない。これらの情報を参考に様々な角度から検討して、市単独補助を行うかどうか決定している。

Q. 窓口負担無料化に伴い、ワクチン等の予防接種費用の助成についても検討すべきではないか。

A. 窓口負担無料化とは別の政策課題であるが、予防接種の補助については十分検討すべきと考えている。

Q. 別の課題だからといって検討しない理由にはならないのではないかと。逆に、この機会に政策効果について試算し検討を進めるべきではないか。

A. 国がワクチンの定期予防接種化の検討を行っているが、市としてどのような政策を行っていくか別途検討を進めていく。

(意見) 今後、公会計改革により部門別コストが明らかになってくると思われるので、効果的な取り組みの検討を進めてほしい。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

学童保育事業費について

Q. 学校施設の余裕教室を利用している学童保育所は4カ所のみであるが、余裕教室がないのか、あるいはあっても利用できないのか。

A. 少人数指導の教室にするなど学校教育の中で様々な活用をしており、全く使用していないという教室は少ないと考える。

Q. 保護者からすると学校内での学童保育所の開設が望ましいと考えるが、以前、学童保育所を立ち上げる際に、余裕教室はあるものの同じ階にトイレがなく学校内での開所が困難という事例があった。現在は大規模改修が行われ、トイレも設置されたが、このように環境の変化のあった学校の状況を学童保育所にどのように説明しているのか。

A. 小学校の増改築が行われたことについて、こども未来部からは説明していない。

Q. 課題が解消されたことについて、再度地区内の学童保育所の在り方を議論すべきと考えるが、そういう場はないのか。

A. 学校の教室の使用について学童保育所の運営委員会より相談があった場合は、教育委員会も入って協議をする場は設定できるようになっている。今後、学校の増改築等

- の状況について、教育委員会と情報共有しながら運営委員会とも調整していきたい。
- (意見) 学童保育所に対して、より環境の良い場所への提案も行ない、教育委員会と密接に情報共有を行い、課題解決に結び付けてほしい。
- (意見) 学童保育所は、地区によってそれぞれ条件が異なり、各事情に応じた対応をすべきである。立ち上げの際に学校施設の利用希望があった場合、施設環境の変化等があった際は、適切な助言をお願いしたい。

臨時保育士の賃金について

- Q. 臨時保育士賃金の時給を 120 円アップするとのことだが、全ての臨時保育士が対象となるのか。
- A. 対象となるのは、フルタイム勤務またはフルタイムに近い働き方をしている社会保険加入者が対象となる。
- Q. 短時間勤務の臨時保育士の時給の改定はないのか。
- A. 平成 28 年度から平成 29 年度にかけての時給の改定はない。
- Q. 今回の臨時保育士の処遇改善は、私立保育園の臨時保育士確保に影響しないのか。
- A. 現在、国において民間保育所に勤務する保育士の処遇改善について議論がされており、全職員に対する処遇改善及び経験年数や技能に応じた処遇改善が検討されている。これがまとまれば、私立保育園で勤務する保育士の給与の改善につながる予定である。
- Q. 国における処遇改善があるため、本市の臨時保育士について処遇改善を行ったとしても官民の給与体系にそれほど差は出ないと考えてよいか。
- A. 国における処遇改善のほか、園の平均勤続年数に基づく市単独の処遇改善の補助を行っている。ただし、月当たりの賃金の概算では、市の臨時保育士の方が処遇の良い部分も出てくるため、保育士の処遇改善については十分検証していきたい。
- Q. 市の臨時保育士の処遇改善は推進すべきと考えるが、官民の賃金格差により、私立保育園の保育士確保がさらに困難となることを懸念する。保育士の処遇に係る新制度については、私立保育園にはどのように説明するのか。
- A. 公立の臨時保育士の処遇改善に向けての考え方は、私立保育園の園長会において示している。当予算が可決となれば、国における処遇改善の制度も併せて、園長会において説明を行う予定である。
- (意見) 園長会において丁寧に説明を行うとともに、国の処遇改善制度については具体的な手続きを伴うと考えるため、各園が的確に制度を利用できるよう、園長会の場以外でも保育士の処遇改善に向けたアドバイスをを行うよう求める。
- Q. 公立保育園の短時間勤務の臨時保育士の処遇改善についてはどのように考えているか。
- A. 保育園の短時間勤務の臨時保育士の賃金については、今後、総務部とも協議を行い、保育士に限らず、他の職種も含めて総合的に検討していきたいと考える。
- Q. フルタイム勤務の臨時保育士の賃金単価 1200 円について、ここからの昇給はあるのか。

A. 本市の臨時保育士の賃金について、経験年数に応じた昇給制度はないが、平成 27 年度の 1040 円から平成 28 年度には 1080 円とするなど、順次改定を行っており、今後も改定していく予定である。

Q. 時給 1200 円はどのように算出しているのか。

A. 近隣市町の賃金単価を基準として算出している。

Q. フルタイム勤務以外の臨時保育士の時給についても同様に近隣市町を参考に改定しているのか。

A. 本市の臨時保育士の賃金体系は、フルタイム相当の社会保険加入者、社会保険未加入者、短時間の 3 段階に分かれており、近隣市町においてこのような例はない。扶養の範囲内の賃金単価については、これを上げることにより勤務時間が短くなるという現象が生じる。

Q. 保育士の賃金単価については改善していくべきと考える。保育士の賃金単価が他の職種に比べて低いという認識はあるのか。

A. 私立保育所の保育士について、処遇改善は必要であると認識しており、市単で処遇改善の補助を行っている。勤続年数の長い保育士が増えるなど一定の効果はあり、さらなる処遇改善に向けて市単での措置を検討していたところ、国において処遇改善に向けた案が出されたところである。臨時保育士も含めた各園の平均的な賃金について調査を行っており、今後は、この調査結果及び国の動向を見極め、さらなる上乘せ補助の必要性について政策的に判断したいと考えている。

(意見) 保育士の成り手が少ないために待機児童が増えているという側面もあると考える。処遇改善に向けて家賃補助や一時金の貸付けを行っている自治体もあることから、さらなる保育士の処遇改善に努めてほしい。

Q. 扶養の範囲内での勤務について、やむをえず短時間の勤務を行っており、かつ、扶養に入っていない人も現実にはいると考える。そのような場合においても賃金単価は変わらないのか。

A. あくまで週の労働時間数で単価を設定しているため、扶養の希望の有無にかかわらず、勤務時間が同一であれば賃金単価は変わらない。

(意見) 今後、国においても働き方改革が行われるため、動向を注視しながら臨時保育士の賃金体系について検討してほしい。

子育て支援アプリ配信事業について

Q. 子育て支援アプリの周知・配信は 7 月末頃からの予定となっているが、運用開始についての広報はどのように行うのか。

A. 動作テストを経て、いつから運用できるかが明確になれば広報は困難であるが、間に合えば「広報よっかいち」にも掲載し、ホームページでも周知を図りたいと考える。概ねの運用開始時期については、事業者が決まった段階で周知できると考えている。

Q. 当アプリの対象はどの範囲を考えているのか。

A. 日記・記録機能や予防接種管理機能など、小学校就学前の子供に関する情報に主眼を置いているが、小学生、中学生向けのイベント情報についても配信することを予定している。

(意見) スマートフォンの普及率も高くなっているため、積極的に広報を行い、一人でも多くの方に利用いただけるように努力してほしい。

(意見) 医療機関とも連携し、健診を受診する場合等に、QRコードを掲載したアプリの紹介シートを窓口で手渡すことも、周知の手法としては有効ではないか。

Q. 当事業の予算額 648 千円について、どのように算出しているか。

A. アプリを配信している事業者数社にヒアリングを行い、当予算額程度で運用可能であると判断した。

Q. 今後事業者選定を行うことになるが、どの事業者でも当予算額の範囲で運用できると考えているのか。

A. 事業者にもよるが、この経費で運用できる事業者はあると考える。

(意見) 子供が生まれると予防接種の案内が届くが、非常に分かりづらいものであると感じるため、当アプリを有効に活用して分かりやすい情報提供に努めてほしい。

特別保育促進事業について

Q. 現在の橋北保育園で行われている一時保育は、橋北こども園ではどこで行うのか。

A. 1 階子育て支援センターの向かいの部屋で実施する。

Q. 窓の設置や採光については問題ないのか。

A. 基準を満たす形での整備を行っている。

(意見) 平面図からは部屋のスペースが少し狭いように感じるため、不備のないよう進めてほしい。

地域型保育事業について

Q. 市内の地域型保育事業施設について、児童数が定員を上回っている例もあるが、法的に問題はないのか。

A. 本市は待機児童が生じているため、国から示された待機児童対策に基づき、子供 1 人当たりの面積基準や保育士の配置基準を満たす範囲で、最高定員 19 名の 2 割増の 22 名までの受け入れを可能としている。

Q. 市内 3 カ所の事業所内保育事業施設は、従業員の子供でなくても入所できるのか。

A. 従業員の子供に加えて一般の受け入れも行っている。

Q. 小規模保育事業の C 型は本市には設置されていないのか。

A. C 型は保育士の配置基準がより緩やかとなったものであり、本市にはない。

Q. 小規模保育事業施設について、現在、事業者から新規開設の申し出はあるのか。

A. 現在事業者からの開設の希望はある。現在設置されている小規模保育事業施設以外に企業主導型保育事業について検討している事業者もある。

Q. どれほどの数の開設希望があるのか。

- A. 企業主導型保育事業については、2、3カ所から話を聞いている。小規模保育事業については、4カ所の開設の申し出があり、当初予算に計上している。
- Q. 小規模保育事業施設については、今後、増設していく考えはあるのか。
- A. 低年齢児を中心に保育所への申込みが増えている中、あくまで認可保育所の拡充を第一とし、小規模保育事業施設はそれを補完するものと考えている。これは、小規模保育事業の受け入れは2歳児までであり、退所後に入所できる施設を確保しておく必要があるためである。
- Q. 小規模保育事業の対象年齢の拡大について、国への働きかけは行っていないのか。
- A. 当事業は平成27年度から開始したものであり、当事業の開始により本市の待機児童の推移、利用者の退所後の動向について、課題をもう少し見極めていきたい。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ・ 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

園三師の活動状況について

- Q. 平成27年度決算時と比べ28年度中に取り組みが大きく改善されてきたが、どのように改善に取り組んだのか。また、未だ改善に至っていない項目について、その理由と今後の対応方針を確認したい。
- A. 園単位で取り組んでいた三師（園医・園歯科医・園薬剤師）の活動を、業務ごとに整理して全園で状況把握できるよう改めたことで、園同士でどこまで活動を図るべきか分かりやすくなり、改善が進んだ園が増えたと考えている。比較により、それほど実施されていない項目も明らかとなり、今後は、園ごとに差が生じないよう統一的な考えのもと、情報共有を図りながら取り組みを進めていきたい。
- Q. 園歯科医の業務のうち、う歯等予防処置の内容を確認したい。
- A. 虫歯予防のための歯みがき指導、フッ化物による洗口指導などであるが、まだ実施できていない園もあるなど、園により差がある状況である。園児のう歯の状況は年々変わっており、その内容に応じて可能な限り歯磨き指導等を園内で進めていきたい。
- Q. 昼食後の歯磨き指導とは異なる取り組みであるのか。
- A. 園内における保育士等が行う毎日の歯磨き指導ではなく、別途、歯科医師が専門的な立場から子供と保護者に向けて指導を行うものである。
- Q. 歯科医の保健指導とは異なるのか。
- A. 保健指導は、園だより等を通じて、健診後に保護者に伝えるべき内容を中心に取りまとめるものである。
- Q. う歯等予防処置について、幼稚園で取り組みが見られるものの、保育園での実績はゼロとなっているが、その理由は何か。
- A. 平成27年度にフッ化物による洗口指導を1園で実施したが、児童への配慮が必要なケースが多かったことから今年度は実施に至っていない。また、う歯等予防処置については、どの程度の取り組みを行えば実施したといえるのか統一的な基準の設定が不十分な状況であるため、今後、徹底していきたい。
- Q. 法に定める業務でありながら、業務の実施水準を設定できない状況にあってはならない。抜本的な意識改革を図るべきではないか。

A. 園と三師との間で、どこまで業務として行うべきか共通認識を持てるよう抜本的な改革を進めていきたい。

保育園・幼稚園のトイレ洋式化について

Q. 大規模改修に合わせて洋式化を進めていく方針と聞いているが、トイレの修繕が必要となった場合は、その際に洋式化を進める考えはあるのか。

A. スペースが確保できる場合は、修繕の際、状況に応じて、緊急的に洋式化の対応を図っている。和式便器に洋式設備を組み込むなどの簡易的な手法を含めて、洋式化の取り組みを進めていきたい。

Q. 幼稚園、保育園では和式便器を使う子供もいるのか。

A. 公共施設のトイレはほとんど洋式に変わってきているものの、一部和式も残っているため、子供たちに和式を経験させることができている。和式、洋式の双方を使える子供もいれば、洋式でなければ使えない子供もおり、園生活においては、洋式、和式をそれぞれ活用しているという状況である。

Q. 大規模改修を行う園については、全て洋式に改修するのか。それとも子供の経験のために和式便器を残すのか。

A. 現在、タイル張りの湿式トイレであるが、ほこりやカビ、臭いの面で課題があるため、大規模改修を行う際には、トイレのドライ化を進めている。この場合、和式便器は適合しないため、全て洋式化を図る予定である。

Q. 洋式と和式が混在している現状は、経過段階と見てよいか。

A. 建築年次が新しい園は全て洋式トイレで整備しているが、古い園については損傷等に合わせて少しずつ洋式化を進めているため、過渡期の状況にあると考えている。

Q. 過渡期の状況を解消するため、早期に簡易的な手法による洋式化の整備を行うべきではないか。

A. 全園での洋式化が計画よりも早く進むよう、ニーズを把握しながら検討していきたい。

Q. 園児数に対して洋式トイレが不足する園があるのではないかとと思われるため、実態を把握して、洋式化をできる部分から進めていくべきではないか。

A. 大規模改修を実施しないと本格的な洋式化が進まないが、その時期を待てない事情のある園については簡易的手法も含めて洋式化の検討を進めていきたい。

Q. 磯津保育園の大人用便器は1つであるが、男女兼用であるのか。

A. 保育園、幼稚園のトイレについては、男性用、女性用には分けていない。

Q. トイレが男女兼用である職場環境について、今後の改善は行わないのか。

A. トイレの男女分離については現場からも要望があるため、改善は進めていかなければならないと認識している。

保育園・幼稚園のバリアフリー化について

Q. 2階建ての園舎における階段手すりの設置については、全て整備済みと理解してよいか。

A. そのとおりである。

Q. スロープの設置が未実施の園についてはどのように対応していくのか。

A. 第3次推進計画において平成32年度までの整備を位置付けた園は計画に上がっているが、それ以降については次期計画に位置付けていきたい。

Q. 保育園、幼稚園のバリアフリー化については、アセットマネジメントによる大規模改修に合わせて進めているとのことだが、どのように優先順位を決めているのか。また、いつ完了する予定であるのか。

A. アセットマネジメント計画に基づく大規模改修については、内装工事、外装工事に分かれており、それぞれについて最終実施からの経過年数を基準として優先順位を決めている。推進計画ごとに進めており、現在の施設を少しでも長く使用するという考えのもと、長期に及んで改修ができないという状況は避けたいと考えている。

Q. 大規模改修の予定がまだ先であり、スロープの設置等、工事を伴うバリアフリー化ができていない園については、障害のある児童に対してどのように対応しているのか。

A. 入園に際し、保護者との面談において、希望する園でのバリアフリー化が完了しておらず、すぐにバリアフリー化に向けた着工ができないような場合、子供の状況に応じて他の園を紹介しているが、保護者がその園を希望する特段の事情があれば、子供の状態、特性に合わせて可能な範囲でバリアフリーの対応を行っている。

(意見) 施設の長寿命化という観点も重要であるが、子供が可能な限り自力で移動できる環境づくりの方が重要であると考えている。バリアフリー化が完了していないために希望園に入園できない、入園できても不自由をしいられるといったことは望ましいことではないため、外壁等の改修とは別にバリアフリー化の工事を先行して進めることも検討すべきである。

Q. アセットマネジメントはあくまで施設の長寿命化を目的とするものであり、バリアフリー化工事とは分けて考えるべきである。全国的にもバリアフリーの社会に向けた意識が高まっている中で行うことに意義があると考えており、保育園、幼稚園のバリアフリー化を皮切りに、全市的な取り組みにつなげていくべきではないか。

A. アセットマネジメント計画に基づく大規模改修について、保育園では夏休みのような長期休暇がないため、工事期間中は小学校等を間借りして保育を行っている。スロープの設置等の工事を行う場合も、同様に期間中の安全確保が問題となるため、どのような対策が必要か検証し、現在の計画よりも前倒しが可能であるかという点も含めて十分検討したい。なお、工事を伴わない簡易的なバリアフリー対応については、今後も随時対応していきたいと考える。

(意見) バリアフリーの対応として、マットを敷いて段差を解消するなどの個別対応を行う場合もあるとのことだが、このような手法をとることは、保護者、子供の双方にとって望ましいとは言えない。部分的な工事は、現在の技術であれば大規模改修に合わせる必要はないと考えるため、大規模改修前のバリアフリー化について十分検討してほしい。

保育園・幼稚園の空調の維持管理について

Q. 幼稚園、保育園の空調については園別に事業者とメンテナンス契約を結んでいるのではないかと考えるが、小中学校と同様に、PFI方式により空調の維持管理を行うという考え方はないか。

A. 現在、空調機器の維持管理については、定期的なメンテナンス契約を結んでいるわけではなく、不都合等が生じた場合に保育幼稚園課で個別に対応しているのが現状である。

(意見) 施設長寿命化の観点からは、PFI方式のように全園について一括で契約し、統一的に維持管理するという手法もあると考えるため、このような手法も検討してほしい。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

産婦健康診査事業費について

Q. 当事業の内容はどのようなものか。

A. 当事業は、平成29年度の厚生労働省の新規事業によるものであり、産後うつによる自殺予防を目的に、産婦の精神的、身体的なケアを合わせて産後2週間及び1カ月の2回にわたって実施するものである。詳細については今後国から示されることとなっており、その後、三重県産婦人科医会と内容についての協議を行い平成29年10月より開始する予定である。

Q. 現在行われている産婦健診とは異なるのか。

A. 通常の産婦健診については法定のものではなく、概ね5千円程度を本人が負担している。経済的に余裕がなく受診しない人もおり、当事業には、そのような人を救済する側面もある。また、任意の産婦健診については産婦の体の回復状態に係る健診が主となっており、当事業はこれに産婦の精神面のケアを加味した内容となっている。

Q. 受診件数は2700件を見込んでいるが、これは全産婦が対象となっているのか。

A. 2700件は半年間の出生見込み数であり、全ての産婦に受診いただけるよう予算計上している。また、基本的には受診は無料としている。

Q. 産後うつの予防等、精神面のケアに特化した事業ではないのか。

A. 精神面のケアに加え、子供の虐待防止等にもつなげたいと考えており、産婦人科医療機関とこれまで以上に連携していくための事業と捉えている。

(意見) 産前産後のケア等、妊産婦に関する事業については似通った事業が多くあるとの印象を受けるため、事業の棲み分けが分かるような資料作りに努めてほしい。

訪問型産後ケア事業費について

Q. 当事業は、市内に住所を有する産後1カ月までの母子であれば誰でも受けられるのか。

A. 退院後、家族の支援が受けられない人や、自宅に戻って一人で育児をすることが難しい人など、ハイリスクの人を想定しており、訪問件数については、こども保健福祉課で支援を行っているような産婦を想定しての見込みとなっている。

Q. 家族の支援が受けられない人であるかどうか等については、どのように判断するの

か。

- A. こんにちは赤ちゃん訪問事業等での家庭訪問での状況や、病院からの連絡により、母子家庭で身寄りのない家庭、障害のために両親で世話ができない家庭等をあらかじめ把握している。
- Q. 当事業については、開業助産師への委託を考えているとのことだが、市の保健師による訪問は行わないのか。
- A. 現在もハイリスクの方については保健師や助産師が訪問しているが、退院後しばらくは毎日の訪問、確認が必要というケースもあり、家庭児童相談室の職員や市の保健師だけでは1週間全てカバーすることが困難である。このため、市職員の訪問に加えて、開業助産師に週のうち1日、2日程度の訪問を委託しようとするものである。
- Q. 本市は、保健所設置市の中でも保健師が少ない状況であるが、市の保健師を増員した方がよいのではないのか。
- A. 今後、育児において不安や孤独を感じる妊産婦の課題は大きくなっていくと考えており、その解消に向け、専門職である保健師は非常に重要な役割を果たすものと認識しているため、体制の強化に努めたい。

こんにちは赤ちゃん訪問事業費について

- Q. 当事業による家庭訪問の結果はどのようにフィードバックしているのか。
- A. 当事業では全員にアンケートをとっており、その意見からさらに求められることがあれば、可能な限り取り組んでいる。また、NPO法人のこんにちは赤ちゃん訪問員による訪問がほとんどであり、訪問員の毎年の研修や、毎月の協議会において保護者の意見をフィードバックしながらよりよい訪問ができるよう努めている。
- Q. アンケートは訪問の際に手渡しているのか。
- A. 出生届の提出後に、予防接種の案内等と同時に郵送しており、訪問の際に手渡しで回収している。
- Q. 各家庭への訪問は、虐待の早期発見等の意味からも有効であると考えているが、子供の成長等に関するアドバイスがあるわけではなく、保護者にとっては得られるものが少ないと感じている。この点についてどのように認識しているか。
- A. こんにちは赤ちゃん訪問員の訪問について、間接的に、専門職の方がよいといった意見を聞くことはあるが、全家庭を保健師、助産師が訪問することは体制的に困難である。訪問により子供の姿を確認し、家庭の状況を把握した上で必要な方には再度保健師や助産師が訪問しており、現状把握のスクリーニングという意味では非常に重要な事業であると感じている。訪問そのものについての感想は特に聞いていないため、改めて赤ちゃん訪問員とも協議し、喜んでいただけるような取り組みとしていきたい。(意見) 保護者においては、訪問員からアドバイスを聞きたいという面もあると考えるため、もう少し実のある制度になるよう検討してほしい。

◀ 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費・こども未来部所管全般 ▶

幼稚園保育料の変更及び子育て環境の充実について

- Q. 公立幼稚園の保育料が平成 30 年度より応能負担に切り替わる中で、平成 29 年度の 1 年間でどのような取り組みを行うのか。また、市長は所信において「子育てするなら四日市」を掲げているが、子育てで選ばれるまちとなるために、平成 29 年度はこども未来部としてどのように市政に当たるのか。
- A. 幼稚園保育料の平成 30 年度よりの変更については、平成 29 年 4 月 1 日入園の児童の保護者には十分説明を行った。応能負担への切り替えに当たり議会より指摘のあった幼稚園の教育環境の向上については、スピード感をもって取り組みたい。また、子育て施策について、継続している施策に確実に取り組むとともに、平成 29 年度においてはこども子育て交流プラザの無休の運営や子育て支援アプリの導入など、初めての取り組みにも挑戦することとなる。これまでも様々な事業を行ってきたが、少しでも本市を全国的にアピールできるような施策を展開したい。また、若い職員から政策提案ができるような環境整備も行いたいと考えている。
- Q. 公立幼稚園が応能負担に切り替わる中、新制度移行の私立幼稚園は増える予定はあるのか。
- A. 現在の新制度移行園は 2 園であり、平成 29 年度には新たに 2 園が移行を予定している。
- Q. 他の私立幼稚園は、新制度への移行についてどのように考えているか。
- A. 運営経費の問題から、定員の多い園は従来通りの運営を引き続き行う一方、定員の少ない園については新制度への移行を検討するところが多く、傾向が二分されている。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

別段の質疑、意見はなかった。

第 2 条債務負担行為

保育所等機械警備業務委託費について

- Q. 異常状態を感知した場合の連絡通報の流れ、これまでの実績を確認したい。
- A. 初めての取り組みであるが、異常を感知した場合は、委託業者が現地へ急行し確認を行い、その後、警察・消防・園長など必要に応じて連絡するものである。
- Q. 火災の場合、業者が現場に到着するまで時間がかかってしまうが、どのような対応が考えられるか。
- A. 火災警報器が鳴るため、警報を聞いた周辺住民の方が先に消防へ通報いただくことも考えられる。
- Q. どのような業者を選定していくのか。
- A. 警備関係に精通した業者を選定していく予定である。
- Q. 警備システムの導入は、近隣住民の安心安全に繋がると思われるため、十分な周知を図るべきではないか。
- A. 保育所等が夜間無人となることを心配する声が地域から届くこともあったため、地域全体が安全安心に暮らせるよう周知に努めていきたい。

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

学校規模等適正化小規模校対策事業について

- Q. 平成28年度において、D・E判定となった5校のうち4校を対象に事業を実施したとあるが、実施内容をみると「地域と連携した防災教育」、「各学年ごとの地域学習」、「異学年が交流する特別授業」、「地域への学習発表会」などになっており、事業の内容について詳細を説明してほしい。
- A. 子供たちが社会性を学ぶ機会、多様な意見に触れる機会が少ないといった小規模校の課題について、文部科学省の適正化の手引きを参考にして各学校ができることを考え、モデル校として実施したものである。
- Q. 児童数が少ないことによるデメリットを最小化しようとする狙いはよく理解できるが、小規模でない他校でも実施しているような内容と見受けられる。特別に予算がついたと理解してよいのか。
- A. 地域との交流は、学校によって程度に差があるものの、これまでも行ってきたところであるが、小規模校への対応のため当事業により取り組みを強化したところである。
- Q. 小規模校への対策については統廃合を除き、なかなか進んでいない。平成29年度にはD・E判定校がまた変わるが、当事業の内容や成果をしっかりと検証し、小規模校のデメリットの解決に向けてより効果が見込まれる取り組みを進めてほしい。
- A. 検討対象校の学校づくり協力者やPTAと懇談会を行う中で、モデル事業の取り組みと将来的な推計値をテーマに取り上げながら、学校環境や適正化について考える機会をもってもらい、教育委員会・学校・地域・保護者が、小規模校のデメリットに対し、子供たちにどのような手立てが図れるかを考えるひとつの契機にして効果検証を行っていききたい。

少人数学級拡充事業費について

- Q. 中学校1年生よっかいち30人学級について、平成28年度は山手中学校のみが教室不足により未実施であるが、平成29年度はどのような形で実施できる予定なのか確認したい。
- A. 30人学級を実施しても普通教室が足りる学級数となる見込みである。
- Q. 平成29年度は、全校で30人学級が実施できると理解してよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. 加配教員の活用等による少人数指導について、以前、ティームティーチングよりも少人数指導のほうが効果が高いとの説明を受けているが、少人数指導に利用可能な普通教室がない学校については、どのように実施したのか。
- A. 会議室や空いている部屋など、普通教室ではない部屋を活用して実施している。
- Q. 利用可能な普通教室に余裕がある場合でも、少人数指導やティームティーチングを

行っていない学校があるが、どのような理由があるのか。

A. 少人数指導やチームティーチングの実施においては、利用可能な普通教室数、教員の人数、児童生徒数と学級数の関係など条件が複雑に絡み合ってくる。例えば、小学校は一つの免許で全教科の授業を行えるが、中学校は教科担任制のため、教科が異なると教えられない場合があるため、小学校のほうが教室を分けた少人数指導を行いやすい状況にある。一方、中学校では教員免許の関係から、学年がある曜日の決められた時間に少人数授業を実施するのは難しいことから、電子黒板を常備した専用部屋を用意するなど授業時間を確保する工夫を行いながら、可能な限りチームティーチングを実施している。

Q. 余裕教室やスペース不足により少人数指導が実施したくてもできない、あるいはチームティーチングを実施したくても加配されないため実施できないといったことは、平成 29 年度にはないと理解してよいか。

A. 教員の加配については、県に対し、子供の過密度などのデータを提出しながら要望を行うとともに、市においても非常勤講師をチームティーチングに充てられるよう予算編成に反映している。

Q. 羽津中学校については、平成 29 年度に普通教室が足りなくなるため、特別教室を特別支援教室とし、空いた特別支援教室を普通教室に整備しなおすすめと聞いているがどうか。

A. そのように教室の転用を行いながら必要な普通教室を確保していくことで、30 人学級が実施できる。

Q. 特別教室は必要ないということか。

A. 琴の授業などにも利用していた多目的に使える部屋がなくなる点では苦肉の策になるが、経過的な対応と考えている。

(意見) 普通教室の不足は 5 年前に予測していた問題である。こうした対策しかとれなかったのは見通し不足であり、大変遺憾である。

生徒指導・教育相談事業費について

Q. スクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーについて、それぞれに期待する部分を確認したい。

A. スクールカウンセラーについては、各学校に配置しており、児童生徒の心の問題や保護者の子育てへの不安といった家庭の問題も含めて定期的なケアを行うことで、子供たちが将来に向かって前向きに進むことができると考えている。ハートサポーターについては、緊急を要する場合に家庭や学校等に出向いて児童生徒及び保護者のカウンセリングを行い、不安の解消や心のケアに努めている。スクールソーシャルワーカーについては、学校と連絡をとることが難しい保護者等について、各関係機関につながることを期待しており、平成 28 年度は 17 校で 28 の家庭に対して派遣を行い、完全な問題解決までは至っていないが、全て何らかの関係機関につながったという状況である。なお、スクールソーシャルワーカーは今年度 200 時間の派遣を行っているが、学校からの需要も多いことから予算的に余裕のない状況である。

- Q. スクールカウンセラーは臨床心理士等が充てられているとのことだが、内訳はどのようなものか。
- A. スクールカウンセラーは、県から派遣されている者と市で配置している者がおり、臨床心理士のほか、産業カウンセラーや元教員も含まれている。
- Q. 県からの派遣人数、市で配置している人数をそれぞれ確認したい。
- A. 中学校全てと小学校 10 校については県からの派遣であり、残りの小学校 28 校については市で配置している状況である。
- Q. 当初予算資料では、小学校 27 校分と記載されているが、これはなぜか。
- A. 県と市で2分の1ずつ負担している小学校が2校あるためである。
- Q. 県派遣、市配置にかかわらず年間 33 週配置するということがよいか。
- A. 年間 33 週については、市配置の分である。
- Q. 県派遣のスクールカウンセラーは何週配置されるのか。
- A. 県からは 32 週配置されているが、平成 29 年度についてはまだ示されていない。
- Q. スクールカウンセラーの配置日数について、市と県で異なることにより学校間格差が出ないのか。
- A. 教育課程は年間 35 週以上を基準としており、これまでも不足する部分についてはハートサポーターの派遣により補ってきた。県派遣が市配置より 1 週少なくなった場合も、ハートサポーターにより補いたいと考える。
- Q. スクールカウンセラーの不足をハートサポーターが補っているという理解でよいか。
- A. スクールカウンセラーとなっている臨床心理士に、できる限りハートサポーターに登録してもらい、緊急時に派遣している。同じ学校に派遣するようにしているが、臨時的にそうでない場合もある。
- Q. 年間 33 週の配置について、1 週間のうちにどれだけ学校に滞在することになるのか。
- A. 基本的には週 1 回 6 時間である。
- Q. 6 時間の間にどのような業務を行っているのか。
- A. 児童生徒や保護者からの相談があれば相談業務に従事する。相談がない場合は、児童生徒の様子を観察し、発達課題等があればその都度学校と協議を行っている。
- Q. 地域特別支援教育コーディネーターとの棲み分けはどのようなものか。
- A. スクールカウンセラーについては、特別支援に特化したものではないが、臨床心理士は当然発達心理についての知識があるため、特別支援教育の補完的な業務を行うこともある。
- Q. 地域特別支援教育コーディネーターとスクールカウンセラー・ハートサポーターはどのような場で情報共有するのか。
- A. 必要があればスクールカウンセラーの勤務日にケース検討会議を開催し、教育支援課の専門職員も入って検討、情報共有を行う等の対応をしている。
- Q. 個別児童を対象としたケース検討を行うことがほとんどであると感じるが、学校全体の指導に係る会議にスクールカウンセラーや地域特別支援教育コーディネーターが定期的に参加しなければ効果が上がらないように感じるが、そのような機会はあるのか。

- A. スクールカウンセラーの勤務日に合わせて学校が生徒指導委員会や不登校対策委員会を実施し、その場でスクールカウンセラーが児童生徒の観察の状況等について報告を行う場合がある。
- Q. 週1回6時間の勤務の中で、相談、児童生徒の観察、会議と多数の業務がある中でスクールカウンセラーが全体の会議に入る頻度はそれほどないのではないかと考える。会議に入ることにより児童生徒の様子を見ることが困難となるのであれば本末転倒であるが、何らかの基準があるのか。
- A. 学校によりスクールカウンセラーの活用法は様々であるが、連携会議への参加については各学校に依頼しているところである。
- Q. スクールカウンセラーの勤務形態について、週1回6時間決まった時間帯に拘束されるのか確認したい。
- A. 基本的には週1回6時間を単位として依頼しているが、相談が重なり6時間を超える場合もある。その場合は、他の週で勤務時間の調整を行っている。
- Q. 相談業務が多く、その都度こなすと年度末に勤務時間が足らなくなるという事象は発生しないのか。
- A. もとより年間33週としているため、そのような場合も含め不足する場合についてはハートサポーターの派遣により補完を行うこととなる。
- Q. ハートサポーターの派遣について、年間100回派遣を想定して予算計上されているが、100回を超えることは可能なのか。
- A. 予算は100回分であるが、緊急でそれ以上に派遣しなければならない事情がある場合は財政経営部とも協議し、必要に応じて追加で派遣を行っている。
- Q. ハートサポーターの派遣について、人員的には十分対応できるのか。
- A. 1度に複数人の派遣が必要な場合もあるため、登録されている臨床心理士に連絡を取り、当日対応可能な方を派遣している。
- Q. スクールソーシャルワーカーの年間派遣時間について、平成28年度より100時間増やした背景を確認したい。
- A. 平成29年2月末時点でほぼ200時間いっぱい状況である。継続案件については3月にも派遣しなければならない状況であるため、新年度に予算を増額して支援の充実を図りたいと考えている。
- (意見) 心理の専門家であるスクールカウンセラーと、福祉に関する有資格者であるスクールソーシャルワーカーについては、医療と福祉の橋渡しをする役割もあると考えており、課題を早期発見し、適切に相談支援を行いながら、途切れのない支援体制を構築してほしい。
- Q. 学級満足度調査について、いじめ、不登校に係る部分の内容を確認したい。また、具体的に未然防止や早期発見につながったケースがあれば紹介してほしい。
- A. アンケートにより自己肯定感の小さい児童や、疎外感を持っているような児童が表れるが、学級担任の認識とは異なるデータが出る場合もある。そのような場合は、表面上は普通に見えても、心の中では苦しく思っているということの表れであり、そのような児童を抽出し、マイナスに感じている部分について理解、改善を働きかけてい

る。自己肯定感や疎外感を覚える児童は要支援群に当たり、放置することで学校が嫌いになったり、学習意欲の向上しない児童になったりする可能性があるため、その傾向を各年度の早期に捉え、担任等から働きかけており、そのことによる改善の事例も見られる。

特別支援教育・相談事業について

Q. 地域特別支援教育コーディネーターについて、通常学級の担任との連携が重要であると考えている。各クラスにおけるユニバーサルデザインについては、あくまで各教員の経験則に基づいて行われているように感じるが、地域特別支援教育コーディネーターの助言を受けながら学級づくりに取り組むことが重要ではないか。

A. 地域特別支援教育コーディネーターについては担当校数が多いため、それを補完する役割である校内特別支援教育コーディネーターについて、第3次推進計画において各学校1名以上の配置を計画しており、その養成に取り組みたい。校内でのコーディネーターの活動として、校内通級等の実施も試験的に行いたいと考えており、実地研修という形で通常学級の担任にも目を向け、学校内の意識を高めていくような取り組みを進め、効果が出ればさらに広めていきたいと考える。また、ユニバーサルデザインについては統一的な基準はないと考えていることから、地域特別支援教育コーディネーター及び校内特別支援教育コーディネーターに教室を巡回してもらい、学級の子供の特性に応じた前面掲示の手法や指示の手法等について助言してもらうことで、それぞれの子供の特性に応じた対応が学校の中で根付くように努めたい。

(意見) 校内通級を行うという方向性については賛同するが、すでに通級指導教室のある小学校でも、特別支援に係る教諭と担任との連携が不足しているという実態があり、さらに交流を進めていくべきである。

学校英語教育充実事業について

Q. 中学校については四日市市英語指導員（Y E F）を段階的に増員し、小学校については従来から派遣してきた英語指導員（H E F）の配置を見直し専科教員を段階的に増員するとのことだが、Y E F、H E Fはネイティブスピーカーなのか。また、小学校におけるH E Fの活用の実態と、専科教員の意味を確認したい。

A. Y E Fは、ロングビーチからの英語指導員と外国語青年招致事業（J E T）による英語指導員で構成され、現在11名を主に中学校へ派遣している。日本の教員とY E Fとのチームティーチングによる授業の日数が国の平均に満たないため、増員を行い国の平均を超える活用率25%を目指すものである。H E Fについては、これまではアジア系のネイティブスピーカーを派遣していたが、見直しを行い、英語圏の外国語指導助手（A L T）が派遣できるよう調整している。小学校の専科教員については、三重県が、平成27年度から3年間にわたって研修・育成に取り組んでいる英語教育中核教員の各校配置を目指すほか、中学校英語の免許を所持する教員を配置し、英語の専門性を高めることで小学校英語の授業構築を図りたいと考えている。

Q. 現在のH E Fについてどのような課題があるのか。また、専科教員の配置により小

学校の英語力の強化を目指すとして理解するが、担任が主導して授業を行い、英語指導員や専科教員はそれをサポートすることになるのか。

A. 平成 28 年度まで派遣されていた H E F は英語圏とは発音法が異なることから、新年度より英語圏の指導員に改めようとするものである。小学校英語については、文部科学省からも英語指導力に関する専門性を高めて指導するよう方針が示されていることから、一定の研修を経た者、又は中学校英語の免許を持つ者が中心となり、専科教員として授業を行うこととなる。ただし、15 分の短時間学習等の際には担任が指導する必要があることから、英語の授業は担任と専科教員が一緒になって対応する予定である。また、H E F の活用については、学んだ英語を実際に使用する機会の一つとして考えている。

Q. その他特財で計上されている職員宿舎等使用料とは何か。

A. 英語指導員の宿舎の家賃である。

(意見) 教員の指導力向上のための研修において、CAN-DO リストを活用することだが、今後、この活用の成果について報告してほしい。

四日市こども広報発行事業費について

Q. 配布対象について市内小中学生であるとのことだが、小学校 1 年生と中学校 3 年生で同様の内容でよいのか。また、発行については外部委託するのか。

A. 私立も含め、全ての小学生、中学生を対象とした紙面としたいと考えており、内容については今後検討していくが、各学年に応じた内容の記事を盛り込むことを想定している。編集については委託を行う部分もあるが、庁内においても編集会議を立ち上げ議論していきたい。また発行においては子供たちの意見を聞きながら改善も加えていきたいと考える。

Q. 子供たちの意見はどのように取り入れるのか。

A. アンケートの実施や、現場の教員の声も聞きたいと考えている。子供たちの活字離れが懸念される中で、子供たちと四日市市をつなげる活字媒体として、将来的には学習に使える副教材のようなものとしていく狙いもある。

(意見) 1 回の発行ごとに検証を行い、子供たちにとって面白いものを作成してほしい。

Q. 誰が編集を行うのか。

A. 編集会議を庁内で立ち上げるが、当初はノウハウがないため、外部に編集作業を委託しようと考えている。事業に取り組む中で、庁内単独での発行ができるかどうかも含め、検討していきたい。

Q. 子供が記事を作ることに意義があると考えているが、どのように考えるか。

A. 子供の取材記事についてもぜひ掲載したいと考えるが、子供たちに活字に親しんでもらうことが一つの狙いであり、正しい日本語で編集していきたい。

Q. 予算額 237 万 5 千円の内訳を確認したい。

A. 平成 29 年度は 5 回の発行を考えており、紙面印刷費として約 95 万円、取材編集業務委託として 117 万 5 千円、漫画等の作成委託について約 25 万円の内訳を考えている。

四日市子ども科学セミナー事業費について

- Q. 過去3年の実績を見ると、定員数を上回る応募者数があったにもかかわらず、実際の参加者数は定員を下回っているが、どのような理由によるものか。
- A. 講演会とは異なり事前に参加者のグループ分けを行う必要があり、当日の欠席に対する補充ができないため、このような結果となっている。
- Q. 人気のセミナーであり、応募に外れ参加できない人もいる。欠員補充に対して何か対応が考えられないか。
- A. 当日の欠席者数を予測するのは難しく、また企業側が参加者数に幅をもって準備することも困難な状況である。来年度の開催にあたり企業側と協議を行っていきたいが、具体的な対応方法が見つかっていない。
- Q. 募集方法について、個人応募か、あるいは学校や会社単位での応募としているのか確認したい。
- A. パンフレットやホームページにより全国的に募集しており、組織単位での受付は行っていない。
- (意見) せっかくの人気セミナーだからこそ、参加したい人が参加できるよう、キャンセルの出にくい方法を検討してほしい。
- Q. 応募者の抽選は、どのような方法で行っているのか。
- A. 委託業者が無作為による抽選を行っている。教育委員会が立ち合いし、厳正に行っていることを確認している。
- (意見) 北海道や沖縄など遠方の人が、実際にどの程度参加しているのか調査するなど、居住地による参加率を勘案して抽選に生かすなどの工夫を検討してほしい。

教育情報通信システム運営費について

- Q. 当予算の内容について確認したい。
- A. 小・中学校の教育用パソコン及びこれに係る基本ソフトのリース代、ウイルス対策ソフト等の経費、パソコンの故障時等の運用支援に係る事業者への代金のほか、すぐメールの運営経費も含まれている。
- Q. 電子黒板についてはこの予算に含まれているのか。
- A. 電子黒板についてはリースではなく平成21年度に買い取ったものである。ただし、買い取りから年数が経過しているため、この修繕費を計上している。また、電子黒板セットの入れ替えに係る経費についても、8セット分を計上している。
- Q. 電子黒板も含め、今後のICTの活用について拡充の考え方はあるのか。
- A. 第3次推進計画においては、既存の電子黒板等の機器の更新を位置づけている。新しいICT環境の整備については文部科学省からも様々な提案があるため、その動向を注視し、どのような手法が適切か検討していきたい。
- (意見) 先進自治体では児童生徒にタブレット端末を貸与している例もあり、国においても教育におけるICT化を進めている状況において、本市としても先進事例の研究を行い、ICT環境の整備について前向きに検討してほしい。

四日市版コミュニティスクール推進事業費について

- Q. 市内でのコミュニティスクールの進捗状況について確認したい。
- A. 平成 29 年度に 7 校が追加となり、小中全 60 校中 34 校で実施する予定である。
- Q. 全校での実施時期の目標はあるのか。
- A. 毎年度 7 校ずつ増やしており、平成 33 年度には全校が指定となる予定である。
- Q. コミュニティスクールの成果について、具体的な事例を紹介してほしい。
- A. 平成 28 年度においては、中部西小学校が、平成 27 年度には八郷小学校が地域との協働による文部科学大臣表彰を受賞した。この 2 校においては、地域の多くの方が学校教育活動に参画しており、多くのゲストティーチャーが体験活動に協力することにより、子供たちの活動の幅が広がっている。同時に、多くの方が学校に入ることにより、地域と学校との情報共有につながっており、地域全体で子供を育てるという機運が醸成されている。また、高齢者の方が子供たちと授業をともにすることで生きがいを感じることも聞いており、地域の活性化にもつながっていると感じている。
- (意見) 地域の方と子供たちがコミュニケーションを取り、お互いが刺激し合いながら成果を求める事業と考えるため、可能であればさらにスピード感を持って前倒しで進めてほしい。

学びの一体化推進事業費について

- Q. 一貫性・系統性のある教育を一層推進する為、新たに 1 中学校校区を教育実践研究推進校区に指定したとのことであるが、この内容について確認したい。
- A. 当事業は、連携型小中一貫指導に係る取り組みである。これまで、区内に 1 校の小学校を有する中学校区である富田中学校区、橋北中学校区をモデル校区として、一貫性・系統性のある教育の推進に取り組んだ。新年度は新たに、2 校の小学校を有する中学校区である笹川中学校区において小中の連携強化に取り組む予定であり、スタイルを変えて小中一貫教育を推進するものである。
- Q. 当事業は、いずれコミュニティスクールとも連携していくのか。
- A. 例えば、新年度においては地域からの要望もあり、2 校の小学校を有する桜中学校区全体がコミュニティスクールとなるため、3 校の連携を強化し、地域ぐるみで支援を行うといったことをモデル的に開始する。今後、その効果も検証し、紹介していきたい。
- (意見) 各中学校区単位で地域と連携し、かつ学びの一体化を推進していくことは重要であると考えるため、今後もこの方向性で進めてほしい。

＜ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 ＞

通学路交通安全施設整備事業費について

- Q. 当事業費についてなかなか増額とならないが、予算額 2420 万円で全市的な通学路の安全対策は担保されているのか。
- A. 通学路へのカーブミラーや転落防止柵の設置、路面標示の整備等比較的小規模な施設整備等のうち、早期に行える部分について教育委員会で取り組んでいる。平成 27 年

度実績では、900カ所程度の要望箇所のうち、9割強については実施できているが、地権者の同意が必要な部分等については積み残しとなっている状況である。

Q. 危険箇所の選定については、誰が行っているのか。

A. 教員、PTA等が通学路の点検を行い、施設整備の必要な部分の選定を行っている。

Q. 地域で登下校の見守りをしている人等の声は届いているのか。

A. 学校から上がってきている要望の中には、地域協力者からの要望も含まれていると考えている。

Q. 地域協力者とは会議を行っているのか。

A. 地域との協力については各地区で濃淡があるため、市民文化部とも連携し、今後、地区市民センター等も入って、通学路の安全対策に努める必要があると考えている。

Q. 先日の大雪の際、休校の情報は地域協力者には入っていなかったことから、職員やPTAでしか情報共有されておらず、地域協力者の意見は反映されていないのではないかと危惧する。地域の声が多くあるにもかかわらず、実際の事故現場での路面標示の要望すら長年実現していない状況にあり、地域の声が届いていないのではないのか。2420万円では足りないのではないのか。

A. 路面標示について、新たな横断歩道等の設置が必要な箇所については公安委員会に要望しており、それ以外の部分について、消えているような状態のものがあれば、塗り直し等を行っている。予算額については100%充足しているものとは考えておらず、今後の増額については、通学路交通安全推進会議での意見も勘案して十分に検討したい。

Q. 地域の生の声を聞く機会も作って本当に危険な箇所がどれほどあるのか現状把握し、それを見据えた予算措置をすることを強く要望する。また、信号機等多額の予算を伴うものについて、公安委員会との調整が必要となることは理解するが、必要な箇所に設置できていないという状況が長年続いている。頻繁に事故も発生している中、なぜ継続して危険箇所の改善を検討しないのか。地域からの声が届きにくい体制を改善すべきではないのか。

A. 通学路の安全点検は、保護者と学校、地域関係者が協働して行っており、過去の点検において危険箇所と判断した場所も勘案しながら、新たに整備すべき場所については危険箇所に加えて教育委員会に要望を出すという流れになっている。また、要望箇所については地区市民センターにも示し、地域とも情報共有を行っており、そこから都市整備部の予算を活用した整備につながった例もある。このような仕組みについて、地域、学校の別にかかわらずさらに充実したものにすべく、今後、地区市民センターごとに学校と地域の連携が効果的に行われているか、機能しているかを点検し、その上でどのような点を充実すべきかを各地区、学校ごとに検証することとしている。加えて平成26年度からは警察、公安委員会、各道路管理者が集まり、通学路交通安全推進会議を開催しており、各学校からの整備要望箇所を集めて対策について議論を行っている。早期に対策できるものから検討を要する事項まで様々であるが、比較的小規模なものについては教育委員会の行う通学路交通安全施設整備事業において整備を行っている。当事業は10年以上継続しており、通学路の安全対策については年々充実し

ていると考えるが、交通状況も以前とは変化しており、新たに整備が必要な箇所や積み残した箇所もあるため、予算についても実態を見ながら検討したい。

(意見) 当予算は地区で割れば1地区につき約100万円であるが、ガードレールやカーブミラーの設置については、それだけで多額の予算を要することとなる。危険であるとの指摘があっても長年設置のできていない箇所もあることから、そのような箇所への対応は別途検討すべきと考える。さらに、地区によっても事情が異なっており、危険個所の多い地区については手厚い対応を行うといったことも検討すべきではないか。また、地域で登下校の見守りに携わる人の声を反映できる土壌づくりを強く要望する。

(意見) 平成28年度の決算審査時には当予算の実績の内訳を示すとともに、教育委員会だけでなく都市整備部が実施した整備の内容について報告してほしい。

Q. 一般的な道路整備については地区配分予算となっており、自治会任せとなっている状況において、教育委員会には通学路の安全確保という義務があるにもかかわらず、予算が少額であるという現状がある。現状を精査し、より発展した制度となるよう検討してほしい。

A. すでに庁内で協議を行っており、教育委員会と市民文化部が連携して、個々の実情を把握した上でどのように対応すべきか考え、さらなる安全確保の充実に努めたいと考える。この積み重ねが新たな仕組みへつながっていくと考えており、子供の命にかかわるものであるため、確実に取り組みたいとの思いである。

学校林整備事業費について

Q. 当事業の財源は、全額「みえ森と緑の県民税市町交付金」によるものか。

A. 川島小学校・内部東小学校の整備にあたり、財源は全て交付金を活用する予定である。

Q. 整備対象校は、どのように選定しているのか。

A. 学校林を有しているのは、塩浜小学校・川島小学校・内部東小学校・常磐西小学校、八郷西小学校、常磐中学校の6校であり、順次整備を進めている。

Q. 昨年の予算説明では、塩浜小学校の整備に関し、交付金があるので学習林の整備を行いたいとの説明があったと思うが、市の学校林全体に関する整備計画はあるのか。

A. 学校林を維持するには多額の予算が必要となるため、きめ細かな管理が十分行き届いていなかった面があるが、今回、交付金メニューを活用して、交付基準に合う学校から順番に整備していきたいと考えている。

Q. 川島小学校では、樹木が通学路まで伸び、通行に支障をきたしているため剪定すると聞いているが、そのような状況は他校でもあるのか。

A. 緊急性のある場合は既決予算で対応しているが、ある程度のまとまった面積や規模の場合は、当事業を有効活用して整備を進めていきたい。

Q. 翌年以降は、未整備の3校の整備を進めていく予定であるか。

A. 平成30年度は当該交付金を活用した事業が複数競合する可能性があったため、平成30年度に整備予定としていた内部東小学校を前倒しして、29年度に整備することとし

た。なお、当該交付金事業については、平成 26 年度から 30 年度までの 5 カ年の事業期間となっており、平成 31 年度以降の学校林整備については、その後の交付金の動向を見すえながら判断したい。

海蔵小学校改築整備事業費について

Q. 平成 29 年度の予算で何を行うのか。

A. 平成 28 年度に契約している実施設計業務に係る委託料の残額支払いの予算を計上している。

Q. 当初予算資料には、海蔵小学校改築整備事業として、仮設校舎リースや改築工事、既設校舎改修等が挙げられているが、これらは平成 29 年度予算の 5797 万 5 千円には入っていないのか。

A. 資料には、事業の内容全てを記載しており、これらは平成 29 年度予算の中には入っていない。仮設校舎リースについては、実施設計が完了後、平成 29 年度補正予算で計上したいと考えている。

(意見) 長期間にわたる施設整備事業について、もう少し分かりやすい資料の作成に努めるべきである。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 ≫

デリバリー給食調理・配送業務委託について

Q. デリバリー給食全員喫食アンケート調査結果を見ると、味やおかずの冷たさへの改善要望が毎年同じように寄せられている。同じ業者への委託を続けていることがその要因として考えられるが、委託先を見直しする考えはないのか。

A. 以前からこうした要望が寄せられる中、業者との協議を行う中で改善に努めてきた結果、味がおいしくなったとの評価もある。その一方で、依然として改善要望があることは真摯に受け止め、更なる改善を図っていきたいと考えている。また業者選定においてはプロポーザル方式により、味、安全管理、事業者の信用力、配送能力、学校教育への理解などの項目について審査を行っている。

Q. 年々喫食率が落ちている原因がアンケートに示されている。当初から問題視されている事項であるにもかかわらず、なぜ同じ業者ばかりに発注しようとするのか。

A. デリバリー給食が冷たいといった課題については、法律で温度基準が定められているため、別の業者に委託したとしても解決できない課題である。食缶方式であれば温かい給食を提供できるため、仕組みを変えることで改善する方向を打ち出したところである。

Q. 温度については対応に限界があるとしても、味やメニューの改善については工夫できる余地があるのではないか。喫食率の向上が成果として確認できるのであれば食の安全、配送時間、設備面を重視してもかまわないが、喫食率が毎年下がっている中では最重要課題に捉えなければならないと考える。今年度と比べ、予算額はどのように推移しているのか。

A. 平成 29 年度は契約単価が下がったことにより、平成 28 年度と比べ予算額は減少し

ている。

Q. このアンケートは、昨年度、試験的に全員喫食の日を定めて3校で行った結果が示されている。みんなと一緒に食事ができたことの嬉しさや、おいしかったという意見が読み取れるが、おおむね好評であるならば、なぜ予算を増やさなかったのか。

A. 平成27年度から全員喫食を試験的に実施しており、これまでの実績を踏まえた予算要求とした。実施校の増加についても十分対応できる金額と考えている。

Q. 平成28年度に実施した3校の実績を見ると、実施時期が遅くなるごとに食数が減っており、3校目は残予算を勘案しながら小規模校での実施を決めたかに見えるが、実施校の選定はどのように行っているのか。

A. 年度途中で声の上があった3校について実施した。

Q. デリバリー給食の全員喫食が好評であるのなら、1日限りの実施ではなく、3日から1週間程度連続した継続的な取り組みとして行うべきである。小学校で慣れた給食が、中学校に入った途端に家庭弁当に切り替わる制度は、全国的に見ても遅れている現状を嘯みしめなければならない。デリバリー給食の段階から、全員が同じものを食べる環境づくりを進めることで、円滑に食缶給食へ移行できると考えるがどうか。

A. 味については随分と改善を進め、トンテキがおいしかったとの声が約8割の生徒から届いている。一方、保護者からは味やメニューを改善してほしいとの要望が根強く残っている。食缶方式による全員給食に移行する方針の下、その過程において、食育の観点から全員が同じものを食べることの効果、移行に当たっての課題も明らかになってくると思われるため、デリバリー給食の全員喫食については続けていきたい。しかしながら、全員がデリバリー給食を喫食するなど一気に広げていくことは、設備や予算の面から困難と考えており、食缶方式へ移行する際の対応には十分心掛けていきたい。

(意見) 全員喫食については好評であるため、実施校の拡大、これまで実施した学校については実施日数を増やすなど、できる部分から前向きに検討を進めるべきである。

Q. デリバリー給食の調理・配送業務委託の契約期間について確認したい。

A. 平成29年度から3年間の契約で、業者選定も終わっている。

Q. 前回のプロポーザルでは市域を複数のブロックに分けて行ったが、いずれも同じ業者が選定される結果となった。地産地消、地元事業者の育成や、食中毒や災害時等の対応を図るために、同一業者が受注できないようにするための一抜け方式の考え方を採用し、入札を分けたものと認識していたが、きちんと反映されているのか実態を確認したい。

A. 今回、公募型プロポーザルを行い、前回応募のあった業者すべてに案内していたが、実際に応募のあったのは1社であった。選考委員会において、応募のあった1業者の提案を審査し選定に至ったものである。

Q. 何度も議会で議論になった案件にもかかわらず、公募から応募、選定に至るまでの状況について、報告がなかったのはなぜか。

A. 今回のプロポーザルにおいては、これまでの議会での議論を反映しながら、より応

募しやすい地域を2つに分けて行ったが、業者数も少ない中、結果として1社のみの応募となった。議会において様々な意見があり、議員の関心も高い案件であったことから、事前に報告すべきであったと考えており、お詫びする。

(意見) たとえ1社であっても適正な審査を経て選定したことは理解できるが、報告がなければ契約手続が適正に行われたのか疑念を招きかねないため、十分意を配すべきである。

Q. 市内を2ブロックに分けて公募をかけた趣旨からすると、1ブロックの業者が選定された時点で、もう片方のブロックの応募者はゼロの扱いとすべきではなかったのか、考え方を整理してほしい。

A. 一抜け方式を徹底すると、1社しか応募がなかった場合にもう片方のブロックでの業務が実施できない可能性があるため、やむを得ないものと認識している。

Q. 一般競争入札やプロポーザル方式といった選定方法に関係なく、競争性を働かせることに意味があるのであり、1社しか応募がなかった結果を見ると、実施方法や準備に課題があったと言えるのではないか。

A. デリバリー給食業務を実施できる業者が不足する中、応募のあった業者については、選考委員会において、審査の結果、基準点を上回ったことを確認して選定に至ったものである。

Q. 応募可能性のある業者数は、どの程度あると想定していたのか。また、市内を2ブロックに分けて、それぞれ別の業者を選定しようとする考えは、どの程度ルール化されていたのか。

A. 競争性と品質の担保として、かつ、より多くの業者が参加できるよう、市域を2つに分けて公募を行った。2つのブロックの審査を同じ日に行ったが、それぞれのブロックを別の業者とするような設定は、募集要項に明示していない。

Q. 事業者は投資に対する効果を重視するため、中学校給食が食缶給食に切り替わるタイミングにおいては、デリバリー給食の調理・配送業務は数年先の行く末の見えない事業であることから、積極的な参画は困難と考える。このような状況下でプロポーザルを行っても結果は見えているにもかかわらず、手法についての協議すらなされなかったのはいかがなものか。

A. 過去の経緯があり、議員の関心の高い事項であるということを重く受け止め、公募を行う前に事前に協議すべきであったと考えている。今後、議論のあった部分については委員会にも事前に相談し、的確な情報提供に努めたい。

食缶給食への移行について

Q. 長年、食缶方式の導入を求める市民や議会からの意見があつたにもかかわらず、これまで教育委員会は導入を決断してこなかったが、これまで食缶方式の導入に踏み切らなかった理由と、中学校給食検討会からの提言を受け、方針転換により導入を決定した理由の明確な説明を求めたい。

A. 旧楠町との合併に際し、食缶給食についても議論は行われているが、当時は、中学校に完全給食を導入することは、市の財政状況等から考えると克服すべき課題が多か

った。しかし、当時本市にとって望ましい昼食のあり方として導入したデリバリー給食は、喫食率の低迷や温度、味など様々な課題があり、よりよい中学校給食のあり方について、あらゆる面から検討してきた結果、食缶方式を求める意見が多かったことから、現状では、優先すべき重要な施策と位置付けることとした。また、これまで家庭弁当の意義を重要視してきたが、食に関する価値観やライフスタイルの多様化に伴い、家庭だけでなく社会全体における食育の推進が求められるようになったことや、家庭環境の変化により、子育て支援の重要性からも食缶方式の導入が必要であるとの認識に至っている。さらに、以前は食缶方式の導入により、昼食の時間が長くなり、午後の授業や放課後の部活動・生徒会活動等に影響を及ぼすことが非常に重く受け止められていたが、平成 27 年度には全国の国公立中学校で 82.6%、公立中学校で 88.8%が完全給食を実施しており、食缶方式を導入している他市町の中学校の日課や状況を参考にすることで、本市においても解消できる課題と考えている。このような点から、本市においても食缶方式を導入するとの結論に至ったところである。

中学校給食基本構想・基本計画策定事業について

- Q. 当事業に当たり、教育委員会と業務委託を行う事業者とが協議する会議体は設けるのか。
- A. 業務委託を行う前に教育委員会の中で検討し、内容を明確にした上で委託を行いたいと考える。
- Q. 基本構想・基本計画の策定に当たって、市民の声を聞く場を設けることは考えているのか。
- A. 何らかの会議体に市民やPTA等が入っていただくことを考えている。また、それ以外にも市民の声を聞く必要があると考えているが、どのような手法によるのか具体的な部分については今後検討していく予定である。

《 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費・第 3 項中学校費 》

学校運営費について

- Q. 学校運営費における公費負担と私費負担の整理については進捗していることが確認できるが、教育委員会の考え方の整理の中には、公費負担が原則であるが一定条件において私費負担を依頼する場面があるとの項目がある。一定条件とはどのような場合を指し、その判断は誰が行うのか。また、公費負担すべき事案について私費負担をしている事案がないか、併せて確認したい。
- A. 一定条件とは、基本物品に当たらない場合や基本数量を超える場合、あるいは、保護者や団体に説明して了承を得ている場合が該当し、その判断は学校が行う。また、公費負担すべき事案について、以前は私費負担による場合もあったが、現在はそのような事案はない。
- Q. この問題はPTA会費等の流用問題に端を発したものであるが、公費負担の基準を超えて私費負担が発生する場合の実態を把握しているか。例えば、部活動の場合、部に所属する生徒が負担しているか等について確認したい。

- A. 互助会のような考え方で保護者から一定額を集め、部活動へ配分する形をとっている学校が多いと思われる。
- Q. 互助会のような考え方で全生徒から集金して配分しているのであれば、私費的な性質という意味ではPTA会費と変わらない。受益者負担がより適正と考えるが、取り組みの途中であることも承知しており、来年度には更なる実態調査と取り組みの完了を期待する。今後の改善について、どのような考え方を持っているか。
- A. 調査を通じて、クラブ後援会費やクラブ育成費など学校によって様々な形態がある。新年度は、何を基本物品とするかについても、より精査していきたい。

学校三師の関わりについて（非常勤職員報酬）

- Q. 三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）に対し業務の取組実施を要請したことは良いが、そもそも学校保健安全法施行規則に定められた業務の実施に対して報酬を支払う以上、市からの要請によらずとも当然に履行されるのが本来ではないか。また、就学時健康診断のように別報酬を伴う業務との整理をどのように行っているのか。
- A. 職務として定められた業務の中で例えば、特に学校保健安全計画立案に参加する業務については半数程度の実施に留まっているため、改めて学校及び三師に働きかけていきたい。また、就学時健診など別途支払いの伴う業務については、整理して示していきたい。
- Q. 学校医の執務状況を見ると、高花平小学校や羽津中学校では、ほとんど業務が実施されていない状況である。また学校歯科医についても、三重小学校、橋北・桜中学校で同様の状況が見てとれる。報酬を支払っているのになぜ業務が実施されないのか、また誰から業務を要請したのか確認したい。
- A. 学校によって差がある部分を是正したいとの思いで取り組んできた結果、昨年度と比べ全体としては改善が進んだものの、個別に見れば取り組みが進んでいない学校があるのも事実である。課題も明らかになってきたため、より具体的に学校への指導を行い、学校長や養護教諭から三師に働きかけを行うほか、教育委員会としても引き続き三師の会議に出向き、直接訴えていきたい。また実施されていない理由については調査を行っていきたい。
- （意見）学校保健委員会への出席・学校保健安全計画立案への参加については基本的業務であるが、未だ実行されていない学校もある。熱中症やインフルエンザなど対策が必要な状況が以前にも増す中で、長年続いてきた慣習について、その原因をしっかりと分析し、教育委員会・学校・三師それぞれが意識改革を行って打ち破れるよう、来年度の積極的な改善を期待する。
- Q. 業務を実施するかの判断は、学校医の考えに左右されているのではないか。
- A. 学校医と養護教諭との連携が重要であり、学校から強く働きかける必要があると考えている。
- Q. 学校医等を誰に依頼するかは、どのように決めているのか。
- A. 医師会、歯科医師会、薬剤師会に依頼して割り当てを決めてもらっている。
- Q. 地区内の医師に依頼するわけではないのか。

- A. 元々は地区内の地元医師に依頼することが多かったが、現在は地区内・地区外の両方がある。
- Q. 小学校と中学校では、校医が同一の場合もあれば異なる場合もあるとのことだが、教育委員会としてはどちらが好ましいと考えているか。
- A. 地元の医師が地元の子供を診察することが理想であるが、地域に校医のなり手がいない場合もあるため、実現が難しい面もある。
- (意見) 地元医師が校医であれば、地域の子供のかかりつけ医であることが多く、小学校と中学校での健診状況を連続して把握できるため、三師へ積極的に要請していくべきである。
- Q. 内科健康診断の実施回数について、小中学校ともに差が見られるが、どのように理解すればよいのか。
- A. 健康診断は年1回実施しているが、その日に欠席した児童生徒が後日健診した際の実施回数を計上している。実施回数の確認方法について精査を行いたい。
- Q. 羽津中学校では前年よりも実施回数が減っているが、その理由を確認したい。
- A. 問い合わせて確認したところ、学校からの働きかけが非常に少なかったということである。他にも働きかけの足りない学校があることは反省しており、今後、強く学校に働きかけていきたい。
- Q. 羽津中学校では、年額約57万円の学校医の報酬に対し、平成28年度中に活動した回数は3回である。職務への取り組みが他校に比べて少ないがどうか。
- A. 法律に定められた様々な三師の職務について、適切に取り組むよう議会からも指摘があり、教育委員会としても取り組んできたが、羽津中学校については学校からの働きかけが少なく、実施回数も少ない状況となってしまった。
- Q. 三師の報酬の基本額については、何をもとに算定されているのか。
- A. 報酬の額については、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定められており、地方交付税算定基礎を根拠に算出している。
- Q. 学校から三師への働きかけは、校長の責任の範疇で行うのか。
- A. 学校教育活動の責任は校長にあるが、養護教諭からの働きかけを強める必要があると考える。校長、養護教諭の双方に、機会を捉えて指導していきたい。
- Q. 教育委員会からも医師会等へ働きかけを行っているとのことだが、学校の内科健康診断や保健指導等について、教育委員会から日程調整を行った例があるのか。
- A. 詳細な日程調整についてはそれぞれの学校で行っており、教育委員会からは、学校からの要請に逐一応じていただくよう総括的なお願いをしている。
- Q. 校長の関心やスタンスにより学校医等が報酬に見合った働きをしないことはあつてはならないと考えるが、これを防ぐために何らかの基準が必要ではないのか。
- A. 学校間に格差があることは課題であると考えている。本年度は各学校に対して、三師への働きかけの内容について具体的に示してきており、多くの学校については実績が増えている。しかし、浸透していない学校があることも判明したため、再度具体的な方法について学校に周知していくことが必要である。
- Q. 浸透していない学校に対して、何らかのペナルティを設けるべきではないのか。

- A. ペナルティについては考えていないが、校長会や養護教諭研修会等、折を見て具体的な指導を行ってきた。このような働きかけについて、再度行うとともに、その機会も増やしていきたい。
- Q. ペナルティがないのはおかしいのではないか。
- A. 学校からの働きかけが少なかった理由等について細かく原因を究明し、どのように対応するのか検討していかなければならないと考えている。
(意見) 専門家による保健指導等は非常に重要なことであり、学校によって実施頻度に格差があるのは不適切である。
- Q. 就学時健康診断以外の業務については、報酬が定額であるため実施が少ない傾向にあると感じるが、平成 29 年度も同様の予算が提案されている中で、働きかけが不十分ではないのか。
- A. 法律で定められた三師の職務について、再度基準を整理し、学校で具体的にどのようなことをしなければならないのかを明確にした上で学校及び三師会に示して働きかけていきたいと考える。
- Q. 新年度の校医の選定に当たっては職務の基準を明確に示しているのか。
- A. 早急に作成し、完成した時点で示していきたい。
(意見) 基準を作成した後、その内容について教育民生常任委員会にも示してほしい。
- Q. 三師については設置を法で定められている以上、その報酬は議会としても減額できないものと理解するが、ついでには三師に対してどのような職務を求めていくのか早急に整理する必要があると考える。どのようなスピード感で取り組むのか。
- A. 学校保健安全法に定められた項目それぞれに対して、具体的な整理を行っていく必要がある。なるべく早く整理したいと考えるが、少し時間をいただきたい。
- Q. 学校医は医師会に加盟していなければ就任できないのか。
- A. 本市の場合は、医師会に学校医の選定を依頼しているため、医師会の会員であるということが前提となっている。
- Q. 選定された学校医等と教育委員会がコミュニケーションをとる機会はあるのか。
- A. 特にそのような機会はない。
- Q. 三師に対しての職務の依頼や相談は、養護教諭が行っていることが多いと考えるが、養護教諭に対して三師との関わり方について教育委員会から指示は行っているのか。
- A. 三師と連携して保健だよりを作成することや、月 1 回程度連絡をとること等については指導している。
- Q. どのようなことを要望していくのかが明確でない状況においては、養護教諭も対応しきれない部分もあると考えるがどうか。
- A. 具体的に何をするのかという部分についてはもう少し明らかにして示していきたい。
- Q. 学校によっては、学校医の複数配置を行っているところもあるが、この場合、報酬はどのようになるのか。
- A. 基本額についてはそれぞれに支払われるが、人数割額については、児童生徒数の半数に単価を乗じて算出している。
- Q. 児童生徒数の多い学校について、複数配置を行っているのか。

A. 全児童生徒数が 660 名以上の学校については複数配置を行っている。

(意見) 本市では、年額報酬を支払っているのは三師のほか法律顧問のみであると認識している。法的な面もあるため年額であってもやむを得ない部分もあるが、その分教育委員会としては管理責任を求められると考えるため、三師の職務を明確にすることにつき、当分科会からの指摘にとどまらず、附帯決議を付すことも検討すべきではないか。

(意見) 三師の執務状況については、長年の課題となっている。予算は認めたものの、執務実績の悪い学校が出てくるのであれば、議会としての責任も問われると考えるため、議会の責任と意思において、「小中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬費の執行については、学校保健安全法施行規則第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定める全職務が確実に履行されるよう、教育委員会・学校・三師の三者が十分に話し合い、職務従事状況の改善を進めること。」という趣旨の附帯決議を付すべきと考える。

小学校・中学校の大規模改修事業について

Q. 保々中学校、富洲原小学校、四郷小学校について大規模改修事業の計画の前倒しが資料で示されているが、これらは、朝明中学校の移転建て替えが見送られたことによるものか。

A. 最初に学校施設整備計画を策定した段階からの計画の前倒しという意味であり、朝明中学校の移転建て替えに関する議論とは関係がない。

Q. 平成 29 年度の学校施設整備計画については、計画通りに進めていくということか。

A. そのとおりである。

Q. 学校施設整備計画の中で、朝明中学校と大矢知興譲小学校の大規模改修事業の実施年度が明記されなくなった経緯を確認したい。

A. 朝明中学校の移転建て替え方針の中止に伴い、大矢知小学校区における教育環境の課題解決とあわせて朝明中学校と大矢知興譲小学校の整備計画を再検討する必要性が生じたため、第 3 次推進計画への記載を見送り、実施時期を明記しないこととした。

Q. 大規模改修事業の実施年度が未定となったことの市の考え方が市民に伝わっておらず、市民に対して明確な説明が必要と考えるが、今後どのように説明していくのか。

A. 前回の総合教育会議において、朝明中学校の移転建て替え方針の中止が市長から示され、その際、市長からは、大矢知興譲小学校においては校舎改築も踏まえた検討を実施するとともに、朝明中学校における現在の施設の課題を整理するよう提案を受けている。これを受けて、教育委員会として対応方策を協議し、3月22日に開催する総合教育会議で方向性を示したい。両校における市としての今後の方針が決定した段階で市民等に説明を行い、ローリングにより第3次推進計画に位置付けていく考えである。

(意見) 大矢知興譲小学校の方がより喫緊の課題を抱えていると考えるため、スピーディな対応を求めたい。

Q. 次回の総合教育会議までに教育委員会会議を開催して、教育委員の意向を踏まえた

教育委員会としての方針を決定した上で、総合教育会議で議論するということか。

A. そのとおりである。昨日2月28日に開催した教育委員会会議でも議論しており、次の会議でも引き続き議論することとなる。

Q. 大規模改修や校舎改築の実施にあたって、この先に想定する空調設備整備や食缶方式のための給食施設整備を見込んだ工事内容となっているのか考え方を確認したい。

A. 現時点で大規模改修等を行う予定の学校については、できる限り空調設備工事を見据えた設計等を行っている。食缶方式による給食の実施に向けた施設整備に向けたスペースの確保などについては、まだ具体的に大規模改修等の設計には含めていない。

トイレ洋式化について

Q. 小中学校におけるトイレの洋式化やドライ化について、校舎改築や大規模改修とは異なる基準で整備する学校の優先順位を定めて、改築等を予定していない学校についても進めていくということか。

A. 洋式化についてはそのとおりであるが、ドライ化については校舎改築や大規模改修に合わせて実施していく計画である。

Q. 洋式化のための予算額を確認したい。

A. 平成28年度と同額の、小学校が800万円で8校程度、中学校が400万円で4校程度の整備を見込んだ予算額である。

Q. 第3次推進計画の中に洋式化の目標校数や計画内容が示されているのか。

A. 児童生徒数に対して洋式トイレの設置が少ない学校を優先して市全体の中で順次整備を進めていくが、実施する年度や校名など具体的な計画は定めていない。

Q. 校舎改築や大規模改修と併せて行うトイレ整備との兼ね合いもあり、全市的に効率的なトイレ洋式化を進めるためにも、第3次推進計画の中で一定の目標を定めるなど計画性を持った取り組みが必要ではないか。

A. トイレ洋式化を課題と捉え、平成26年度から予算化し、その後も必要性を強調して予算の確保、増額に努めている。児童生徒にとって大切な事業であり、教育環境の改善に向けた適切な対応が必要という認識のもと、エレベーターの整備とあわせてトイレ洋式化についても、総合教育会議の中で今後の学校施設のあり方について議論する方向性を持っており、課題解決に向けて取り組んでいきたい。

(意見) 方向性はいいと考えるが、児童生徒や地域からの要望もある中で、平成27年度決算時の当分科会での答弁にあるトイレ洋式化に関する計画の整備に向けてスピードアップして進めてほしい。

Q. すでに校舎改築や大規模改修が完了した学校においても和式トイレが残っているが、和式トイレも必ず設置していく方針であるのか。

A. 校舎改築や大規模改修を行った校舎部分については、洋式トイレを設置することとしているが、同一の学校内においても改築等を行わなかった校舎については、和式トイレのまま残っている。

Q. 学校現場における和式・洋式トイレのそれぞれの利用状況について把握しているのか。

A. 把握していない。

Q. トイレ洋式化を 100%目指す考え方であるならば、改築等を行わない校舎部分のトイレについても、改築等工事と同じタイミングで洋式化した方がいいのではないか。

A. 市内の小中学校にはまだまだ多くの和式トイレがある中で、学校別の洋式化の進捗状況や、各個別の学校内での利用頻度などの利用状況から整備すべき優先順位を判断し、洋式トイレ設置を進める考えである。

Q. 今後計画的に洋式化を進める中で、今後も利用が必要と判断する校内全体のトイレを改築等のタイミングで全て洋式化すべきであり、学校現場の実態を的確に把握した上で計画に沿って進めてほしい。

小中学校のバリアフリー化について

Q. 身体的に配慮や検討が必要と想定される就学前児童数や補装具の支給人数が分かっているのであれば、小中学校へのエレベーター設置についての検討材料とすべきではないか。

A. 就学前の段階では、障害児の就学先が明確に決まっていないため、巡回・就学相談を行う中で、個別の状況に応じた検討を行っていききたい。

Q. 子供たちが、特別支援学校と地域の学校とで、どちらも選択できるような環境整備をすべきではないか。

A. 就学先については、就学支援委員会において十分な観察を行ったうえで、法令に定める基準に基づき判断することとなっている。幼い子供の成長スピードは早く、1年経てば状況の変化が大きく見られる場合もあるため、経緯を見ながら対応している状況である。

(意見) 障害児の状況や要望を毎年把握して、施設整備の参考にしていくべきである。

Q. 小中学校におけるバリアフリー化の推進に向けて、エレベーター設置のほかに整備が必要と考える箇所と、整備の考え方を確認したい。

A. ドライ化されていないトイレ出入口の段差や校舎昇降口へのスロープの設置、使用頻度の高い渡り廊下の出入口や校舎昇降口での引き戸設置のほか、多目的トイレの各階設置、階段への手すりの設置など平成 10 年度から小中学校バリアフリー化整備事業を進め、平成 23 年度で一旦整備事業としては完了している。その後の対応については、特別支援学級に入学する児童生徒の状況を聞き取り、相談の上、手すりの設置など最低限必要な整備を行うこととしており、その都度対応している。

Q. 今後のバリアフリー化の整備に向けた考え方も同様であるか。

A. 手すりの設置のほかにも、例えば、体温調節が難しい児童生徒の受け入れにあたって空調機器を新たに設置するなど、入学を希望する学校に必要と考える施設等の整備を個別に行い、対応していく。

Q. 教室をカーテンで区切ることで、空調機器を設置していない側の空間の環境が保たれないというような事例はないのか。

A. 学校の配置や施設整備の状況とあわせて、空調機器等の使い方についても工夫することにより、障害を持つ個々の児童生徒にとって快適な環境となるように努めており、

随時適切に対応していきたい。

Q. 小中学校へのエレベーターの設置について、第3次推進計画に位置づけているのか。

A. エレベーター設置単独での事業としては位置づけていないが、校舎改築時にあわせて設置していく考え方のもと整備を進める予定であり、第3次推進計画の期間内では、海蔵小学校と高花平小学校の改築工事の中でエレベーターを設置する予定である。

Q. 障害を持つ児童の保護者から障害児に対するバリアが高すぎるのではないかとの意見があるが、小中学校へのエレベーター設置に関する今後の対応として記載されている「次期総合計画内で検討に着手」とは、改築等を行わない既存校舎についても設置の可能性を検討するという意味か。

A. 平成32年度までの第3次推進計画では、空調設備整備や食缶方式による中学校給食施設の検討など教育施設に関する多くの業務があり、既設校舎へのエレベーターの設置を同計画に位置づけるまではいかないだろうとの見通しを持っている。既存校舎への設置に関して市民や議会からの問題提起、意見を受ける中で、まず総合教育会議の場で議論を始める考え方を示したところである。県のユニバーサルデザインに関する条例では新築や改築等のみの設置義務であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた国の基本方針等においてもエレベーターの設置に関する記載はない。今後、議論を行う必要のある課題と考えている。

Q. エレベーターシャフトのみ整備されている学校が4校あるが、利用できる状態に整備するには1基あたりどの程度の費用がかかるのか。

A. 例として、三浜文化会館で給食用リフトを撤去してエレベーターを設置した際には、鉄骨造3階建てで約1350万円の費用であった。すでにシャフトがある4階建ての建物への設置であれば、概算で1550万円程度と試算している。

(意見) 平成27年度決算審査では生徒の移動に支障のないようにしているとの答弁であったが、手すりの設置に関しては、各学校で優先順位をつけて最低1階段に設置してきたとの現状にとどまっており、階段昇降機についてもあまり利用されていない状況にある。障害児本人が移動に不自由を感じずに負荷なく移動できるよう、手すりやスロープの設置について、障害児が在籍する学校においては出来る限りの対策を講じてほしい。また、こども未来部の当初予算審査の中でも、1部局単独では予算の確保が難しく環境が改善しないとの議論もあったが、市長が掲げる教育のまち四日市という視点からも強く検討を求めたい。

(意見) バリアフリー化の推進は、アセットマネジメントとは別の考え方であり、障害を持つ児童生徒が実際に不便を感じるのであれば、改築等の時期にかかわらず、バリアフリー化を早期に進めるべきである。全国的にも障害者への理解が進んできており、幼稚園・保育園も含めて本市の取り組みが遅れることのないようお願いしたい。

Q. 国の補助メニューの対象事業として障害児等対策施設整備工事があるが、小中学校におけるエレベーターの設置やバリアフリー化に関する工事は国庫補助の対象か。

A. 学校施設環境改善交付金として、対象経費の3分の1が国庫補助金の対象となる。

(意見) これまでの決まった計画の中だけでバリアフリー整備を進めていくのではなく、

障害を持つ児童生徒が希望する学校に入学できるように、総合教育会議の中で国の補助メニューも示しながら議論を進め、補助金を効果的に活用しながら早急に学習環境が改善するように努めてほしい。

- Q. 障害児等対策施設整備工事に係る国の補助金について、障害を持つ児童生徒の在籍人数は交付の要件に含まれているのか。
- A. 児童生徒の人数に関しては、補助金交付の要件に含まれていない。

小中学校普通教室空調設備事業費について

- Q. 空調設備の工事を行う間、仮設校舎で授業を行うことがあると考えるが、その期間の空調への対応はどのようにするのか。
- A. 仮設校舎については、夏場は過ごしにくいので、空調機器を導入する予定である。
- Q. 当事業について、平成 29 年度は何を行うのか確認したい。
- A. 平成 28 年度中に直接施行方式、リース方式、P F I 方式の比較検討を行い、P F I 方式がもっとも有利とした。これを踏まえ、平成 29 年度については、P F I の導入に向けた調査業務の委託を行い、基本設計、民間業者の意向調査、V F M の試算検討により、この方式が本当に適切か見極め、最終的な判断を行いたい。
- Q. 予算額 2500 万円及び債務負担行為 2000 万円の内訳を確認したい。また、P F I 導入に向けた調査委託と事業者選定業務委託は同一業者に対して行うのか。
- A. P F I 導入に向けた調査委託は平成 29 年度中に 1500 万円で行う予定であり、事業者選定業務委託は、平成 29 年度中の 1000 万円に合わせて平成 30 年度分を債務負担行為 2000 万円として計上している。また、現段階では P F I 導入に向けた調査委託と事業者選定業務委託は別で発注する予定である。
- (意見) 地域の事業者が参入できるような取り組みをお願いしたい。
- Q. 平成 31 年度に整備工事を行う予定となっているが、1 年かけて行うのか。夏までに空調の整備が完了する学校はないのか。
- A. 工事を行う事業者にもよるが、現段階では平成 31 年度いっぱいにかかると考えている。なお、平成 31 年度中に工事が完了するよう事業者の選定を行いたい。
- Q. 空調が設置されれば暖房も使えるとのことだが、平成 31 年度の冬に暖房が使える学校もあるのか。
- A. 事業者によるため、現段階ではお答えできない。
- (意見) 平成 31 年度中の完成とした場合、学校によって空調の設置に差が出る可能性も考えられる。状況に応じて臨機応変な対応をお願いしたい。
- Q. 普通教室への空調設置について P F I 方式で整備を行う場合、既設の特別教室の空調についても一括で維持管理を行うのか。それとも現在の方法で維持管理していくのか。
- A. 事業費の算定において、あくまで事業者自らが設置した部分についての維持管理を想定することから、現段階では、既設の空調の維持管理とは分けて考えている。
- Q. 学校の中で複数の事業者による維持管理が併存することとなるため、今後、空調の維持管理の手法について整理、検討してほしい。

- A. 教育委員会の中でも維持管理手法については議論しており、どのような手法が適切か検討していきたい。
- Q. P F I 導入に向けた調査委託、事業者選定業務委託について、それぞれどのような事業者に委託することを想定しているのか。
- A. P F I 方式による施設整備に携わったことのあるコンサルティング事業者に委託したいと考えている。
- Q. 事業費の額は妥当なのか。また、それぞれの業務委託で具体的に何を行うのか。
- A. P F I 導入に向けた調査委託については、基本設計、地元事業者の活用に向けた事業者への意向調査を行った上、V F M の試算について再検証を行う。平成 28 年度においては、モデル校を指定して調査を行い、P F I 方式が有利と判断したが、平成 29 年度においてはこれを各学校に広げて熱量等の詳細調査を行い、V F M についても精査を行うものである。事業者選定業務委託については、実施方針の作成、特定事業の選定、入札説明書等の作成等、P F I 事業を行う上での各種業務の支援を委託するものであり、法的側面からの支援や金融技術に係る支援を期待している。前者については 15 日、後者については 55 日を見込んでおり、それぞれに係る作業員の数から予算額を算出している。当予算額については、本年度に可能性調査を行った事業者の試算に基づくものであるが、それぞれの業務委託について直近で実施している他市の状況から金額の妥当性を確認し、予算計上したものである。
- Q. 再度 P F I 導入に向けた調査を行うことになるが、精度を上げるためのものであり、結果、P F I 導入の方針を変更するのではなく、次の業者選定作業のもととなる基本設計も併せて行うという理解でよいか。
- A. 平成 28 年度に行った調査では、直接施行、リース、P F I の 3 方式の中でもっとも効果的かつ効率的な方式として P F I を選定した。平成 29 年度については、導入の可能性についての調査を行うのではなく、P F I 方式について、より効果的なものとするために、中身の精度を上げるという観点から調査を行うものである。

学校施設整備について

- Q. 各学校の体育館の排煙装置のレバーについて、多くの学校で開閉できない状況となっているのを見かける。このような軽微な修繕について抽出し、一斉に行うべき時期に来ている学校もあるのではないかと感じるが、軽微な修繕についてはどのような予算要求をしているのか。
- A. 軽微な修繕については各学校に予算を配分し、その範囲内で各学校に対応をお願いしているのが現状である。ただし、緊急性がある場合や、配分を超えて予算が必要となった場合は、追加配当を行っている。
- Q. 排煙装置のレバーが開閉できないことに緊急性はないのか。
- A. 定期点検を行っている中で報告が上がっているものについては順次修理していると考えているが、点検報告の後に修理を行うため、多少の時間はかかるものとする。
- Q. 長期にわたり放置されている事例もあるため、学校施設開放運営委員会の施設改善要望等を確認して対応するといったことも必要ではないか。

A. 排煙設備が動かないといった状態については問題があるため、再度どのような状況にあるか確認したいと考える。

(意見) 各学校に配分されている予算での修繕について、教育を第一に考える学校では、目に見える部分の修繕に偏りがちであると考え、危機管理に必要な設備等については、可能な限り、その都度修繕を行っていくべきである。

小中学校の教職員用駐車場について

Q. 現在、小中学校の敷地には職員用駐車場がないのではないかと感じるが、これは何らかの規定によるのか。

A. 教職員用駐車場に関して条例等での規定は特にないと認識している。

Q. 明確に職員駐車場と銘打ち、白線を引いて安全対策が取られている学校は市内にあるのか。

A. 職員用との位置づけで駐車場を整備している学校はない。来客用の駐車場を設けている学校はある。

Q. 職員用の駐車場がない現状において、体育館の前や中庭等の空いているところに職員が駐車しているケースが見受けられ、子供の安全の確保という観点からも対策が必要と考えられるが、なぜ職員駐車場を設置できないのか。

A. 教職員についても、以前は学校の敷地内に駐車していたと考えるが、市職員が民間の有料駐車場を借りて駐車している状況において、教職員だけ無料で駐車していることを問題視する一監査委員の発言が10年以上前にあり、それ以降、教職員用と銘付した駐車場がなくなってきたのではないかと考えている。

(意見) 小中学校においては大多数の職員が車で通勤しているが、その中を子供たちが縦横無尽に行き来しており非常に危険であると感じる。以前とは状況も変わっていると考えるため、子供を一番に考え、教職員の駐車場の位置付けについて明確にし、安全対策を行うべきと考える。

(意見) 保育園については送迎用の駐車場を確保し、職員用については別途職員が月極めで駐車場を借りていることが多い。保育園における対応についても状況を確認し、検討してほしい。

朝食の喫食率について

Q. 児童・生徒の朝食の喫食率が平成25年度と比べて低くなっているが、早寝・早起き・朝ごはんキャンペーンを推進する中で、この数字をどのような傾向と捉えればよいのか。

A. 朝食喫食率は平成25年度が高く、逆に平成27年度は低い結果となっており、キャンペーンによる影響があったか関連性を結びつけるには至っていない。

授業における肋木の使用について

Q. 各学校の体育館に肋木が設置されているが、使用している例はあるのか。

A. 具体的には、体育の授業において、ぶら下がることにより握力を鍛えるといった活

動に使用している。

(意見) 授業の中で、肋木の使用について明確な指導方針はないと考えるが、活用している例がそれほどないと感じるため、現行施設の有効活用の観点からもどのような使用ができるのか検討し、運動能力の向上につなげてほしい。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 ▶

久留倍官衙遺跡整備事業費について

Q. ガイダンス施設や正殿の建築が完了し、遺跡を埋め戻した部分に芝生を植える計画となっているが、芝生部分の利活用について地元自治会や協力団体と協議を行っているのか。

A. 正殿立体表示は完了しているが、それ以外の遺構表示や草地部分については今後整備する予定である。地元とは、毎年秋の久留倍遺跡まつりでスタンプラリーを行うなど、整備が終わった施設の活用方法を含めて協議を進めている。

(意見) 地元で草刈りを行う際にこちらの部分も併せて行ってもらうなど管理面についての協議、また、子供と一緒に参加できるイベントに活用するなど地域コミュニティの充実に繋がるような調整を地元と図ってほしい。

Q. 遺跡の敷地から離れた場所に来客者用トイレを設置する予定ではなかったか。

A. 掘削等により地下の遺跡が損傷する恐れがあるため、史跡指定地内にトイレを設置することはできないが、来客者のためにもトイレは必要と考え、以前に指定地外にトイレを設置したいとの考え方を説明したことがある。公園の整備が予定よりも延びていることに伴い、トイレの整備も延びている状況であり、現在設置場所については再検討を行っているところである。公園の整備完了に併せてトイレを設置できるようスケジュールを組み、今後議会にも示したいと考える。

Q. 以前、教育民生常任委員会において示されたトイレの設置場所について、安全性等の議論があったと記憶しているが、場所を変更するのか。

A. 以前想定の場所については道路を渡る必要があり、安全性に課題があったことから検討し直しているところである。

旧四郷出張所を中心とした街並み啓発事業費について

Q. 当事業について、道標を新設するなど街歩きを整えるところだが、過去の四郷ふるさとの道整備事業との関係はあるのか。

A. 当事業は、都市整備部の四日市あすなろう鉄道利用促進事業と連携し、西日野駅から出発し、古い街並みの残る四郷地区のウォーキングを企画するものである。過去に四郷ふるさとの道として整備したルート上にある文化財スポットを巡ることが中心となり、地域の方にも説明員として協力いただいている。平成 28 年 10 月に開催した際には、150 名ほどの参加があり、民間会社の協力もあって大変好評であったと認識し

ている。平成 29 年度からも引き続き実施していきたい。

文化財の整備・保存・活用について

Q. 中納屋町の大入道についてセミクジラのひげが手に入らないということを聞いているが、これは有形文化財として維持する以上必要となるものである。県指定有形文化財ではあるものの、修理の申請等について指導を行うなど、市としても応援していく姿勢が必要ではないのか。

A. 指定の民俗文化財ひとつひとつが地域の大切な文化財であり、修理の必要な部分については社会教育課としても把握し、地域の保存会の気持ちも汲みながら丁寧に対応したい。県指定の有形文化財について、地域から修理の要望があった際には、現状確認の上、修理しなければ祭りが継続できないようなものであれば県にも修理を要望し、市も補助の予算要求を行っている。大入道のセミクジラのひげについては、以前より要望は伺っており、国、県等を通じて問合せを行ったが、捕鯨の問題もあり、ひげが残っていないということを確認したため、試験的に鋼材を使って対応していただいているところである。

(意見) セミクジラのひげについては以前より修理の申し出があるにもかかわらず、長年状況が進展していない。大入道は本市のシティ・プロモーションの重要な要素となっているにもかかわらず、丁寧さを欠いているのではないのか。

博物館費について

Q. プラネタリウムの観覧者数の推移について確認したい。

A. 新プラネタリウム初年度である昨年度は観覧者数 59000 人余であったが、本年度は 2 月末時点で同じくらいの観覧者数である。当プラネタリウムが世界記録に認定されたことも影響していると考ええる。

(意見) 本市のシティ・プロモーションの一環となる取り組みをしていく必要があると考えており、プロモーションビデオの作成等についても検討すべきである。

Q. 宇宙や科学については興味をそそる分野であると考えますが、小さい子供から大人まで幅広い興味に対応できるような取り組みが必要であると考えます。継続的、計画的に来館者を増やすためには、専門的な見地からのアドバイスも必要ではないか。

A. リニューアル 3 年目を一つの節目に、宇宙や天文について興味を持ってもらえるような展示や講座、ワークショップを開催したい。また、専門的知見を有する外部の方を招き、プラネタリウムはもちろん、博物館の運営等も含めて助言をもらうことを考えている。開館 3 年目を、過去 2 年を振り返るチャンスと捉え、職員だけで企画するのではなく、来館者アンケートも実施しながら次につながる取り組みを行いたい。

(意見) 平成 29 年は市制施行 120 周年の年であり、博物館において効果的な取り組みを行うことが本市の情報を全国に発信することにつながると考えるため積極的な取り組みを求める。

Q. 博物館について、平日は学校の団体利用としているが、これは全て埋まっているのか。

A. 全て埋まっているわけではなく、時期により状況は特に異なる。具体的には4月初や9月は利用が少なく、5月から夏休み前にかけて、10月から2月にかけては多い状況である。

Q. 他市町の団体が平日の利用について問い合わせたところ、学校団体利用で平日は埋まっているとの理由で受け入れを断られたと聞いたことがある。常に埋まっている状況でないのであれば受け入れすべきではないか。

A. 空いていれば受け入れるが、幼保小中では見てもらう番組が異なる。このように上映する番組ごとに学年が分けられることから受け入れができない場合もあるが、基本的には空いているのであればぜひ来ていただくよう案内している。案内の伝え方については注意するよう職員に指導していく。

Q. 団体利用で埋まっている日の利用について希望があった場合、対応は工夫しているか。

A. すでに予約により埋まっている場合は受け入れることができないが、他の空いている日を案内するようにしている。

Q. プラネタリウム投映事業の財源内訳のうち、その他特財として1500万円程度上がっているが、これは観覧料の収入か。

A. ほとんどが大人一人当たり540円の観覧料である。

Q. 市制施行120周年の特別企画について、どのような内容であるのか。

A. 展覧会の中には巡回展のほかに企画展があり、企画展において本市の歴史を取り扱った展覧会を2度ほど開催する予定である。

Q. 120周年ということであればもう少し予算を使ってもよいと考えるが、結果として平成28年度と同等の予算内におさまったということか。

A. そのとおりである。

(意見) 専門的知見を有した外部のアドバイザーを招くことも考えているとのことだが、予算額が少ないように感じる。当初予算で不足するのであれば補正を組んで対応すべきである。

(意見) 来館者アンケートの実施に加えて、電話での問合せ時の意見についても併せて記録として残してほしい。学校等の団体での来館では子供の意見だけでなく、引率者の意見も収集することになると考えるため、双方をよく分析し、市内外、県内外にかかわらず様々な意見を反映できるよう要望する。

図書館維持管理事業（吊天井崩落対策事業等）について

Q. 吊天井崩落対策を行う一般成人室については吹き抜けとなっており、蛍光灯が26本切れているとのことだが、蛍光灯が高所にあり、交換に当たって多額の費用がかかることが切れたままになっている理由なのか。

A. 吹き抜け天井が6メートルを少し超える高さであり、一般的には高所作業車を用いて交換することになる。六、七年前に全面交換しているが、現状26本切れている状態であり、これを全部交換する場合約10万円程度の費用がかかる。

Q. 吊天井崩落対策に伴い、蛍光灯を交換する予定であるのか。

- A. 当事業に伴い足場を組むため、その際に蛍光灯を全面交換する予定である。
- Q. 市庁舎でLED化が進められているが、蛍光灯をLED化する考えはあるのか。
- A. 蛍光灯をLED化した場合、初期投資とランニングコストとを合わせて、費用的な効果が出るのに14年かかるという状況である。現在の蛍光灯は、75%程度の電気代で通常と同じ照度が保てるというHF型を使用しており、費用がかからないため、この14年を大きく超えることが予想できることから、既設の従来型の蛍光灯を設置することとしている。
- Q. 市民に人気があり、よく使われるスペースであるにもかかわらず暗い状態であるとの市民の声を聞いている。大規模な工事がなければ交換の難しい箇所であるということにも配慮して検討すべきであると考えているが、コスト以外の面も検討して判断したのか。
- A. 今後は、一定の本数がまとまった段階で吹き抜け天井の蛍光灯も交換していこうと考えており、照度の確保に努めていきたい。従来型の蛍光灯としたことについては、費用面に加えて、現在新しい図書館について検討中であることも含めて、総合的に判断をした結果である。
- (意見) コストだけでなく、様々な角度から検証した結果であれば理解できるが、新図書館がいつ整備されるか決まっていない状態において、新図書館の検討中であることを理由にLED化の見送りを判断すべきではないと考える。改善を求める市民の声があるということも認識して対応してほしい。

図書館費について

- Q. 図書館の貸出券所持者に対して、何らかの利用促進は行っているのか。
- A. インターネットにより予約や貸出し期間の延長を可能とし、利用促進につながっていると考えている。利用していない方に対しての働きかけについては、まずは図書館に来てもらう必要があることから、図書の展示コーナーの充実や講座の充実に取り組んでおり、イベント性、話題性のあるものを提供すべく、取り組みの充実を図っているところである。
- Q. 利用の啓発について、CTY等を活用した広報は行っているのか。
- A. 平成28年度より「広報よっかいち」に図書館のページを設け、市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室のイベント・行事等について広報しており、非常に見やすいと好評である。また、近鉄四日市駅高架下のデジタルサイネージでも積極的な広報に努めている。平成27年度には、CTYでも自動車文庫の実施について広報を行っており、今後も図書館の取り組み内容についてさらにアピールしていきたいと考える。
- (意見) 新しい図書館についての検討が行われる中、図書館独自でも広報を行いながら、今後の図書館のあり方について広く声を集めてほしいと考える。
- Q. 自動車文庫の利用者推移はどのようなものか。
- A. 自動車文庫は現在2台で運用しており、市内91カ所の停車場所を巡回している。年間6万冊程度の貸出しがあるが、貸出者数については少しずつ減少している。利用

者層については、60 歳代、30 歳代、50 歳代の順に多く、30 歳代では子連れの利用も多い状況である。

Q. 地区市民センターで市立図書館の図書を返却したいとの声は聞いているか。

A. 市立図書館に設置されている意見箱に、地区市民センターでの返却を求める意見があった。現在、市内で市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室の3館の図書について図書物流を行っているが、これが地区市民センターを経由するには課題が多く、難しいと考える。開館時間外の返却ポストについては、あさけプラザ、楠交流会館、市民窓口サービスセンターに設置しており、そちらへの返却についても案内しているところである。

Q. 市立図書館の意見箱については、図書館をよく利用する方の意見が多く、返却場所に関する意見はあまり集まらないと考える。地区市民センター等での返却を求める声を多く聞くため、市民の声の聞き方についても検証し、新しい図書館の検討に向けても広く声を集めてほしい。また、地区市民センターでの返却等、身近な場所で図書の返却ができるような仕組みを検討してほしい。

A. より利用しやすくするという観点が必要であるため、意見も含め、できるところからでも検討していきたい。

Q. 市民のうち、市立図書館に1度でも来たことのある人の割合はどの程度か把握しているか。

A. 平成16年度に、住民基本台帳から無作為に抽出した市民にアンケートを行ったところ、65%の方が市立図書館の利用経験があった。一方で、利用経験でなく、現在利用中の割合となると、あさけプラザ図書館や楠交流会館図書室もあるが、市立図書館だけで利用割合が多いかと言えば、それほど多くはない状況であると考えている。

Q. 新しい図書館に向けて、どこをターゲットにするのか検討する必要があると考えるが、利用の多い年齢層や貸出しの多い図書等について、特色はあるのか。

A. 市立図書館の貸出しについては40歳代がもっとも多く、次に30歳代が多い。幼児や小学生といった層の利用促進を行っているが、中学生、高校生になると図書の貸出しは減少する。中高生の来館促進について検討しており、具体的には市内の高校と連携して高校生のおすすめの本を展示したところ、展示コーナーの高校生等の利用が増加した。このように、同世代の図書館行事への参画があれば利用者が増えると考えため、そのような場を創っていきたいと考える。

(意見) 新しい図書館に向けて今後、多くの議論が出てくると考えるが、図書館利用の傾向等についてデータ化し、見やすくすれば議論しやすいと考えるため要望する。

《 歳出第10款教育費 第6項保健体育費 》

中央緑地新サッカー場整備工事について

Q. 以前と比べ人工芝の性能は向上していると理解するが、天然芝で整備するのは陸上競技場のみで、それ以外は人工芝で整備していくのか。

A. 今回新たに整備するサッカー場については、全て人工芝での整備を予定している。

Q. 人工芝に含まれる発がん性物質に関する調査研究が行われているが、市で把握して

いる内容を確認したい。

A. 米国で話題になったこともあり、人工芝の採用にあたり各メーカーに問合せを行った。メーカー内では試験が行われているため、今回の設計において、安全性に関するデータの提出を義務付けることとした。

Q. 人工芝の耐用年数を確認したい。

A. 約10年であるが、ペナルティエリア内等利用頻度の高い箇所については、早めの張り替えが必要となる場合もある。なお、新製品であるロングパイル人工芝については普及するようになって年数があまり経過しておらず、メーカーのテスト結果を参考にすることとなる。

Q. いずれにしても10年程度での張り替えを検討することになるのか。

A. 15年程度使用できた事例もあると聞けるが、今後の使用頻度により張り替え時期を検討することになる。

Q. 日常のメンテナンスはどのような内容か。

A. パイル部分をトラクターで起こす作業が日常的に必要なほか、年1回程度、よく使う部分にカラーチップを撒く必要があると聞いている。

Q. 人工芝の修繕等、維持管理に係るコストはどの程度かかるのか。

A. サッカー場については、建物の耐用年数である60年にて概算ランニングコストを算出しており、人工芝の修繕から根本的な更新に至るまでの修繕費用に約2780000千円、運用コストに約240000千円、保全コストに約37000千円と見込んでいる。ここから、年間あたりでの総コストは約51000千円と試算している。

Q. 陸上競技場の天然芝部分については、張り替えが必要となるのか。

A. 国体開催前までに張り替えできるよう検討していきたい。

Q. 国体のサッカー競技については天然芝と人工芝のいずれでも開催可能であり、Jリーグの試合については天然芝のみとのことであるが、他に天然芝でしか開催できない大会はあるのか。

A. 国体・高校総体の準々決勝以降、陸上競技のうち投てき種目については、天然芝で行うこととなっている。

Q. 国体開催に向けた施設整備には間に合わないことは理解するが、県内のクラブチームが育っている中では、財政力があって人口集中する本市こそがJリーグ開催にふさわしい都市と捉え、今後、試合が開催できる環境整備を視野に入れた検討を行うべきではないか。

A. 陸上競技場については、今後、様々な競技種目が利用することになるが、現状のスペースを維持しつつ、周辺的环境整備ができるだけの場所も確保していかなければならないと考えている。

(意見) 将来をしっかりと見据えながら、今回の整備を進めていってほしい。

Q. サッカーの盛んなまちでありながら市内にJリーグを目指すチームが存在しない。近隣にはJ3を目指すチームが複数あるが、新サッカー場もJリーグ仕様とはなっていない。どのような条件が揃えばJ3を目指すチームに支援を行うのか、シティ・プロモーションの大きな目玉にもなり得るため、考え方を確認したい。

A. 具体的事案になるが、ヴィアティン三重から本市に対し、後援や支援に関する様々な要望を受けている。同チームは桑名市と四日市市をホームタウンに掲げ、北勢地域を活動エリアとしており、チーム名からしても、三重県・桑名市・四日市市が連携して応援していく必要があると考えている。市費を投入するのであれば、まず市民が当チームを応援する機運が高まらなければならないと考えており、今後は、四日市市民がこぞって応援するような意識が醸成されているかを注視していきたい。

(意見) 四日市というまちを全国に売り出そうという時に、Jリーグチームやそれを目指そうとするチームがあることは大きな武器になると思われる。シティ・プロモーションに生かそうとする考えがあるのならば、複数ある候補チームへの働きかけを市側から積極的に行うことも一考すべきである。

Q. もし、ヴィアティン三重が“ヴィアティン四日市”に改名し、本市とともにJリーグを目指していきたいとの意思を目に見える形で明確にするならば、スタジアム建設とまではいかないにしても、市として積極的に応援していきたいとの考えはあるのか。

A. 市民の間に応援したいとの機運が高まることが一番大事な判断材料となる。その上で、“ヴィアティン四日市”としてチーム名に“四日市”の名がつくのであれば、シティ・プロモーションとしても大きなインパクトがあると思われる。

Q. 市が支援を行うかの判断にあたっては、チーム名も大きな要素であるのか。

A. ヴィアティン三重が四日市を拠点の一つにしてから2、3年ほどしか経っておらず、まだまだ市民になじんでいないといった一面もある。ただ、“ヴィアティン四日市”となれば市民に大きなインパクトが生じるものと思われる。

Q. 市費のかからない範囲での支援についてはどのように考えているか。

A. スポーツを観る・楽しむという観点から、できる限りの応援を行っていくことが重要と認識している。

Q. 国体の少年サッカーの開催にあたり、天然芝のサッカー場が1面不足することについて、四日市大学のグラウンドを利用する案が検討されているが、現時点で、どの程度、大学側との協議が進んでいるのか。

A. 国体の開催時期が大学の講義と重なること、駐車場が不足すること、ピッチの状態を良好に整備する必要があるなど解決すべき課題はあるが、大学側との協議を鋭意進めていく予定である。

Q. 東員町の辞退により急浮上した案件ではあるが、施設整備費については、県が3分の2を、市が3分の1を負担するとの理解でよいか。

A. これまでの開催事例を見ると、そのような負担割合となっていることから、三重県には同様の負担割合とするよう強く要望を行っている。

スポーツイベント実施事業費について

Q. 当事業により、国体開催の周知、機運醸成及び競技力向上につなげていくとのことだが、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会のことには触れられていない。絶好の機会と捉え、施設整備も含め、障害者スポーツの誘致・促進といった観点も併せて考えていくべきではないか。

A. 障害者スポーツ大会の誘致に向けては、今後、県への働きかけを行っていくとともに、一過性のものにとどまらず、予算措置をして将来につなげていくことも重要である。今後、どのようなことが可能かについて、健康福祉部とも協議を行い、障害者スポーツの促進に努めたい。

(意見) 障害者に配慮した施設整備を行っていくことを、市民に向けてしっかりと広報してほしい。また、教育委員会だけでできる事業ではないので、部局間で協力し連携を密にして計画的に進めてほしい。

Q. 市が直接実施する事業は、国体開催種目の周知、機運醸成、競技力向上のためのスポーツ教室等の開催のみで、それ以外の四日市ウォーキング大会の開催、総合型地域スポーツクラブ支援事業などは、民間事業者に対する補助事業と理解してよいか。

A. 事業内容に応じて、実行委員会を設置して市が参画して行うもの、委託事業として行うもの、補助事業として行うものに整理している。

Q. 市が積極的に推進する事業は、国体開催種目の周知、機運醸成、競技力向上のためのスポーツ教室等の開催だけのようにも見てとれるが、どのように考えているか。

A. 四日市ウォーキング大会や総合型地域スポーツクラブ支援事業といった地域スポーツクラブの育成支援を主目的とした事業も行っている。

Q. 市が打ち出していく直営事業について、十分な予算額であるか疑義があるが、具体的にどのような内容で何回程度実施する計画なのか。

A. 競技種目ごとの講習会を年1回、スポーツ教室は種目にもよるが複数回の開催を予定している。

Q. みんなのスポーツ応援条例を制定し、国体開催を控える中、スポーツに対する機運が市内で高まっているが、その一方で、シティロードレース大会が2年間中止となったことに落胆する市民の声もある。交通規制の面から中止について理解はするものの、もっと市をあげてスポーツ推進に取り組もうとする姿勢が必要ではないか。

A. 市の直営事業として大会やイベントを実施するには人員不足であり、関係団体等との協力関係のもとで委託や補助を行いながらスポーツ推進を図ることが、いま実施できる最大限の状況である。シティロードレース大会については、関係機関と繰り返し何度も協議を重ねてきたが、最終的に実施に至ることができず、申し訳ない気持ちである。

(意見) 人員不足の現状は理解するが、次年度の予算には事業メニューを増やせるよう努力してほしい。

国体関係施設整備について

Q. 霞ヶ浦緑地運動施設整備事業及び中央緑地運動施設整備事業について、国から50億円の社会資本整備総合交付金が配分される予定と聞いているが、交付はいつ決まるのか。

A. 社会資本整備総合交付金の交付については50億円を想定しており、これを県と市で25億円ずつ按分する予定である。国体までの複数年度の合計金額が25億円となる予定であり、平成29年度予算の国体関係施設整備事業における国庫支出金は、この一部

を見込んだものである。

Q. 総額 50 億円の交付については決定しているのか。また、県市間での折半も決まっております、他市に交付されるということはないのか。

A. 社会資本整備総合交付金については公園整備等に対して交付されるものである。国体については特別枠が設けられており、各年度の事業費に応じて補助申請を行い交付されるものであるが、先催県の事例から計約 50 億円の配分が行われるものと想定している。交付金はまず三重県に交付されるが、対象事業となるのは伊勢市にある三重県営総合競技場と本市の中央緑地、霞ヶ浦緑地のみとなることから、これまで三重県と 2 分の 1 ずつ按分するとの協議を進めてきており、他市と奪い合うことはない。

Q. 三重県営総合競技場については、現在どの程度の交付を受けているのか。

A. 総事業費約 90 億円のうち、8 億円程度の交付を受けていると聞いている。

Q. 要望総額はどれほどか。

A. 県と四日市市の整備は一つのパッケージとなっているため、合わせて 50 億円の要望を行っている。

Q. 県との折半について、25 億円という金額は増やせないのか。

A. 国体関係施設の整備に係る事業費は本市の方が多いため、少しでも多くもらえるよう要望しているが、現段階では困難である。

(意見) 四日市市民も多く県民税を支払っているという観点、本市の方が施設整備に係る事業費は多額となるという観点から、2 分の 1 より少しでも多く交付が受けられるよう県に対して要望してほしい。

Q. 平成 28 年度の国庫支出金額は中央緑地、霞ヶ浦緑地合わせてどの程度であるか。

A. 平成 28 年度においては合わせて 5000 万円である。

Q. 霞ヶ浦緑地と中央緑地について、工事期間中も入場できるのか。

A. 中央緑地、霞ヶ浦緑地双方について、すでに工事を開始しているが、利用できる部分については可能な限り利用いただくという方針のもと、部分的に閉鎖した状態で工事を進めている。

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費について

Q. 四日市ドームから近鉄霞ヶ浦駅に向かう子供たちが、国道 23 号と J R 関西本線を跨ぐ地下道を通った後、歩道を通らず、歩道を整備されていない北側の道を通るという現象が起きている。このことについてどのように考えるか。

A. 霞ヶ浦駅と四日市ドームのアクセスについて、交通安全意識を高めるよう、歩道の利用を各学校に指導したいと考える。

Q. 意識啓発も重要であるが、国道 23 号と J R 関西本線は、北側でなければ安全に横断できないことからこのような現象が発生していると考え。市の施設が充実し、市民が常に使う施設となればより安全対策が必要となるため、この改善に向けて教育委員会から対策を要望していくべきではないのか。

A. 歩道橋を設置すれば安全でより便利となると認識しており、現在、都市整備部が歩道橋の設置について研究しているとも聞いているため、その結果を待ちたいと考える。

一方、ハード面の安全対策については、技術的、費用的に難しいというものもあり、そのような場合は、やはりソフト面での対策を行う必要がある。整備された歩道を通行するよう、指導を強化していく必要があると考えている。

(意見) 現状の施設を有効に活用し、安全対策をとることが大前提ではあるが、市の施設が充実するほどさらなる安全対策は必要となり、地域の負荷も大きくなるということからも、ハード面での対応は行うべきと考える。市民以外も利用する施設となると考えるため、安全対策の周知が困難な来訪者にも配慮するという観点も持って取り組んでほしい。

運動施設管理運営費について

Q. 中央緑地や霞ヶ浦緑地の整備後においては、収益を上げている大阪城公園の事例を参考に、大手業者が一体的に指定管理を受けて、地元業者が個々の管理業務を行えるような方法を一考してはどうか。

A. 新施設整備完了後の指定管理の方法については、現在、公園の一体的な管理、あるいは種目別の施設管理など方法ごとの長所短所を含めて検討を深めているところである。なお、中央緑地新サッカー場・霞ヶ浦テニス場については平成 30 年度の整備完了予定であり、平成 29 年度から指定管理の募集手続きを行わないと間に合わないため、平成 30 年度については直営で管理していきたいと考えている。

Q. 複数の施設を一つにまとめて発注すれば、指定管理の公募や選定に係る事務作業が大きく軽減できる。こうしたスケールメリットの部分を勘案して、今後の検討を進めていってはどうか。

A. 実例も聞いているので、十分検討していきたい。

桜運動施設指定管理について

Q. 桜運動施設はもともと地元自治会の運営であったが、市の直営を経て指定管理に至ったという経緯があり、地域の使い勝手が悪くなったという声を聞くが、どのように考えているか。

A. 利用者は桜地区の方が多いということは事実であるが、自治会での運営が困難となったことから市が施設の運営を引き受けたものである。市が施設を引き受けるに当たり、地元優先ではなく全市的な施設として運営が開始されたと認識しているため、他の地域の方も含めて活用法について改善を求める意見があれば可能な限り対応すべきと考えるが、以前と同様に使用できるようにしてほしいという地区の要望については、必ず対応すべきことではないのではないかと考える。

Q. 地区の人の福祉やスポーツの取り組みに対して、もう少し配慮すべきではないかと考えるが、地区の声を聞く余地はないのか。

A. 新たに要望があることについては、地域の意見であるから対応するのではなく、あくまで市内利用者からの一つの意見として、対応すべきものについては対応する必要があると考える。

Q. 当施設のテニスコートについて、人工芝が老朽化しており高齢者の安全面で不安が

ある。国体の開催を控える中、多くの予算を中央緑地や霞ヶ浦緑地に投じているが、他の運動施設に対しての整備はどのように考えているのか。

A. テニスコート的人工芝の老朽化については認識しているが、他の運動施設も同様の状況があるため、優先順位を付けながら対応していきたい。また、国体関係施設の整備と並行して進めていきたいと考える。

(意見) 国体関係施設以外の運動施設の維持管理についても、計画を立てて進めてほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

◀ 歳出第3款 民生費 第1項 社会福祉費 ▶

成年後見サポート事業・成年後見制度利用支援事業費について

Q. 今年度から4名体制で成年後見サポートセンターが開設されたが、権利擁護事業とは別で配置されているということですか。

A. 権利擁護事業は、三重県社会福祉協議会からの委託事業であるので、これとは全く別である。

Q. 平成29年度は、220万円増額になっているが内容を確認したい。

A. 平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、地方公共団体は自主的かつ主体的に施策を実施する責務を有すると規定されたことを受け、平成29年度からは、市が主となって事業を実施する予定である。そのため、中心となって相談を受ける専門員は、有資格者で経験のある社会福祉協議会の主幹以上の職員を配置するよう協議を進めており、その人件費の部分がプラスになっている。また、個人情報保護の観点から、相談を受けた内容をしっかり管理するためにサーバーを整備するということでの増額である。

Q. 事業実施のための的確な人材の確保は大丈夫なのか。

A. 大丈夫である。

Q. 事業を市が主体的に行うということだが具体的に何が変わるのか。

A. 法律の中で利用促進に関することに力を入れることとなっているため、従来の相談業務に加えて、出前講座をもっと積極的にやっていくなど啓発に力を入れていきたいと考えている。

Q. 平成29年度の相談件数に関して、数値的な目標はあるのか。

A. 特に相談件数の目標というのはないが、増加してきているので、しっかりとした対応をしていきたい。

Q. 相談が重なり4人の職員で対応できない場合、待ってもらえるのか、それとも社会福

祉協議会の中で知識のある方が相談に入ってもらうような横の連携は可能なのか。

A. 相談の内容によっては、権利擁護事業の対象になる方もいるため、そのあたりは社会福祉協議会でバックアップしてもらおうよう、市民の方が困らないよう進めていきたい。

Q. 生活保護を受けている方が、権利擁護や成年後見という制度の利用が必要という場合もあるが、その連携はどうなっているのか。また、今後利用が増えるという中で、後見人としての担い手の状況はどうか。

A. 保護課とは、成年後見の審査において定期的ではないが協議を行っており連携を図っている。また、後見人の担い手については、幸い本市の現状としては、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の専門職の層が比較的厚く、今のところは、市民後見人が必要とまでは考えていない。

(意見) 市民後見人の啓発事業もこれから必要になってくると考える。先行して準備を行ってほしい。

Q. 後見人に対する報酬の予算を組んでいると思うが、今後の考え方はどうか。

A. 対象者の方が増えてきており、予算も実績見込み額から増額して計上している。

Q. 孤独死に対して、行政としてどのように対応するのか。

A. 財産、死亡届、火葬、家など問題が様々ある。ある程度は改善されてきたが、財産の問題については国における法的な整理が必要である。担当する部署については、生活保護を受けている方なら保護課、介護を受けている方なら介護・高齢福祉課が対応し、どことも繋がりのない方は生活環境課が対応する。

子ども学習支援事業費について

Q. 生活保護を受けている方は当事業のような支援を受けられるが、単身家庭や生活保護を受けていなくても困窮家庭はある。教育委員会等と話をし、手を差し伸べられるようにできないか。

A. 今のところ子ども学習支援事業費の対象は、生活保護世帯に限っている。国の生活困窮者自立支援法に基づいて支給しているので、生活保護世帯以外でも可能であるが、対象者をどうするのかという問題があり、教育委員会等と意見交換を行っている。

Q. 平成 29 年度の教室の場所は、平成 27 年度や平成 28 年度と同じ場所で行うのか。

A. 平成 27 年度は、近鉄四日市駅前の 1 カ所で行った。平成 28 年度は、その他に 1 カ所の地区市民センターで行った。平成 29 年度については、市内の塾の教室において、複数個所で開設できないかと考えている。

Q. 教室の開設場所はすでに決まっているのか。また、教室の地域的な考え方はあるのか。

A. 平成 29 年度のプロポーザルの結果で決定するが、教室を開設できるという業者があることは確認している。地域的には、駅前に 1 カ所と北部地域、南部地域に 1 カ所ずつ開設できないかと考えている。

Q. 現在は中学生だけだが、今後小学生に拡充していくという考え方はあるのか。

A. 必要な事業として拡充の方法も考えている。教育委員会等と話をし、受けてくれ

る塾があるのかという問題や、親の学習に対する考えによっては受けない場合もある。また、生活保護世帯の子供だけ集めるのではなく、普通の教室に参加することができないかという課題もあり、何とか広げることができないか毎年検討しているところである。

Q. 羽津地区では、塾に通えない子供に対して地域で寺子屋を始める。ふれあいいいききサロンと同じ場所で開設する予定だが、そういう活動への補助はないのか。

A. 初めて聞く内容なので具体的な検討はしていないが、今後、他部署とも研究していきたい。

民生委員児童委員協議会連合会補助金について

Q. 民生委員児童委員は各種事業に関わっていただいているが、予算資料に一言の記載もないのはなぜか。

A. 意図的に記載しなかったわけではなく、福祉関係全般にわたり多くのことに関わってもらっているからである。

(意見) 民生委員児童委員については、法律で無給となっており、活動や研修に係る経費を県、市が補助をしているということだが、担い手が減っている状況の中、時代の流れと共に少し考えて欲しい。また、市民意見として、女性のところへ男性の民生委員児童委員が行きづらいという話も聞く、その逆もあると考えるが配慮できるのであればお願いしたい。

Q. 民生委員児童委員協議会連合会補助金は増額見直しとなっており、個人活動について見直しをするとなっているが、この補助金が個人にいくのか。

A. 民生委員児童委員協議会連合会を通じて、連合会から地区へ、地区から個人へというお金の流れになる。

Q. 一人に対していくら支払われるのか。また、今回増額する理由を確認したい。

A. 国においても民生委員児童委員に対する役割を重要視し、国の交付金が5万8200円から5万9千円に引き上げられた。過去5年間の活動状況をみると相談件数も増えており、その伸びが概ね5%程度であるため、市としても、3万6千円から約5%上げた3万8千円で予算計上している。

民間社会福祉施設等整備助成事業費について

Q. 特別養護老人ホーム（広域型）建設費補助金について、平成29年度に橋北地区に2カ所整備を行うということだが、予算的な内容を教えてほしい。

A. 県が選定する事業であり、市としても2カ所に対して、市単独で補助を上乗せするものである。県の補助は1施設当たりおよそ2億円である。

(意見) 今後資料を作成する場合は、分かりやすく記載するようお願いする。

Q. 施設の種別ごと、圏域ごとの整備目標はあるのか。

A. 施設については、介護保険事業計画に位置付け順次整備を図っている。特別養護老人ホーム（広域型）と特別養護老人ホーム（地域密着型）については、併せた形で各地区に整備を進めてきた。認知症グループホームについても、同じように各地区にお

いて住み慣れた地域で過ごしていただけるよう整備を進めている。その他の事業についても、順次各圏域のバランスも考慮しながら積極的に進めていきたい。

補装具費について

- Q. 途切れのない支援の観点から、学校生活や園生活になじめるような連携をこども未来部や教育委員会と取ってほしいと考えるが、こども未来部と教育委員会の審査をする中でバリアフリー化が進んでいないと感じた。こども未来部や教育委員会に対して、補装具に応じたバリアフリーの対応について、アドバイスをを行っているのか。
- A. これまでも関係部署との相談、調整には関わらせてもらっているが、障害者差別解消法も施行されており、それぞれの担当課においてしっかり説明して対応するよう話をしている。
- Q. 保護者の中には、今後の進路をどこに相談したらいいのかわからない方もいる。就園や就学時に、児童に応じた配慮について他部局へのアドバイスを一層進めることで、保護者や当事者の園児、児童についてもストレスが軽減されると考えるがどうか。
- A. 今後もその観点から、なお一層庁内において相談、調整をしていきたい。

タクシー料金助成事業扶助費・自動車燃料費用助成事業扶助費について

- Q. 行政改革プラン2017において、重度障害者に対するタクシー料金助成、自動車燃料費助成について見直すとしているが、どのように見直す方向なのか。
- A. 障害者施策推進協議会や障害者団体との協議の場で、医療費助成と一緒に市単独の既存事業の見直しを考えていくようお願いしている。現段階で方向性が決まったわけではないが、例えばある程度目的を達したものについては、スクラップすることも含めて考えていただきたいという願いは障害者団体にしている。
- Q. タクシー料金助成の件で、以前乗車拒否されるという声があるということが発言したが、その後の対応はどうか。
- A. 来年度のチケットができた段階で、大手のタクシー会社に直接出向き、協力についての依頼をする予定である。
- Q. タクシー料金助成について、縮小云々という話の前に、利用率を上げる努力や使い勝手についての工夫等が足りないのではないか。
- A. 障害福祉に関する予算が非常に伸びているという状況があり、障害者施策を持続可能な制度にする場合、何を優先すべきかという議論をする必要がある。一方で、タクシー料金助成の使い勝手が悪いという声は聞いており、市単独の既存事業の見直しの議論について方向性が決まれば、個別の議論に入れると考える。

在宅介護支援センター事業費について

- Q. 在宅介護支援センターについて、365日24時間体制で高齢者の介護・福祉・医療等の相談に応じるとあるが、週末の昼間に数回電話したが、電話に出ないことがあった。市としてその状況を把握しているのか。
- A. 連絡が取れる体制を求めているので、改めて指導していく。

Q. 平成 29 年度には、新たに 4 カ所の在宅介護支援センターに医療職を配置し、平成 30 年度には、配置が完了するということである。在宅介護支援センターは、何らかの施設に併設という形であると考えているが、実態としては本体の施設の兼務ということなのか、専任ということなのか。

A. 専任とまでは求めているが、業務に支障があってはならないので、こちらの業務を主に行ってもらうことが条件である。

(意見) 365 日 24 時間体制というのは、非常にインパクトが強い。しっかりとした対応を改めてお願いしたい。

Q. 新規配置予定の 4 カ所は、すでに決まっているのか、それともこれから探すのか。

A. 平成 29 年度の配置に向け事前に各事業者と協議をしており、4 カ所から対応できるとの意思表示があるため予算措置をお願いするものである。

国民年金事務費について

Q. 国民年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮される。日本年金機構の業務ではあるが、国民年金のみに加入している方については、市町でも対応が求められると考えるが、国民年金のみに加入している方が何人いるか把握しているのか。

A. 対象者について市では把握していない。また、日本年金機構からは、市町に対して広報依頼がきておりその対応を行う。

Q. 対象者の方に対して、2 月末から順次通知が届いていると考えるが、相談業務について、どのような対応を想定しているのか。

A. 相談業務については、あくまでも日本年金機構が行うものであるため、四日市年金事務所を案内することになる。

Q. 日本年金機構から案内のポスターは届いているのか。

A. 日本年金機構に問い合わせをしたが、ポスターは作成していないということであった。

(意見) 国民年金を受給できることにより、生活保護を受けなくてもよくなることもあると考えるため、連携して丁寧な対応をしてほしい。

《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 3 款民生費 第 3 項生活保護費 》

一般職給について

Q. 生活保護について、景気の動向という話の中で、受給世帯が若干改善されているという話だが、平成 28 年度においてケースワーカー 1 人が担当する人数は何人か。

A. 平成 28 年 4 月現在の生活保護のケースワーカーの職員は 29 名であり、ケースワーカー 1 人当たり 99 世帯となっている。ケースワーカーについては、平成 22 年度から徐々に増やしており、平成 28 年の 4 月現在、6 年で 9 名の増員となっている。

Q. 平成 29 年度の職員配置の計画はどうか。

- A. 毎年1人2人と増えているが、多くの人数を要求しているため、そこまでの数字にはいたっていないという状況である。
- Q. 国の指針では、ケースワーカー1人当たり80世帯であったと考える。受給世帯の減少や、失業からの相談件数の減少などで緩和されるかとは思いますが、80世帯というのは難しい状況なのか。
- A. 県からも指導があり、現時点で6名の不足と言われている。職員の充足については、充実に向けて努めていく。
- (意見) 時間外労働にもつながることであるため努力してほしい。

被保護者就労支援事業費について

- Q. 就労支援について、12月までの状況は198件ということで、平成27年度の実績を上回ると想像するが、平成27年度の取り組みと変えたところがあったのか。また、平成29年度はどのような取り組みを行うのか。
- A. 平成28年8月定例会議会の決算常任委員会教育民生分科会において、働ける能力を持っているが、就労支援員の援助を受けていない人がいることについて指摘があった。平成28年度については、働ける能力のある人にはほぼ全員、就労支援員による支援を行うよう努めている。平成29年度については、保護課の就労支援だけでなくハローワークや県の就労支援との連携を今年以上に取っていききたい。
- Q. これまでは、市単独で就労支援に動くことが多かったが、国や県と連携をとることで、成果が上がってきていると感ずることがあるか。
- A. 例えば、地域若者サポートステーションの相談など、徐々に就労支援に関わっていただく関係機関は増えてきていると考える。
- Q. 平成28年度の就労支援が198名ということだが、潜在的には何名くらいなのか。
- A. 平成26年度から、能力があるのに働いていない人が何人いるかという調査をかけている。その結果としては、平成26年は244人、平成27年は219人、平成28年は163人になっている。景気の動向が良くなっており、それに伴い減ってきている。
- (意見) 景気動向と言わずに、みなさんの努力で良くなったと言えるようお願いする。

扶助費について

- Q. 夜中まで騒いだりするなど近所迷惑となる行為を行うような方に、生活保護が支給されている事例がある。一般市民の目から疑問符が付くような場合については、協議すべきと考えるがどうか。
- A. 無差別平等の保護というのは保障されるべきではあるが、地域に迷惑をかけてよいわけではないので、警察等関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。
- (意見) 地域で活動してもらう民生委員に危害が及ぶことがあってはならない。今後より一層目配りしてもらうよう強く要望する。

◀ 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 ▶

《 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 》

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

一般職給について

Q. 市長の方針として、保健師は拡充していくとのことだが、担当部局の考え方はどうか。

A. 保健師を含めた専門職は、採用試験の申し込みも少なく採用が難しいという面もあるが、人員増ができるよう庁内で検討したい。また、人員の効果的な活用についても検討を行うとともに、保健師の研修を行うなどスキルアップについても考えていきたい。

(意見) 魅力ある職場をしっかりとアピールし、活躍できる職場環境を整えてほしい。

地域医療対策事業費について

Q. 三師会へ市から様々な委託事業を行っている。事務委託の中に、学校医、幼稚園医、保育園医の推薦に関わる業務というものがあるが、その部分に関する委託料の金額はいくらか。

A. ほかの事業も含めて年間 2269 時間くらいかかるということで考えており、その中の 400 時間くらいは、この業務にかかるということで委託料の積算をしている。

(意見) 委託する以上はこの事務について何時間必要なのか、確認した上で料金設定すべきである。

Q. 保育園、幼稚園、小・中学校の医師、歯科医師、薬剤師の定められた職務の従事状況を見ると、何もやっていない医師もいるという実態が分かってきた。平成 29 年度、確実に職務が履行されるように、教育委員会等と協力して進めてもらいたいと考えるがどうか。

A. 教育委員会やこども未来部とともに、より良い形になるように努力していきたい。

働く世代の健康づくり支援事業費について

Q. 市内の事業所に対し、生活習慣病の予防を行うとあるが、予算の内容を確認したい。

A. 事業所に赴き、がん検診の啓発活動を行ったり、がんや高血圧、生活習慣病予防等のチラシの配布、メール配信を行うための経費である。

Q. 対象事業所は何社か。また、啓発活動は保健師が行うのか。

A. 市内には 1 万 3 千社あまりの事業所があるが、現在 116 事業所に毎月メール配信を行うとともに、中小企業等の会合において、約 1400 事業所に対しチラシを配布している。また、毎年、健康づくり課で企業の代表者等に集まってもらう場を設け、意見の聴取や協力を仰ぎ、できる限り多くの事業所に働きかけている。さらに、保健師や管理栄養士が直接事業所に出向いて、代表者と面談するなどの啓発活動に努めている。

Q. 一般市民向けのがん検診の啓発活動はどうか。

- A. 一般市民向けのがん検診については、四日市看護医療大学、NPO団体や検診事業者等と連携を取りながら、ショッピングセンターなどでチラシを配ったり講演会を行うなど、できるだけ若い人にも知ってもらえるよう取り組んでいる。
- (意見) 今後は予防医療が重要であり、全国でも地域によっては、積極的に予防医療に取り組み、医療費の適正化が図られている事例もある。保健師が直接出向いて啓発をするなど、積極的な取り組みを求めたい。

検診事業費 胃がん健診について

- Q. 胃がん検診について、バリウムによるエックス線検査と内視鏡検査（胃カメラ）では、がん発見の精度に違いはあるのか。
- A. 胃カメラは、直接胃を見るので、実施する医師はカメラの方が見やすいという声は聞いている。国は胃がん検診の実施についてエックス線検査と内視鏡検査のどちらも認めている。
- Q. 検査方法の金額に差はあるのか。
- A. 同額である。

健康増進事業費・施設管理運営費について

- Q. 障害者用に重点を少しシフトしたと思うが、それによって健康増進センターとしてトレーニングジムやプールの利用者は増えたのか。
- A. 障害者利用のトレーニングジム機器を更新したので、例えばトレーニングジムでは、障害者の方の利用は、平成26年度は375名、平成27年度は1300人とかなり大幅の増加であった。平成28年度も、1700人程度を見込んでいる。
- Q. この施設が建設された当時から、毎年1億数千万円の赤字を生み続けているという収支の議論があった。現在も1億円弱の赤字となっているが、2年前に障害者に重点を置くようになり、当時の赤字の意味合いと今の意味合いに違いはあるのか。どのように捉えているのか。まだまだ改善の余地を残していると考えているのか。収支とセンターの将来について、今後の方向性、平成29年度の取り組みを含めて説明してほしい。
- A. 障害者や虚弱の高齢者の方に使っていただくということで、トレーニングジム機器等の更新を認めてもらい、2年が過ぎたところである。できるだけ支出が多くならないように努力していく事は当然であるが、虚弱の高齢者の方などに利用をしてもらえるようにこれからも努めていく。赤字の部分については、必要経費として電気代が大きくかかってくるが、運動施設の使用料等も増加しており、現状の中でできる限り経費を削減する努力をしながら、当面はこのような形で運営をしていきたいと考えている。
- Q. 2年前の議論の中で、健康づくりの拠点には違いないが、地区ごとで、団体ごとに健康づくり活動を広めていくという面での方向転換も行いたいとの発言があった。その広がり感触はあるが、その後2年間での各地区での健康づくり活動の現状と、健常者を対象としたプールやトレーニングジムの利用、あるいはグラウンドゴルフ場の必

要性などを議論していくべきと考えているため、考え方を聞かせてもらいたい。

A. 健康づくりの場の一つという考え方については、健康づくりや介護予防、障害のある方の健康づくりといった視点で、平成 27 年度から市内の健康づくり活動・介護予防活動の一環として健康づくり教室を開催しており、地域の健康づくり活動の一つとしての役割もヘルスプラザにはあることから、多くの市民に利用いただけるよう努めていく必要があると考えている。グランドゴルフについては、利用者数の増減があるが高齢者の方に利用していただいている部分もあるので、今後も活用していただけるよう努めていきたい。

(意見) 今後、健常者の利用施設について議論をしていきたい。

Q. 年間 12 万 3 千人程度の利用者数は、延べ人数ということで良いか。

A. 延べ人数である。

Q. 月 1 万人程が利用しているということだが、リピーターが多いのか。

A. 開設当初からの利用者もおり、多くのリピーターの来所がある。

Q. 今後の議論の時には、地域の拠点となっているという部分の説明に対して、コストの面も含めて利用者の比率や人数を正確に数字で出してもらいたい。

A. トレーニングジムについては、施設を安全に使ってもらうということで利用者の登録をしており実人数を把握しているが、プール等については、他の施設と同様にフリーで使ってもらっているというのが現状であり、実人数の把握には利用者の協力が必要になってくる。

(意見) 高齢者がロッカー番号を忘れるということで、指認証を取り入れる施設がある。

指認証を取り入れることにより、人数の把握等ができると思うので検討することを要望する。

Q. 三重北勢健康増進センターというネーミングの経緯について説明してほしい。

A. 敷地は県所有の土地であり、四日市市だけでなく広域で使っていただける施設という位置付けから、おそらく現在の名前が付いたのではないかと考える。

Q. ゲートボール場があったと記憶しているが、何かに変わったのか。

A. グランドゴルフの利用が多く、ゲートボールには利用されていないのが現状である。

Q. グランドゴルフにシフトして現状ほとんど使用例は無いということだが、どのようになっているのか。

A. 建物の東にゲートボールを行うスペースがある。利用希望が無いのが現状であり、市民の皆さんに活用してもらうよう PR していかないといけないと考えている。

Q. ゲートボール場は、利用料は発生するのか。

A. 利用料は発生しない。

(意見) 利用状況について、資料に反映させるべきである。

予防接種事業（インフルエンザ・高齢者肺炎球菌）について

Q. 平成 28 年度比で、約 900 万円の増となっているが、平成 26 年度以降の実績を見て、平成 29 年度予算を増額しているのか。

A. 過去の実績に基づいて予算計上している。予防接種をしてもらえるよう啓発等を行

っており、インフルエンザワクチンについては、約 50%の接種率となっている。

Q. 平成 29 年度の接種率の目標はあるのか。どの程度の接種率が妥当と考えているか。

A. 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、5 歳刻みで国が定期化しているため、どこの自治体も接種率は出していないが、インフルエンザワクチンについては、国の平均が 49.7%程度であり、四日市市の接種率は 50%を超えている状況である。今後もこの数値を超えることを目標にしている。

(意見) 接種率アップを目指し、引き続きの対応をお願いしたい。

《 歳出第 4 款衛生費 第 3 項保健所費 》

一般職給について

Q. 保健所の人員体制について、現在職員は全て市の職員か、それとも県職員の方もいるのか。

A. 全て市の職員である。

Q. 費用面における、国、県、市の負担割合はどのようになっているのか。

A. 事業によっては、国、県の事業負担はあるが、保健所設置に対する負担というものではない。

Q. 県の職員がいた時の給料は、県が払っていたのか、それとも市が負担していたのか。

A. 四日市保健所の事業で職員が配置されているため、県から来てもらった方の人件費は市が負担していた。

Q. よく獣医師の方が不足していると聞くが、充足されているのか。

A. 獣医師については、計画的に採用を行っており不足しているという状況ではない。

感染症対策事業費について

Q. 昨年、県小学校でノロウイルスによる集団感染が発生したが、事後措置も含めた対応はどうか。

A. 多くの児童や教職員が体調を崩し、そのうち数名の検便からノロウイルスが発見され、調査を行ったが感染原因の究明には至らなかった。また、学校に対して、感染の拡大を防ぐため消毒等を行うとともに、手洗いの励行を指導した。

Q. 防疫対策事業費の予算の内容を確認したい。

A. 予算は主に、感染症予防に向け、正しい知識を普及するためのパンフレット作成費用や啓発物品の購入費用などである。

Q. 検査費用は、別途計上されているのか。

A. 食品衛生検査所の予算として計上されている。

Q. 再発防止のための対策は、保健所では行わないのか。

A. 保健師が、嘔吐物の処理の方法等の対応について学校で直接指導を行った。

Q. 災害時の避難所では、1 週間、2 週間経過すると感染症が蔓延するということが阪神淡路大震災でも東日本大震災でも報告されている。こういった観点も併せて広報を行い、注意喚起に取り組むべきと考えるがどうか。

A. 災害時の避難所等における健康対策は、非常に重要だと言われている。災害時にお

ける保健師の活動について検討を始めたところであり、感染症や食中毒などいろんなことが危惧されるので、しっかりと考えていきたい。

(意見) 危機管理室との横の連携も取ってもらい、しっかり取り組んでほしい。専門職としての保健師が重要であるため、人員確保をしっかりしてほしい。

エイズ等対策事業費について

Q. 匿名でH I V検査を実施しているが、検査数や発症数はどうか。

A. 平成 27 年度については、404 名が検査を受け、うち 1 名が陽性であった。

Q. 二次感染や広がり防止のための対策は行ったのか。

A. 医療機関で受診するよう指導し、感染拡大防止に努めている。なお、この陽性患者については、医療機関受診の際に保健予防課の職員が同行した。

Q. 梅毒のデータが分かれば教えてほしい。

A. 梅毒については、平成 27 年度 393 人の方が受検し、陽性の結果が出た方が 4 名であった。今年度については、2 月末までの数字だが 311 人の方が受検し、2 名の方が陽性であった。

Q. 全国的に梅毒が増えているということがニュースになっている。市内ではそういう傾向はみられていないということでもいいのか。

A. 医療機関からの発生届では、平成 27 年度は 7 件、平成 28 年度が 8 件という状況である。

食の安全安心対策事業費 について

Q. きざみのりからノロウイルスが検出されたが、今まででは考えられないように思う。事業を幅広くする必要があると思うがどうか。

A. 昨今の食中毒の状況としては、ノロウイルスを原因とするものが一番多いのが現状である。食品の事業者に対する講習や市民の方への啓発について、手洗いが有効な方法であり、怠った場合にどういう危険があるかというところを十分強調して啓発をしているのが現状である。

(意見) 食中毒の防止に関する啓発やPRなどをしっかりやってもらうようお願いする。

動物愛護関係事業費について

Q. 犬の殺処分は減ってきているが、猫の対策について来年度何か考えていることはあるか。

A. 平成 28 年度から、飼い主のいない猫についても飼い猫と同じように避妊去勢手術を行おうとする市民に補助金を出すように制度を改めた。その結果、年間通して 200 件近く利用していただいた。猫の殺処分数の状況については、昨年度は年間 200 頭ぐらいであったが、今年度は 100 頭を切る状況になっている。補助金や法改正の周知、住民の理解という部分で効果が出ていると考える。平成 29 年度は新たな制度の考えはないが、今の状況をしっかりと継続していきたい。

Q. 平成 29 年度の予算は、平成 28 年度の状況を踏まえ増額しているのか。

- A. 増額しているわけではないが、まだ始まったばかりの制度なので状況をみながら考えていきたい。
- Q. 多少の増減は調整できるような予算になっているのか。
- A. 飼い主への補助金を含めた全体の中で予算を執行していきたいと考えている。大幅な増ということであれば、補正の議論をお願いすることもあるかとは思う。
- Q. 子供たちへの動物愛護の啓発活動ということで、豊橋市発の「78円の命」という作文からできた絵本がある。例えば、読み聞かせ等、子供たちへの啓発活動は行っているのか。
- A. まずは小さなお子さんから啓発という意味もあり、保育園や学童保育所に対して、犬・猫や動物との関わり、飼い方について出前講座のような形で実施している。今年度は、12カ所の保育園、学童保育所で行った。子供たちにも好評であり、要望があれば積極的に実施していきたいと考えている。
- (意見) 県が津市に新しい動物愛護推進センターを開所する。本市は、三重県の施設の一部を借りている状況だが、ぜひ動物愛護センターの設置を早期に対応してもらおうよう強く要望する。
- Q. 民間だと思うが、市内にドッグランはいくつかあるのか。
- A. 詳細は把握していないが、御在所のサービスエリアや、ショッピングセンターにも小規模なドッグランがあると聞いている。
- Q. 今年度、ペットショップなどで指導に入ったということはあるのか。
- A. 大きな問題はないが、市民の方から様々なご相談があるので、その場合は、直接お店の方と会って話を聞き改善すべきところは話をさせていただいている。動物を取り扱う業者の方には、年1回講習を受けていただく事になっており、全ての方に受けてもらっている。講習の中で重点部分については、その都度啓発している。
- (意見) 今後も殺処分のゼロを目指してしっかり取り組んでほしい。
- Q. 犬の殺処分の現状について説明してほしい。
- A. 犬の殺処分については、平成27年度は7件、平成28年度は12月末で6件である。この2年間の殺処分については、衰弱した状態で収容され亡くなるか、吠え癖や噛み癖があり譲渡までいかず最終的に残っているということで、ほぼゼロに近い状態であるというふうに考えている。
- Q. 殺処分が減ったのは、多分にボランティアの大変なご苦勞のおかげだと考える。猫の殺処分について、今年度100頭を切りそうでその状況を維持したいとのことだが、今の時代は殺処分ゼロの時代である。意識を改革してもらう必要があると感じたがどうか。
- A. 数字が減ったということで、これで良いと考えているわけではない。もちろん限りなくゼロに近づけていく努力は、新しいことも考えながらやっていくべきだと思っている。また、ボランティアの方に多大なる協力をいただいているということは認識している。
- Q. 自分の飼い猫でない野良猫に餌を与える人がいる。将来、殺処分に繋がっていくのではと危惧するが、そういう方に指導すべきと考えるがどうか。

A. 一番多い相談内容である。そういう方がいるという相談があれば、無責任な餌やりだけはしないよう、本人に直接説明している。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、意見はなかった。

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 63 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 68 号 平成 29 年度四日市市介護保険特別会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

《 歳入 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 4 款地域支援事業費 第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 》

介護予防・生活支援体制づくり事業費について

Q. 平成 27 年度から 11 団体に補助金が交付されている。同じような事業で、市内にはふれあいいきいきサロンが何百とあるが、なぜこの 11 団体が補助金を受けてステップアップしているのか。

A. ふれあいいきいきサロンの中には、総合事業のサービス B へ移行するものがあり、それについては総合事業の中で支援を行っていく。介護予防・生活支援体制づくり事業費は、サービス B の担い手を意識しており、デイサービスやホームヘルプ事業に取り組む新たな地域の担い手団体を立ち上げるためのものであり、ある程度の事業規模が必要になる。

Q. 介護予防・生活支援体制づくり事業費の交付団体は、広く制度を周知したうえで申請してもらい審査するのか、それとも四日市市が声をかけて決めるのか。

A. 平成 27 年度からホームページや地域への説明、関係団体へ直接案内を送るなどして公募で行っており、平成 29 年度についても同様に行う。

(意見) 公募していることがあまり知られていない。周知徹底を図り、補助金交付団体数を増やすことも考えてほしい。総合事業の介護予防・生活支援体制づくりの拡大は、一つの大きなスタートの事業なので力を入れてやってほしい。

Q. 補助金の交付決定にいたらなかった団体はあるのか。また、応募が多くあった場合は、どうするのか。

A. 平成 27 年度、平成 28 年度については、応募いただいた団体全てに交付決定を行っ

ている。多数の応募があった場合は、場合によっては補正予算を組むことも考える。
できるだけ多くの団体に、この制度を使ってほしいと考えている。

Q. 1地区1団体と決まっているのか。2つ目の団体が立ち上がれば認めていくのか。

A. 必ずしも1地区1団体というものではない。

(意見) より広く市民の方に周知できるようにしてほしい。

Q. 立ち上げ時に対する補助で、建屋の修繕等には使えないのか。

A. 1度限りの立ち上げ時の補助であるが、修繕も可能である。その後の運営に対する補助については、総合事業のサービスBなどに発展していただければ、総合事業で補助していくことになる。

訪問型サービス事業費・通所型サービス事業費について

Q. 保険給付費の予算が約12億円減額され、介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護が総合事業に移り約5億円の予算が上がっているが、残りの約7億円の説明をしてほしい。

A. 第6次四日市市介護保険事業計画に入ってから平成27年度、平成28年度の実績に応じて予算編成を行った。実態としては、保険給付費の伸びが見込みより下回ったのでその分を予算に反映させている。

Q. サービスを落としたということではなく、決算に基づいたということでのいいのか。

A. その通りである。

◀ 歳出第4款地域支援事業費 第3項包括的支援事業・任意事業費 ▶

認知症総合支援事業費について

Q. 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の人数を確認したい。

A. 認知症初期集中支援チームについては、福祉職、医療職及び医師の3人が1組となり、地域包括支援センター3カ所にそれぞれ配置される。また、認知症地域支援推進員については、介護・高齢福祉課に1名と3カ所の地域包括支援センターに各1名の合計4名の配置である。

Q. 予算額は人件費ということでのいいのか。

A. ほとんどが人件費である。

Q. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員は、それぞれ他の業務と兼任なのか専任なのか。

A. 兼任は可能としており、地域包括支援センターの業務に関わってもらうこともある。

Q. 認知症カフェの予算2612千円は、開設に関する委託料ということか。

A. そのとおりである。毎月1回の開催を想定し14カ所で実施するということである。

Q. 費用はどういうことに使われるのか。

A. 一部は運営費であるが、基本的には認知症に詳しい医療や福祉の専門職の人件費に充てられる。

Q. 認知症カフェの利用状況を教えてほしい。

A. 平成28年度は、10カ所で開催している。開催頻度にばらつきはあるが、1回あた

り 5 から 6 人の利用状況である。

Q. 認知症カフェの利用者は、家族の方なのか、認知症の方なのか。

A. 家族の方が半分、認知症の方が半分という状況である。

Q. 平成 29 年度は、14 カ所で実施するということでニーズはあるのかとは思いますが、有効性、効果についての感想はあるか。

A. 関係者の方が、落ち着いた雰囲気が集まってもらうことで、関係を築いていくことになるが、家族の方は専門職にゆっくり相談することができるなど、様々なよい効果が出てきており、今後も進めていきたいと考えている。

Q. 新たに 4 カ所増やすのは、どこかから実施したいということがあって増やすのか。

A. 今年度 10 カ所で開催したが、その他にも希望されるところが何カ所か出てきており、それを見込んで予算要求を行った。

Q. 今後何カ所増やすという計画はあるのか。

A. 第 3 次推進計画では、18 カ所まで増やす計画であるが、箇所数については、状況を把握しながら考えていきたい。

Q. 認知症ケアパスの改訂ということで、「認知症安心ガイドブック」の情報やデータの更新ということで内容は大きく変わるものではないということだが、何冊増刷するのか。

A. 2000 冊程度を予定している。

(意見) 困っている方への情報がまとまっており、内容的に有効性のあるものだと思う。

必要な方に行きわたるよう、配付先について検討してほしい。

Q. 多職種協働のための研修について、内容を教えてほしい

A. 介護と医療の両職種の方が、参加できるような研修を行うものである。

Q. 年に 2 回実施し、毎回 50 名程度参加いただくということだが、研修の位置付けをどのように考えているのか。

A. 認知症をテーマにして専門の講師を招き、各職種の専門性を高めていただくというものである。

Q. 全市的に各施設から代表に参加してもらい、情報等を共有するということか。

A. その意図で実施している。

Q. 今日出席している職員は、認知症サポーターということでよいのか。

A. 毎年、健康福祉部として認知症サポーターの研修を行っている。また、市職員の新採研修でも行っている。

Q. 職員全員が認知症サポーター養成講座を受けるべきであると考えている。平成 28 年度から認知症サポーター養成講座を受けた方にグレードアップしていただくフォローアップ講座が開催されたが、平成 29 年度はどのように取り組んでいくのか。

A. 認知症について、地域での発信や啓発事業への参加など、もう一歩進んだ形で積極的に活動していただける市民の方を増やすことができるよう取り組んでいく。

Q. 認知症の徘徊の見守り活動を行っている地域もある。出前講座など地域に入って積極的に取り組んでほしいと考えるがどうか。

A. 認知症サポーター養成講座をきっかけとして、地域の方からの声により徘徊高齢者

を見守る訓練につながった例もあり、今後も積極的に取り組んでいく。

Q. 小中学校の教育現場における認知症サポーターに対する考え方はどうか。

A. 学校活動の中で福祉的な講座や体験を実施してもらっているところもあるため、連携していきたいと考えている。

(意見) 教育現場は大変忙しいが、教職員の方に認知症サポーターになっていただくよう取り組んでほしい。

Q. 市民の方が認知症を少しずつ理解してもらい、少しでも疑わしいと思った場合、在宅介護支援センターに相談することができ、対応していただけるのか。

A. 疑わしいケースも含め、ご家族の方からだけでなく地域の方からの相談や情報提供も大切にし、対応している。

(意見) 認知症初期集中支援チームとしっかり連携して、地域で見守り、支援をして早期に発見して治療につなげてもらい、元気に暮らせる地域づくりをお願いしたい。

生活支援コーディネーター事業費について

Q. 生活支援コーディネーターは何を行うのか。また、介護予防・生活支援体制づくり事業に対してどのように関係するのか。

A. 地域での課題を整理し、地域で支え合う活動に結び付けることを担っている。地域ケア会議等での活動もあるが、各地域の団体や立ち上げをしようとする団体に対して積極的に関わり、支援することも業務として入っている。

Q. ふれあいいいききサロンなどの団体が、実施しようとしていることをリードして、サポートしていくという役割で良いか。また、社会福祉協議会への配置とあるが、どういう方が配置されるのか。

A. 社会福祉協議会の職員である。地域の活動や課題解決に関わってきた経験のある職員を配置している。当然、団体の育成もあるが、地域の様々な方々と情報ネットワークを作り、みんなで取り組んでいこうという流れを作る役割である。

在宅医療・介護連携推進事業費について

Q. 新規事業の(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置について、誰が誰に相談するのか。

A. 誰がというところは、例えばケアマネジャー、訪問看護ステーションの看護師、在宅介護支援センターや包括支援センターの職員などの基本的には専門職の方が、誰にという部分は、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの職員となるが、職員については、医療職やケアマネジャーといった資格を持っている職員と考えており、具体的には、四日市医師会の訪問看護ステーションへの委託を考えている。

Q. (仮称)在宅医療・介護連携支援センターの職員とは、どういう方を考えているのか。

A. 1人は看護職で、もう1人はケアマネジャーを予定している。

第2条 一時借入金

第3条 歳出予算の流用

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 69 号 平成 29 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

【こども未来部・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 ▶

臨時職員賃金（保育所等）について

Q. 低年齢児や支援を必要とする児童の増加に伴い、臨時保育士の任用数が当初の見込みを上回ることからの補正であるが、特に 0 歳児について年度当初から年度末にかけて大幅に増加する傾向にある中で、少し余裕を持って人員配置するという考え方はないのか。

A. すでに平成 28 年 4 月の時点で当初の見込みより 9 名多い臨時職員の任用が必要となったことが当補正に至る要因の一つとなっている。低年齢児等の年度途中の入所も見据え、年間の職員配置見込みをもとに当初予算の積算を行ったものの、増額補正するものである。

第 2 子以降子育てレスパイトケア事業費について

Q. 当事業について、当初予算時の積算に比して、利用人数の実績見込みが大きく下回っている理由をどのように分析しているか。

A. 当初の見込みは年間出生数に占める第二子以降の割合から積算を行ったが、結果的に見込みを大きく下回った。実際に保育無料券を使用できるのが平成 28 年 7 月以降であり、短期間であったということも一因ではないかと考えるが、平成 28 年 4 月以降に生まれた児童の 1 歳 6 カ月児健康診査の際にアンケートを行い、使い勝手の悪さがどこにあるかも含めて検証をし、制度の改良に努めたい。

（意見）当事業では一時保育の利用料を 2 回まで無料にするものであるが、2 回と言わずさらにサービスを拡充する必要があると考える。平成 28 年度中にそれほど需要がなかったことについて、使い勝手に加えて利用を 2 回に限定することが良かったのかということも含めてよく検証すべきである。

◀ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ▶

妊産婦乳幼児健康診査事業費について

Q. 当事業は妊婦の健康診査 14 回分の公費負担であるが、状況によっては 14 回を超えて健診を受ける場合もある。そのような場合にも一定の助成が受けられるような仕組みは考えられないか。

A. 出産に当たり、疾病等を伴い治療が必要な場合は健診ではなく、保険適用の医療となると考えるため、14 回の設定は妥当と考える。ただし、様々な事例があるため、意見を聞きながら妥当性については検証したい。

(意見) 柔軟に対応できるような制度とすることでさらに子供を産み育てやすい環境となると考えるため、ぜひ検討してほしい。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 ▶

◀ 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

第 1 条歳入歳出予算の補正・第 2 条繰越明許費の補正

◀ 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 ▶

民間保育所整備事業費について

Q. (仮) 第 3 ひよこ保育園について、年度内の本体工事の完了が見込めないとのことであるが、すでに新年度入所の受付けは行っており、どのように対応するのか。

A. 当園についてはすでに 34 名に対して入所決定を行っており、決定通知の送付の後に、法人より入所予定児童の保護者に対して、工事が遅れたことや 6 月に予定している園舎完成までの保育体制について説明を行った。具体的には、同法人が運営するひよこ保育園、こっこ保育園の一時保育室、子育て支援センターの保育室を(仮)第 3 ひよこ保育園の保育室として使用し、園舎完成後においても各クラスの担任を変えないようにするなど、少しでも児童、保護者への不安解消に努めることとしている。なお、こっこ保育園の子育て支援センターについては、(仮)第 3 ひよこ保育園が完成するまでの 2 カ月間は地域の集会所を借りて開設する予定である。

【教育委員会・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 ▶

◀ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 ▶

中学校給食事業費

Q. 調理・配送業務量が当初の見込みを下回ったため減額補正するとのことだが、喫食率が見込みを下回ったのか。

- A. 当初予算では、喫食率 25%程度を見込んでいたが、結果として 21%程度にとどまった。
- Q. 喫食率が下がったということは食数も少なくなっていると考えますが、全員喫食の日を拡大していく方向にはつながらないのではないかと。
- A. 3校で実施した全員喫食の日についても喫食率には反映されており、中学校全体で見た場合に喫食率が下がったということである。
- (意見) 全員喫食を実施していなければさらに喫食率が下がっていたことから、さらに拡大を進めなければ平成 29 年度当初予算の目標にも達しないと考える。本年度の状況が改善されるよう新年度は取り組んでほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費 》

別段の質疑、意見はなかった。

第 1 条歳入歳出予算の補正

《 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 》

第 2 条繰越明許費の補正

大規模改修事業費（中学校）について

- Q. 大池中学校の屋内運動場は昭和 63 年建設であり、比較的新しいと考えるがこの時期に大規模改修を行う理由は何か。
- A. 屋内運動場単独では国庫補助の対象とならないため、管理棟の大規模改修と組み合わせで行おうとするものである。他の学校についても同様の手法で行っている。
- Q. 当屋内運動場は建設後 30 年以上経過していないが、それでも補助対象となるのか。
- A. 補助対象となる。
- Q. 大規模改修を行う基準について、管理棟とセットの工事であれば建設後 30 年以上経過していなくても大規模改修の対象とするが、単独工事については 30 年以上の経過を要すると考えてよいか。
- A. 昭和 40 年代に建設された校舎を大規模改修する学校について、屋内運動場の改修も合わせて行っている。ただし、平成に入ってから建設された屋内運動場については、昭和 40 年代に建設された校舎を大規模改修する場合でも対象とはしていない。
- Q. 昭和の後半に建設されたものについてはまだ新しいと感じており、古くても使用している学校もあると考える。不公平感のないよう取り組んでほしい。
- A. 十分に精査して計画を立てたいと考える。
- Q. 補正予算額をそのまま翌年度に繰り越す事業が多い中、当事業費について、繰越明許費の額が補正予算額を超えている理由は何か。
- A. 繰越明許費については、大池中学校の大規模改修の前倒し分 2 億 1080 万円を計上しているが、平成 28 年度に行われた中学校の大規模改修において入札差金が生じたこと等による不用額 5700 万円が生じたため、その差額である 1 億 5380 万円を増額補正するものであり、繰越明許額は、大池中学校の大規模改修分を繰り越すため補正額を上

回る。

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1校社会福祉費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

四日市看護医療大学奨学資金について

Q. 勤務年数の条件が満たされれば返還が免除されるが、それ以外の在職、退職のデータは把握しているのか。

A. 市としては、5年分については把握しているが6年目以降になると難しい。四日市看護医療大学で情報収集を行い、運営協議会等で報告してもらっている。四日市看護医療大学の学生の定着率は良いという報告を受けている。

議案第96号 平成28年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳入 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀ 歳出第9款基金積立金 第1項基金積立金 ▶

基金積立金について

Q. 基金残高は、年度末にはいくら残ると見込んでいるのか。

A. 今回の補正により、平成29年度の基金積立金を4億5349万6131円見込んでおり、繰り入れも含めると残高は約28億円になる見込みである。

議案第98号 平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算について、歳出第 10 款教育費第 2 項小学校費及び第 3 項中学校費 いずれも第 1 目学校管理費のうち、非常勤職員報酬について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、別段異議なく、全体会に送ることと決しました。

また、当分科会では、議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算の審査において、幼稚園・保育園及び小中学校におけるバリアフリー化の状況について確認を行いました。現在、幼稚園・保育園については、スロープの設置や段差の解消を始めとしたバリアフリー化については、いずれもアセットマネジメントに基づく大規模改修工事に合わせて行われておりますが、園児が不自由なく移動できる環境づくりを重視し、施設の長寿命化を目的とするアセットマネジメントとバリアフリー化については分けて考えるべきであるとの意見が出されました。また、小中学校については、平成 23 年度でバリアフリー化整備事業については一旦完了しているが、児童生徒の状況に応じたさらなるバリアフリー化について、改築等の時期にかかわらず取り組むべきであるとの意見が出されました。こうした意見は、委員間で共有されたところであります。

したがって、幼稚園・保育園及び小中学校におけるバリアフリー化についてはさらなる充実を図り、本市の取り組みが遅れることのないよう強く求めることを申し添えます。

以上をもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年3月緊急議会）

教育民生常任委員会に付託されました、議案第125号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減判定所得基準額の引上げを行うため、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第125号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（平成 29 年 3 月緊急議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 121 号 平成 28 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 122 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）について

【健康福祉部・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第 3 款民生費 第 5 項国民健康保険費 ▶

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 123 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○幼稚園保育料について

1. はじめに

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、本市の就学前教育・保育の方向性について「四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会」において計7回にわたり議論が行われ、平成27年11月に報告書が提出されました。その中で、就学前教育・保育における利用者負担の適正化についても報告がなされ、それに基づく幼稚園利用者負担額及びその適用時期について市の考え方が数回にわたり示されたところです。

しかし、これまで市町村民税課税世帯については一律6,900円であった公立幼稚園保育料が上限を18,200円とする所得階層別のものに変更され、多くの保護者の負担が増えることにつき困惑の声もあり、本市議会としても、本年2月に、就学前教育全体の制度変更についての慎重審議を求める請願を採択しております。また、6月には幼稚園利用者負担額条例改正に伴う保育料改定の見直しについての陳情が提出されました。

そのような中、6月定例月議会において、幼稚園保育料に係る議会のチェック機能を高めるため、現在「四日市市子ども・子育て支援法施行細則」に規定されている、納入義務者の属する世帯の階層別の幼稚園保育料について条例に規定し、平成30年4月より適用しようとする条例改正案が議員発議により提出されました。当発議案については、8月定例月議会最終日まで審査期限を延期することとなったため、当委員会としては、改めて幼稚園保育料の金額とその適用時期について、及び階層別保育料を条例に規定することの是非について、所管事務調査として取り扱い、議論することといたしました。

2. 幼稚園保育料の金額について

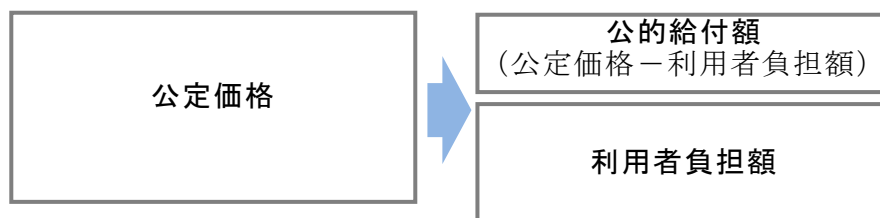
(1) 保育園における利用者負担の現状について

①本市の公立・私立幼稚園及び公立・私立保育園の利用者負担額について

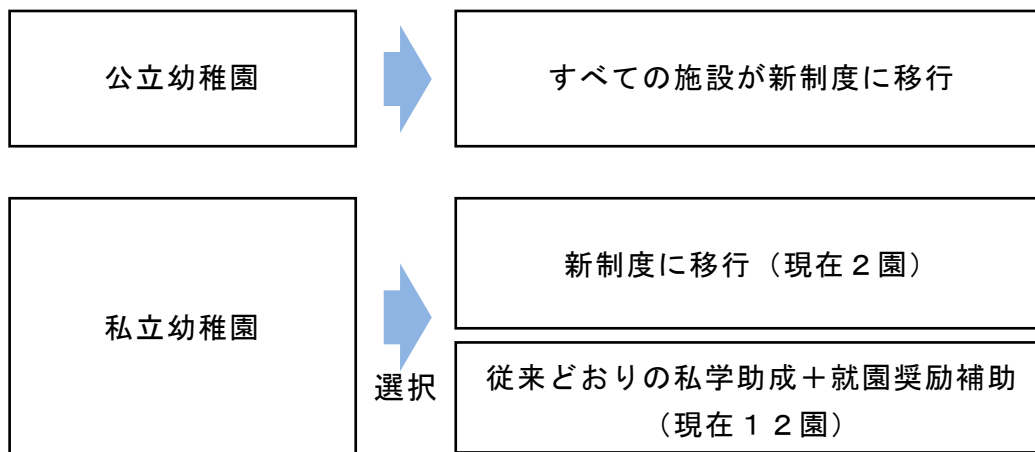
公立幼稚園	6,900円	原則応益負担（一部低所得者には減免制度あり）
私立幼稚園	0～25,700円	実質応能負担 (所得により補助額が異なる就園奨励費補助金が 年度末に各家庭に支給)
公立・市立保育園	0～58,500円	応能負担（所得により負担額が異なる）

②子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

子ども・子育て支援新制度においては、「すべての子どもが健やかに成長するように支援する」とした上で、これまでの制度を存置しながらも、市町村を実施主体とする幼稚園、保育園の共通の新たな財政措置（給付）が創設され、本市を含めた各市町村は、新たな財政措置の基礎として国が公表した公定価格と利用者負担額の基準額（上限額）をもとに、新制度に移行する幼稚園と保育園の利用者負担額を新たに設定することが求められている。



③子ども・子育て支援新制度への移行について



(私立幼稚園の新制度移行はいつでも可能)

(3) 新制度に移行する幼稚園の利用者負担額の設定にあたっての行政の基本的な方針

①応能負担とする

児童が属する世帯の所得（負担能力）に応じた設定とする。

②公立・私立とも同額とする

就学前教育を受ける場合の利用者負担額は、新制度上の施設である場合には、どの施設も同じ設定とする。

③国が示す利用者負担の基準額を基本に、次のことを踏まえた市独自の利用者負担額を設定する。

【国基準の利用者負担額（満3歳以上）】

階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

i) 所得に応じた階層区分を5階層から8階層に増やす

国基準の利用者負担額は、階層区分が5階層しかなく、負担額の変動幅が大きいため、所得の増加で階層区分が変わったとき、負担額が大幅に上昇しないよう、階層を増やして階層間の間差をなだらかにする。

国 基 準		市 基 準 (案)	
階層区分	負担額	階層区分	負担額
生活保護世帯	0 円	生活保護世帯	0 円
市町村民税所得割非課税世帯	3,000 円	市町村民税所得割非課税世帯	3,000 円
市町村民税 77,100 円以下	16,100 円	市町村民税 48,599 円以下	8,500 円
市町村民税 211,200 円以下	20,500 円	市町村民税 62,850 円以下	12,300 円
市町村民税 211,201 円以上	25,700 円	市町村民税 77,100 円以下	16,100 円
		市町村民税 144,150 円以下	18,300 円
		市町村民税 211,200 円以下	20,500 円
		市町村民税 211,201 円以上	25,700 円

※表中の「市町村民税」は、市町村民税所得割課税額のみ算定に適用（②の表中も同じ）

ii) 3歳児の負担額から約2割減額した「4・5歳児」の負担額を市独自に設定

国が示す公定価格（一人当たりの保育にかかる費用）を当てはめると、4・5歳児の保育にかかる費用が3歳児に比べて約2割低いため、保育園における市の利用者負担額と同様、国の基準にはない独自の体系を設定し、保育園利用者との均衡を図る。

○国が示す公定価格を当てはめると

幼稚園 3歳児 36,150 円 4・5歳児 29,280 円
 $29,280 \text{ 円} \div 36,150 \text{ 円} = 80.99\% \quad \Rightarrow \quad \underline{19\% \text{の減額}}$

これを前記の金額に適用すると下表のとおり

市 基 準 (案)			負 担 額
階層区分	負 担 額		3 歳 児
			4 ・ 5 歳 児
生活保護世帯	0 円		0 円
市町村民税所得割非課税世帯	3,000 円		2,400 円
市町村民税 48,599 円以下	8,500 円		6,900 円
市町村民税 62,850 円以下	12,300 円		10,000 円
市町村民税 77,100 円以下	16,100 円		13,000 円
市町村民税 144,150 円以下	18,300 円		14,800 円
市町村民税 211,200 円以下	20,500 円		16,600 円
市町村民税 211,201 円以上	25,700 円		20,800 円

iii) 同じ所得（課税額）のとき、保育園の利用者負担額よりも低い負担額を設定

（認定こども園を見通した場合、i) から iii) までを踏まえて算定した幼稚園利用者（概ね6時間）の負担額が、同じ施設の短時間保育（8時間を上限）の利用者より、高くならないように設定する。

iv) 給食費の副食代相当 2,600 円／月を減じて設定

（保育園利用者の利用者負担額には給食費の副食代相当額が含まれている。幼稚園利用者は利用者負担額とは別に給食費を負担するため、保育園の副食代相当額を減じた利用者負担額を設定する。

⇒最終金額は、次頁 「(4) 新幼稚園保育料(案)と保育園保育料との比較」に記載

【補 足】

A. i) の階層の追加設定について

- ・市町村民税 48,599 円以下 ⇒保育所保育料において設定されている階層
所得税非課税対象者を想定している

金額 8,500 円の設定については⇒4、5歳において、現行の保育料 6,900 円を設定し、19%の減額の逆算で算定（6,900 円÷0.81）

※この階層の金額は、下記Bの保育所保育料との逆転現象が生じているため、実際の保育料の決定には影響していない。

- ・市町村民税 62,850 円以下及び 144,150 円以下
金額も含め、前後の階層の中間値で設定

B. iii) の保育所保育料との調整について

- ・市町村民税 48,599 円以下

（3歳）8,500 円 > 保育所短時間保育料 6,600 円

⇒100円低い 6,500 円に設定

6,500 円を 19%減額 ⇒（4・5歳児）5,300 円

ここに iv) の 2,600 円の減額を行い、5,300 円－2,600 円＝2,700 円となる。

※市町村民税 62,850 円以下の階層等も逆転が生じていたため同様の方法で算定している。

(4) 新幼稚園保育料(案)と保育園保育料との比較

国基準保育料 (就園奨励費補助金の補助額と同水準)		新幼稚園保育料(4・5歳児)①		保育園保育料(4・5歳児) 保育短時間(8時間まで)②		差額 ②-①
区分	金額(月額)	区分	金額(月額)	区分	金額(月額)	
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
市民税所非課税世帯 (所得割課税世帯含む)	3,000円	市民税所非課税世帯 (所得割課税世帯含む)	0円	市民税非課税世帯	3,100円	3,100円
				市民税均等割のみ非課税世帯 (所得割課税世帯)	4,800円	4,800円
市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	市民税所得割課税額 48,599円以下	2,700円	市民税所得割課税額 48,599円以下	6,100円	3,400円
		市民税所得割課税額 62,850円以下	4,800円	市民税所得割課税額 58,799円以下	8,300円	3,500円
		市民税所得割課税額 77,100円以下	8,200円	市民税所得割課税額 96,999円以下	14,300円	9,500円
市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	市民税所得割課税額 144,150円以下	11,600円	市民税所得割課税額 132,999円以下	18,300円	6,700円
				市民税所得割課税額 168,999円以下	20,100円	8,500円
		市民税所得割課税額 211,200円以下	14,000円	市民税所得割課税額 234,999円以下	22,500円	6,100円
市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	市民税所得割課税額 211,201円以上	18,200円	市民税所得割課税額 300,999円以下	23,300円	8,500円
				市民税所得割課税額 301,000円以上	24,100円	4,300円
						5,100円
						5,900円

(5) 同格市の幼稚園保育料の状況について

※保育料は第1子 階層の金額は市町村民税課税額

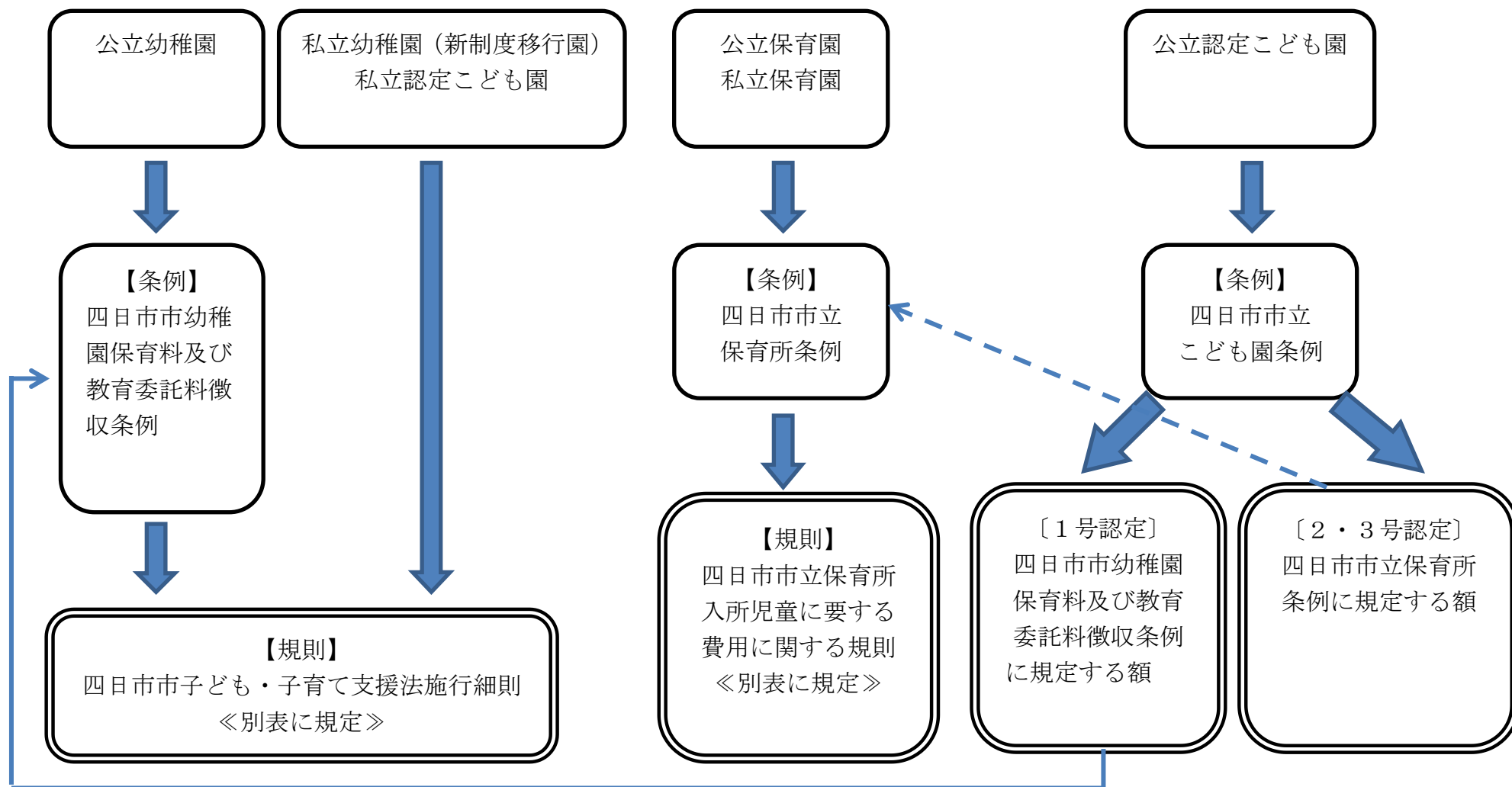
【越谷市】 子ども・子育て支援法施行条例		【岡崎市】 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の 利用者負担額を定める条例施行規則	
階層	保育料	階層	保育料
生活保護	0円	生活保護	0円
非課税 所得割のみ 非課税含む	3,000円	非課税 所得割のみ 非課税含む	1,100円
77,100円以下	16,100円	77,100円以下	6,300円
211,200円以下	20,500円	211,200円以下	13,100円
211,201円以上	22,400円	211,201円以上	17,400円

【呉市】		【豊中市】	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担に関する規則	
階層	保育料	階層	保育料
生活保護	0円	生活保護	0円
非課税 所得割のみ 非課税含む	2,000円	非課税 所得割のみ 非課税含む	2,700円
77,100円以下	13,000円	77,100円以下	8,200円
211,200円以下	17,000円	211,200円以下	14,800円
211,201円以上	21,000円	350,600円以下	18,100円
		350,601円以上	18,900円

【高槻市】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例		【豊橋市】 子ども・子育て支援法施行細則	
階層	保育料	階層	保育料
生活保護	0円	生活保護	0円
非課税 所得割のみ 非課税を含む	3,000円	非課税 所得割のみ 非課税を含む	1,500円
59,000円以下	8,500円	48,599円以下	5,500円
77,100円以下	11,000円	72,999円以下	9,000円
122,400円以下	15,000円	115,999円以下	11,200円
211,200円以下	19,000円	162,999円以下	12,800円
288,300円以下	21,000円	208,999円以下	13,400円
288,301円以上	23,000円	339,999円以下	16,000円
		340,000円以上	18,600円

3. 四日市市の就学前教育・保育施設の利用者負担額の規定について

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例に階層別の保育料を規定することにより、他の条例等に影響が出るのかを調査するため、下記のとおり、本市の就学前教育・保育施設の利用者負担額の規定の方法について確認を行った。



4. 委員からの主な質疑及び意見（Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁）

<保育料の金額について>

Q. 市の改定案を適用する場合、現行の保育料の場合と比較して、保育料の収入額にどれだけの差が出るのか。

A. 現行の保育料の場合、4歳児、5歳児を合わせて約6,000万円の収入となっているが、新保育料を当てはめた場合、約5,000万円の増収となる。

Q. この増収については、公立幼稚園のみであると考えているが、新制度に移行した私立幼稚園の分も含めればどの程度の差があるのか。

A. 私立幼稚園の保育料については、市の歳入とはならず、直接私立幼稚園の収入となる。施設型給付については、国基準の給付額のうち、保育料として支払われる分を除いた部分を市が給付する仕組みとなる。

Q. 新保育料へ移行後の保育料収入の総額が現行より約5,000万円増の1億900万円程度というのであれば、無料にしてもよいのではないかと考える。保育所保育料も含めて、無料にしていくなど、子育て支援に対する予算を拡充していく思いはあるのか。

A. 国において、5歳児の義務教育化の動きがあり、そうなれば、就学前の教育を保障する観点から保育料の無料化が望まれる。しかし、その場合、保育所や私立幼稚園に通う児童についても無料にしていく必要があり、現段階では市単で保育料の無料化を実施することは困難であると考えている。しかし、就学前教育への投資は、子どもの能力を伸ばすためのもっとも効率の良い手法であるとの研究結果が国際的にも出ており、こども未来部として、今後も子育て支援に係る予算の充実を図っていきたい。

Q. 市の新保育料案の作成に際し、市町村民税48,599円以下の世帯については、いったん現行の保育料である6,900円と設定したとのことであるが、なぜか。

A. 現行の市民税課税世帯の幼稚園保育料は、すべて6,900円の保育料となっており、これが課税世帯の保育料の最低ラインとなる。このため、新保育料においても、課税世帯の最低ラインに同金額を置いたものであるが、実際には、保育園の利用者負担額との調整により、この金額は適用されていない。

（意見）理事者側の算定方法のみが正解というわけではなく、他の自治体においても様々な考え方により、保育料を設定している。本市の現行保育料は約20年据え置きとなっており、経済状況も変わっていると考えるため、これを新保育料の算定根拠とするのは、説得力に欠けるのではないかと考える。

Q. 当初、6,900円と設定した階層が、同水準の保育所保育料よりも高くなってしまったために、実際には適用されなかったということであるが、それならば、本来もう少し上位の所得階層に設定すべきではないのか。また、こうすることにより、全体的に保育料の金額を下げることができるかと考える。

A. 現行では、市町村民税非課税世帯については保育料の減免を行っている。仮に、新保育料について、案よりも上位の階層に6,900円を設定すれば、現在減免対象でない方についても保育料が減免されることとなる。現行の水準はそのままに、国から示されている上限額を下回るような設定を考えている。

Q. 現行の保育所保育料が 11 階層となっており、幼稚園保育料も合わせた方が分かりやすいのではないかとの意見も聞いているが、それは可能か。

A. 保育所保育料については、国基準では 8 階層となっているところ、負担額の変動幅をなだらかにするために、11 階層としたものである。国基準の幼稚園保育料は市民税所得割課税額 211,201 円以上を最高とする 5 階層で示されており、私立幼稚園就園奨励費補助金についても市民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯から第 1 子については対象外となっている。仮に公立幼稚園の保育料の階層を保育所保育料に合わせた場合、就園奨励費補助金との調整も必要となるが、就園奨励費補助金については国、県、市で負担をしており、市単で補助の対象を拡充することは困難であると考えている。

Q. 本市の 8 階層の新たな幼稚園保育料案については、同格市と比べて同等なのか。

A. 最も高い階層の保育料は概ね同水準であると考えているが、中間階層の設定の考え方が異なるため、一概には比較できない。保育料の算定に当たっては、近隣自治体の考え方も確認したが、明確な回答を得られていないところが多く、結果として独自の観点で算定している。

Q. 同格市の幼稚園保育料の状況について、紹介のあった事例のうち、国基準保育料を下回る金額の設定をしている自治体について、その金額はどのような根拠に基づいているのか確認しているか。

A. 豊橋市については、国の基準と大幅に異なる階層区分となっているが、これは、保育所保育料と同様の階層区分が意識されている。また、高槻市については、本市と同様に、階層間の保育料の変動が大きくなならないような金額設定を行っている。ただし、具体的な金額の積算根拠については確認ができていないため、調査を行いたい。

Q. 現在の階層別保育料について、階層を増やすことは可能であるのか。また、今後、階層の追加についても考えていくのか。

A. 議員間の議論において、階層をもう少し細分化すべきという意見があるのであれば、理事者として、階層についてさらに増やすという判断をすることは可能である。

Q. 幼稚園は、保育所とは利用者層が異なると考えるが、なぜ保育所保育料との均衡を図る必要があるのか。

A. 保育短時間は 8 時間であることから、保育所で子どもを預かる時間は 8 時間より長くなるが、幼稚園は最長で 6 時間となる。より長時間預かる方が保育料が低額となることは、保護者としても納得しがたいと考えるため、幼稚園保育料は保育短時間の金額を上回らないように設定している。

(意見) 市の案における新保育料の年額を、各階層の市民税所得割課税額から導き出される推定年収で割った場合、その割合は、各階層間でやや開きがある。特に全体の 85% 程度を占める第 5 階層以上について、市の案から 25% 程度軽減し、より保育料の負担を引き下げることが一つの手法であると考えている。軽減率については、所得税等のように累進負担率を適用してもよい。

(意見) 厚生労働省の調査によれば、主な幼稚園児の保護者世代と考えられる 20 歳代、30 歳代の平均所得が、市の案の第 6 階層に当たるため、それよりも下の第 5 階層について、現行の保育料である 6,900 円を適用し、全階層についても同様の減額率で市の案から減額することも考えられる。また、6,900 円の設定については、20 年前に設定されたものであり、当時と経済状況も異なることから、これよりもやや高い金額で設定してもよいと考える。

(意見) 現行の幼稚園保育料は 6,900 円であるが、新保育料への移行に際し、大幅に負担が増えないよう配慮が必要というのが市民意見の趣旨であると捉えている。以前、理事者からは、新しい保育料のうち、市町村民税所得割 77,100 円以下の階層、及び 211,200 円以下の階層について、人数が多くなっていることが示されており、この部分について緩和することが有効ではないか。具体的にはこれらの階層を人数に応じて 2 分し、全 10 階層とするのが良いと考える。

< 施行時期の考え方について >

Q. 現行の 6,900 円に保育料を改正した際、一斉に保育料を変更したのか。

A. 以前は 6,400 円の保育料であり、平成 7 年の時点で一斉に 6,900 円に変更したものと推測する。

Q. 新しい保育料が適用となる場合、金額が上がればそれに見合ったサービスを求めるのが受益者の心理である。サービス向上の見通しがあり、それに対して保護者の理解が一定程度得られている場合、早期に保育料を改定した方がよいと考えるが、現段階でサービス拡充に向けた準備を進めており、適用時期によって運営に影響が出る状態であるのか。

A. 適用時期によって運営に影響は出ず、幼稚園に特化すれば際立ってサービスが向上するわけではない。ただし、子ども・子育て支援について、全体では様々な面でサービス向上を図っているため、幼稚園についてもサービスの拡充は図っていかねばならないと考えている。

(意見) 金額が上がれば、その分サービスの向上を求めるのが幼稚園に預ける保護者の心理であると考え。サービスの向上についても勘案しながら適用時期を設定しなければ保護者から不満が出る可能性もあるのではないかと考える。

(意見) 保育料の金額を上げるのであれば、何らかのサービス向上があつてしかるべきと考える。現段階で準備や計画がないのであれば、新保育料の適用を先延ばしし、準備期間を設けるのも有効であると考え。

(意見) 新保育料の適用に際し、今後、どのようにサービス拡充を図っていくのかが保護者に対して説明できるのであれば、理事者の想定している早い時期の移行についても行ってもよいのではないかと考える。

【関連】

Q. 保育士の給与が他の業種に比べて低いということが国においても議論となっているが、サービス向上の観点から、新保育料の適用による増収分について、保育士確保に向けた待遇を改善に使用するとの考え方はないか。

A. 人件費の面で改善が問題となるのは、非正規雇用の職員の時間単価であると考えている。時間単価を上げることで、扶養の範囲内で働く方の勤務時間が短くなり、さらに職員が必要となるなどの課題もあるが、幼稚園、保育園ともに、人事当局とも協議し、働いていただける方の利益の向上につながるよう可能な限り改善を図っていきたい。

(意見) 一般的に、幼稚園に入所する児童は、2歳までは家庭保育となっていると考える。このことから、サービス拡充について、幼稚園保育料の増収分については、現在保育園、幼稚園に通っていない0歳から2歳までの児童の支援に回すべきではないか。

<階層別保育料を条例化することの是非について>

Q. 公立幼稚園及び公私立保育園については、現在、階層別保育料の定めについて、条例から規則に委任する仕組みとなっているが、私立幼稚園については、条例に定めがない。これはなぜか。

A. 公立施設の利用料については条例で定める必要があるが、民間の施設については、条例で定める必要はないという国の見解に基づいている。また、保育園については、市に保育の実施義務があるため、私立保育園も含めて条例に根拠を定めているものである。

Q. 公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の金額は、異なってもよいのか。

A. 私立幼稚園の保育料については、直接幼稚園が徴収するものであるため、ある程度の自由度はあると考える。ただし、新制度への移行園については、規則に定める金額を超える額を徴収することはできない。

Q. 現在、幼稚園、保育園ともに階層別保育料を規則に定めているが、いずれも別表を改正する際は、あらかじめ市議会の関係常任委員長の意見を聴くものとするとの規定が設けられている。これによれば、委員長の求めがある場合、新しい保育料について、議会で議論することも可能なのか。

A. これまでも、規則内の別表の改正は、協議会で意見を聴いた上で行っている。仮に従来通り規則内の別表で保育料を定めることとなった場合、今後もそのような形で議会の意見を聴くこととなる。

Q. 協議会での意見には強制力はないと考える。これまで、新しい保育料について、議会でいったん預かり、金額を変更したという事例はあるのか。

A. 議会の意見を聴いて修正したという事例はあると考えるが、議会が預かって修正したという事例はない。

Q. あらかじめ市議会の関係の常任委員長の意見を聴くものとするとの規定は、市の他の規則においても一般的に置かれている規定なのか。

A. 保育所保育料に関しては、以前よりこの規定を設けており、幼稚園保育料についても今回、同様の形に改めたものである。少なくともこども未来部所管部分においては、これ以外に規則に同様の規定を設けているものはないと考える。

Q. 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例のみ改正することにより、他の施設の使用料・利用料を定める規定についても整合を図る必要があるのではないかと考えるが、こども未来部所管部分において、影響はあるのか。

A. 保育所についても、規則の中に料金表を置いているため、その部分で不整合が生じる。本市においては、上位法の定めにより、料金表を条例内に置く必要がある場合は条例に定めているが、それ以外については規則委任をしている場合もあり、保育料についてもそれに基づいて規則委任となっていると考える。今回の子ども・子育て支援法についても、保育料についてどの範囲まで条例に定めるのか明記されていないため、各自治体によって定め方が異なっているが、本市においては、以前より詳細な保育料については規則委任をしてきたため、それを踏襲したということである。

Q. 幼稚園保育料及び保育所保育料について、個々の条例ではなく、子ども・子育て支援でまとめて条例化することは可能なのか。

A. 他市町においては、子ども・子育て支援新制度への移行に際して法体系の整理を行い、一本化した条例・規則で定めているところが多いと考える。本市においては、その部分の整理がっていない状況であるという認識は持っている。

5. まとめ

先に述べたとおり、これまで一律 6,900 円であった幼稚園保育料が応能負担に変わり、多くの保護者の負担が増えることについては、困惑の声も上がっています。また、公立幼稚園における新保育料の適用時期についても、執行部の当初の案では平成 29 年 4 月 1 日入園の児童より適用されることとなっておりますが、次年度からの適用では、新旧保育料の児童が同じタイミングで混在することとなるといった課題もこれまで指摘をされているところであり、各委員においても、保育料の金額や適用時期については意見が分かれているのが現状であります。

当委員会においては、本市の施策としてより良いものとなるように、引き続き議論を行っていきたいと考えます。

[委員会の構成]

委員長	山口智也
副委員長	三木隆
委員	土井数馬
委員	豊田祥司
委員	豊田政典
委員	樋口博己
委員	樋口龍馬
委員	森康哲
委員	森川慎

教育民生常任委員会

○学校規模等適正化・教育環境課題について

1. はじめに

全国的な少子化の傾向により、本市においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化への適切な対応が必要となっています。一方、市街化農地の宅地化、工場跡等の宅地への再開発などにより児童生徒数が急激に増加している地域においては、これに対応するため、施設等の課題に迅速に対応する必要があります。

このような中、平成 27 年度には、大矢知興譲小学校区について、大矢知地区の教育環境課題に加え、朝明中学校の施設課題を解決するため、朝明中学校の移転建替を市の方針として位置付けることが示されました。しかし、朝明中学校の移転建替に当たっては、校区の一つである八郷地区から反対の声が聞かれています。

また、教育環境課題調査検討事業においては、当校区のほかに、4 校区が検討対象校区として抽出されており、他の校区も並行して課題解決に向けた取り組みが行われるべきであること、かつ、全市的な学校規模の適正化が図られるべきであることから、市議会では、平成 28 年度当初予算（教育環境課題解決方策策定事業）を認めるに当たり、

- ・当該予算の執行に当たり、八郷地区住民への説明・協議を先行させるとともに、八郷地区及び事業の影響が及ぶ関係地域の理解を得ながら進めること
- ・当事業の実施と並行して学校規模の全市的な適正化に向けた取り組みを具体的に確実に進めること
- ・当事業の実施と並行して、学校規模等適正化計画平成 27 年度改訂版における 5 校の検討対象校並びに平成 27 年度教育環境課題調査検討事業における検討対象校区のうち大矢知興譲小学校区以外の 4 校区の課題解決策を具体的に早急に進めること

という附帯決議を付したところであります。

こうした背景を受け、当委員会としては、全市的な学校規模適正化及び教育環境課題の解決に向け、教育委員会として現在どのような取り組みを行っているのか、また、今後どのような方向性で検討を進めていくのかを確認すべく、学校規模等適正化・教育環境課題について、所管事務調査として取り扱い議論することとしました。なお、調査に当たっては、現在の朝明中学校の移転建替に係る取り組みの進捗状況についても報告を受けた次第であります。

2. 学校規模等適正化・教育環境課題について

(1) 本市の学校規模・配置とその課題について

①規模の現状と課題

全国的な少子化の傾向により、児童生徒数の減少が続いている。今後さらに児童生徒数は減少し、学校の小規模化への適切な対応が必要となってくる。

一方、市内の一部の地域においては、市街化農地の宅地化、工場跡等の宅地への再開発などにより児童生徒数が増加し、学校が大規模化している。大規模な開発によって児童生徒数は急激に増加するため、施設等の課題に迅速に対応する必要がある。

本市の児童・生徒数は、昭和 60 年前後にピークを迎え、その後減少しているが、学校数は、ほぼピーク時のままとなっている。

②配置の現状と課題

宅地開発により、従来農地や山林等であった場所に住宅地が形成され、結果として学校配置が偏る（通学距離が遠い）。隣接する校区の学校の位置によっては、本来校より隣接校が近いことがあり、学区外通学が増加する要因となっている。

また、従来校区の中心に配置されていた学校が、校区の分離により偏った配置となった場合、過去の児童生徒数の増加により校区が分離されたことで、結果として従来の学校が偏った配置となってしまっている。

さらに、大規模な住宅団地が開発による児童生徒数の増加に対応するため、当該住宅団地を校区として学校を設置したため、校区の形状に偏りがあり、本来校より隣接校が近い場合に、学区外通学が増加する要因となっている。

(2) 四日市市学校規模等適正化計画について

①趣旨

少子化がもたらす学校の規模、配置、施設の課題の解決に向けて、今日の学校における学習環境を踏まえた適正な学校規模や学校配置のあり方について、基本的な考え方をとりまとめるとともに、それに基づいた学校規模等の適正化に向けた方針を示したもの。

○教育環境課題調査検討事業（平成26～27年度実施）との関係性

教育環境課題調査検討事業では、人口増減が顕著な地域や学区外通学など、将来児童・生徒数の推計を行うにあたり考慮すべき要因の存する地域の洗い出しを行うとともに、その要因の分析及び教育環境課題等を整理し、課題解決に向けた方策について検討を行った。この成果は、学校規模等適正化計画を補完するものとして反映し、検討対象校区について、より多面的な取り組みを進めていく。

②本市における適正規模・適正配置基準について

◆最適学級規模 1学級 21～35人

◆許容学級規模 1学級 16～20人（1学年2学級以上）

◆適正規模基準（許容規模＋最適規模）

学級数 小学校 9学級～27学級 中学校 8学級～20学級

児童生徒数 小学校 159人～945人 中学校 128人～700人

◆適正規模検討対象基準

学級数 小学校 8学級以下、28学級以上 中学校 7学級以下、21学級以上

児童生徒数 小学校 188人以下、946人以上 中学校 167人以下、701人以上

◆適正配置基準

通学時間 小学校 30分以内 中学校 40分以内

通学距離 小学校 2km以内（許容 2.5km以内）

中学校 3km以内（許容 3.5km以内）

- ・ 今後 10 年間の児童生徒数推計から各学校の適正状況を 5 段階判定（A～E）

児童・生徒数 学級数	適正児童・生徒数基準の 下限を下回る規模	適正児童・生徒数 基準範囲内	適正児童・生徒数基準 の上限を上回る規模
適正学級数基準の下限 を下回る規模	▼	▽	
適正学級数基準範囲内	▽	○	△
適正学級数基準の上限 を上回る規模		△	▲

- ：児童・生徒数、学級数ともに基準内
- ▽△：児童・生徒数、学級数のどちらかが基準外
- ▼▲：児童・生徒数、学級数ともに基準外

A判定	すべての年度で評価が「○」の学校
B判定	「△または▽」の評価の年度があるものの「▲または▼」の評価はない学校
C判定	「▲または▼」の評価の年度が4年以下の学校
D判定	「▲または▼」の評価の年度が5年以上の学校
E判定	すべての年度で評価が「▲または▼」の学校

③学校規模の評価及び適正状況判定と対応策

○小学校の適正状況

A判定 (27校)		20	大矢知興譲小	B判定 (7校)	
1	中部西小	21	八郷小	5	塩浜小
2	浜田小	22	下野小	14	河原田小
4	海蔵小	23	保々小	16	神前小
6	富田小	26	泊山小	24	水沢小
7	富洲原小	28	常磐西小	25	高花平小
8	羽津小	29	笹川西小	27	笹川東小
9	常磐小	30	三重西小	34	八郷西小
10	日永小	31	大谷台小	C判定 (1校)	
11	四郷小	32	桜台小	37	中央小
12	内部小	35	羽津北小	D判定 (3校)	
15	川島小	36	内部東小	3	橋北小
17	桜小	38	楠小	13	小山田小
18	県小			33	三重北
19	三重小			E判定 (0校)	

○中学校の適正状況判定

A判定 (12校)		B判定 (7校)	
1	中部中	3	港中
6	富田中	7	富洲原中
8	笹川中	13	保々中
9	南中	14	常磐中
10	三滝中	15	西陵中
11	大池中	16	西笹川中
12	朝明中	17	三重平中
18	羽津中	C判定 (1校)	
19	西朝明中	5	山手中
20	桜中	D判定 (0校)	
21	内部中	E判定 (2校)	
22	楠中	2	橋北中
		4	塩浜中

A判定からE判定までの5段階のうち、今後の対応策を講じる「検討対象校」と位置付けるのは、D判定、E判定となった学校とし、次のような対応策を講じることとしている。

【D・E判定となった学校への対応策】

- ・小学校、中学校の適正配置（統合）に関するパンフレットを作成し、配布する。
 - ・保護者への小学校、中学校の適正配置（統合）についての啓発を行っていく。
 - ・通学区域において、学校の活性化や統合などについて話し合いを行う任意組織として「（仮称）〇〇学校学校規模等の適正化にかかる課題検討会議」の設置を進めていく。
 - ・PTA役員や学校づくり協力者会議等の話し合いを進めていく。
 - ・有識者の判断を仰ぐ組織を立ち上げていく。
 - ・連合自治会や各種団体等との話し合いを進めていく。
- ※なお、E判定となった学校については、適正な学校規模の確保に向けた具体的な対応策を講じるため、学校関係者、地区関係者等との検討を進め、学校規模の改善方針を明示していく。

④全市的な適正化に向けた取り組み

A. 小学校の適正化の考え方

小学校においては、通学距離や通学路の安全確保の必要性、地域住民との連携や結び付きの強さを考慮し、行政区との整合性の要請が高いことを踏まえれば、小規模校であっても、現状のまま存続させることが望ましい場合も想定される。その際、児童生徒の保護者や就学前の子供の保護者、地域住民への十分な説明と理解を得た上で存続を決定することが必要であるとともに、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化させる施策を講じることによって、学習環境の確保を図る必要がある。

また、「地域とともにある学校」の観点から、中学校までを見据えた今後のあり方について、地域とともに議論していく必要がある。

B. 中学校の適正化の考え方

中学校においては、検討対象校として抽出された中学校の適正化について、当該中学校の地理的特性、歴史的経緯を考慮し、当該中学校区の周辺校も含めた広域的な視点から、配置や規模などの適正化を検討する必要がある。

その上で、対応する小学校区の状況や学区外通学等の状況も踏まえ、地域の実情に応じた将来的な中学校の適正化について検討していく。

C. 義務教育学校について

新たな学校の種類として制度化される「義務教育学校」の検討については、本市で行っている「学びの一体化」の取り組みを踏まえ、より効果的な小中一貫教育を見据えるとともに、学校関係者や保護者、地域関係者との十分な情報共有が必要。

(3) 第1回及び第2回学校規模等適正化検討会議における主な意見について

①第1回（平成28年8月10日開催）

議題：四日市市小中学校の規模及び配置の現状について

これまでの本市の取り組みと検討経過

【主な意見】

○学校関係者

- ・小規模化が進むと教員やP T Aの負担は増えるが、工夫で解決できる。しかし、子どもにとって、クラス替えができないことは大きな課題である。
- ・小規模校では、生徒会や委員会活動などで一人一人の活躍の場が多いことがメリットであるが、部活動で顕著にデメリットが生じる。本市は、部活動への配慮から隣接校への通学が認められており、小規模化に拍車がかかる。
- ・学校にとって、適正な規模の確保は大切である。地域コミュニティの中での学校の位置づけと学校の適正規模と、どちらが重要であるのか考えていきたい。

○P T A関係者

- ・子どもが安全に通えるような学区をきちんと整理することが一番の解決策である。学区が決まれば保護者はそれに従う。
- ・そもそも学校は子どもの教育の場であり、そのための適正化であると思う。本会議の検討事項では、子どもたちが置き去りで地域がメインになっているのではないか。どちらを向いて話していくべきなのか。大前提として子どもの教育があるということによいか。

○地域関係者

- ・地域コミュニティとのかかわりを考えるならば、小と中とを分けて考えるべき。小学校は地域の歴史・文化、方言、習慣などを地域とともに学習していく。中学校は部活動や学習など、大きな人数の中で競争して力をつけなければならない。せめて小学校だけは、地域コミュニティとのつながりを大切にしてほしい。
- ・自治会としては、学校はまちづくりの中心的な存在であると思う。子どもたちにとっては勉強する場であるが、彼らが育ち、やがて地域コミュニティに帰って来る。子どもを見守るのは地域。学校は、まちづくりの中の一つの存在であるとの認識で議論することが必要。

○学識経験者

- ・地域コミュニティの論理と子どもの教育と、どちらを向くのかという意見は大切な視点である。すべてを踏まえて方向性を決めることは不可能であり、意見がぶつかった場合、どのように優先順位を付けるのか、どの価値が大切であるのかを明確にしていくことが、この問題を解決する手段である。
- ・都市計画担当部署の職員がこの場に参画してほしい。都市計画の現状を踏まえなければ、数年後を見据えた議論ができない。
- ・これまでの経緯の中で、過去の経験や議論、対立した意見をどのように調整したのか。過去の事例から学びたい。

②第2回（平成28年10月13日開催）

議題：学校規模等適正化にかかる全国的な現状や国の考え方

四日市ならではの教育、地域とのつながりについて

【主な意見】

○学校関係者

- ・適正化については市の方針があるので、各学校区で話し合いをするのではなく、市の行政措置として行っていただきたい。対象の校区だけでなく、定期的に人口動態を把握し、市全体で見直しをしてほしい。
- ・若ければ若いほど、環境に順応するのは早い。統合も子どもたちは順応するのが早いと思われる。個別に対応すべき子どもに対するきめ細かいケアをすることが必要。

○PTA関係者

- ・統合を考える上では、該当地区だけでなく周辺の学校区を含めて一緒に考えていくべき。
- ・人口が増えたから学校を増やす、減ったからどうしようという場当りの対応ではいけない。
- ・統合のような大きい話は、当事者に任せるのではなく、教委がある程度のリーダーシップをとってほしい。

○地域関係者

- ・市行政として、地区割や行政区の見直しを行い、その先に学校の配置があるものである。
- ・市行政が中心となり、跡地問題等も含めて考えていくべき。市として横断的に議論する場をつくっていかないといけない。

○学識経験者

- ・統廃合の経緯にも色々なパターンがある。あくまでも個別事例によるものが多い。
- ・統廃合を経験させることによる影響について、どのように見ていくか、今までの成果はどうだったのかをまとめていくべきである。
- ・経済的な合理性、費用対効果に対する説明も行政としては必要。教育、コミュニティ、経済の話にどのように折り合いをつけるのかがポイントである。
- ・基準を決めればうまくいくわけではなく、そこに住む人の感情や歴史的な背景なども考慮する必要がある。

3. 朝明中学校移転建替基本構想について

(1) 大矢知地区の教育環境課題

大矢知地区においては、人口約2万人の地区でありながら中学校が立地していないために、地区の中学生が地区外の4つの中学校に通学しており、その結果として地区コミュニティの一体感やまちづくり、地域づくり活動における地域の団結力を弱める要因となっている。

また、大矢知地区の多数の生徒が通う朝明中学校は、地区から遠いために、9割を超

える生徒が長い通学距離を自転車で通っており、生徒の負担は重く交通安全面でも課題が多い。

さらに、朝明中学校や大矢知興譲小学校では、児童生徒数の増加による学校施設の不足が生じている。大矢知地区においては、現在、宅地開発の動向が顕著であり、特に0歳～2歳児の増加が著しく、将来的に児童生徒数はさらに増加することが見込まれる。

①朝明中学校の配置の課題

現在の朝明中学校は校区の西の端に立地しているため、全校生徒の約8割が自転車通学となっている。遠距離通学の生徒が多く、通学における負担は大きい。また、交通安全面からも、車両の往来が多い通学路においては、登下校時の自転車と自動車の接触事故などが発生している。

②朝明中学校の施設課題

【施設不足の課題】

朝明中学校では、これまでも生徒数の増加に対応するため、特別教室を普通教室に転用したほか、プレハブ増築により特別教室の確保を図ってきているものの、現状においても少人数教育のための普通教室や、音楽室や美術室などの特別教室が不足しているほか、体育館や武道場についても、部活動等に十分なスペースが確保できていない。

朝明中学校に通学する生徒数は、今後10年間は概ね550～600人程度で推移すると見られるが、大矢知興譲小学校の児童数増の影響を踏まえると、その後600人を超える生徒数となることが予想され、施設不足はさらに深刻になると考えられる。

【校内の段差や生徒の安全面の課題】

校舎と体育館や特別教室棟、グラウンドなどとの高低差が大きく、スロープ等が設置できないため車いす等での移動が難しい。教職員や来賓用の駐車場へは昇降口を通過しなくてはならず、生徒の安全確保の面からも課題がある。

③大矢知興譲小学校の施設課題

大矢知興譲小学校は、児童数700人を超える大規模校であり、これまでも、南校舎3階の増設やプレハブ増築により普通教室や特別教室の確保を図ってきているが、南校舎3階の増設部分に配置した教室の一部は日照条件が悪いため、昼間に蛍光灯をつけて照度を確保している。また、校地面積が15345㎡と狭いため、校地外に体育館（昭和58年度）、プール（昭和55年度）を設置している。そのため、体育館へは階段式の渡り廊下を利用する必要があるほか、プールと校舎の敷地が離れているなど、円滑な学校運営に支障をきたすような施設面での課題がある。

大矢知興譲小学校区においては、平成28年度現在も宅地開発の動向が著しく、特に0歳～2歳児の増加が顕著であり、将来的には児童数は900人を超えると予測されている。

(2) 朝明中学校立地場所決定までの流れ

次頁を参照。

<朝明中学校移転建替基本構想>

立地場所決定までの流れ（比較検討候補地と比較の手順）

<比較検討候補地>

(1) 観音山付近（大矢知町地内）
 （仮称）大矢知中学校新設基本構想策定時において、大矢知地区の教育課題を解決するための大矢知地区内の候補地について選定を行っている。教育面および開発面から3つの候補地について比較検討を行い、観音山付近が立地場所として最適であるとの検証を行っており、移転建替においても、中学校の立地場所として有力な候補地である。

(2) 現在の朝明中学校敷地（平津町地内）
 八郷地区連合自治会からは、平成28年7月20日（水）付けで朝明中学校移転に反対する要望書及び署名が提出されており、朝明中学校の現在地での敷地拡大及び改築・改修による課題解決が要望されている。

比較①
 朝明中学校区全体の教育環境課題解決への貢献度

- ・大矢知地区の教育環境課題を解決できるか
- ・朝明中学校の配置の課題を解決できるか
- ・朝明中学校の施設課題を解決できるか
- ・大矢知興譲小学校の施設不足への課題に対応できるか

比較②
 移転建替により生徒の通学路が変更となった場合の、通学路の安全確保に向けた対応策とその経費

比較③
 用地の取得・造成等を含めた必要経費

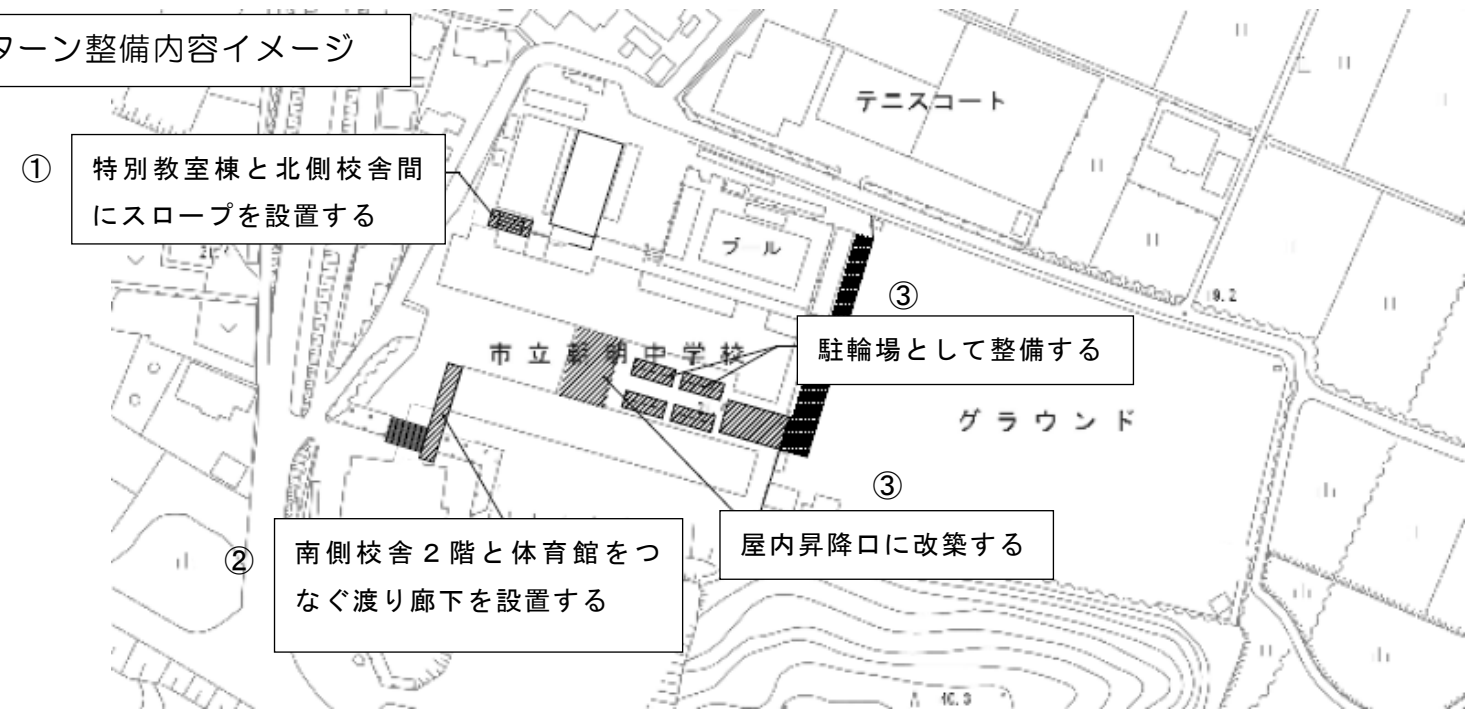
立地場所の決定

朝明中学校の施設課題を解決できるか

○現在の朝明中学校敷地において改築した場合の想定

主な整備内容	整備によって解消しようとする課題
Aパターン：全面改築（校地の拡張を含む全面改築）	
①南側山林を取り崩し、校地を拡張する	校地規模不足の解消
②グラウンド側に生徒増に対応できる規模の新校舎を建設する	施設不足の解消
③現在の校舎が建つ地面の高さまで盛土を行う	敷地の段差解消
④体育館をグラウンド側に移設する	建物間の段差解消
⑤現在の体育館敷地に駐車場を整備し、生徒の導線と分離する	校内の安全確保
Bパターン：部分改築①（既存校舎を活用しつつ、校地の拡張や体育館の移設、特別教室棟の整備を行う部分改築）	
①南側山林を取り崩し、校地を拡張する	校地規模不足の解消
②現在の特別教室棟を解体し、新たにRC-3階建の特別教室棟を整備する	施設不足の解消（特別教室のみ）
③グラウンド及び特別教室棟の敷地について、校舎が建つ地面の高さまで盛土を行う	敷地の段差解消
④体育館をグラウンド側に移設する	建物間の段差解消
⑤昇降口兼屋内廊下を整備し、車両通行不可とする	校内の安全確保
⑥現在の体育館敷地に駐車場を整備し、生徒の導線と分離する	校内の安全確保
Cパターン：部分改築②（建物間の段差の解消及び校内の安全確保のための部分改築）	
①特別教室棟と校舎間にスロープを設置する	建物間の段差解消
②校舎と体育館をつなぐ渡り廊下を設置する	建物間の段差解消
③屋内昇降口を整備し、車両通行不可とするとともに、昇降口奥を駐輪場として整備する	校内の安全確保

Cパターン整備内容イメージ



【参考：平成30～31年度に予定されている朝明中学校大規模改修の概要（上記内容は含まない）】

- 校舎・・・屋上防水改修工事、外壁改修工事、内装塗装（教室、廊下、階段）、既設木製間仕切りの鋼鉄化、トイレのドライ化、照明LED化
- 屋内運動場・・・屋根改修、外壁改修、内装塗装、床塗装、照明LED化

4. 委員からの主な意見

<学校規模等適正化・教育環境課題について>

・学校規模等適正化検討会でのこれまでの議論を見れば、適正化への対応や課題について、主に中学校に焦点が当たっていると感じるが、より地域住民との結びつきの強い小学校において、学校区が行政区をまたいでいる例が複数あり、地域コミュニティの連携に支障が出る恐れがある。小学校の適正化がより喫緊の課題ではないか。

・適正状況において、E判定は中学校2校であるが、橋北小学校においては統廃合を行ってもなおD判定となっている。いじめがあってもクラス替えのできない状況も考えられることから、適正化の検討に当たっては、小学校も含めて議論すべきである。

・大矢知興譲小学校視察の際に、余裕教室がないためにやむをえずティーム・ティーチングで少人数授業に対応しているとの話があったが、少人数授業が有効であるならば、各学校・各学年における余裕教室を使用した少人数授業の実施状況について、調査、把握すべきであると考える。

・現在、少人数授業については、余裕教室を使用したものとティーム・ティーチングの2種類があるとのことだが、この2種類で教育的格差があってはならないと考える。それぞれの学習環境で、同等の効果が得られるのか分析してほしい。

・学校規模等適正化検討会での議論においては、課題校について、地区を超えた適正化のあり方を検討したいとのことであるが、大きく児童生徒数が減少する中、学校の数は減っておらず、将来的な学校の再配置を見据えた議論をしてほしいということが附帯決議の趣旨であり、個別の対応を求めるものではない。新年度以降も検討会を続けるのであれば、将来を見据えた議論をしてほしい。

・学校規模等適正化については、まずE判定校である橋北中学校、塩浜中学校について適正化の方策を検討したその先に、市全体の適正配置を検討していくとのことである。スピード感を持って取り組む必要はあるものの、一定の成功例を作って、そのノウハウを用いて全市的な課題解決を図るという手法は有効であると考ええる。

<朝明中学校移転建替基本構想について>

・当構想については、現段階でも八郷地区の住民の理解が得られている状況ではなく、八郷地区と大矢知地区が直接協議する場も設けられておらず、基本構想の策定が性急ではないかと感じている。朝明中学校区や大矢知興譲小学校区と同様の課題を持つ学校区は多くあるという認識に立って、地域住民により丁寧な説明を行い、理解を求めてほしい。

・朝明中学校が観音山付近に移転した場合、将来的に松寺や蒔田の児童が、朝明中学校を選択することも予想される。こうした場合、クラブ活動ができなくなるなど、小規模校である富洲原中学校への影響が懸念されるため、どのように対応するか富洲原地区も含めて検討する必要があると考える。

・移転建替え及び現在地での改築について、比較検討を行うのはよいが、朝明中学校移転の建替えは、朝明中学校区の課題だけでなく、大矢知興譲小学校区の課題をも解決しようとするものである。このため、現在地での改築の場合は、単にその経費を示すのみではなく、大矢知興譲小学校の改修にどれほど経費がかかるのか、併せて示すことがより公平であると考ええる。

5. まとめ

これまで、全市的な学校規模等適正化のあり方については議会でも様々な議論がなされ、四日市市学校規模等適正化計画においても、全市的な適正化に向けた取り組みは謳われているところであります。しかし、適正化に向けた全市的な取り組みの方向性について、議論の途上にある中、まずは大矢知地区の教育環境課題・朝明中学校の施設課題を解決するため、朝明中学校移転建替を行うという方針が示されたことに違和感を覚える声もあります。

このような状況において、平成 28 年度当初予算を認めるに当たって、市議会としては先述の附帯決議を付したところであり、これを受けて全市的な学校規模等適正化に向けた取り組みを進めるべく、四日市市学校規模等適正化検討会議がこれまで 2 回にわたって開催され、議論が進められています。また、平成 27 年度決算審査においては、平成 26 年度教育環境課題調査検討事業において抽出された検討対象校区のうち、笹川東小学校区・笹川西小学校区や羽津中学校区については、課題解決に向けた具体的な取り組みが進められていることも確認しております。さらには、学校規模等適正化検討会議において、全市的な学校規模等の適正化に向けた具体的な取り組みの方向性について議論されていると同時に、過小規模であるために学校規模等適正化計画において D・E 判定となっている学校に対しては、小規模であることのデメリットを緩和するための取り組みが進められていることも確認いたしました。

しかしながら、少子化による児童生徒数の減少が現に進む中、全市的な学校配置を見直すことは喫緊の課題であり、より迅速な取り組みが必要と考えます。

一方で、校区内の宅地開発の増加に伴い大規模化する学校の施設面での課題も生じています。市内には、生徒数に対して普通教室数が不足しているために中学校 1 年生の 30 人学級が実施できていない中学校もあるほか、少人数授業を行うための教室が不足しているためにティーム・ティーチングによって子供たちの教育環境の確保を図っている学校もあることから、児童生徒にとってどのような環境が望ましいかを念頭に、取り組みを進めるべきと考えます。

教育委員会からは、現在開催している学校規模等適正化検討会議について、平成 29 年度以降も継続したいとの意向が示されました。今後、全市的な学校の適正配置に向けて前進していくことが期待されます。本年度の取り組みを契機に、全市的な適正化に向けた動きをより加速化させていくことを求め、当委員会の調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	山口	智也
副委員長	三木	隆
委員	土井	数馬
委員	豊田	祥司
委員	豊田	政典
委員	樋口	博己
委員	樋口	龍馬
委員	森	康哲
委員	森川	慎

教育民生常任委員会

○本市における地域包括ケアシステムの構築・認知症施策について

1. はじめに

2025年には、「団塊の世代」が75歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加すると見込まれています。そうした中、高齢者を持続的に支えるとともに、住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者の思いに応えていくためには、「公助」のみならず、「自助」「共助」も組み合わせながら、地域の中で必要なサービスを効率的・効果的に提供する仕組みが必要であることから、本市においても2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築が進められています。

平成29年4月1日には介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の導入が予定されており、これまでの介護予防サービス事業所に加え、さまざまな地域資源を活かした多様な主体によるサービスの提供が可能となり、より一層「自助」「共助」の取り組みを進めていくことが求められます。また、高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加する中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けた認知症施策の推進も非常に重要となります。

総合事業の導入を目前にして、当委員会としても本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて現在どのような取り組みが行われているのか改めて確認するとともに、今後どのような対策が望まれるのか検討するため、本市における地域包括ケアシステムの構築及び認知症施策について所管事務調査として取り上げ議論することといたしました。

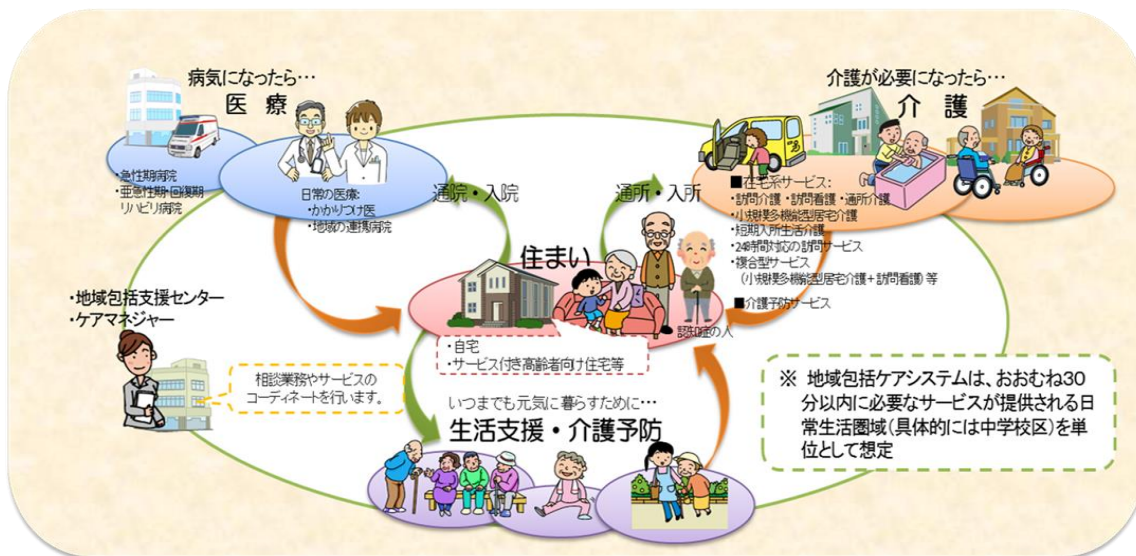
2. 地域包括ケアシステムについて

(1) 地域包括ケアシステムとは

① 地域包括ケアシステムの定義

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「生活支援」・「住まい」が一体的・包括的に提供される仕組みをいう。

【厚生労働省の示す「地域包括ケアシステム」のイメージ図】



②国の示す「地域包括ケアシステム」構築に向けた課題

分野	国の示す今後の課題	具体的な施策（例）
介護	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅介護の限界点を高める24時間対応や随時対応が可能な居宅サービスの充実 ○在宅生活が困難な方に対する施設サービスの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス ○特別養護老人ホーム等の介護保険施設
介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のつながりの中で継続的に実施できる住民主体の介護予防の推進 ○リハビリテーション専門職等を活用した介護予防の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防自主活動団体、サロン等の通いの場の育成・支援 ○地域リハビリテーション活動支援事業
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活継続の前提となる生活支援（家事等日常生活の援助）、見守りの体制整備 ○専門職の確保が困難になる中、柔軟できめ細かな対応ができる住民同士の支え合いによる生活支援を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） （既存の介護事業所のサービスに加え、基準緩和サービス、住民主体サービスを追加） ○生活支援コーディネーターによる住民主体の取り組みの育成
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○「病院完結型医療」から「地域ネットワーク型医療」への移行 （急性期・回復期・慢性期といった病院の機能分化を推進して早期の社会復帰を目指す一方、在宅医療・訪問看護等を充実して地域医療体制を整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医 ○かかりつけ医 ○訪問看護ステーション ○急性期、回復期、慢性期病院
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の基盤として必要な住まいの確保 ○本人の希望と身体状況、経済状況等にかあった住まいの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅 ○認知症高齢者グループホーム ○サービス付き高齢者向け住宅等

(2) 地域包括ケアシステム構築に向けた四日市市での取り組み

①相談支援・コーディネート体制の整備

高齢者が地域包括ケアシステムの各サービスをスムーズに利用できるよう調整を行うとともに、サービス間の連携を支援するため、本市独自の在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市からなる3層構造の相談支援・コーディネート体制を強化する。

A. 在宅介護支援センター

地域に身近な高齢者の総合相談窓口として市内全地区に設置する26カ所の在宅介護支援センターに、福祉職に加え医療職（看護師等）を順次配置して、相談支援体制

を強化するとともに、介護と医療のスムーズな連携を可能にする。

【平成 28 年度 17 カ所 ⇒ 平成 29 年度 21 カ所】

B. 地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の 3 職種を配置した市内 3 カ所の地域包括支援センターに、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、介護予防推進員も併せて配置。認知症、介護予防、医療・介護連携、高齢者虐待などに関する専門相談支援機関として、在宅介護支援センター、ケアマネジャーのほか、関係機関への支援・コーディネートを行う。

②医療・介護の連携

地域包括ケアシステムが有効に機能するためには、各サービスが一体的に提供されることが必要であり、地域における医療・介護の関係機関も連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。

このような観点から、介護保険の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、平成 30 年 4 月までに全ての市区町村での事業実施が義務化された。

これまでの本市における取り組みを活かし、以下のとおり在宅医療・介護連携事業を実施する。

A. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療、介護連携に関する医療・福祉関係者からの相談への対応、病院から在宅への切れ目のないスムーズな移行支援を行う「（仮称）在宅医療・介護連携支援センター」の設置

B. 医療・介護関係者の情報共有の支援

I C T を活用した医療・介護関係者の情報共有システムの活用促進

C. 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

訪問看護充実のための研修・相談事業の実施等

D. 医療・介護関係者の人材育成

E. 市民への周知啓発

③総合事業の実施と生活支援コーディネーター等による住民主体活動の育成・支援

地域包括ケアシステムの構築に当たり、特に介護予防、生活支援の部分では、既存の介護事業所によるサービスだけでなく、住民も含めた多様な主体による取り組みが重要となることから総合事業をはじめ、以下の取り組みを進める。

A. 住民の啓発

出前講座や広報等を活用して地域包括ケアシステムの必要性などについて啓発

B. 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーター 3 名を市社会福祉協議会に配置し、地域の各種団体及び

地域住民への啓発、住民主体活動の担い手発掘と育成、活動の実施・継続に対する側面的支援を実施

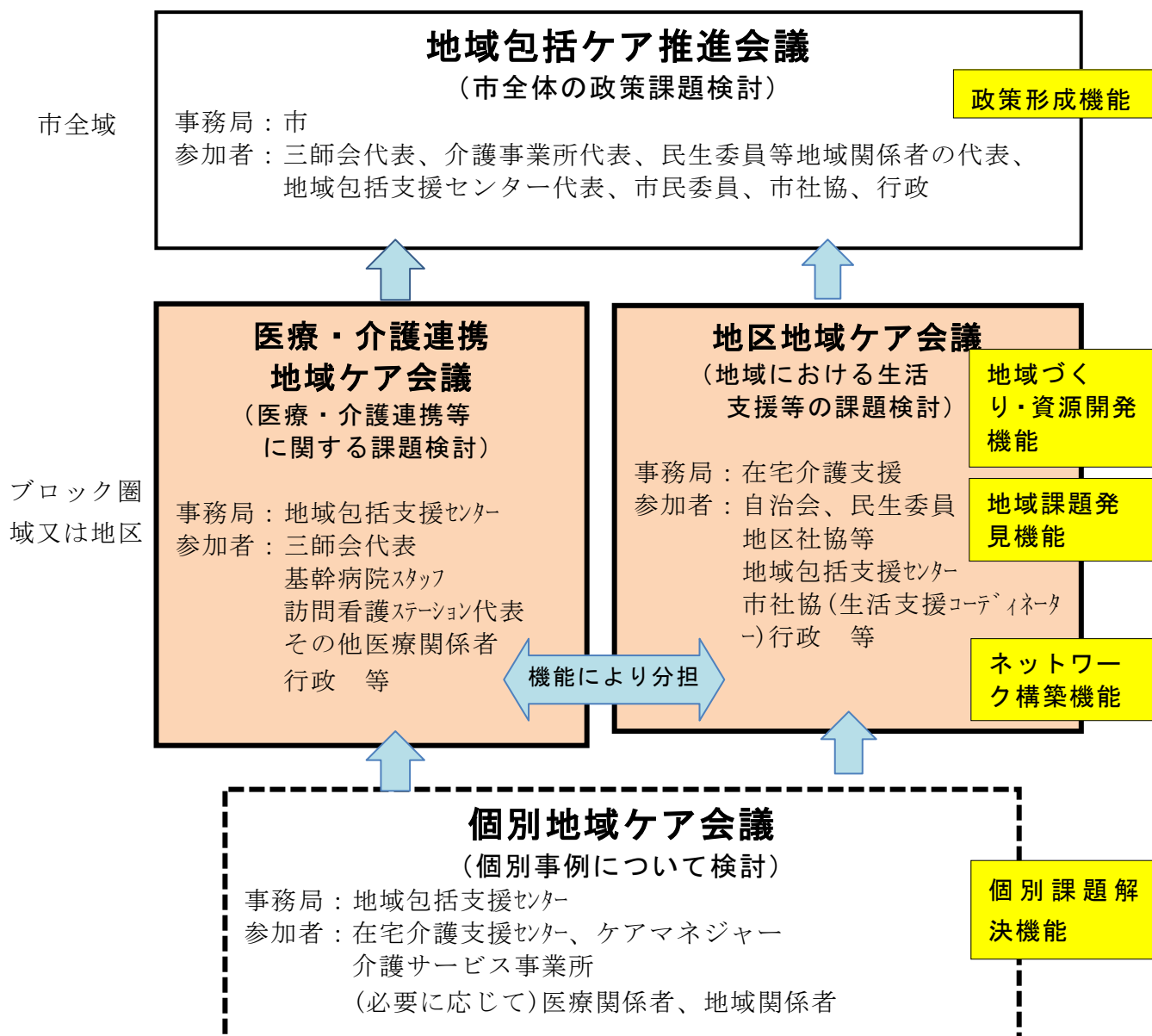
C. 総合事業の実施

平成 29 年度から実施する総合事業の中で、非専門職を活用した基準緩和型サービス（サービス A）、住民主体型サービス（サービス B）を委託・補助事業として実施。特に重要となる住民主体活動を支援するため、平成 27 年度から活動の立ち上げ補助制度も実施。

介護予防事業では、介護予防自主活動団体やふれあいいいききサロンを育成・支援。

④地域ケア会議の実施

医療・介護関係者、地域組織（自治会、民生委員児童委員等）を含めた多職種・多機関で構成する各層の地域ケア会議で、個別事例の検討や地域課題の分析を通して、関係機関のネットワークづくりや地域づくり・資源開発を進めるとともに、政策形成に向けた提言を行う。



【平成 27 年度実績】

地域包括ケア推進会議 3回 医療・介護連携地域ケア会議 3ブロック 15回
地区地域ケア会議 26地区 89回 個別地域ケア会議 23回

3. 認知症施策について

高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加する中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくるのが、喫緊の課題となっている。こうした認知症高齢者を地域で支えていく上でも、地域包括ケアシステムの構築は、非常に重要となる。

(1) 四日市市における認知症高齢者の現状

平 28 年 10 月 1 日現在

認知症高齢者数	全高齢者数	全高齢者に対する割合
5,943	77,908	7.6%

※認知症高齢者数は、要介護認定者のうち認定調査時に認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上（何らかの認知症の症状が見られる）と判定された人の数

平成 26 年度厚生労働科学研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」によれば平成 24 年度の全国の認知症高齢者数は 462 万人、全高齢者の 15% と推計されており、本市でも要介護認定を受けていない高齢者で相当数の認知症高齢者が潜在していると推測される。

(2) 四日市市における認知症施策

①早期診断・早期対応

A. 認知症初期集中支援チーム【平成 28 年 12 月末 対応者 31 人】

認知症は早期の診断・対応が効果的なことから、福祉職、医療職、専門の医師による認知症初期集中支援チームが、訪問などによって、認知症が疑われる方やその家族に早期に集中的に関わり、必要な医療・介護サービスにつなげる支援を行う。

平成 27 年度に北地域包括支援センター、平成 28 年度に南地域包括支援センターに配置し、平成 29 年度には中地域包括支援センターに配置予定。

②地域での生活を支える医療サービス

A. 医療機関の役割分担の明確化

四日市医師会の協力のもと、認知症に関する医療相談や診療をスムーズに行えるよう、各医療機関の役割分担を明確化。

- ・認知症に関わるかかりつけ医
- ・認知症サポート医、神経内科、精神科開業医
- ・もの忘れ外来、精神科医療機関、認知症疾患医療センター

③地域での生活を支える介護サービス

認知症高齢者の地域での生活を支えるため、以下の介護サービス等を整備する。

A. 認知症高齢者グループホーム【平成 28 年 12 月末 18 カ所、定員 180 人】

認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら日常生活上の支援や機能訓練などを受けられる施設。要支援 2 以上の人が対象。

B. 小規模多機能型居宅介護【平成 28 年 12 月末 2 カ所、通所定員 27 人】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、なじみの関係の中で支援を行う。

④地域での日常生活・家族の支援の強化

A. 認知症サポーター養成講座【平成 28 年 12 月末 受講者類型 18320 人】

認知症の正しい知識や接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする認知症サポーターの養成講座を随時開催。

B. 徘徊高齢者 S O S メール【平成 28 年 4 ～12 月 送信件数 17 件】

認知症高齢者などが徘徊により行方不明となった時に、その情報を、見守り協力者（平成 28 年末 3541 件）にメール配信して、迅速な安全確保につなげる。

C. 見守り協定【平成 28 年 12 月末 協力企業 22 団体】

孤立死の未然防止、虐待の早期発見とともに、徘徊高齢者・障害者などの早期発見のため、ライフライン事業者、配達事業者、新聞販売店、公共交通機関などと市が協定を結び、地域における見守りへの協力を依頼。

D. 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り・支援体制づくりや医療・介護の関係機関の連携を進める認知症地域支援推進員 4 名を配置（介護・高齢福祉課及び 3 カ所の地域包括支援センター）。

平成 28 年度は、認知症の人を理解し支援する協力者を育成するため、認知症サポーターフォローアップ講座を開催するとともに、認知症カフェや徘徊対応模擬訓練への支援などを行っている。

E. 認知症カフェ【平成 28 年 12 月末 10 カ所開設】

認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、交流できる認知症カフェを社会福祉法人等に委託して実施。

F. 啓発

認知症の人への社会の理解を深めるため、「認知症の人と家族の会」と連携し、世界アルツハイマーデー（9 月 21 日）関連行事としての市役所のライトアップや街頭啓発を実施。また、認知症の人や家族、支援者等がタスキをつなぎながら全国を縦断するイベント「RUN 伴（ランとも）」にも協力。

4. 委員からの主な意見

・介護疲れから殺人につながるケースもある中、介護者となる家族のケアが重要であるとの声を聞いている。本市においては、「認知症の人と家族の会」三重県支部による相談窓口が年に複数回開催されているが、本人が認知症であるということを認めない、家族も本人が認知症であるということを理解しきれないということもある中で、「認知症相談窓口」というくくりではなく、介護者・介助者が気軽に集える場という位置づけで対象を拡大し、このような相談窓口の開催回数・開催地区を増やすという考え方も必要ではないか。

・認知症を早期に発見・予防するという観点からは、ある程度認知症に対象を絞った施策を展開することも重要であるが、一方、高齢化が進む現状において、今後は、認知症だけでなく、老老介護全般を対象とし、介護している家族を支える仕組みづくりが求められると考える。

・在宅介護支援センターの医療職について、平成 29 年度には 21 カ所に配置される見込みであるが、残り 5 カ所が積み残しとなる。看護師の確保が困難である中、看護師の育成に向け、四日市看護医療大学との積極的な連携を求める。

・地区地域ケア会議においては、地域における生活支援等の課題について、地域の方も一緒に考えてもらうことが必要になるが、地区によって開催頻度にバラつきがあり、地域住民の意識啓発を担う生活支援コーディネーターの役割が重要となる。現在、本市は市社会福祉協議会に 3 名を配置しているが、他市町においては各地域に細かく配置している例もあることから、積極的な取り組みを求める。また、個別地域ケア会議についても、地域における支え合いの理念からも、地域の意識の醸成を含め、開催の後押しをお願いしたい。

・総合事業の住民主体による通所型サービス B について、2025 年までに最低でも各地区 1 カ所以上を整備するとのことだが、多くの地域で受け皿ができていない中で年間三、四カ所の整備では遅いのではないかと感じるため、よりスピード感を持って取り組む必要があると考える。また、人口の多い地区については、1 カ所の整備では不足するため、地域の状況に見合ったサービスの整備をお願いしたい。

・ふれあいいきいきサロンについて、地区でサロンが複数できた場合に、後から設立されたサロンに補助金が行き届きにくいという事象があったが、住民主体のサービスを育成するに当たっては、これを是正し、支援の公平化を図る必要がある。また、ライフサポート三重西や下野・活き域ネットのような住民参加型の生活支援サービスについても、今後設立される団体に対して、先行団体と同等の支援を行う必要があると考える。

・在宅で余生を過ごしたいと考える高齢者がいる一方で、介護する家族への配慮から特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームへの入所を希望する高齢者も少なからずおり、現在特別養護老人ホームについては本市で 400 人程度の待機者がいるとのことである。在宅介護という方向に偏ることなく、高齢者の希望に応えられるよう施設整備も進めるべきであると考えます。

・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくることが目標となっているが、本人も、またその家族も、地域に認知症であるという事実を知られたくないという意識がまだまだ強いと感じている。介護を担う家族が気軽に相談できる体制づくりを行うとともに、地域の集会等、様々な場を活用して地域包括ケアシステムの施策メニューの周知・啓発を行うべきである。

・認知症の相談窓口については、同じ悩みを持つ人たちが気軽に情報交換できる場が必要と考えるが、「認知症の人と家族の会」四日市地区のつどいの開催は2カ月に1回という状況であるなど、気軽さや敷居の低さについてはまだまだ実現できていないと感じる。このような場をさらに設けるなど、相談窓口の充実について前向きに進めてほしい。

・認知症地域支援推進員の取り組みとして、平成28年度より認知症サポーターフォローアップ講座が開催されており、参加者には、認知症サポーター養成講座や各種のイベント時に協力いただいております。認知症カフェへの参加も促しているとのことである。平成29年度には総合事業が始まり、認知症サポーター等についてはより重要な役割を果たすこととなると考えるため、こうした取り組みを積極的に進めてほしい。

・認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターフォローアップ講座の受講者について、学んだ知識やスキルを具体的な活動につなげていく必要があると考える。また、徘徊高齢者等SOSメールの見守り協力者や、見守り協定を締結した企業22団体についても、徘徊高齢者等の早期発見につながるよう、より高い意識を持って取り組みを進めてもらうよう訴えていくことが必要ではないか。

5. まとめ

本市では、従来から在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市からなる独自の「三層構造」の仕組みを構築しており、今後、医療を初めとする関係機関や地域との連携をより一層充実させ、総合相談機能はもとより、今後増加することが予測される医療ニーズの高い高齢者や認知症高齢者への対応、虐待の防止と権利擁護対策、介護予防・日常生活支援の充実等を図っています。また、介護予防・日常生活支援に関しては、住民主体による生活支援サービスの先進的な取り組みも行われており、少しずつこうした取り組みが広がりつつある状況です。

平成29年4月には介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みを加速化していく時期に来ていますが、地域における生活支援等の課題について検討する地区地域ケア会議について、地区によりその開催回数にバラつきがあるなど、まだまだ地区によって高齢者を地域で見守るという意識に差があると考えられます。また、介護予防を進めていく上で、今後重要な役割を担うことになる「ふれあいきいきサロン」についても、以前より地区内で複数のサロンが設立された場合、地区単位で補助上限額が設けられているために、後から設立されるサロンへの補助が行き届きにくいといった制度的な課題も指摘されています。今後、住民も含めた多様な主体による取り組みの育成に向けて、より一層地域住民への「自助」「共助」意識の啓発を行うとともに、活動が発展的に維持・継続できるよう行政による側面的支援の拡充を行うことが重要となります。

一方、認知症施策においては、早期診断・対応に向け認知症初期集中支援チームの設置を平成27年度より開始したほか、認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェの開設など、地域での日常生活・家族の支援の強化にも力を入れています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくることを第一義的な目標に取り組みが進められておりますが、本人が認知症であることを認めないことが多く、家族も本人が認知症であるという事実を理解できない、地域に知られたくないという意識がまだまだ強いのではないかと考えられます。誰もが気軽に参加できる集いの場として、現在、市内で開催されている

認知症カフェの拡充に向け積極的に取り組んでいくとともに、「認知症」の枠にとらわれず、同じ悩みを持つ者同士が気軽にその悩みを共有し、情報交換できるような相談窓口も充実させていくことが必要ではないかと考えます。また、地域での日常生活・家族支援の一環として行われている認知症サポーター養成講座の受講者等に、積極的に協力を求めていくことも有効と考えます。

地域包括ケアシステムの理念は、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく暮らし続けられる社会の構築であります。この理念のもと、市が先頭に立って、今後、地域で高齢者を支えていくという意識をさらに醸成していく必要があります。さらに、高齢化の進行に伴い、「老老介護」が増えると見込まれることを踏まえ、介護者である家族を支える仕組みづくりについても早急な取り組みが求められます。地域包括ケアシステムの完成年度である 2025 年度に向けて、今後、様々な施策が展開されることから、先を見据えた安定・継続的な仕組みが構築できるよう、行政、地域が一体となった取り組みを進められることを強く求め、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	山口	智也
副委員長	三木	隆
委員	土井	数馬
委員	豊田	祥司
委員	豊田	政典
委員	樋口	博己
委員	樋口	龍馬
委員	森	康哲
委員	森川	慎

教育民生常任委員会

○図書館について

1. 調査の経緯

現在の市立図書館は、昭和 48 年 7 月の竣工であり、建物の手狭さや設備の老朽化が課題となっています。新しい図書館の整備に向けた期待が高まる中、本市議会においては、「議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会」において、本市にふさわしい新しい図書館について調査研究を行いました。また、市においては、四日市市総合計画（2011 年度～2020 年度）において新しい図書館に関する整備構想の策定を掲げ、現在は、庁舎東側広場の新図書館を核とした中心市街地拠点施設の整備について検討を行っています。

こうした状況を踏まえ、当委員会としても現在の市立図書館の状況や課題について改めて認識を共有し、教育委員会として本市に望ましい図書館をどのように考えているのか確認すべく、図書館について所管事務調査として取り上げ議論することとしました。

2. 現図書館の施設概要について

(1) 土地及び建物等の状況

鉄道駅	近鉄四日市駅より 0.8 km（徒歩 15 分）
土地	計 5250.29 m ² （敷地 4738.01 m ² ＋高架下 512.28 m ² ）
建物	鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階（昭和 48 年 7 月竣工） 建築面積：計 1636.68 m ² （本館 1498.79 m ² ほか車庫） 延床面積：計 4147.42 m ² （本館 4010.27 m ² ほか車庫）
主な設備	閲覧席・・・・・・・・・・・・・・・・計 102 席 学習席・・・・・・・・・・・・・・・・計 196 席 図書検索パソコン・・・・・・・・計 6 台 インターネット情報閲覧パソコン・・・・・・・・3 台 自動貸出機・・・・・・・・・・・・1 台
駐車場	専用駐車場・・・・・・・・・・・・計 67 台 共用駐車場（文化会館第 4 駐車場）・・・・計 30 台
自動車文庫	移動図書館車・・・・・・・・・・・・2 台

出典：議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会 調査研究報告書より

(2) 図書館利用者数等の推移（平成 23 年度～28 年度）

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
開館日数	277	274	249	274	277	277
入館者数	290,507	286,016	265,668	285,866	342,517	318,100
貸出者数	171,804	167,710	154,561	195,944	216,073	217,732
貸出冊数	865,294	842,660	791,588	823,290	863,999	850,287

(3) 図書館費の推移（平成 23 年度～27 年度）

単位：円

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
図書館費	123,085,362	143,458,247	150,354,622	118,327,151	117,311,974	未確定
うち、図書購入費	28,730,190	28,713,382	28,702,016	28,924,719	28,920,918	未確定

(4) 図書館職員数の推移（平成 23 年度～28 年度）

年度	H23		H24		H25		H26		H27		H28	
	内司書		内司書		内司書		内司書		内司書		内司書	
正職員	8	5	8	4	8	4	8	4	8	4	8	5
嘱託	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4
OB 嘱託	1		1		1		1		1		1	
再任用	2	1	3	2	3	2	3	1	3	1	2	1
臨時	15	12	15	12	15	12	16	13	15	13	15	12
合計 (内、長期休暇者)	29	21	30	21	30	21	30 (1)	21	30 (1)	21	30	22

※平成 23 年度より、窓口専用非常勤職員 3 名（パート労働時間を年間勤務人数に換算）を含む。

※正職員のうち、司書には毎年度司書補 1 名を含む。

3. 現図書館の課題や問題点について

- ① 建物が手狭で、書架・閲覧スペースが不足している。
- ② 設備が老朽化し、修繕や更新が多くなってきている。
- ③ 駐車場が不足している。
- ④ 最寄りの鉄道駅から距離がある。
- ⑤ エレベーター、多目的トイレの数が不足し、またオストメイト対応がなく、バリアフリー対応が不十分である。
- ⑥ 畳スペースが狭く、また授乳室やおむつ交換台がなく、子育て対応が不十分である。
- ⑦ インターネット閲覧席が少なく、また DVD 視聴席やデータベース閲覧席等がなく、ICT 対応が不十分である。
- ⑧ バーコード管理により、自動貸出機（1 台）や蔵書点検が 1 冊ずつの処理で手間と時間がかかる。

4. 新しい図書館のあり方検討会報告書（平成 22 年 9 月 15 日）

これまでの懇話会提言や庁内の調査研究会での具体的な検討結果を踏まえ、“図書館の今後の方向性”を教育委員会へ報告したもの。現在、教育委員会の検討のベースとなっている。

《要点》

(1) 今後の方向性に関する基本的な考え方

① 総合メディアセンターよりも社会教育の場として

ネットPCやDVDなど総合メディアセンター機能もあるが、図書館原点の幼児教育も含む社会教育の場を大切に。

② 子どもたちにとって良好な読書環境の創出

明るい色彩や畳スペースなど子供たちが本と親しみ、読書を楽しむ環境づくりと機会の提供を。

(2) 図書館のサービス業務の充実

① 「こころの憩いの場」としてのゆったり感の醸成

書架の高さやレイアウトなどでゆったりとした雰囲気、樹木や植物などで憩いの場の演出を。

② 図書館職員（司書）の資質向上

図書館司書の存在は非常に重要であり、司書を含む職員の人材育成など図書館職員の充実を。

③ 多様化する市民ニーズへの対応

休館日の変更やICタグによる貸出・返却のスピード化の検討、またホームページで新着本等の情報発信など、図書館サービスの充実を。

(3) 地域の図書館としての役割の明確化

地域の歴史や文化、新聞、行政資料などに関する地域資料の充実を。

(4) 魅力ある事業の展開

① 企画展示や講習会のアイデア募集やボランティア募集など、市民との協働により各種事業の充実を。

② 図書館祭りや館内コンサートなど、人と人が交流する事業を。

③ 魅力のある閉架書庫の見学ツアーや企画展示など、図書館の持つ魅力的な素材を生かした魅力づくりを。

(5) 施設間のネットワークの推進

① 身近な図書館としてのあさけプラザと楠公民館（現・交流会館）図書室それぞれの特色を活かしながら、図書館の充実と魅力の向上を。

② 施設間のネットワークの推進

i) 図書館情報・物流のネットワークにより、中央館、地域館としての位置付け、また自動車文庫の活用も含めてサービスの向上を。

ii) 学校図書館に対し、図書館司書による支援や連携強化、児童生徒の「調べ学習」へ支援体制の充実を。

iii) 近接している市立博物館や市文化会館等との連携やすみ分けを。

◎最後に

①市民が求める図書館を実現するため、上記のような様々な図書館サービスを展開することが必要。

②市としても、最新の図書館サービス機能への対応も含め、新しい図書館の建設について具体的な計画を立てるべき。

5. 「議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会まとめ」に関する検討の考え方について「四日市市議会議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会 調査研究報告書（平成28年5月16日）」中の「議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会まとめ」（P21）に関する検討について、現在、教育委員会においては、次のとおり考えている。

新しい図書館を考える分科会まとめ		その検討の考え方
項目	内容	
四日市にふさわしい新しい図書館について	新しい四日市市立図書館は、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代に役立つ知識と情報にあふれ、多くの市民が集まる魅力的な空間であって、本市の文化やまちの活力の創造につながる「日本一市民に愛される図書館」を目指すべき。	「市民みんなの社会教育の場」、「子どもたちにとって良好な読書環境づくり」及び「ICTにも対応した居場所ともなる滞在型図書館」の3つを基本的な考え方とし、子どもの頃から読書に親しむ場、また多世代にとって生涯学習の場とするとともに、新たな情報や人に出会える居場所とする。 また、新たな利用者が増えるよう、より多くの市民にとって魅力のある図書館を目指す。
執行部に対して	○何より先に、基本コンセプトを確立した上で、具体的な施設整備の計画の策定に当たること ○計画に当たっては、公共図書館の本来の役割とは何か、十分整理すること ○新しい図書館は、市民参画を大事にし、市民の声を広く聴きながら創り上げること ○本市の特色を活かした図書館としていくこと	

項 目	内 容	その検討の考え方
計画の策定にあたって		
目指すべき姿（１）	<p>本市の文化の拠点の一つとして、市民から愛される図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合施設とするか否か ○図書館そのものの充実 	<p>「市民活動における多世代交流機能」や「軽飲食ができる憩いの空間」との複合により、市民活動や文化活動の拠点の一つとするとともに、幅広く市民の声を聴き、より多くの市民にとって魅力のある図書館となるように検討する。</p>
目指すべき姿（２）	<p>まちのにぎわいを創出し、市民が交流しやすい図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地 ○駐車場の確保 	<p>バス路線や鉄道路線からのアクセスを考慮するとともに、駐車場需要への対応を検討する。</p> <p>また、新たな情報や人に出会い、交流できる図書館となるように検討する。</p>
目指すべき姿（３）	<p>居心地が良く、何度も行きたいと思える図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計、デザイン、施設規模・総工費 	<p>バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するとともに、子どもから高齢者までの利用者それぞれに居心地の良い空間づくりを検討する。</p>
目指すべき姿（４）	<p>すべての市民の学びを支援し、誰もが快適に利用できる図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○書庫・書架の整備、先端技術設備や電子図書サービスの導入 ○産業・ビジネス支援、健康・医療コーナー等の設置 ○障害者向け、高齢者向け、中高生向け、小学生向け、乳幼児向けの機能など 	<p>使いやすい開架・閲覧スペースとし、電子書籍やデータベース、自動貸出機など利便性の高いICTの活用を検討する。</p> <p>ビジネスや健康、環境など幅広く蔵書をそろえ、それらテーマでの展示会やレファレンス（図書調査相談）の充実を検討する。</p> <p>乳幼児や小学生、中高生、社会人、高齢者、また視覚障害者や子育て世代など、それぞれに利用しやすい空間づくりを検討する。</p>
目指すべき姿（５）	<p>本市の知・情報の拠点として、市民の役に立ち、市民と共にあゆむ図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営・サービス、運営形態 	<p>幅広く市民の声を聴き、開館時間の延長、司書や蔵書の充実、また市民参加や市民協働などを検討する。</p>

6. 他市の公立図書館における先進的な I C T 活用の事例について

(1) I C T コーナーについて

① データベース

図書館が図書館向けデータベースを借り受け、利用者が専用パソコンで検索・閲覧するもの

<図書館向けデータベースの例>

- | |
|---------------------------------------|
| ① 中日・東京新聞データベース |
| ② 日経テレコン（日本経済新聞、企業・人事検索、経済データなど） |
| ③ JIJI-Web News Service（国内・海外の配信ニュース） |
| ④ ジャパンネレッジL i b（辞典事典 50 種・雑誌記事など一括検索） |
| ⑤ J R S 経営情報サービス（業界動向、ベンチャー支援情報など） |
| ⑥ J D r e a m III（科学技術や理科系論文の最新情報） |

② アーカイブ

貴重な地域資料をデジタル化して保存するとともに、専用パソコンやインターネットで検索・閲覧できるようにするもの

（過去のニュース番組、映像、地図及び航空写真も含まれる。）



(2) 主な I C T 設備について

I C タグ	図書館の管理をするもの。 バーコード管理から I C タグ管理に替え、利便性向上と管理負担軽減の効果がある。
I C ゲート	図書館の貸出処理忘れや盗難防止をチェックするもの。 磁気テープ反応から I C タグ反応に替え、誤作動減少の効果がある。
自動貸出機	利用者自身が図書館の貸出処理をするもの。 貸出本の読み取りをバーコードでの 1 冊ずつ読み取りから、I C タグでの 10 冊一括読み取りに替え、利便性向上とプライバシー保護、管理負担軽減の効果がある。

自動予約受取棚	<p>利用者自身が予約本を受け取るもの。</p> <p>利用者がカウンターで申し出て司書から受け取る方法から、利用者が専用パソコンで検索して専用書架から取り出す方法に替え、利便性向上とプライバシー保護、管理負担軽減の効果がある。</p>
自動書庫	<p>高収納の棚にコンテナで保管する閉架書庫から、オートメーションで図書を取り出すもの。</p> <p>司書が閉架書庫に入って図書を探し出してカウンターまで運び出す方法から、専用パソコンで検索して閉架書庫より図書を機械がスピーディにカウンターまで運び出す方法に替え、待ち時間短縮、管理負担軽減と省スペースの効果がある。</p>



7. 委員からの主な意見

- ・議員政策研究会の報告書では、公共図書館の本来の役割とは何か、十分整理した上で計画策定に当たることを提言している。現在の図書館の課題については10年以上も議論してきた経緯があり、十分に時間をかけていると考えるが、教育委員会として本市の図書館はこうあるべきという具体的なビジョンを持ち、その上で実際に本市に適用できるのかも含めて議論を行わなければ、問題は進展しないのではないかと。
- ・現在基本計画策定に向けて検討されている市庁舎東側においては、建物の手狭さや駐車場の不足、最寄駅からの距離といった現状の課題が解決できるのか疑問である。手狭さや駐車場の不足が要因となり、子育て世代等の来館が少なくならないよう配慮してほしい。
- ・市民全員が満足する図書館とすることは難しいとしても、より多くの市民に満足感を与える図書館とすることが公共の使命であると考え、他都市の先進図書館における運営等の状況と貸出冊数、貸出登録者数との相関性など、今後分析すべきである。
- ・現在は、政策推進部が中心となり、新図書館を核とした中心市街地拠点施設の整備について検討を行っているが、図書館を所管する教育委員会が議論に参加していないのではな

いかと心配する市民も多い。図書館専門部会等、公開の会議に教育委員会も参加し、図書館のあり方について議論しているのであれば、その内容について積極的に情報発信すべきではないか。

・新しい図書館をいつまでに整備したいのか、教育委員会としての強い思いが感じられない。教育委員会として、四日市の図書館はこうあるべきという方向性を打ち出してほしい。

3. まとめ

現在の市立図書館については、建物の手狭さや書架・閲覧スペースの不足、設備の老朽化、駐車場の不足やICT対応が不十分であることなど、様々な課題があります。平成22年9月には、新しい図書館のあり方検討会から教育委員会に対して、図書館の今後の方向性について報告書が提出され、教育委員会においてはこの報告書をベースに、新しい図書館に望まれる機能や運営について検討を行っています。

近年、全国的にも多くの自治体で、新しい図書館の整備が進んでおり、商業施設や文化施設と一体となった図書館や、先進的なICT設備を導入した利便性の高い図書館、来館者サービス全般を民間事業者へ委託している図書館など、様々な事例が存在します。新しい図書館の検討に当たっては、教育委員会として、こうした先進事例を詳細に分析した上で、本市にふさわしい新しい図書館にはどのような施設・機能が望まれるのか、具体的に導き出す必要があります。

現在、庁舎東側広場の新図書館を核とした中心市街地拠点施設について、政策推進部が中心となって検討を行っています。しかし、このことについては、図書館を所管する教育委員会が議論に参加していないのではないかと不安に感じる市民の声も聞かれています。

今回の所管事務調査において、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」。）の教育長を進行役とする図書館専門部会において、「市民みんなの生涯学習の場づくり」、「子どもたちが読書を楽しむ環境づくり」、「新たな情報や人に出会える居場所づくり」を基本理念に据えた「新図書館の基本方針」の素案を検討し、策定委員会へ報告したことの説明がありました。

このように、教育委員会としても図書館のあり方について、主体的に議論に参画していることが確認できたことから、今後の図書館の機能に関する議論については、教育民生常任委員会としても、その経過を見守り、状況に応じて協議していく必要があると考えます。新しい図書館の検討に当たっては、教育委員会として具体的なビジョンを持ち、引き続き積極的に関わっていくことを求めるとともに、中心市街地拠点施設整備事業の中で具体的な図書館機能について議論を行う際は、その部分について教育民生常任委員会へ経過を報告されることを求め、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	山口	智也
副委員長	三木	隆
委員	土井	数馬
委員	豊田	祥司
委員	豊田	政典

委	員	樋	口	博	己
委	員	樋	口	龍	馬
委	員	森		康	哲
委	員	森	川		慎

5. 行政視察報告書

平成 28 年 11 月 11 日

四日市市議会

議長 川村 幸康 様

教育民生常任委員会

委員長 山口 智也

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 28 年 7 月 25 日（月）～7 月 27 日（水）
2. 視察都市 松戸市、郡山市、小金井市
3. 参加者 山口智也 三木 隆 豊田祥司 豊田政典 樋口博己
樋口龍馬 森 康哲 森川 慎
(随 行) 笠井厚徳
4. 調査事項 別紙のとおり

(松戸市)

1. 市勢 市制施行 昭和 18 年 4 月 1 日
人 口 484,835 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
面 積 61.38 平方キロメートル
2. 財政 平成 28 年度一般会計当初予算 1524 億 8000 万円
平成 28 年度特別会計当初予算 1345 億 2690 万 4 千円
平成 28 年度企業会計当初予算 323 億 7712 万 3 千円
合 計 3193 億 8402 万 7 千円
3. 議会 条例定数 44
4 常任委員会 (総務財務、健康福祉、教育環境、建設経済)
1 特別委員会 (予算審査、決算審査、市立病院検討)
4. 視察事項 介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び地域包括ケアシス
テムの構築に向けた取り組みについて

(1) 視察目的

現在、全国において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が目指されている。特に、2025 年以降、医療・介護にかかる費用が増大するとともに、生産年齢人口の減少によりサービスを提供する専門職の確保が困難となるため、平成 27 年度の介護保険制度改正で、軽度者である要支援者に対するサービスを多様な主体が実施できる介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) が導入された。

松戸市では、平成 27 年 4 月に、要支援 1・要支援 2 の人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の二つのサービスについて、市が実施する新しい総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへの移行を行った。利用者と事業者、住民主体のサービス提供者等を含め、「需給」「受益と負担」等を協議体でサービスを検討し、平成 29 年度をめどに給付の適正化と介護人材不足を解

消できるような多様なサービスの構築を目指している。

本市においても、平成 29 年 4 月 1 日に総合事業へ移行するという方針が示されており、持続可能な制度としていくために、どのような形でどのようなサービスを提供していくのか、検討することが求められる。そこで、先行して総合事業への移行を行った松戸市における取り組みについて、地域包括ケアシステムの構築という観点も含めて、本市の参考とすべく、視察を行った。

(2) 事業の概要について

①社会的潮流の考え方について

A. 高齢者が増加傾向にあり、特に団塊の世代が後期高齢者に達する 2025 年がピークとなる。これに伴い、介護の需要が増加するが、一方で生産年齢人口が減少し、負担者の減少、専門家等の介護人材の不足につながることで、需給バランスが不均衡となる状態が発生する。このため、松戸市では、地域包括ケアシステムの構築に向け早期に着手した。

B. 現在、第 6 期介護保険事業計画の計画期間であり、2018 年から第 7 期の計画が開始される。他方、医療分野においても、2018 年より次期医療計画が開始されるが、同年 4 月に診療報酬と介護報酬が同時に改定されることとなっている。診療報酬から介護報酬への制度移行や、平成 27 年に閣議決定された「骨太の方針」、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策も踏まえた介護保険の制度改正が予測される。

②地域包括ケアシステムの構築について

A. 地域包括ケアシステムの構築に向けた考え方について

介護保険法第 1 条には、高齢者が「尊厳を保持」し、「自立した日常生活を営む」ことができるようにすることが、理念として掲げられており、その実現に向けた国民の努力・義務として、第 4 条に、「健康の保持増進」、「能力の維持向上」が掲げられている。

⇒対象は、利用者だけでなく、全ての人

○保険者である地方公共団体の責務（介護保険法第5条）

可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること。そのために、保健医療福祉サービスや予防、軽減、悪化の防止など、自立した日常生活の支援を包括的に推進する必要がある。

○地域、ケアマネージャー、事業者の役割（国民と、保険者の間に存在）

i) どのようなまちを創るのか、土台（意識）づくり

↓ ⇨ 規範的統合、共通認識（理解）

ii) 地域（人）づくり



iii) 安定・継続的な仕組みづくり

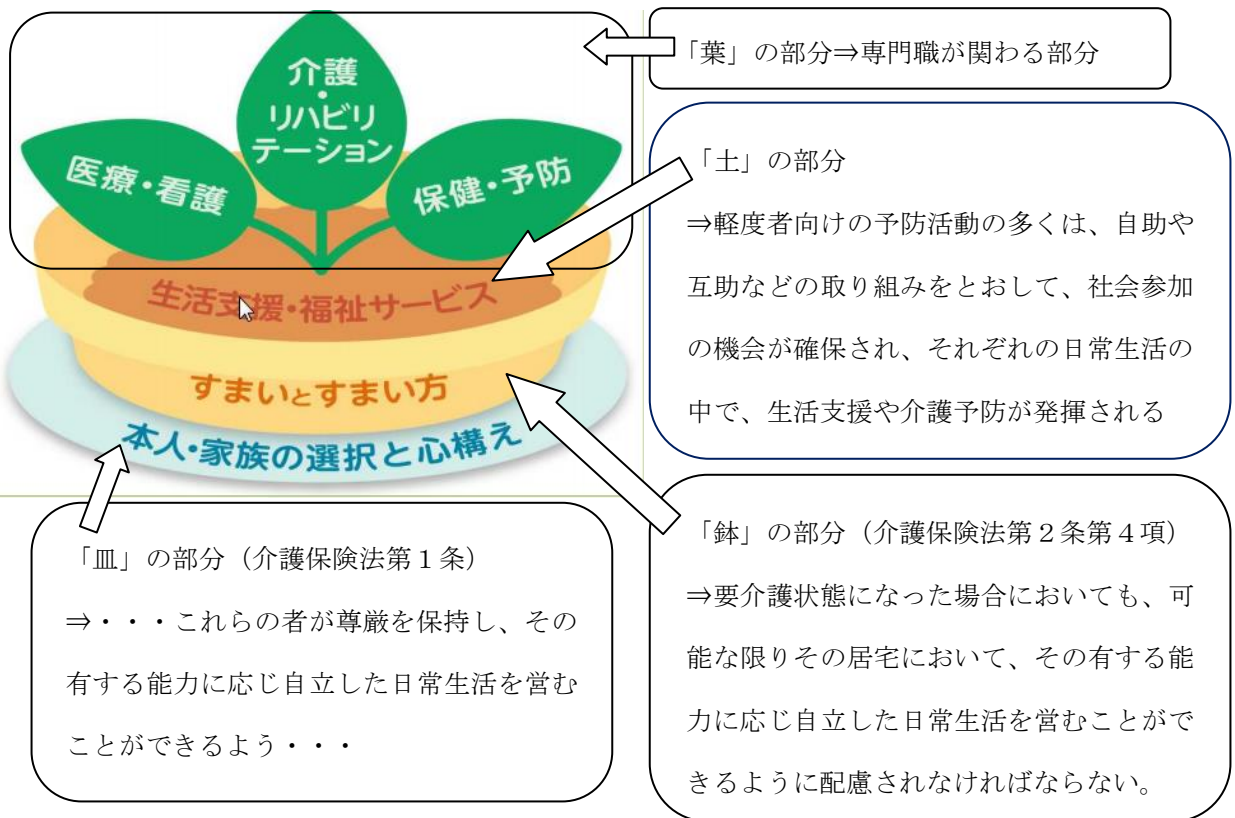
3M (Make)

↓
地域包括ケアシステム

*土台となる意識、地域を醸成しながら、一時的ではない安定・継続的な仕組みづくりを目指すため、松戸市では、介護予防・日常生活支援総合事業への移行は、現行相当のみとなっている。

B. 地域包括ケアシステムの捉え方について

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条）



※図は、平成 25 年 3 月地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より引用

松戸市では、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・日常生活サービス事業、一般介護予防事業で構成）を点で、同事業と包括的支援事業、任意事業で構成される地域支援事業を線で捉え、この上に面として、地域包括ケアシステムがあると考えている。将来的には、地域包括ケアシステムの中に、子供に関すること、障害者に関することが組み込まれるのではないかと推測しているとのことである。

C. 新しい地域支援事業について

総合事業については、介護予防・日常生活サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）のほか、市町村が自由に実施可能な一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等）がある。高齢者が増加する中で、いかに対応するかにより、自立期間を延伸し、新たな需要を抑制することができることから、松戸市では、この2事業を同時並行で行う必要があると考えている。

また、介護予防・日常生活サービス事業については、国は類型を示しているのみで、どれをどのように実施するかは保険者の裁量となっている（ただし、国の地域支援実施要綱で縛りがある）ため、各市町村において迷いが生じている。これについては、地域特性に応じて、不足しているものを創設すればよいと考えている。

また、地域包括支援センターの運営や、在宅医療・介護連携の推進など、実施が義務付けられている包括的支援事業については、総合事業の機能強化を図るという位置づけで実施されており、介護給付適正化事業等の任意事業については、地域の実情に応じて必要な支援を行うという考えのもと、取り組みが進められている。

○介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するもの。高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要であると考えられていることから、要支援者等が必ず通過する介護予防ケアマネジメントの役割は極めて重要。

※総合事業の中の一般介護予防事業については、一般高齢者等も対象となるため、より多くの人と触れ合える当事業を要支援者等が受けられるようマネジメントすることで、生きがいや役割につながるなど、大変高い効果が期待される。

D. 自立支援の考え方について

○ADL（日常生活動作）

日常生活を営む上で、普通に行っている行為、行動のことで、具体的には、食事や排せつ、整容、移動、入浴等の基本的な行動をさす。

要介護高齢者や障害者等が、どの程度自立的な生活が可能かを評価する指標として使われている。

○ I A D L（手段的日常生活動作）

日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次の動作を指す。具体的には、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理等。

⇒ この二つの要素を組み合わせながら考えることが重要。また、I C F（国際生活機能分類）によれば、「健康状態」「心身機能・構造」「活動」「参加」「環境因子」「個人因子」のそれぞれが相互に影響し合っていると考えられており、その地域の特性に応じた自立支援の在り方を議論していく必要がある。

⇒ 都会や山間地等、地域によって手法は異なると考えられる。

③介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

A. 移行の経緯について

松戸市では、平成26年12月に平成27年4月からの総合事業への移行が決定し、大都市が、現行相当のみで100日程度で移行したことで有名である。

○現行相当で移行することとなった決定要因

- i) 猶予はあるものの事業実施が必須であり、移行の事務量は変わらないため、早期に移行し、次期計画に向けた準備をすることが有効と考えられたこと
- ii) 移行した場合の特例措置として、財源の上限枠の拡大や認定期間等の延長による経費節減が可能であったこと
- iii) 将来の保険料推計値を公開するなど、住民・事業者・関係機関と情報共有し、将来に向けて共に考えることが必要と考えたこと

○地域包括ケアシステム構築に向けた「着眼大局」の姿勢

基本フレームの決定の時点では「着手小局」（できるところから行う）

i) 事業対象者

- ・ 認定と事業の適切な振り分けを行う
- ・ 制度動向が不安定であるので、有効期間（2年）を設定
- ・ 国の示す基本チェックリストのみでは、ケアプラン作成が標準化できないため、松戸市独自のアセスメントシートを作成
- ・ 事業者対象者を基本チェックリストで排除するのではなく、ケアプラン上で対応する
- ・ 事務の簡素化（国保連を活用したマネジメント料の支払い等）

ii) 移行するサービス

- ・ 円滑に移行するために、現行相当をそのまま移行
（従前の事業者が淘汰されるのを回避するため、単価は変更せず）
- ・ 従前の二次予防事業を通所型サービスCへ移行
- ・ 現行相当（みなし）事業所の制限（計画上で不足する場合は公募）

iii) 実施するサービス

- ・ 想定できる最小限を予算化、認定審査費用の削減、多様なサービス構築講演会等
- ・ 生活支援体制整備
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業
- ・ 認知症施策推進事業

3 S（Simple→現行相当、Smooth→基準・単価を変更しない、Standard→地域と共に考える）の考え方

④地域特性の考え方

A. 地域特性の基本的な考え方

- i) 安定・継続性が重要（行政からの依頼・補助だけでは難しい）
- ii) 自助から考えるが本来の「補完性の原則」（小さいものから大きなものへ）→地域（住民）ベクトルで考えなければ、需要・供給バランスがとれない。

C. 規範的統合の推進について（2）

○元気応援キャンペーン

高齢者のサービスを提供してくれる団体等の公募。特別養護老人ホームやコンビニ、薬局等の協力を得られている。協力団体は市のホームページに掲載しているが、補助は出していない。

○通いの場の公募

6 畳以上で、週 1 回 2 時間以上、実費相当で貸与可能な場所を公募。特別養護老人ホーム等のほか、個人宅からの申し出もある。

○住民主体の介護予防活動の公募

週 1 回、2 時間以上活動（介護予防に資する活動 10 分含む）、5 人以上、だれでも受け入れる、場所は自ら設定、継続することを条件とする。【24 団体の公募→22 団体を選考】

準備資金：100 千円以内、運営費：50 千円（2 年間）の補助

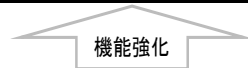
○元気応援ほけん

市内において高齢者を対象としたボランティア活動を行うことを目的に自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として 5 人以上で構成員の 70%以上が本市に住所を有する市民で構成された団体については、保険を適用

⇒ これらの一連の活動の中で、キックオフイベント（講演会）を開催

⑤地域支援事業の具体的取り組み（平成28年7月現在の松戸市の取り組み全容）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） 1) 介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス ◎従前相当 ○緩和A（平成28年3月よりモデル事業として3団体で実施） ○住民主体B（平成28年3月よりモデル事業として2団体で実施） ○短期集中予防C（平成28年10月より実施予定で検討中）※予算化済 ○移動支援D（住民主体Bに含んで実施） ②通所型サービス ◎従前相当 ●緩和A ●住民主体B } 検討中 ◎短期集中予防C（平成27年10月より実施） ③生活支援サービス ●未実施（一部任意事業で実施） ④介護予防支援事業（ケアマネジメント） ◎マニュアル等を作成 ◎介護予防手帳の作成		2) 一般介護予防事業 ①介護予防把握事業 ◎1号被保険者到達時に案内通知 ○75歳以上高齢者のみ世帯に対する調査（未回答者には民児協の協力による訪問） ②介護予防普及啓発事業 ○元気応援キャンペーン（協賛団体8団体＋通いの場12団体） ③地域介護予防活動支援事業 ◎介護支援ボランティア ○通いの場の公募（平成27年12月より12箇所） ○通所型モデル事業（平成28年3月より元気応援くらぶ22団体） ④一般介護予防事業評価事業 ○共同研究等 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ●未実施（セラピストとあり方を検討中）
--	--	--



2. 包括的支援事業 1) 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実） ◎運営マニュアルを作成 ○平成29年度から市直営基幹包括、地域包括（11→15） 2) 在宅医療・介護連携推進事業 ◎一部を医師会に委託（情報提供システムの構築、地域サポート医の設置） 3) 認知症施策の推進 ◎認知症初期集中支援チームを医師会に委託 4) 生活支援サービスの体制整備 ◎高齢者を支え合う地域づくり協議体を設置 ○生活支援コーディネーターの充実（第1層の増員、第2層の配置予定）

3. 任意事業 1) 介護給付費適正化事業 ◎給付費通知、縦覧点検、医療費突合、ケアプラン点検等 2) 家族介護支援事業 ◎家族介護慰労金、家族介護用品、家族介護教室、徘徊高齢者家族支援、認知症高齢者見守り 3) その他の事業 ◎成年後見、住宅改修理由書作成支援、認知症サポーター養成、シルバーハウジング生活援助員派遣、介護相談員派遣、配食サービス、高齢者緊急通報装置

その他：元気応援ほけん

⑥総合事業への移行による成果と問題・課題

A. 安定・継続的なサービス・支援の確保

安心して暮らし続けるためには安定・継続的な事業の質と量の確保が必要となる。しかし、人材不足・人材の高齢化により新たな人材の確保が困難である。このため、事業者（プロ）として担う部分は、ある程度中・重度に特化していく必要がある。

⇒住民・地域が自助・互助により、軽度者を担う必要性。

また、介護サービスの必要がない元気高齢者を増やすため、生きがいや役割の創出の必要性。

B. 総合事業移行による各方面の問題意識

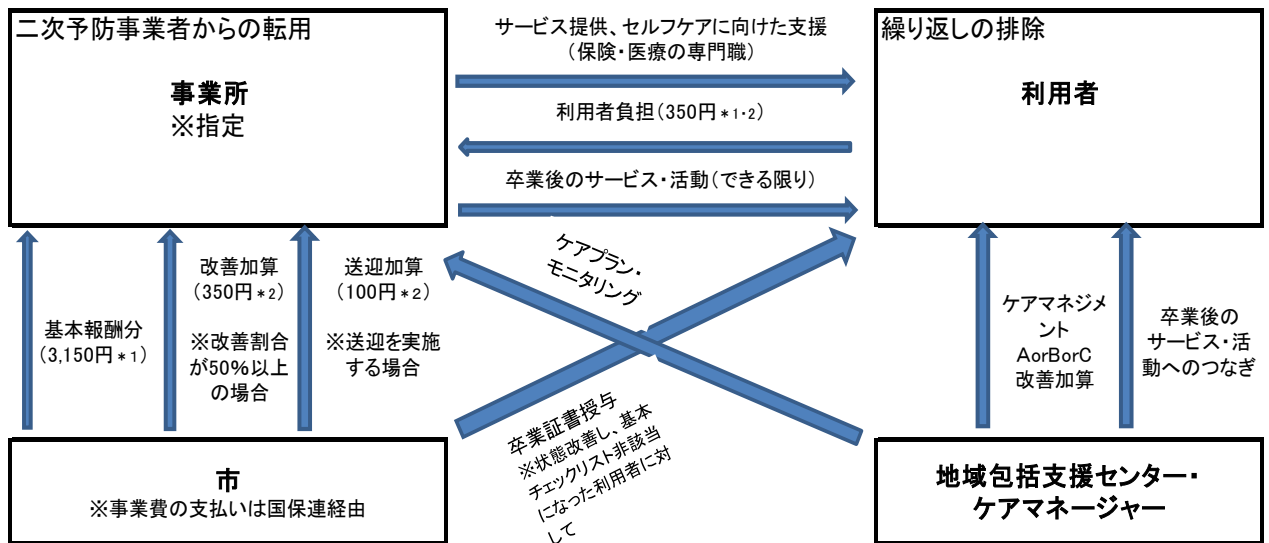
i) 住民⇒・サービスを求めれば、保険料に跳ね返る

- ・元気高齢者は負担のみで、受益が少ない
(⇔元気高齢者が増えれば、保険料が下げられる)
- ・自助・互助の再考
- ii) ケアマネージャー⇒・自立支援の再考の必要性
 - ・中途半端なプランでは、淘汰される危険性
- iii) 事業者⇒・役割の再考 (中・重度を主に行う必要性)
 - ・淘汰の危険 (サービス全体のネットワーク化の必要性)
- iv) 行政⇒・住民ベクトルの再考の必要性
 - ・保険者機能の発揮

⑦サービスの成果と課題

A. 通所型短期集中予防サービス

状態改善の達成を目指す期限 (原則 3 カ月程度) を明確に設定したうえで、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下 (運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下) の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する。



* 1: 一定以上所得者の場合は2割負担となり、利用者負担700円、基本報酬分2,800円
* 2: 改善加算・送迎加算の算定を受けても、利用者負担は増大しない。

注: 金額は1回当たりの金額

【限度】回数は10回/月、限度額は原則要支援1相当

B. 訪問型元気応援サービス

平成28年3月より「緩和A」、「住民主体B」、「移動支援D」をセットでモデル的に実施しており、検証等しながら拡大していく予定。なお、団体により実施内容は異なる。

	生活支援コース(緩和A)	困りごとコース(住民主体B)
基準	介護保険法施行規則第140条の62の3第2号 ①従事者の清潔の保持・健康状態の把握、②従事者または従事者であった者の秘密保持、③事故発生時の対応、④廃止・休止の届出と便宜の提供	
対象	要支援者・事業対象者の住民	
実施方法	指定(2,000円/時)	補助(準備300千円以内、運営費50千円以上/月)
内容	生活援助(身体介護はしない)	
ケアプラン	必要(ケアマネジメントA)	原則的には必要(ケアマネジメントA or C)
具体的内容	老計10号の範囲	柔軟な対応が可能
付帯事業	—	※移動支援も実施する場合がある
単位時間	0.5時間単位で提供	実施団体により異なる
利用者負担	100円/0.5時間(1割負担の場合)	
限度額	対象	対象外
他との併用	現行相当が包括単価であることから併用不可	他との併用可能
備考	セット化を推進するために連携加算単価(100円/時)を設定	

※生活支援コースは、プロではなく、市の研修修了者が実施。そのため、単価は低い。

※双方をセット事業として行うことで費用の効率化につながる。セット化推進のために生活支援コースに連携加算単価を設定。

※移動支援Dを住民主体Bに組み込むのは、全国初の取り組み。

C. サービス実施者の確保について

サービス実施者として認証するための研修

⇒サービスは、団体に属さなければ提供できないことから、単に市の研修だけでは、団体として責任を負えないことから、団体の実務研修を必須とした。

⇒単に市の研修だけでは、家族介護のために終わる(家族介護教室は別途実施)

サービス実施者として、高齢者の積極的な活用

⇒活躍する場と機会を与えることで、介護予防、社会参加につながる。

認証者数：168名（平成28年7月現在）

⑧今後の展望について

現在、社会保障審議会介護保険部会において、次期介護保険制度改正に向けた議論がなされており、これらの動向を注視し、地域住民にも情報発信しながら施策の充実を図る必要がある。

この先、人材面では介護人材不足、高齢者の増加が、財源面では、負担者は減少するものの対象者の増加が見込まれており、どのように対応するかが課題となる。地域の目線を大切に、規範的統合を推進し、地域特性に応じて必要な（不足する）サービス・支援を創設するということが、今後も求められる。

(3) 委員からの意見

Q. 規範的統合の推進において、地域住民等への説明や情報公開はどのような単位、方法で進められたのか。

A. 計画策定後、地域包括支援センターの圏域全てを回って説明を行い、その後は、基本的にどのような団体、規模でも希望があれば説明に応じ、質疑に答えていた。その際、行政から住民主体の活動を依頼するのではなく、まずその段階の地域住民による活動、取り組みを聴取し、それを元気応援ほけんや元気応援キャンペーン等の施策に反映させるという手法をとった。

Q. どのような内容の説明を行ったのか。

A. 地域住民にとって興味があるのは、保険料について、数年後に自分たちがサービスを受給できるのかどうかという部分であるため、全体的な説明をまず行い、必要に応じて再度説明に伺った。その中で事業者が軽度を担うことが難しくなるため、どのようにすればよいと思うかといった投げかけも行った。

Q. 事業者にとって多様なサービスへの参画は、職員の処遇悪化につながるとのことだが、軽度者の支援を主に行っている事業者もあり、事業者の収入減につながる側面もあると考える。この点について、事業者とはどのように協議したのか。

A. 単価の高い中・重度については専門性が高いため、事業者はそこを担わざるをえない。専門職の人材確保が困難であるとの側面もあるが、事業者間のネットワークを構築する中で、将来を見据えた人材確保・育成の新たな方策を検討してほしい。事業者にとっての強みである専門性を最大限生かせる方法を共に検討していこうと伝えている。具体的には、中・重度に特化すれば単価の向上につながる可能性もあり、事業者間で業務の質と量のコントロールをすべきであるといった議論を行っている。

Q. 将来的には、障害者や児童についても地域包括ケアシステムの中に組み込まれると予想しているとのことだが、松戸市ではいつ頃からを想定しているか。

A. 地域包括支援センターの窓口が全てを集約することになると考えているが、今後5年ほどは他部門と歩調を合わせることは困難である。介護保険の範囲で一定の形ができた段階で統合しなければ、混乱が予測される。しかし、地域包括ケアシステムの推進に当たり、世田谷区のように行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターの一体整備の先進事例もあり、その部分から統合していく必要性を感じている。

Q. 住民地域による継続的なサービスを担保するための支援についてはどのように考えているか。

A. 訪問型の緩和サービスAについては、現在3事業者でモデル的に実施しており、その中で問題・課題を整理した後、一般公募を行うことを考えている。住民主体の介護予防活動については、2年間の期限付きで行政の支援のもとに22団体が活動を始めており、今後は、これらの団体が、新たな活動者の支援を行うことを期待している。この活動は、通所型の住民主体サービスBに向けた慣らしとなるとも考えている。

Q. 地域住民主体の事業については、なるべく最初はハードルを下げ、そこから徐々にレベルアップをしていくという想定をしているのか。

A. 活動について、徐々に上を目指すという心理は働くと考える。地域住民等のネットワーク内において情報交換を行うなど、行政主導ではなく、地域住民主導でよりよい手法を検討することが重要と考える。

Q. 元気応援ほけんの予算はどの程度か。

A. 65歳以上を対象としており、年間100万円はかかっていない。

(4) 所感

松戸市においては、当初、平成29年4月の総合事業への移行を目指していたが、早期に移行し、次期計画に向けた準備をすることが有効と考えられたこと、住民・事業者・関係機関と情報共有し、将来に向けて共に考えることが必要と考えられたこと等の理由により、平成26年12月の決定に基づき、平成27年4月より現行相当サービスのみで移行を行った。

視察においては、考え方のもととなる社会的潮流の部分から丁寧に説明いただいたが、その中で、新たな介護人材の確保が困難であることから、事業者として担う部分は中・重度に特化し、軽度者は住民・地域の自助・互助により担っていくという方向性、及び安定・継続的なサービスの実現には、サービスは自助を補完するものとの原則に基づき、住民・地域・事業者等関係者が地域で不足するものを創出すべきであるとの考え方は終始一貫していた。特に、「規範的統合の推進」として、地域住民や事業者、ケアマネージャー等それぞれの主体の問題意識を共有するため、地域住民・団体での勉強会の開催や、異なる事業者間でのネットワーク化を図る等の取り組みが積極的に行われており、行政が主導して取り組みを行うのではなく、一歩退いて安定・継続的なサービスの実現に向け、住民・地域・事業者等と一緒に考えていくとのスタンスが強調されていたことが印象深い。

本市においては、平成29年4月に総合事業へ移行するとの方向性が示されており、今後も移行に向けて様々な調整が行われることとなるが、持続可能なサービスとなるよう先を見据えた制度設計が行政には求められるといった声もある。総合事業への移行により、これまで以上に地域住民の役割が重要となる。松戸市のように、地域住民や事業者等が問題意識を共有し、地域にどのようなサービスが必要であるのか主体的に検討することが、安定・継続的な制度設計につながると考える。行政においては、各主体への積極的な意識啓発に努めるとともに、5年先、10年先も見据えた持続的な制度となるよう取り組まれることを求め、視察報告とする。

(郡山市)

1. 市勢 市制施行 大正 13 年 9 月 1 日
 人 口 335,657 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
 面 積 757.20 平方キロメートル

2. 財政 平成 28 年度一般会計当初予算 1346 億 9000 万円
 平成 28 年度特別会計当初予算 1001 億 1333 万 9 千円
 合 計 2348 億 333 万 9 千円

3. 議会 条例定数 38
 4 常任委員会 (総務財政、建設水道、環境経済、文教福祉)

4. 視察事項 地域を生かした教育環境パワーアップ事業について

(1) 視察目的

郡山市では、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間、市内 3 地区をモデル地区として、「学校支援地域づくり事業」を推進し、地域コーディネーターが地区内の各小・中学校と連絡調整を図り、それぞれの学校のニーズに応じたボランティアをコーディネートし、様々な学校支援を行ってきた。平成 25 年度からは、当事業と従前から推進してきた「特色ある学校づくり推進事業」を統合し、新たに「地域を生かした教育環境パワーアップ事業」を立ち上げ、全市的に、学校内外での諸活動に地域や民間の人材を活用し、地域の教育力向上や生きがいづくり、地域コミュニティの充実等を図っている。

本市においては、第 3 次四日市市学校教育ビジョンにおいて、「地域とともにある学校づくり」を掲げ、「四日市版コミュニティスクール」の拡充の取り組みを進めており、小中合わせて現在 27 校となっている。しかし、保護者、地域が主体的に学校づくりに参画を行っているものの、市政アンケートによれば、家庭・地域との協働の推進について、満足していると答えた市民はまだ少ない状況である。このため、郡山市における取り組みが、本市の「地域とともにある学校づくり」の参考となるのではと考え、視察を行った。

(2) 事業の概要について

①事業開始の経緯について

A. 特色ある学校づくり推進事業（平成 11 年度～）

総合的な学習の時間など、授業における外部人材の活用などを通して特色ある学校づくりをめざす。（市内全小・中学校で実施）

【成果】・学力の向上（体験学習の充実、専門的知識・技能の体得）

- ・地域教材、人材活用等による郷土愛の育成
- ・開かれた学校づくりの推進

【課題】・地域人材の発掘と継続的・計画的な確保

B. 学校支援地域づくり事業（平成 21 年度～）

地域コーディネーターを介して、各学校のニーズにあったボランティアを派遣し、学校と地域の互惠関係に基づいた教育力の向上を図る。

※モデル地区（西田・三穂田・御館）において実施

※文部科学大臣表彰受賞（H24 西田地区、H25 御館地区、H26 三穂田地区）

【成果】・学習環境の整備 ・地域との交流による豊かな心の育成

- ・登下校の安全確保
- ・地域人材の発掘と生きがいづくり

【課題】・土曜日等の休日や長期休業日における学習支援への対応

- ・地域コーディネーターの安定的な確保

⇒A、Bの事業を平成 25 年度に統合

<背景> i) 法令等改正への対応

- ・教育基本法の改正（H18）学校、家庭、地域の連携
- ・学習指導要領（H20）体験活動等学ぶ内容の充実
- ※H28 改訂答申 アクティブ・ラーニングの充実

ii) 新しい時代への対応

- ・震災の復興への取り組みと地域（コミュニティ）の再生・活性化
- ・産学官連携等の推進（産総研、大学の活用）
- ・市民の教育参加の推進 郡山市内 4 大学学生ボランティア協定

- <メリット>・地域人材による地域主体の持続的・計画的な学校支援の拡充
- ・学ぶ内容・機会の充実
(多様なカリキュラムへの人材の積極的な活用・放課後や休日等の学習活動の支援)
 - ・学校における事務の軽減

⇒地域・民間との連携により教育環境日本一を目指す「地域を生かした教育環境パワーアップ事業」を平成25年度に開始。

②地域を生かした教育環境パワーアップ事業の概要

A. 趣旨

学校内の教育活動はもとより、土曜日等の休日や長期休業日の学校外における諸活動に、地域や民間の方々から積極的に支援・協力を得ることにより、子供たちの学びの環境の充実を図るとともに、学校と地域の互惠関係を生み出し、地域の教育力の向上や地域の方々の生きがいづくり、地域コミュニティの充実等を図る。

B. 事業内容

子供たちの教育環境の充実を図るために、中学校区を1つの単位として、地域をよく知る地域コーディネーターを配置する（中学校区への配置だけでは間に合わない場合、小学校区に配置する例もある。）。校区の小・中学校は、コーディネーターを通して豊かな経験、優れた知識・技能を持った地域の方々（市内在住の方）より学校の教育活動や学校外の諸活動に積極的に支援・協力を得ることにより活動の充実を図る。

(i) 教育環境パワーアップ

【学校外】土曜日等の休日や長期休業日、放課後の学習支援や体験活動支援
(郡山版土曜寺子屋等)

○実施単位 各小・中学校

○活用内容 土曜日等の休日や長期休業日、放課後に行う学習支援

を原則とするが、体験活動を実施する場合は、ものづくりなどの体験活動とし、狙いを明確にして実施する。

- 予算 報償費上限は1校当たり30,000円とし、計画は事業実施校で作成。

費目	支給内容等
報償費	学習支援者への謝礼 単価：1時間当たり1,000円
旅費	支給あり※市職員旅費規程による（公共交通機関利用のみ支給）
消耗品費	1,200円（事業実施校に予算を配当）
食糧費	支給なし
役務費（郵券代）	連絡用の郵券代

- 活用例 地域の公共施設や学校を会場に指導者が学習支援を実施

【学 校】学校の教育課程に基づいた学習支援

- 実施単位 各小・中学校
- 活用内容 学習支援 体験活動支援 学校図書館支援 特別支援教育支援 環境整備支援 登下校安全確保支援 学校行事支援 等
- 講師区分 授業の主たる指導者となって学習支援をするティーチャー型と、ボランティアで支援するサポーター型によって謝礼等の支給対象が異なる。
- 予算 各小・中学校に配当
1校当たり150,000円の予算内で各学校が事業計画を作成する。

	授業の主たる指導者（ティーチャー型）	ボランティア（サポーター型）
講師区分	①中学校技術科の木材加工の授業に、地域の大工を講師活用 ②中学校音楽家の和楽器の授業に、琴の先生を講師活用 ③特設クラブ・部活動の講師招へ	①授業中における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の支援 ②郊外活動における安全確保のための付き添い ③図書館整備や読み聞かせ

	いについては、1時間単位の活用とし、累計6時間まで認める。 ※授業を中心として地域人材等の活用を図ることを基本としているため、特設クラブ・部活動への講師招へいについては、一定の目安のもとで運用することとする。	④部活動において、顧問のサポーターとしての支援 ⑤花壇の整備や樹木の剪定 ⑥児童生徒の登下校時間に合わせた安全確保の見守り支援 ⑦学校行事支援
謝礼	市内学識経験者 1時間当たり 4,500 円*	支給なし
旅費	支給あり※市職員旅費規程による(公共交通機関利用のみ支給)	支給なし
食糧費 (給食費)	・児童生徒と一緒に食べる給食費を支給※茶菓子・飲料等は対象外	・児童生徒と一緒に食べる給食費を支給※茶菓子・飲料等は対象外
消耗品費	授業に必要な消耗品	交流に必要な消耗品
役務費 (郵券代)	連絡用の郵券代	連絡用の郵券代

*講師謝礼の1時間当たり単価は、学識経験者(県内市外)5,300円、大学教授級(県内)7,800円

(ii) 地域コーディネーター

○活動内容 学校を訪問するなどして、学校が必要とする支援について要望を集約し、その要望に合致した地域の人材を探し、学校に派遣する。

⇒地域人材の確保につき、学校は一切タッチしない。

○設置 中学校区を単位として設置することを原則とするが、学校の実情に合わせ複数名、小学校での設置も可能とする。

○候補者 公民館からの情報、すでに学校の教育活動に関わっている方の中から選考する等

・すでにボランティアとして学校を支援している人

- ・ P T A ・ 同窓会 ・ 地区団体等の役員経験者
- ・ 地域在住の教員経験者や市職員経験者
- ・ P T A 役員 等

○予算

費目	支給内容等
報償費	1 時間当たり 1,000 円 学校の実情に合わせコーディネーター活動回数で積算する。 例) 小学校 月 1 回 × 1 時間 × 10 回 = 10,000 円 中学校 月 2 回 × 2 時間 × 5 回 = 20,000 円 計 30,000 円
旅費	支給あり ※市職員旅費規程による

○地域コーディネーター研修会

●市教育委員会主催の研修会

コーディネーターの役割について確認するとともに各地区における学校を支援する地域づくりについて情報交換を行い、事業の推進を図る。(地域コーディネーターの均一化)

- ・ 実施回数 年間 1 回
- ・ 参加者 地域コーディネーター及び地域コーディネーター設置校の教頭

●県教育委員会主催の地域コーディネーター養成研修会

コーディネーターが参加する場合の日当 (一人 1 回) 1,300 円
参加費 : 無料 平成 28 年度開催地 : 未定

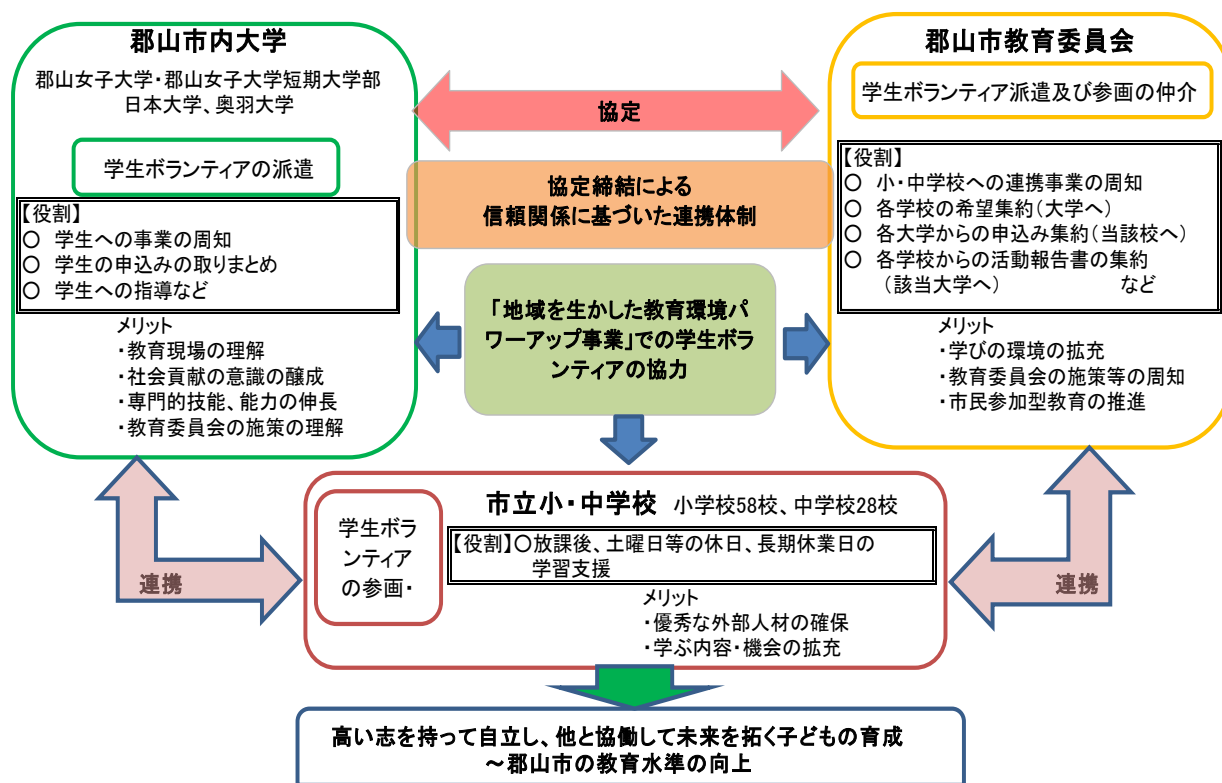
(iii) 外部人材の確保について

→学校内外の教育環境の充実を図るための教育資源

- 地域の専門的技能者、大学生、「寺子屋郡山」の講師、教員経験者、退職校長会等
- 郡山市教育委員会と市内 4 大学との協定により、郡山市立小・中学校に各学校の要望に応じて大学生を派遣する

※郡山市内大学との協定に基づく連携事業

～学生ボランティアによる児童生徒の学習支援等への参画～



→郡山市内の大学と郡山市教育委員会が協定を結び、それに基づいて市立小・中学校へ学生ボランティアを派遣し、学生が児童生徒の学習支援等へ参画することにより、児童生徒の学びの環境の充実を図るとともに、大学と学校及び教育委員会の互惠関係を深める。

B. 成果及び課題、今後の展望

i) これまでの取り組みによる成果

- ・「学校の教育環境パワーアップ」では、各学校の計画により、年間を通じて、専門的な知識や技能を有する地域住民等の民間の方々と教員との共同授業を通して、日常の授業の一層の充実を図った。その結果、児童生徒の学習内容の理解の深まりと学習意欲の向上が図られた。
- ・「学校外の教育環境パワーアップ」では、夏季・冬季休業中に、地域住民や大学生等の協力を得て、公民館等の公共施設で、希望者への学習支援や体験活動支援を行い、参加児童生徒数は 6,879 名にのぼ

った。その結果、多くの児童生徒が学ぶ喜びを味わい、学習意欲が向上した。また、講師等支援者数も増加した。

ii) 課題や今後の展望

- ・ 学校外の児童生徒の支援では、長期休業中のみならず、放課後や土曜日等の休日にも、学習支援や体験活動支援が実施できるようにするために、市内の大学と協定を締結するなど、学校を支援する人材確保に努めている。
- ・ 今後、教育課程内外を問わず、学校支援の一層の充実を図り、学校と地域の互惠関係を生み出し、地域の教育力の向上や地域住民の生きがいがづくりにつなげる。

(3) 委員からの意見

Q. 地域コーディネーターの配置について確認したい。また、研修について、市教育委員会と県教育委員会の主催のすみわけはどのようなものか。

A. 2事業を統合する際、事業の進めやすさを考慮し、各中学校区に1人の配置としたが、これに限定するものではない。また、研修については、県主催のものは、これから地域コーディネーターを務める者がその役割を理解するための初歩的なものであるが、市主催のものについては、これまでの実践事例を通じ、今後当事業をどのように進めていくべきか検証するという内容となる。

Q. 地域コーディネーターについては特段の資格はなく、学校で選定を行い、予算の範囲内で事業を行うということか。

A. 地域コーディネーターの資格は不要である。学校側で選定した地域コーディネーターに、学校としての事業の希望を伝え、コーディネーターが適当な人材を探して事業に当たるという流れとなる。

(意見) 本市でも外部講師の活用、登下校時の見守りは行われているが、地域住民の自主的な奉仕活動の域を出ず、全市的にシステム化しているという事例は参考になると考える。

Q. 当事業の事業費について、国庫補助の比率はどのようなものか。

A. 当事業は、本来、文部科学省の学校支援地域本部事業において、3分の

1の補助率により行えるものであるが、福島県においては、5年間は、東日本大震災復興特別会計の中で10分の10の補助率で行うことができる。

Q. 市内4大学との協定について、大学側のメリットはどのようなものか。

また、大学に対しての予算の支出等はあるのか。

A. 参加する大学生は、教育学部に限ったものではなく、専攻にかかわらず学生に参加してもらうことを主眼に置いている。また、学生のボランティア活動に対する旅費等が支払われるのみで、大学側への市からの支出はない。

Q. 当事業の成果について、学習意欲の向上等の定量的なデータはあるのか。

A. 当事業を行うことにより、学力向上にどの程度貢献しているか、相関関係を把握することはできないと考えている。定量的には、各中学校区で何名の地域コーディネーター、ボランティアが参画し、どのような内容の活動ができ、結果として何名の参加があったのかという部分を重視している。

Q. 地域コーディネーターの任期はあるのか。また、地域コーディネーターの個々の能力について課題はないか。

A. 任期についての定めはなく、地域と学校で事業を行うというスキームとなっているため、地域コーディネーターの変更につき、教育委員会から基本的に指導等は行っていない。地域コーディネーター間の力量差について、事業開始当初は大きく、学校側が協力する、市主催の研修の実施回数を多くするなど、大変苦勞した。近年についてはそれほど差はなくなっているが、当事業においては地域コーディネーターの意識、考え方が大きな要素を占めていると考えている。

Q. 地域において、地域の目指す方向性と地域コーディネーターの認識にずれがあるため、コーディネーターが交替した事例はないか。

A. そのような理由で地域コーディネーターが交替した事例はないと認識している。1名の配置では不足するため、複数配置とした事例はある。

Q. 各学校区の地域コーディネーターについて、複数配置している背景はどのようなものか。

A. 原則として各中学校区に1名であり、中学校区が広いために複数配置するというものではない。複数配置を行っている学校区については、事業に

積極的に取り組んでいるために、1名では不足するといった理由が多い。

Q. 市内小中学生約 26,000 人に対し、学校外の学習会及び体験活動への参加者 6,879 名（平成 27 年度）という数字は、想定通りか。

A. 平成 26 年度の参加者数は 3,568 名であり、かなりの拡大が見られる。学校、ボランティアも当事業に慣れ、子供たちの学習意欲も向上していると考えている。

Q. 当事業について、今後の検証の予定はあるか。

A. 今後、復興創生期間が終了し、国庫補助が従来の 3 分の 1 の補助率に切り替わるため、その段階で評価することになると考える。実際には平成 27 年度に一部検証しており、学校側から使いつらいとの声があった部分について見直しを行った。

Q. 今後、国庫補助が減額となっても、当事業の拡充を図るのか。

A. 市としては、継続して実施する方向で考えている。

Q. 安定、継続的な人材確保が課題と考えるが、参加されたボランティアの方を通じた制度の広報や、ボランティアへの研修等は実施しているか。

A. 基本的には行っておらず、地域コーディネーターが、学校のニーズに応じてボランティアを探すということが大前提となり、特段全市的な広報等は行っていない。他方、市内大学と提携したのは、事業の主眼の一つである学力向上に向けた自学自習を行う際、学生の力を借りることが効果的と考えたためである。地域人材の安定的な確保は事業の一つの鍵ではあるが、郡山市では、平成 11 年度より外部人材の活用を進めており、地域人材について学校間での情報共有ができていたことから、当事業においてボランティアの確保に係る苦労はそれほどないと感じている。

Q. 地道な積み重ねが重要であると感じる。事業統合の背景に、震災復興の観点があるが、当事業を通じてどのように地域が再生したのか。

A. 東日本大震災により、平成 24 年度の小学校の生徒数は、前年度比で 6,000 人ほど減少した。他方、原発事故からの避難のため、他のコミュニティから移り住んだ方も多くいる。様々なコミュニティの児童が同じ学校に通うことになるため、当事業を通じて、そのコミュニティの郷土文化等を学び、愛着を深める等の意識醸成はできたと感じている。また、大人は、学校に

入ることは難しい時代となっていたが、地域コーディネーターやボランティアとして参画することにより、地域内の児童生徒に対する見守り意識等が醸成されてきたと感じる。地域と学校の間にある垣根を下げるという意味では、当事業は非常に有益であると考えている。

(4) 所感

本市においては、平成 18 年度以降、徐々に「四日市版コミュニティスクール」の拡充の取り組みを進めており、平成 28 年度現在、小中合わせて全 27 校にまで拡充している。「学校づくり協力者会議」をより発展させた組織として位置づけ、「地域に開かれた学校」から、保護者・地域が学校づくりに主体的に参画する「地域とともにある学校」への発展を目指している。しかし、家庭や地域との協働の推進についての満足度は、年々向上しているものの、決して高い数値とは言えず、さらなる取り組みが必要である。

郡山市では、国の学校支援地域本部事業の枠組みの中で、平成 25 年度より地域を生かした教育環境パワーアップ事業を開始しているが、平成 11 年度よりすでに外部人材の活用による特色ある学校づくりを進めており、地道な積み重ねにより人材の確保にはそれほど苦勞しておらず、学校側も地域人材の活用についての抵抗感はないとのことである。また、当事業において特徴的なのは、学校側は、地域コーディネーターに必要とする支援を伝えるものの、後は地域コーディネーターの自主性に任せられているという点である。また、教育委員会もコーディネーターの任期や資格を特段も受けていないなど、地域と学校の信頼関係に基づき、あくまで地域が主体となって事業が行われているとの印象を受けた。これがかえって地域と学校の間を垣根を低くし、地域内の児童生徒に対する見守り意識等の醸成につながっており、さらには東日本大震災で被害を受けたコミュニティの再生に寄与しているとの実感もあるとのことである。

本市でも、「地域とともにある学校」への発展を目指すにあたり、保護者・地域が積極的に学校づくりに参加するにはどのようにすればよいのか、引き続き検討していく必要がある。地域の自主性を尊重して教育環境や地域コミュニティ力の向上を図る郡山市の取り組みも一つの参考として、今後の議論に臨みたいと考える。

(小金井市)

1. 市勢 市制施行 昭和 33 年 4 月 1 日
人 口 118,346 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
面 積 11.30 平方キロメートル
2. 財政 平成 28 年度一般会計当初予算 402 億 400 万円
平成 28 年度特別会計当初予算 242 億 2257 万 6 千円
合 計 644 億 2657 万 6 千円
3. 議会 条例定数 24
3 常任委員会 (総務企画、厚生文教、建設環境)
3 特別委員会 (予算、決算、行財政改革調査)

4. 視察事項 児童発達支援センター「きらり」について

(1) 視察目的

小金井市では、発達障害や知的障害、身体障害のある未就学の児童の自立を支援する市立幼児通所訓練施設「ピノキオ幼稚園」を改組し、平成 25 年 10 月に児童発達支援センター「きらり」を開設、18 歳未満の発達障害児を持つ親の相談事業等を始めている。また、当施設は、移転後の市立「けやき保育園」と同一の建物内に併設されている。

施設の運営は、社会福祉法人雲柱社が行っており、18 歳未満の児童及びその保護者を対象とした相談支援事業、18 歳未満の児童を対象とした保育所等訪問支援事業、小学校 1 年生からおおむね 6 年生までの児童を対象とした放課後等デイサービス事業等の各種事業を行っている。

四日市市では、児童発達支援センターあけぼの学園について、老朽化や利用者増によるスペース不足等の理由から移転整備が進められている。より児童発達支援センターとしての機能が充実するよう検討を進めることが必要であることから、小金井市における取り組みを参考とすべく、視察を行うこととした。

(2) 「きらり」設立に至る経緯について

小金井市では、市立幼児通所訓練施設「ピノキオ幼稚園」を市立「けやき保育園」と隣接する形で運営してきたが、施設の老朽化、障害児施策に対する市民ニーズの高まりを背景に、施設の見直しを行い、JR東小金井駅北口の土地区画整理事業に合わせて、保育園とともに現在地へ移転改築することとなった。これに当たり、保育サービスの拡充及び発達支援事業の充実を基本に、両園の保護者、職員を中心とした新園舎建設検討委員会を設置し、平成22年度に新園舎の基本設計を、平成23年度に新園舎の実設計を作成した。

事業内容については、平成23年9月に庁内関係課によるプロジェクトチームを立ち上げ、全30回の検討を行った。また、市民と直接意見交換ができる発達支援意見交換会を平成23年11月より18回にわたり開催した。これらの議論の結果として、「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」が策定され、「きらり」の事業の根幹となっている。

(3) 「きらり」の運営について

社会福祉法人「雲柱社」に業務を委託（公募型プロポーザル方式により選考）している。

また、平成26年4月より、指定管理者として施設の管理も行っている。

(4) 「きらり」の事業内容について

①相談支援事業（18歳未満の児童及びその保護者が対象）

A. 事業概要

○一般相談→児童の相談だけでなく、保護者自身の悩み、家族支援等も含めた相談を行う。

○専門相談→一般相談において専門的な相談が必要と判断された児童の専門的な相談（言語、身体、心理及び発達等に係る相談）を実施する。

- ・発達相談（心理士）
- ・OT相談（作業療法士）
- ・ST相談（言語聴覚士）
- ・PT相談（理学療法士）

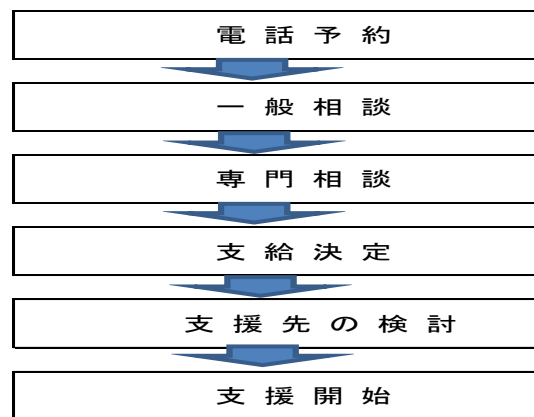
⇒各専門分野から児童の発達について、評価、相談を行う。

- ・計画相談（相談支援専門員）

⇒「受給者証」が必要なサービスを利用する際に必要となる手続き。「児童支援利用計画」を作成。

B. 事業の流れ

相談支援事業のフローチャート



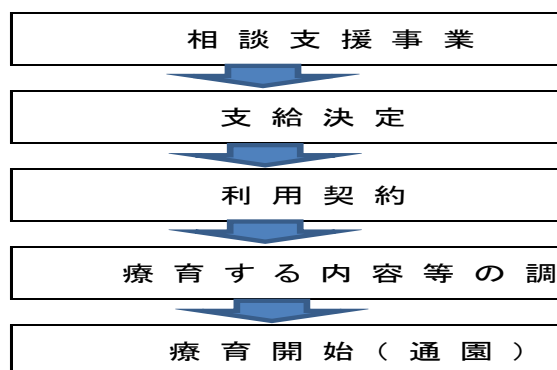
②児童発達支援事業（2歳から就学前までの児童が対象）

A. 事業概要

児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、市が入園を決定した心身の発達において特別な配慮が必要な幼児に対して、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施する（定員：21人）。事業内容については、ピノキオ幼児園で実施していたものを原則継承している。

B. 事業の流れ

児童発達支援事業のフローチャート



③放課後等デイサービス事業（おおむね小学校6年生までの児童が対象）

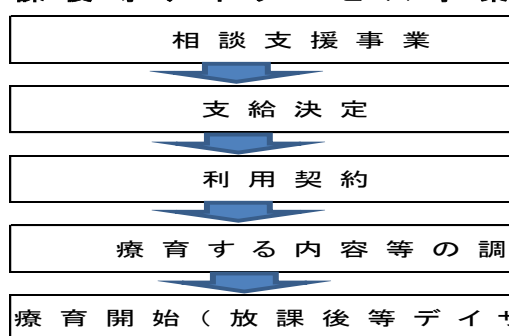
A. 事業概要（定員：10人）

小学校在学中の支援の必要な児童に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための療育訓練を実施する。また、その児童の自立を促進するために、放課後等の居場所づくりのための場を提供する。

主に1階ホールを使用し、グループによる療育をメインに行っている。

B. 事業の流れ

放課後等デイサービス事業のフロー

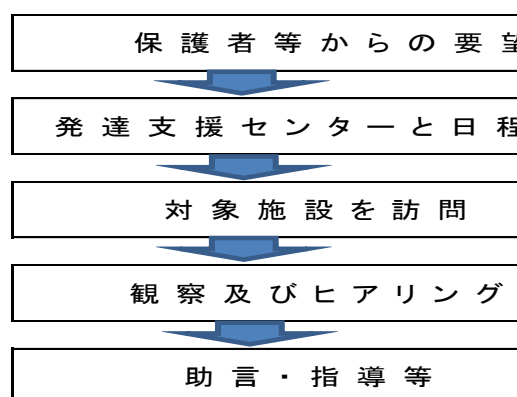


④保育所等訪問支援事業（18歳未満の児童が対象）

A. 事業概要

集団生活における児童の特徴について、保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が要望された施設へ行き、対象児童の集団生活での状況を確認し、担任の先生等も交えて指導・助言等を行い、集団生活に適応できるようにする。

保育所等訪問支援事業のフローチャート



⑤外来訓練事業（2歳以上の就学前児童が対象）

A. 事業概要

通常通園（児童発達支援事業）に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児を対象に、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づき、専門的な訓練を必要とする幼児に対して、必要な訓練を提供する（おおむね1時間程度）。

B. 事業の流れ

市に利用申請があった場合、幼児の名前、さくらシート（支援シート）の有無の確認、訓練を希望する日時の確認等を行い、調整した日時に発達支援センターにおいて幼児にあった訓練を行う。実施する専門訓練は、言語聴覚療法（ST）、作業療法（OT）、理学療法（PT）、心理療法である。

⑥親子通園事業（未就園の幼児とその保護者が対象）

A. 事業概要（定員：5組程度）

心身の発達に特別な配慮が必要な幼児及びその保護者等に対して、相談支援事業の見立てに基づいて、小グループに分け、プログラム（遊び）を通して、幼児の状況、集団での状態を観察すると同時に、保護者等に対して幼児との関わり方、遊び方等を知ってもらう。

B. 事業の流れ

市に利用申請があった場合、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行い、調整した日時に対象幼児と共に保護者等に発達支援センターへ来ていただき、集団での活動を行う。

⑦巡回指導（巡回相談）

A. 事業概要

保育施設等の職員からの要望に応じて専門職員が対象施設へ訪問し、今後の対応等について指導・助言する。

B. 事業の流れ

保育施設等の職員からの要望に応じて、事前に日時、場所、対象児童の状況、指導・助言を希望する事項等について調整後、専門職員が訪問する。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、職員の気になること等を観察し、担任の先生等のヒアリングを行った上で、指導・助言等を行う。

⇒平成27年度より、市内9カ所の学童保育所へ巡回を開始している。

その他の施設については、現在関係機関と調整中。

(5) 各事業の成果、課題及び今後の展望について

①各事業の成果及び課題について

各事業とも利用率は大幅に上昇しており、地域の障害児支援に大きく寄与していると考えられる。しかし、定員を超える利用希望もあることから、待機している方への支援等について、今後の課題となっている。また、保育所等訪問支援事業については、利用率が極端に低いため、事業内容の周知をより一層行う必要がある。

②今後の展望について

開設後約3年を経過し、事業の安定的な運営が可能となっている。しかし、「きらり」の認知度向上に伴い、利用希望者数も大幅に増加しているため、受入枠及び待機者への支援等について検討する必要がある。

また、「きらり」が蓄積した知識やノウハウを発信していく機会を今以上に増やすことで、地域全体の理解・啓発に貢献していくことが求められる。

(5) 委員からの意見

Q. 部屋の機能は充足しているが、数がやや少ないと感じた。広汎性発達障害に対し、どの程度の支援ができているのか。

A. 外来訓練は100名を超えており、その中の3分の1ほどは、知的に問題

はないものの、幼稚園等において集団行動ができない等の問題がある児童である。このことについて、巡回ではないものの、幼稚園等から連絡があれば連携し、支援を行う者に対する研修も行っている。また、放課後等デイサービスに通う児童 50 名のうち、20 名ほどについても同様であるが、支援の内容については保護者の理解も含めて課題がある。

Q. 療育の効果により、通常学級に通うようになった児童はどれほどいるか。

A. 通園に通う児童は、その大半が特別支援学校へ進学しているが、幼稚園、保育園に通いながら外来訓練を受けていた児童の多くは、通常学級に通っている。また、外来訓練に通う児童の半分以上が放課後等デイサービスにつながっている。

Q. 療育の成功率は高いと推察する。1 日の見通しスケジュール等があることにより、児童も落ち着くと考えるが、支援の手法につき学校との連携はとれているのか。

A. 教育委員会とも協議し、学校との間で会議を開催するところまでは進んでおり、教員も相談に来ている。しかし、課題について一緒に取り組むというところまでは進んでおらず、これから進めていきたいと考えている。

Q. 職員の数はどれほどか。

A. 正規職員については、11 名ほどおり、現場には、通園部門に 7 名、放課後等デイサービスに 3 名職員がついている。また、臨床心理士は 10 名、作業療法士が 5 名おり、1 日に 2 人程度の配置となっている。その他、言語聴覚士が 2 名、理学療法士が 1 名でいる。

Q. 理学療法士は 1 名で十分なのか。

A. 十分である。また、人財確保も困難である。

Q. 放課後等デイサービスのクラス分けはどのようにしているのか。

A. 曜日によってある程度タイプを分けており、通常学級に通う児童と支援学級に通う児童は同時には見ていない。支援学級に通う児童は小集団に慣れているが、通常学級に通う児童は集団行動が困難である等、抱えている課題が異なることによる。

Q. サービスの待機は多くあるのか。

A. 放課後等デイサービスについて、週のほとんどを当施設で利用したいと

いう保護者もおり、待機がある状態である。また、親子通園においても、乳児の段階から預けている保護者もおり、現段階でこれ以上の受け入れができない状態であるが、保育園、幼稚園、または通園部門へのつなぎとなる段階に当たるため、多くの待機がいる。

Q. 本市では、外来訓練を受けられるのが2カ月に1回程度という実態があるが、小金井市では、どれほどの頻度で受けられるのか。

A. 小金井市でも、以前外来訓練の待機が発生し、その解消が大きな課題であった。現在、月3回程度の外来訓練を受けることができるが、幼稚園へ行くために欠席するというケースも多くあり、対応について考えなければならぬと感じている。

Q. 公立保育園等に対して、療育の考え方等の周知、啓発は行っているか。

A. 保育所等訪問支援事業や、園との個別の相談の中で行っている事例はあるが、定期的な巡回は困難である。そのため、当施設において、専門職向けに年4回程度、市民向けに年2回程度の研修を行っている。また、支援者である幼稚園、保育園の職員向けの研修も年2回程度行っている。

Q. 作業療法の中で、重視しているトレーニングは何か。

A. 感覚統合を中心に行っている。

Q. 施設面での困りごとはないか。

A. 玄関の奥に待合スペースが必要であったと感じている。また、職員室が不足しており、容易に相談ができないため、必要な報告が伝わらなかったというケースもある。現在は、テレビモニターにおいて1、2階の様子を常時確認しながら対応している。その他、個人情報の管理に当たって、個人のカルテの収納場所に困っている。市民との意見交換会を18回にわたり開催して立ち上げた施設であるが、当初は自立生活支援課が中心ではなかったこと、時期的な問題から、意見交換会の前にはすでに大筋の設計ができていたことが要因の一つではないかと感じている。

Q. 相談支援シートは活用しているか。また、活用にあたって工夫している点はあるか。

A. 市民との意見交換の内容に基づき、「さくらシート」を作成、活用しており、当施設を利用する際には、必ず渡している。保護者にとっては相談の

度に一から話をする必要がなく、有益であると考えているが、従来からの手法を尊重しているために「さくらシート」を使用しない学校や事業所もあり、さらに浸透を図っていく必要がある。当施設では、「さくらシート」、発達検査の結果、支援計画等を1冊のファイルにして保護者に渡し、活用を促している。

Q. 本市でも相談支援ファイルがあるが、児童が特別支援学級と普通学級の双方に在籍した場合、教員間でも連携がうまく図れていない。施設間の情報共有のツールとなることを望むが、学校が預かってしまうなど、効果的に機能していないと感じている。小金井市では、「さくらシート」は基本的には保護者が保管しているのか。

A. 基本的には保護者の保管としている。

(6) 所感

小金井市では、児童発達支援センターを新設するに当たり、庁内関係課で構成されるプロジェクトチームによる検討のほかに、全18回の発達支援意見交換会の中で直接市民と意見交換を行い、現在の「きらり」の事業の根幹となる「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」を策定した。当委員会は、実際に「きらり」の現地を視察したが、マジックミラーやカーテンなど、細部にわたるまで工夫が凝らされ、訓練室等各部屋の機能としても充実しているとの印象を受けた。しかし、一方で職員室の不足により、各職員間で即座に相談、連携がとりにくい環境にある、待合スペースがない等の施設面の課題についても確認したところである。これは、設立当初は保育課が中心となって取り組みを行っていたこと、市民との意見交換の前には、施設の実施設設計が概ねできあがっていたことによるという。

専門職の数は充実しており、外来訓練を経て通常学級に通えるようになった児童も多いと推察される。各事業とも大幅に利用率が向上しており、地域の児童の発達支援に大きく貢献していると考えられるが、その分待機も増えており、今後の対応について検討が必要であるとのことである。また、児童発達支援にかかる知識やノウハウの理解・啓発を進めるべく、当センターの主催により様々な主体に対して研修会を実施しており、市における児童発達支援の拠点として

の意気込みが感じられた。

先述のように、事業に当たる上で施設面での使いづらさもあること、また、途切れのない支援に向けた教育機関等との連携については、まだまだ発展途上であるといったことが現場の感想として述べられ、成果とともに課題も確認することができた視察となった。本市においても、あけぼの学園の移転整備に当たっては、平成 27 年 11 月定例月議会における請願の採択もあり、あけぼの学園を利用する保護者等の意見も聞きながら事業が進められている。利用者等の声に最大限応えることに加え、小金井市を初めとした他自治体における取り組みの成果や課題も踏まえて事業に取り組んでいく必要があると考える。今回の視察で確認できた成果や課題も参考に、新しいあけぼの学園が、本市の児童発達支援の拠点として、児童、保護者にとってよりよい施設となるよう今後の議論を深めていきたい。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○本市の国民健康保険特別会計については黒字であると聞いているが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることから、保険料は県全体で同一となるのか。

⇒議員 財源は県全体で同一となるが、保険料については、医療費水準や所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金が決定されるほか、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を提示することとなっているため、市町によってバラつきは出てくるものと考えている。

○公立幼稚園の新保育料への移行について、現在幼稚園に在園している児童の保護者に対してどのように説明を行っているのか。また、これから新年度以降に幼稚園入園を希望している児童の保護者に対してはどうか。

⇒議員 在園児の保護者に対しては、担当部局が各園に出向いて、説明を行っている。また、新年度以降の入園を希望する児童の保護者に対しては、現在、新保育料への移行及びその施行時期について、8月定例会議での議論を経て決定される旨のお知らせ文を作成し、周知を図っている状況である。

○新年度以降に公立幼稚園を希望している児童の保護者のほとんどが、保育料が変更になるということを知らない状況であると感じている。保育料については、保護者の選択にも影響を及ぼすと考えることから、広報等を使うなど、担当部局からの積極的な情報発信が必要である。もう少し丁寧な市民対応を心がけてほしい。

⇒議員 担当部局がどの程度の説明、周知を行っているのか、詳細までは確認ができていない。今後、委員会の中でも本件の広報の手法についても改めて調査・検討していきたい。

【シティ・ミーティング】

(今回は、質疑応答形式ではなく、2グループに分かれて意見交換を行った。)

グループAにおいて出された主な意見

- 新しく介護保険・日常生活支援総合事業が開始されるが、単価の設定など、財政的に均衡のとれた持続可能な仕組みが構築できるよう努めてほしい。
- 市の高齢者施策に関する周知が不足していると感じる。三重西や下野で地域包括ケアシステム構築に向けた重要な取り組みが行われているのであるから、もう少しきめ細かな周知に努めるべきである。介護・高齢福祉課で発行している「高齢者施策のあらまし」等についても全戸配布してもよいのではないか。また、行政だけでなく、住民側からも高齢者福祉に係る施策や制度を積極的に発信することが必要である。地域の長寿会の総会に出前講座を招致する等の手段も有効であるとする。
- 介護保険・日常生活支援総合事業の開始により、今後、民間事業者や地域の住民組織等の多様な主体がサービスを提供していくことになるが、サービスの立ち上げの支援のみでなく、事業を継続するための支援にももう少し力を入れてほしい。5年先、10年先を見据えた制度設計が行政には求められる。また、事業者にとっても、利用者にとっても、従来のサービスからどのように変わるのか理解し切れず戸惑っている。スピード感を持った周知が必要であるとする。
- 普段介護に携わっていない立場であれば、いざ自分の身に降りかかった時に、どこに相談をすればよいのかが分からない。介護が必要という状況に直面しなければ高齢者福祉のことについて考えが及ばないという面もある。周知も必要であるとするが、市民も自ら情報を得る努力をしなければならないとする。
- 民生委員が一人暮らしの高齢者宅等を訪問することもあり、民生委員が一つの情報源となっているが、成り手が少なくなっている。
- 公民館でのお茶会等に在宅介護支援センターの方が入ってもらうこともある。在宅介護支援センターや民間事業者と地域社会とのつながりが必要である。
- 大学生をはじめ、若い世代は、日常的に地域社会とのつながりが薄い状態であると感じている。
- 民間企業で、福祉施設向けの機械を開発しているが、介護予防等の取り組みを継続していくためには、楽しさが必要であるとする。エンターテインメント性を持たせて介護予防につなげていくことが重要である。

- 以前鈴鹿市に住んでいたが、現在よりも地域のつながりが強く、その結果として祖父母の認知症の進行を抑制することができた。地域住民が交流し合い、繋がり合うことが重要であり、ひいてはそれが脳の活性化にもつながる場合もあると考える。地域で集まる場のPRも進めていくことが必要である。
- 情報発信については、スーパーや病院等の民間事業者の協力も得ながら行うことが必要であるとする。

グループBにおいて出された主な意見

- 地域包括ケアシステムの構築が進められる中、市はふれあいいきいきサロンの設立を推進している一方、ふれあいいきいきサロン推進事業補助金については、予算額の関係で上限があり、地区でサロンが複数できた場合は補助金を分散されるなど、使いにくいシステムとなっていると感じる。また、サロンの開催が最低でも4回必要である、補助対象が分かりにくいなど、交付要件が複雑かつ厳しいものであり、実績報告等の手続きも非常に煩雑である。税を使う以上やむを得ない部分もあるが、もう少し市民を信用した運用をお願いしたい。
- 三重県身体障害者総合福祉センターでは、車椅子リフトバスを運行しているが、市においても高齢者や障害者の利用しやすい福祉車両の導入を検討してほしい。
- 障害者手帳を所持していなくても、年齢を経るごとに歩行が難しくなる高齢者も多い中、地区市民センターのホール等はほとんど2階にあるのが現状であり、階段を上るのが困難であるために地区の集会等への出席をあきらめる人もいると聞いている。センターへのエレベーターの設置を進めるなど、バリアフリー化にも重点的に予算を投じる必要があると考える。高齢者は事実上の障害者であると考えてほしい。
- 今年度新しく三浜文化会館が開館するが、磯津からは当館を経由するようなバス路線がない。高齢者は、主に買い物のできる場所、病院、人の集まる場所へ行きたいものとするが、そのようなところへ行けるようバス路線の見直しを求める声もある。
- 高齢者の中には、転倒等で体が動かなくなったことから急速に認知症が進行したという人もいる。認知症の対策をしたいが体が動かずに外へ出られないという人のためのサポートをもう少し行っていくべきではないか。
- 以前川越町に住んでいたが、高齢者が在宅であれば老人会等の誘いがあるなど、自ら動かなくても地域や町からのサポートがあった。しかし、本市に転居後は、親の介護が必

要であったものの、地域からは何も情報を得ることができず、自ら情報を集めに行くことが必要であったため、もう少しサポートがあればよかったと感じた。

- 高齢者が認知症であることを家族が隠す傾向にあると考える。家族で抱え込んでしまうことで、かえって地域のサポートを得られにくくなっているのではないか。
- 認知症は家族の問題という認識があったが、自治会等に公にしていく方がより安全で手助けもしてもらえると感じた。また、障害者だけでなく高齢者も多くの問題を抱えているため、積極的に行政がサポートしてほしい。
- 介護が必要な時に気軽に助けを求められないことが家族を追い詰め、介護殺人等の問題も発生していると考えます。行政は、地域を信用し、地域コミュニティで支え合いのできる体制の構築に努めてほしい。

【議会報告会】

○待機児童も多い状況であるが、特別養護老人ホーム等の空きを待っている高齢者も多いので、その対策にも積極的に取り組んでほしい。また、三重団地等では、道路から自宅の敷地に入る際、ほとんどが階段であり、車いすの通行が困難である。そのような場所のバリアフリー化に向け、貸付金や補助金を設けることも検討してほしい。

⇒議員 意見として承る。

○本市の学童保育は民設民営であるが、議員としてはどのような運営が望ましいと考えるか。

⇒議員 各議員によって考え方は異なる。また、民間での学童保育所の開設に当たり、学校の空き教室等を利用することも、子供たちが移動しやすいというメリットはあるものの、その是非は地域によって考え方が異なると考える。個人的には民設民営が悪いとは思っていない。

○放課後等デイサービスについて、市内36カ所の運営形態はどうなっているのか。

⇒議員 36カ所の放課後等デイサービス事業所は、民間による運営であり、市、県より補助を受けて運営している。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、全校に常駐しているのか。

⇒議員 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、常駐が望ましいという意見が議会でも出ており、国においても重点配置に向けた予算の拡充がなされている。しかし、現状、常駐はされていない状況であり、有資格者も少ない状況であることから、今後の課題であると考えます。

【シティ・ミーティング】

グループAにおいて出された主な意見

○幼稚園、保育園における緊急時の避難について、日中に津波等の災害が発生した場合、園単独での対応は困難であると考えられるため、近隣の中学校や高校と連携し、普段から合同で避難訓練するなどの取り組みが必要ではないか。

○中学生の子を持つ親の立場では、中学生、高校生と連携して保育園、幼稚園の園児が移

動するのは危険であると感じる。

- 防災対策について、ハード面で対応できない部分をソフト面でどのようにカバーするのか、地域、行政が真剣に考えなければならない。地域防災の枠組みの中で幼稚園、保育園の園児の命を守ることも重要であると考えるが、特に私立幼稚園、私立保育園の園児を地域、行政でどのように見守るかという視点が抜けているのではないかと感じているので、今後、検討してほしい。
- 開かれた学校づくりについて、学校の運営に参画しているような一部の方を除き、保護者にとって学校は遠い存在に感じている。
- 登下校時の見守り隊が組織されている地域もあるが、そのような組織がない地域においては、子供たちは、地域住民の見守りの目がない中で下校する必要がある。子供が危険な行動をしても、地域住民に会うこともなく、声掛けをされることもない状況であるため、地域住民の意識向上を図るとともに、地域への働きかけを積極的に行う必要があると考える。
- 放課後の校庭の開放について、自由に入れる学校もあれば、様々な規制のある学校もあるなど、地域によってルールが異なっている。ルールがどのようになっているか、市民にも周知してほしい。

グループBにおいて出された主な意見

- 四日市市民総ぐるみ総合防災訓練が河原田小学校で9月に実施され、自衛隊等も参加するなど、非常に大規模で市民にとって有益なものと感じたが、住民の防災意識については個々によって差があるため、防災意識の向上に努めたいと考える。
- 自治会では、災害が発生した際の学校側の対応について、ほとんど把握していない。自治会、学校間でももう少し情報共有をする必要があると感じており、地域と学校との積極的な連携について、行政が音頭をとって進めてほしい。
- 以前大雨特別警報が発令された際、地域の方が河原田小学校に避難をしてきたが、鍵が開いていなかった。緊急時に備え、避難所の鍵を地域に預けているが、いざ対応が必要となった際にどのように動けばよいのか把握していなかったことが原因と考える。実際に災害が起こった際に直ちに対応できるよう、地域と学校との連携にもう少し力を入れるべきである。
- 港中学校では、防災訓練に際し、中学生が炊き出しを行っている。また、楠地区では津

波への意識が強く、避難訓練の際に、保育園児の移動を中学生が助けてくれるなど、中学校が積極的に防災対策に努めている。このような連携が各地区でできればよいと考える。

- 今後、小中学校において、普通教室へのエアコンの整備が進められることとなるが、防災機能の向上の観点からも、スピード感を持って進めてほしい。
- 災害発生時、全ての地域住民が避難所に入るとは限らない。この観点から、各学校への太陽光発電の設置を進め、学校だけでなく地域の電力も賄うといったことも考えるべきではないか。

【議会報告会】

○朝明中学校の移転建替に係る調査検討事業について、報告はないのか。

⇒議員 今定例月議会中に示された朝明中学校移転建替基本構想（案）については、教育委員会の最終案であり、正式に決定したものではない。今後、新市長と教育委員会が協議の上方針が決定され、議会に対しても説明があると聞いている。それを踏まえて、2月定例月議会で議案等の提出があれば、その際に報告したいと考えている。

○塩浜西保育園、塩浜幼稚園について、認定こども園となった際の保育料はどのようになるのか。また、将来の公立による運営は保障されているのか。

⇒議員 保育料については、保育所所属（2・3号認定）の場合、保育園の料金が、幼稚園所属（1号認定）の場合は幼稚園の料金が適用される。

⇒議員 地方においては、幼稚園、保育園を就学前教育と捉える考え方が進んでおり、国においても就学前教育の無償化が検討されている。また、認定こども園については、永久的に公立による運営が保障されているわけではないと考えている。

⇒議員 少子化が進む中、今後も幼稚園同士や幼保の統合の動きはあると考えるが、障害児保育等、公立園の果たすべき役割はあるため、公立による運営はある程度存続していくと考えている。

○塩浜の認定こども園について、保育園、幼稚園に対して申し込みをするのに実際入園するのはこども園というのは違和感がある。市からは、認定こども園化について、議会の議決を経なければ何も説明できないと聞いており、幼稚園保育料の変更の際と同様に、利用者が後回しとなることに納得がいかない。もう少し、市民や利用者を大切にする市政をお願いしたい。

○認定こども園の公立による運営は、法律上保障されたものではないが、塩浜西保育園、塩浜幼稚園の認定こども園化に係る説明会において、公立による運営とするため問題ないとの説明を行っていた。このことが確実に担保されるよう議会からもチェックをお願いしたい。

⇒議員 意見として承る。

○塩浜小学校のスクールシャトルバスについて、本年9月に廃止されているが、旧三浜小学校の学区から塩浜小学校まではかなりの距離があり、平成29年度新入生の下校時に対応できるのか。また、保護者への過度の負担とならないか。

⇒議員 スクールシャトルバスについては、三浜小学校の廃校に伴い、それまでと逆方向への登校が必要となる児童を通学路に慣れさせるため、安全対策が整うまでの間運行していたものである。地元自治会、PTA、学校が協議の上、様々な問題を解決する目途がたったため、保護者と学校が引き続き見守り活動を行うことを確認した上で、本年9月の廃止に至っている。また、学校に対して、教職員による朝の登校時や下校時の見守り活動について継続して要望しているほか、事業者の車両が多く通る地域であるため、周囲の事業所に対し、生徒の登下校時等の安全対策について啓発していただくようお願いしている。

○霞ヶ浦緑地テニス場について、競輪の本場開催の際の青少年に与える影響をどのように考えているか。また、その際の駐車場の確保はどうか。

⇒議員 競輪場の本場開催はほとんどがナイターとなっており、電話やインターネットによる車券の販売など、その場に来なくても競輪が楽しめる工夫も行っていることからピーク時に比べて駐車台数は減少している。当テニス場は、旧オーストラリア館跡地に建設予定であり、議会からの意見も受けて、当初の設計よりも駐車場の台数は増えている。今後、野球場も新しく整備されるため、それも含めた駐車場の整備計画が必要であると考え。また、隣接する霞ゆめくじらの駐車場確保も必要であり、今後は様々な角度から車の動線計画を立てる必要がある。

⇒議員 競輪の本場開催に当たって青少年に与える影響については、委員会では議論されていないため、国体やインターハイの開催に向けてソフト面の対策についても議論していきたい。

○四日市ドームについて、現状でも駐車場が少なく、様々な行事が重なった場合は車をとめることができない実態がある。シャトルバスの運行や借地による駐車場の増設などの検討をお願いしたい。

⇒議員 国道23号から四日市ドーム側へ入る手前に空き地があり、現在も車がとめられている実態があるが、そこを駐車場として位置付け、整備することを要望している。

また、周辺企業も、イベント開催時には協力いただけることを確認している。

○霞ヶ浦緑地テニス場については国体やインターハイに向けて整備されるものと理解しているが、三滝テニスコートもある中で、大会終了後においても多くの利用者があることを見込んだ上で整備を行うのか。

⇒議員 今回の整備に当たっては、テニスコートの今後の活用について、四日市テニス協会とも協議しながら進められている。インターハイで連覇する選手を輩出するなど、本市のテニスのレベルが上がっている状況において、インターカレッジが開催できる程度の会場の整備となっており、今後も大きな大会の誘致を考えている。

【シティ・ミーティング】

グループAにおいて出された主な意見

○肢体不自由児の就学に際し、学校にエレベーターの設置を要望したところ、教育委員会からは、エレベーターの設置については過度な財政負担に当たり、新築及び改築の際の設置としているため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点からも手すりやスロープ、階段昇降機での対応としたいとの回答があった。しかし、どの地区にどのような障害のある児童が住んでいるかは行政は早期に把握しているはずであるから、新築、改築にかかわらず設置の必要性のある部分から順に対策を行うべきではないか。また、行政は、障害者差別解消法における合理的配慮を盾にしているのではないかと感じている。

○階段昇降機での対応について、実際には使い勝手の悪さから、教員が生徒を抱いて階段を上ることが多いようである。このような実態は、子供がある程度成長した段階で自尊心を傷つけることにつながるのではないか。

○あけぼの学園との間でトラブルとなり退園となったが、その後に相談できるところがなく、孤立してしまったことから、行政の限界を感じた。

○朝日町や菰野町では、学校へのエレベーターの設置が進んでおり、本市は遅れていると考える。世間を見ても階段昇降機の設置が合理的とは感じておらず、学校は必ず通わなければならない施設であるという観点からも、そのバリアフリー化に早期に取り組む必要があるのではないか。対策が進まないのは、財政力の問題ではなく、どこに投資するかという問題であると考えます。

○バリアフリーとは、障害の有無にかかわらず誰でも利用できるという観点である。エレ

ベーターの設置については、一定の初期投資は必要であるものの、その投資により児童一人が恩恵を受けるのではなく、周囲も幸せになれると考える。将来を見据えた投資をお願いしたい。

- 本市はあけぼの学園があるため、療育においては恵まれていると思われるが、他の事例と比較すればそれほど療育レベルは高くないと感じる。
- バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方はまだ一般には浸透しておらず、当事者側から意識啓発してかなければならないと感じるが、学校でのバリアフリーについて、教育委員会が現状で十分対応していると考えていることは、行政の意識の低さの表れではないか。
- 現在、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営が推進されている中、もう一步踏み込んで、障害者の視点も加味した取り組みを進めてほしい。
- 障害者雇用についてなかなか進展していない状況下、行政だけでなく、議員においても企業に対して障害者雇用に向けた働きかけを行ってほしい。

グループBにおいて出された主な意見

- あけぼの学園の移転整備工事の箇所については、非常に交通量が多いため、交通事故防止の観点から交通車両の出入りや日曜・祝祭日の工事の有無等、詳細について知らせしてほしい。また、現場の近くに住む住民には特にていねいに工事の内容について説明してほしい。
- あけぼの学園の移転建替に際して、現在の学園の所在地の有効活用についても併せて考えていく必要があるのではないか。
- 新しいあけぼの学園は、隣の北勢きらら学園及び医療機関と共に災害時の拠点となると考えるが、発達障害等に対する偏見も今なお残っている。療育施設については、地域から隔離されているようなイメージがあるため、新しいあけぼの学園においては、地域と連携した運営を行うことが重要であると考えます。
- 障害のある児童についても、幼児期から通常の集団で育つことにより、周囲が当該児童の姿を受け止めることができるようになり、大人も育つと感じている。地域・社会の中で障害のある児童と一緒に育てていくという観点が重要であると考えます。
- 親は、自分の子供に障害があるという事実を隠す傾向にあると感じており、地域との連携については一朝一夕にはいかないのではないかと感じる。

- 健常者からも障害者に対してどのように接すればよいのか分からない面がある。障害者に対して普段どのように関わればよいのか、行政が先導してPRしていく必要があると考える。
- 学校のように、地域への開放を目指している施設もある中で、地域の人にあけぼの学園を理解してもらうため、年に数回地域との交流行事を行うのが効果的ではないか。
- 高齢となり、地域の寺社仏閣へ行くことも困難となっており、地域におけるバリアフリー化が必要と感じる。
- 自分の子供に「障害者」というレッテルを張られることを恐れ、障害者手帳の発行に躊躇する保護者もいる。新しいあけぼの学園の運営においては、子供を育てるという観点に加えて、親を育てる観点から、障害のある子供を持つ親同士がつながる機会を作ってほしい。
- 親が高齢となったときに、障害のある子供をどのように見守るのかという観点からの施策も必要と考える。
- 幼稚園、保育園のあそび会・あそぼう会について、参加は自由であるものの、住所・氏名の記載が必要である等、手続きが煩雑である。もう少し気楽に利用できるようにしてほしい。
- 国民健康保険高齢受給者証と被保険者証については用紙は別となっており、サイズも異なっている。これについて、サイズを統一し、1枚にまとめることができれば経費の節減になるのではないか。

【議会報告会】

○成年後見サポート事業について、市として積極的に周知すべきであると考え。健康福祉部と市民文化部が連携し、地域の集会等に出向いて資料を配付するだけでも効果があるのではないかと考える。また、出前講座も有効と考える。

⇒議員 同様の思いである。これまで弁護士や行政書士等の専門職が成年後見を担ってきたが、今後の需要の増加に備え、国の制度改正により、一定の研修を修了した市民も市民後見人となることが可能となった。この育成・活用が今後の本市の課題と考えている。当事業は、これまで社会福祉協議会の事業であったが、法改正により市が主体的に行う事業となるため、出前講座も含め、市民文化部とも密に連携をとって推進できるよう後押ししていきたい。

○中心市街地活性化施策の一環として、庁舎東側における新しい図書館の建設が検討されているが、教育民生常任委員会にとっても重要な課題と考える。市民不在で進められているのではないかと危惧するが、意見を聞きたい。

⇒議員 市民にとっては大変関心の高いテーマであると考え。2月定例会議会においては、中心市街地拠点施設整備事業費として予算が上がっており、総務分科会において審査されている。庁舎東側スペースを活用して複合施設を整備した場合、どのような施設ができるのかを調査するものであるが、これにより新しい図書館の場所が決定するというものではないと聞いている。図書館の場所については、市民の間でも、議会においても様々な意見があるため、今後の行政からの提案を受け、議会として意見を出し合いながら最善の方向性を導き出すことになると考える。

○通学路の安全対策について、通学路への防犯カメラの設置はどのようになっているか。また、通学路の危険箇所等を示したマップ等は作成しているのか。

⇒議員 通学路交通安全施設整備事業費の対象には、防犯カメラの設置は含まれていないが、防犯カメラの設置については別途補助金を設けており、危険と思われる箇所について自治会を通して要望を上げれば、設置に係る補助を受けられる可能性がある。

⇒議員 通学路に防犯カメラを設置する場合、児童生徒だけでなく、多くの人が映ること

になり、プライバシーの面で配慮が必要となる。このため、本市では、条例を制定し、防犯カメラの適正な設置とその運用方法について規定している。

⇒議員 浜田小学校や港中学校においては、PTAが通学路の危険箇所等を示したマップを作成し、PTAの広報誌に掲載している。

○第2子以降子育てレスパイトケア事業における一時保育の無料券交付について、一時保育の実施園が少なく、また受け入れ可能人数に限りがある中、受け入れを断るケースも多い。また、一時保育について、主に利用登録制をとっており、空きがあるから即座に受け入れできるということにはならない。そうしたことも当事業の利用が少ない原因の一つではないかと考えるが、無料券の交付に際して保護者にどのような説明を行っているのか確認してほしい。また、なかなか一時保育の受け入れが難しい中、利用を産後6か月までの間としていることも使いにくさに繋がっているのではないか。

⇒議員 第2子以降子育てレスパイトケア事業については、出生届の提出の際に案内を行っているほか、広報よっかいちや市ホームページにおいても周知を行っている。しかし、初年度の利用が少なかったという状況において、現場の受け入れ体制といった根本部分から事業のあり方を考えなければならないと考える。現場の実情について、いただいた意見を執行部に伝え、よりよい制度となるよう議論していきたい。

○小学校のトイレについては、地域の大人も利用するが、高齢者が増えている状況において、膝や腰の痛みから和式の使用が困難な大人も多くいる。また、大人が使用するには便器が小さいため、洋式化を進めるとともに、大人にとっても使いやすいトイレとなるよう見直してほしい。

⇒議員 意見として承る。

○本会議の傍聴によく行くが、傍聴席から議論の内容が聞き取りにくいいため、傍聴環境の改善に心がけてほしい。

⇒議員 傍聴環境については同様の意見が多いため、その改善に向けて取り組みを始めるところである。

○中学校給食検討会より提言が出て1年が経過するが、この1年間で中学校給食庁内基本

構想策定委員会は数回の開催にとどまっているとのことである。提言をベースに、さらに議論を前進させているものと期待していたが、実際にはどのような内容が話し合われたのか。今後、2年にわたって基本構想・基本計画が策定される予定となっているが、少しでも早く、より質の良い中学校給食が実現できるよう努めてほしい。

⇒議員 中学校給食検討会より平成28年3月に提言がなされたが、即座に食缶給食に舵を切るといふことにはならなかった。そのような中、前市長が食缶給食への移行を表明し、平成29年度当初予算で調査費が計上されるに至ったのが平成28年度の流れである。より良い中学校給食をなるべく早期に実現したいとの思いは同様であるが、食缶給食の導入については、自校調理方式や共同調理場方式等様々な実施方式が考えられ、それぞれに対応すべき課題や予算額が異なるために拙速な判断はすべきでない。精査には一定の時間を要すると考えるため、ご理解いただきたい。

⇒議員 実施方式については、以前楠地区で導入されていた“なかよし給食”という手法も考えられ、様々な検討が必要となる。食缶給食の実現までの間にできることとして、平成28年度においては、特定の学校で、現行のデリバリー給食の全員喫食の日を設け、生徒全員が一緒のものを食べる環境に慣れさせるための取り組みを行った。食缶給食の導入までは、今後もできることは何でもしていくという姿勢で臨みたいと考える。

【シティ・ミーティング】

グループAにおいて出された主な意見

- 学校現場では、転落防止のために窓を全開にできず、夏は非常に暑い状況が続いている。空調設備工事は平成31年度に行うとのことだが、学校間で差が出ないように早期に整備をしてほしい。
- 学童保育について、本市は民設民営で行っているが、全国的な傾向を見ても、学校の空き教室等の積極的な活用が必要である。例えば、八郷地区では空き教室を活用した効率的な学童保育の運営ができているため、こうした事例をモデルとして全市に広げていくべきではないか。
- 学童保育所は、保育園のように保護者が選択できないため、そのような点も考慮した取り組みが必要である。
- 少子化傾向に伴い、学童保育に対する市の負担が少なくなり、その分保護者の負担が大

きくなっていると感じている。保護者の負担も勘案し、学童保育に対する市の予算をより充実させるべきではないか。

- 小中学校のバリアフリー化について、児童生徒に焦点が当たっているが、教員の怪我への対応が必要な場合もあり、このような観点からもユニバーサルデザイン化に向けた環境整備を進めるべきである。
- 小中学校のバリアフリー化、エレベーターの設置について、積極的に訴えている人がおり、具体的にどの学校に求められるのかある程度分かる状況であることから、児童生徒が自由に校内を移動できるよう、スピード感を持って整備を進めてほしい。
- 障害者にとってのバリアとは、健常者の視点からでは分からないこともあるため、その点も勘案してバリアフリー化に取り組んでほしい。
- 今後のインターハイ、国体の開催に向けて、各小中学校としても機運を高めていくべきではないか。

グループBにおいて出された主な意見

- 中心市街地活性化の一環として、庁舎東側への新しい図書館の設置が検討されているが、図書館が教育委員会や教育民生常任委員会から離れて議論をされており、箱物整備に重点が置かれ、良いものはできないと考える。図書館員については様々な意見を持つ人がいるため、図書館や教育委員会の専門的知見を活かし、今一度図書館のあり方を考えてほしい。
- 他市町においては、商業施設と市立図書館が複合となっている施設もあり、それもひとつのあり方ではないかと考える。
- 新しい図書館について、広く市民の意見を聞くとのことだが、出た意見を政策にどう反映するのか定めたルールはない。意見の反映が偏ってはいけませんが、市民意見の取扱いについて定めることでより公平な施策展開に繋がると考える。
- 市民意見の聴取について、取りうる手法は様々であるが、現在のように中心市街地活性化施策の一環として図書館を検討するのは、すでにバイアスのかかったような手法に感じられる。このような手法は改めるべきではないか。
- 現在、エレベーターの設置されていない市内小中学校の肢体不自由児の昇降に際しては、階段昇降機の使用が基本となっているが、実際には移動に時間がかかるため、各階に車いすを配置し、教員が児童を抱いて昇降しているという場合が多いという現状を理解し

てほしい。

- 県内他市においては、肢体不自由児の保護者の働きかけにより、改修の優先順位を繰り上げエレベーターの設置に至ったという事例も聞いているため、積極的な働きかけをお願いしたい。
- 教育委員会に対しては何度もエレベーター設置の要望を行っており、教育委員会としても把握しているはずであるが、設置できない理由を探しているようにも感じており、もう少し助けてほしいという思いである。
- 4月より橋北こども園の運営がスタートするが、議員においても視察を行い、0歳から5歳までの児童の生活に適した施設となっているか見極めてほしい。その上で、子供の命を守るためにも改善すべき点があるのであれば、早急に改善すべきである。特に、こども園部分のトイレは1カ所のみであること、2階にある保育室への階段での昇降について、不安がある。
- 通学路の安全対策は、教育委員会と都市整備部において行っているが、これは無駄もあると考えるため、年数をかけてでも一本化してほしい。また、防犯カメラの設置に関して、維持管理についても補助制度を設けてほしい。
- 幼稚園について、全室にエアコンを設置してほしい。